九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 3 章　国立大学法人九州大学の発足

第 1 節　国立大学法人九州大学の発足

751　九州大学学則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学学則

平成 16 年度九大規則第 1 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　組織等（第 3 条～第 17 条）
第 3 章　役員、職員等（第 18 条～第 26 条）
第 4 章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第 27 条～第 30 条）
第 5 章　委員会等（第 31 条～第 37 条）
第 6 章　教授会等（第 38 条～第 40 条）
第 7 章　雑則（第 41 条）
附則

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

【学教法第 52 条】

（自己評価等）

第 2 条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

第 2 章　組織等

（学部）

第 3 条　本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第 53 条】【大学設置基準第 4 条】

学　部	学　　科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	総合薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2　学科（教育学部及び法学部にあっては、学部）に、別に規則に定めるところにより、学科目（医学部保健学科にあっては、講座）を置く。

【大学設置基準第 7 条－第 9 条】

3　学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成 16 年度九大規則第 2 号）で定める。

（大学院）

第 4 条　本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。

【学教法第 62 条】

2　本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。　【学教法第 65 条第 1 項】

3　本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。　【学教法第 65 条第 2 項】

第 5 条　本大学院に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 66 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。　【学教法第 66 条】

第 6 条　前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府

にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。　【大学院設置基準第６条】

学　府	専　　攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
比較社会文化学府	日本社会文化専攻、国際社会文化専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、発達・社会システム専攻、空間システム専攻
法学府	基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻、政治学専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻、地球惑星科学専攻、生物科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻、環境社会医学専攻、医科学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	医療薬科学専攻、創薬科学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械科学専攻、知能機械システム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻、電子デバイス工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻、遺伝子資源工学専攻

備考
　各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第 4 条第 3 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

2　各専攻に、別に規則で定めるところにより、講座を置く。

3　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。

6　学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）で定める。

第 7 条　第 5 条の本大学院に置く研究院は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該研究院にそれぞれ同表の右欄に掲げる部門を置く。

研　究　院	部　　門
人文科学研究院	哲学部門、歴史学部門、文学部門
比較社会文化研究院	環境変動部門、社会情報部門、文化空間部門
人間環境学研究院	人間科学部門、教育学部門、都市・建築学部門
法学研究院	基礎法学部門、公法・社会法学部門、民刑事法学部門、国際関係法学部門、政治学部門、実務法学部門
経済学研究院	経済工学部門、産業・企業システム部門、国際経済経営部門、産業マネジメント部門
言語文化研究院	言語科学部門、文化情報学部門
理学研究院	物理学部門、化学部門、地球惑星科学部門、生物科学部門
数理学研究院	数学部門、数理科学部門
医学研究院	基礎医学部門、先端医療医学部門、臨床医学部門、分子生命科学系部門、医学教育学部門
歯学研究院	歯学部門
薬学研究院	医療薬科学部門、創薬科学部門

工学研究院	化学工学部門、応用化学部門、材料工学部門、建設デザイン部門、環境都市部門、海洋システム工学部門、地球資源システム工学部門、エネルギー量子工学部門、機械科学部門、知的機械システム部門、航空宇宙工学部門
芸術工学研究院	環境計画部門、人間生活システム部門、視覚情報部門、音響部門、芸術情報部門、応用情報部門
システム情報科学研究院	情報理学部門、知能システム学部門、情報工学部門、電気電子システム工学部門、電子デバイス工学部門、超伝導科学部門
総合理工学研究院	融合創造理工学部門、物質科学部門、エネルギー理工学部門、エネルギー環境共生工学部門、流体環境理工学部門
農学研究院	生物資源開発管理学部門、植物資源科学部門、生物機能科学部門、動物資源科学部門、農業資源経済学部門、生産環境科学部門、森林資源科学部門、遺伝子資源工学部門

2　各部門に、別に規則で定めるところにより、講座を置く。

（附置研究所）

第 8 条　本学に、研究所を附置する。

2　前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

【学教法第 61 条】

附置研究所	目　　的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究

3　各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（病院）

第 9 条　医学部、歯学部及び生体防御医学研究所に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。　【大学設置基準第 39 条】

2　病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（附属図書館）

第 10 条　本学に、附属図書館を置く。　【大学設置基準第 36 条】

2　附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（健康科学センター）

第 11 条　本学に、健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生等の健康管理及び体育指導に関する専門的業務を行うための施設として、健康科学センターを置く。

2　健康科学センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（情報基盤センター）

第 12 条　本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤センターを置く。

2　情報基盤センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学内共同教育研究施設）

第 13 条　本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。　【学教法第 61 条】

(1)　生物環境調節センター
(2)　熱帯農学研究センター
(3)　石炭研究資料センター
(4)　アイソトープ総合センター
(5)　中央分析センター
(6)　留学生センター
(7)　総合研究博物館
(8)　システム LSI 研究センター
(9)　宙空環境研究センター
(10)　韓国研究センター
(11)　医療系統合教育研究センター
(12)　高等教育総合開発研究センター
(13)　超伝導システム科学研究センター
(14)　感性融合創造センター
(15)　産学連携センター
(16)　超高圧電子顕微鏡室
(17)　特殊廃液処理施設
(18)　西部地区自然災害資料センター
(19)　電離気体実験施設
(20)　大学史料室
(21)　量子線照射分析実験施設
(22)　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

(23)　アジア総合研究センター
(24)　アドミッションセンター
(25)　水素利用技術研究センター

2　各学内共同教育研究施設の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学部等の附属施設）

第 14 条　次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院及び附置研究所に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。

【大学設置基準第 39 条】

学　部　等	附　属　施　設
農学部	農場、演習林
人間環境学府	発達臨床心理センター
理学府	臨海実験所
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、動物実験施設
工学研究院	環境システム科学研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター
生体防御医学研究所	遺伝情報実験センター、感染防御研究センター
応用力学研究所	力学シミュレーション研究センター、炉心理工学研究センター

2　各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。

（機構）

第 15 条　本学に、特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、機構を置く。

2　前項の機構は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該機構の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

機　　構	目　　的
全学教育機構	(1) 学部教育に係る全学教育の企画及び実施 (2) 21 世紀プログラムの企画及び実施 (3) 教職課程の企画及び実施
高等研究機構	(1) 学術研究の将来戦略等の策定 (2) COE 形成に相応しい多様な研究グループの組織化の推

	進 (3) 全学的視野に立った研究所、学内共同教育研究施設等の研究組織のあり方等の検討
産学連携推進機構	(1) 産学連携のための研究協力及び学術交流の推進 (2) 共同研究成果の技術移転の推進 (3) ベンチャー・ビジネスを指向した研究開発及び人材開発の推進
国際交流推進機構	(1) 学術の国際交流の推進 (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受け入れ等の推進 (3) アジアの総合研究等の推進

3　各機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（推進室等）

第 16 条　本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2　前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目　　的
教育改革推進室	教育改革を機動的及び積極的に推進し、教育の高度化、個性化、活性化に資すること。
研究戦略企画室	戦略的研究企画を機動的及び積極的に推進し、研究の活性化、高度化、個性化を図ること。
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
知的財産本部	知的財産の創出、取得、管理及び活用を総合的及び戦略的に実施するとともに、産学官連携を推進し、教育研究の活性化に資すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
大学評価情報室	評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関すること。
新キャンパス計画推進室	新キャンパス計画の推進を支援すること。
安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。

3　前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第 17 条　本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。【大学設置基準第 41 条】

2　本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3　前 2 項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第 3 章　役員、職員等

（役員）

第 18 条　国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 10 条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事 8 人以内及び監事 2 人を置く。【法人法第 10 条】

第 19 条　総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。【学教法第 58 条】【法人法第 11 条】

第 20 条　理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。【法人法第 11 条】

第 21 条　監事は、本学の業務を監査する。【法人法第 11 条】

（職員）

第 22 条　本学に、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。【学教法第 58 条】

（副学長）

第 23 条　本学に、総長の定めるところにより、その職務を助けるため、副学長若干人を置く。

2　副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。【学教法第 58 条】

（総長特別補佐）

第 24 条　本学に、総長の定めるところにより、総長の指定した職務を助けるため、総長特別補佐若干人を置く。

2　総長特別補佐は、教授のうちから総長が指名する。

（部局長等）

第 25 条　学部、学府、研究院、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター及び情報基盤センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2　部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3　部局長の選考手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

4　各部局に、部局長を補佐する副部局長を置くことができる。

5　部局に置かれる学科、専攻及び部門に、それぞれ学科長、専攻長又は部門長を置くことができる。

（施設長等）

第 26 条　学内共同教育研究施設に長（以下「施設長」という。）を置く。

2　施設長は、第 13 条第 2 項に規定する規則の規定により選考された者とする。

3　施設長は、当該学内共同教育研究施設の業務を掌理する。

4　各学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。

第 4 章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議

（役員会）

第 27 条　本学に、法人法第 11 条第 2 項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。　【法人法第 11 条】

2　役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（経営協議会）

第 28 条　本学に、法人法第 20 条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。　【法人法第 20 条】

2　経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（教育研究評議会）

第 29 条　本学に、法人法第 21 条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。　【法人法第 21 条】

2　教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（総長選考会議）

第 30 条　本学に、法人法第 12 条第 2 項から第 6 項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。　【法人法第 12 条】

2　選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第 5 章　委員会等

（委員会等）

第 31 条　本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第 32 条　本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、予算管理委員会を置く。

第 33 条　本学に、自己点検・評価に関する重要事項を審議するため、自己点検・評価委員会を置く。

第 34 条　本学に、管理運営等に係る全学的な重要事項を審議し、又は全学の連絡調整を行うため、部局長会議を置く。

第 35 条　本学に、入学試験に関する重要事項を審議するため、入学試験審議会を置

く。

第 36 条　本学に、学生の厚生補導に関する重要事項を審議するため、学生委員会を置く。

第 37 条　第 31 条から前条までに規定する委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第 6 章　教授会等

第 38 条　部局（病院及び附属図書館を除く。）に、当該部局の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。　【学教法第 59 条】

第 39 条　学内共同教育研究施設に、当該施設の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、運営委員会等を置く。

第 40 条　教授会及び第 13 条第 1 項第 1 号から第 15 号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成 16 年度九大規則第 8 号）で定める。

第 7 章　雑則

（雑則）

第 41 条　この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　法人法附則第 16 条第 1 項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成 16 年 4 月 1 日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。

3　前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和 46 年 4 月 8 日施行）等の規定によるものとする。

4　法人法附則第 17 条の規定に基づき、平成 15 年 9 月 30 日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。

5　前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成 5 年 4 月 1 日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。

6　第 13 条第 1 項に規定するシステム LSI 研究センターは平成 23 年 3 月 31 日まで、

宙空環境研究センターは平成 24 年 3 月 31 日まで、超伝導システム科学研究センターは平成 25 年 3 月 31 日まで存続するものとする。

7　第 14 条第 1 項に規定する人間環境学府附属の発達臨床心理センターは平成 17 年 3 月 31 日まで、工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成 20 年 3 月 31 日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成 23 年 3 月 31 日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成 19 年 3 月 31 日まで存続するものとする。

8　法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

752　九州大学学部通則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学学部通則

平成 16 年度九大規則第 2 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

目次

第 1 章　総則（第 1 条～第 6 条）
第 2 章　入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第 7 条～第 14 条）
第 3 章　教育課程、卒業の認定等（第 15 条～第 25 条）
第 4 章　退学、転学、留学及び休学（第 26 条～第 33 条）
第 5 章　表彰、除籍及び懲戒（第 34 条～第 37 条）
第 6 章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 38 条～第 42 条）
第 7 章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生（第 43 条～第 47 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第 2 条　修業年限は、4 年とする。

2　前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び歯学部の修業年限は、6 年とする。

【学教法第 55 条】

3　本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

4　前項の修業年限の通算については、各学部において、これを定める。

（在学期間の限度）

第 3 条　在学期間の限度は、8 年とする。

2　前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び歯学部の在学期間の限度は、12 年とする。

（定員）

第 4 条　各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。

（学年及び学期）

第 5 条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

【学教法規則第 44 条、第 72 条】

2　学期の区分は、各学部において定める。　【大学設置基準第 23 条】

（休業日）

第 6 条　休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学記念日　5 月 11 日

春季休業　4 月 1 日から 4 月 10 日まで

夏季休業　8 月 1 日から 9 月 30 日まで

冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで　【大学設置基準第 22 条】

2　臨時の休業日は、その都度定める。

3　前 2 項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第 2 章　入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

（入学の時期）

第 7 条　学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、各学部において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。　【学教法規則第 44 条、第 72 条】

（入学資格）

第 8 条　九州大学（以下「本学」という。）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者
(6)　大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 56 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

【学教法第 56 条、学教法規則第 69 条】

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、本学に入学させることができる。
(1)　高等学校に 2 年以上在学した者
(2)　中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に 2 年以上在学した者
(3)　外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に 2 年以上在学した者
(5)　文部科学大臣が指定した者
(6)　大学入学資格検定規程第 4 条に定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者で、17 歳に達したもの　【学教法第 56 条、学教法規則第 69 条の 4、第 69 条の 5】

（入学の出願）
第 9 条　入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）
第 10 条　前条の入学を志願する者については、選抜を行い、入学を許可すべき者を

定める。　【学教法規則第 67 条】

（再入学）

第 11 条　第 26 条の規定により退学した後、再び同一学部に入学を志願する者については、各学部の定めるところにより選考の上、再入学を許可することがある。

（転学部、転入学又は編入学）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する者については、各学部の定めるところにより選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することができる。

(1)　本学の学生で、転学部を志願する者

(2)　他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者

(3)　大学において単位（科目等履修生として修得した単位を除く。）を修得した者で、編入学を志願するもの

(4)　大学を卒業し、又は学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの

(5)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 56 条第 1 項に規定する者に限る。）で、編入学を志願するもの

（入学又は再入学等の手続）

第 13 条　第 10 条から前条までの規定により入学又は再入学、転学部、転入学若しくは編入学（以下「再入学等」という。）を許可されたこととされた者は、所定の期日までに、学籍票、所定の入学料その他所定の書類を提出しなければならない。

（再入学等における修業年限等の取扱い）

第 14 条　第 11 条及び第 12 条の規定により再入学等を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、各学部において定める。

2　前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の 2 倍とする。

第 3 章　教育課程、卒業の認定等

（教育課程）

第 15 条　各学部の教育課程は、全学教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2　前項の全学教育科目の履修については、別に定める。

3　第 1 項の教育課程及び卒業の認定については、各学部規則において定める。

（21 世紀プログラム）

第 16 条　各学部（医学部医学科及び歯学部を除く。）に、学部横断型の教育を行うための教育課程として、九州大学 21 世紀プログラムを置く。

2　九州大学21世紀プログラム及び当該プログラムの教育を受ける学生の卒業の認定については、前条第 3 項の規定にかかわらず、九州大学 21 世紀プログラムに関する規則（平成 16 年度九大規則第 89 号）により定める。

（単位の計算方法）

第 17 条　各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、各学部において定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、各学部において定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。【大学設置基準第 21 条】

2　前項の規定にかかわらず、各学部において、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学設置基準第 21 条】

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 18 条　各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。【大学設置基準第 28 条】

2　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。【大学設置基準第 28 条】

（休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 19 条　各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設における学修）

第 20 条　各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。【大学設置基準第 29 条】

（入学前の既修得単位等の認定）

第 21 条　各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位についても同様とする。【大学設置基準第 30 条】

2　各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。【大学設置基準第 30 条】

（本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の限度）

第 22 条　第 18 条から前条までの規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第 11 条及び第 12 条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて 60 単位を超えないものとする。この場合において、入学前の既修得単位等で第 15 条第 1 項に規定する全学教育科目の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30 単位を超えないものとする。【大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条】

（長期にわたる教育課程の履修）

第 23 条　学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、各学部の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。【大学設置基準第 30 条の 2】

（卒業）

第 24 条　第 2 条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者は、卒業者とし、これに卒業証書を授与する。【大学設置基準第 32 条】

2　前項の規定にかかわらず、本学の各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部を除く。）に 3 年以上在学した者で、各学部規則の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で履修修得したものは、卒業者とし、卒業証書を授与することができる。【学教法第 55 条の 3】

（学位の授与）

第 25 条　卒業者には、九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）の定めるところにより、学士の学位を授与するものとする。【学教法第 68 条の 2】【学位規則第 2 条】

第 4 章　退学、転学、留学及び休学

（退学）

第 26 条　学生が退学しようとするときは、学部長に退学許可願を提出し、その許可

を受けなければならない。

（転学）

第 27 条　他の大学に転学を志望する学生は、学部長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

（留学）

第 28 条　外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学部長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可を得て留学した期間は、第 2 条の修業年限に通算することができる。

（休学）

第 29 条　疾病又は経済的理由のため 2 月以上修学できない学生は、学部長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2　前項のほか、特別の事情があると認められたときは、総長は、学部長の申請により、休学を許可することができる。

第 30 条　疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、総長の承認を得て、休学を命ずることができる。

第 31 条　休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第 32 条　休学した期間は、在学期間に算入しない。

第 33 条　休学期間は、第 2 条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第 11 条又は第 12 条の規定により再入学等をした者の休学期間は、第 14 条第 1 項に規定する修業年限の年数を超えることができない。

第 5 章　表彰、除籍及び懲戒

（表彰）

第 34 条　学生に表彰に価する行為があったときは、総長が表彰することがある。

2　表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第 35 条　学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、総長の承認を得て、除籍することができる。

(1)　欠席が長期にわたるとき。

(2)　成業の見込みがないとき。

(3)　長期間にわたり行方不明のとき。

(4)　第 3 条又は第 14 条第 2 項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5)　第 33 条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

第 36 条　学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は除籍する。

(1)　入学料を納付すべき者が、所定の期日までに納付しないとき。

(2)　授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

（懲戒）

第 37 条　学生が、本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、総長の命により、学部長が懲戒する。

2　前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第 6 章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 38 条　入学を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第 39 条　入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学を許可しない。

3　入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

（授業料）

第 40 条　授業料は、所定の期日までに、納付しなければならない。

2　休学中の学生については、その期間中の授業料を免除する。

3　経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（寄宿料）

第 41 条　寄宿舎に入寮した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等）

第 42 条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年度九大会規第 12 号。以下「費用規程」という。）に定める。

第 7 章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生

（科目等履修生）

第 43 条　本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 44 条　本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第 45 条　他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生及び専修生）

第 46 条　学部において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生又は専修生として入学を許可することがある。

2　研究生及び専修生に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等）

第 47 条　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学し、平成 16 年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学通則（昭和 24 年 6 月 1 日施行）等の規定によるものとする。

別表（第 4 条関係）

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
文学部	人文学科	160	160	160	160	—	—	640
教育学部		50	50	50	50	—	—	200
法学部		200	260	260	260	—	—	980
経済学部	経済・経営学科	150	150	170 (10)	170 (10)	—	—	640 (20)
	経済工学科	90	90	90 (10)	90 (10)	—	—	360 (20)
	計	240	240	260 (20)	260 (20)	—	—	1,000 (40)

理学部	物理学科	59	59	60	60	—	—	238
	化学科	67	67	68	68	—	—	270
	地球惑星科学科	48	48	48	48	—	—	192
	数学科	54	54	55 (5)	55 (5)	—	—	218 (10)
	生物学科	49	49	54	54	—	—	206
	計	277	277	285 (5)	285 (5)	—	—	1,124 (10)
医学部	医学科	100	100	100	100	100	100	600
	保健学科	144	144	—	—	—	—	576
	計	244	244	100	100	100	100	888
歯学部	歯学科	55	55	55 (5)	55 (5)	55 (5)	60	335 (15)
薬学部	総合薬学科	80	80	80	80	—	—	320
工学部	建築学科	60	60	60	60	—	—	240
	電気情報工学科	158	158	160	160	—	—	636
	物質科学工学科	168	168	170	170	—	—	676
	地球環境工学科	150	150	150	150	—	—	600
	エネルギー科学科	99	99	100	100	—	—	398
	機械航空工学科	169	169	170	170	—	—	678
	計	804	804	810	810	—	—	3,228
芸術工学部	環境設計学科	38	38	38	38	—	—	152
	工業設計学科	48	48	48	48	—	—	192
	画像設計学科	38	38	38	38	—	—	152
	音響設計学科	38	38	38	38	—	—	152
	芸術情報設計学科	40	40	40	40	—	—	160
	計	202	202	202	202	—	—	808
農学部	生物資源環境学科	229	229	235	235	—	—	928
総　　計		2,541	2,601	2,497 (30)	2,497 (30)	155 (5)	160	10,451 (65)

（備考）

1　学生定員の（　）を付したものは３年次編入学定員で外数

2　外国人である学生は、定員外とすることができる。

753　九州大学大学院通則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学大学院通則

平成 16 年度九大規則第 3 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

目次

第 1 章　総則（第 1 条～第 8 条）
第 2 章　入学、転学等（第 9 条～第 17 条）
第 3 章　教育方法等（第 18 条～第 26 条）
第 4 章　修了要件及び学位授与（第 27 条～第 32 条）
第 5 章　退学、留学及び休学（第 33 条～第 36 条）
第 6 章　表彰、除籍及び懲戒（第 37 条～第 40 条）
第 7 章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 41 条～第 45 条）
第 8 章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第 46 条～第 51 条）
第 9 章　専門職大学院の教育方法等（第 52 条～第 58 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 6 条第 6 項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第 2 条　博士課程（医学系学府及び歯学府の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5 年とする。【大学院設置基準第 4 条】

2　医学系学府及び歯学府の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。【大学院設置基準第 32 条】

3　博士課程（医学系学府及び歯学府の博士課程を除く。）は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。【大学院設置基準第 4 条】

4　前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

5　第 3 項の前期 2 年及び後期 3 年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

6　修士課程の標準修業年限は、2 年とする。【大学院設置基準第 3 条】

7　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とすることができる。

【大学院設置基準第 3 条】

第 3 条　専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2 年とする。　【専門職大学院設置基準第 2 条】

2　法科大学院の標準修業年限は、3 年とする。　【専門職大学院設置基準第 18 条】

（在学期間の限度）

第 4 条　九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は 4 年、博士後期課程は 6 年、一貫制博士課程は 10 年とする。

2　医学系学府及び歯学府の博士課程は、8 年とする。

第 5 条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は 4 年とし、法科大学院における在学期間の限度は 6 年とする。

（定員）

第 6 条　各学府の学生の定員は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

（学年及び学期）

第 7 条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

【学教法規則第 44 条、第 72 条】

2　学期の区分は、各学府において定める。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準第 23 条】

（休業日）

第 8 条　休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学記念日　5 月 11 日

春季休業　4 月 1 日から 4 月 10 日まで

夏季休業　8 月 1 日から 9 月 30 日まで

冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで

2　臨時の休業日は、その都度定める。

3　前 2 項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第 2 章　入学、転学等

（入学の時期）

第 9 条　学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、各学府において、特に必

要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。　【学教法規則第 44 条、第 72 条】

（修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第 10 条　修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に定める大学を卒業した者

(2)　学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　学校教育法第 67 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7)　本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

【学教法第 67 条、学教法規則第 70 条】

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

(1)　学校教育法第 52 条に定める大学に 3 年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

【学教法第 67 条、学教法規則第 70 条の 6】

（博士後期課程の入学資格）

第 11 条　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　文部科学大臣の指定した者

(5)　本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

【学教法第 67 条、学教法規則第 70 条の 2】

（医学系学府及び歯学府の博士課程の入学資格）

第 12 条　医学系学府及び歯学府の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2)　外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者

(4)　文部科学大臣の指定した者

(5)　学校教育法第 67 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(6)　本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

【学教法第 67 条、学教法規則第 70 条】

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府及び歯学府の博士課程に入学させることができる。

(1)　大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

【学教法第 67 条、学教法規則第 70 条の 6】

（入学資格審査）

第 13 条　第 10 条第 1 項第 7 号、第 11 条第 5 号及び前条第 1 項第 6 号の入学資格審査の実施方法等については、各学府において、別に定める。

（入学の許可）

第 14 条　入学を志願する者については、考査の上、入学の許可又は不許可を決定する。本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学を志願する者についても同様とする。

2　考査の細部については、各学府において、別に定める。

（転学）

第 15 条　他大学の大学院に在学する者が、本大学院に転学を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2　前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する

本大学院の学府の長に提出するものとする。

3　第 1 項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

第 16 条　本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学願を提出するものとする。

2　学府長は、当該学府教授会において転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

（転学府及び専攻の変更）

第 17 条　本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2　前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。

3　第 1 項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

4　前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第 3 章　教育方法等

（授業及び研究指導）

第 18 条　本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

【大学院設置基準第 11 条】

2　本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準第 25 条】

3　本大学院の学府は、第 1 項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準第 25 条】

4　本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府において別に定める。

（授業科目の選定等）

第 19 条　履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2　各学府の定めるところにより、指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3　前項により修得した単位は、第 27 条から第 29 条まで、又は第 56 条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

（試験）

第 20 条　履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2　前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

（成績）

第 21 条　各授業科目の成績は、A、B、C 及び D の 4 種の評語をもってあらわし、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

2　合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3　不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 22 条　各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準 28 条】

2　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準 28 条】

3　各学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。【大学院設置基準第 13 条】

（休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修）

第 23 条　各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）

第 24 条　前 2 条の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第 15 条及び第 17 条に規定する転学等の場合を除き、合わせて 10 単位を超えないものとする。【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準 28 条】

（入学前の既修得単位の認定）

第 25 条　各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目

の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準 30 条】

2　前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第 15 条及び第 17 条に規定する転学等の場合を除き、10 単位を超えないものとする。【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準 30 条】

（長期にわたる教育課程の履修）

第 26 条　学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、各学府の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。【大学院設置基準第 15 条、大学設置基準第 30 条の 2】

第 4 章　修了要件及び学位授与

（修士課程の修了要件）

第 27 条　修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。【大学院設置基準第 16 条】

2　前項の場合において、学府が当該修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。【大学院設置基準第 16 条】

（博士課程の修了要件）

第 28 条　博士課程（医学系学府及び歯学府の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第 17 条】

2　大学院設置基準第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学

期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と、「3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)」とあるのは「3 年（修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。　【大学院設置基準第 17 条】

3　各学府において必要と認めるときは、第 1 項（前項の規定に基づき適用する場合を含む。）の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 70 条の 2 の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に 3 年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2 年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。　【大学院設置基準第 17 条】

5　各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府及び歯学府の博士課程の修了要件）

第 29 条　医学系学府及び歯学府の博士課程の修了要件は、医学系学府及び歯学府の博士課程に 4 年以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府及び歯学府の博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。　【大学院設置基準 32 条】

（学位論文等及び最終試験）

第 30 条　第 27 条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第 31 条　学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査し、決定する。

2　論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

（学位の授与）

第 32 条　修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位

規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。　【学校教育法第 68 条の 2、学位規則第 2 条】

2　前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第 27 条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第 5 章　退学、留学及び休学

（退学）

第 33 条　学生が退学しようとするときは、学府長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

（留学）

第 34 条　外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可を得て留学した期間は、第 27 条から第 29 条まで、又は第 56 条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

（休学）

第 35 条　疾病又は経済的理由のため 2 月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2　前項のほか、特別の事情があると認められたときは、総長は、学府長の申請により、休学を許可することができる。

3　疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学府長は、総長の承認を得て、休学を命ずることができる。

4　休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5　休学した期間は、在学期間に算入しない。

6　休学期間は、修士課程においては 2 年を、博士後期課程においては 3 年を、一貫制博士課程においては 5 年を超えることができない。

7　医学系学府及び歯学府の博士課程における休学期間は 4 年を超えることができない。

第 36 条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は 2 年を超えることができない。

2　法科大学院における休学期間は 3 年を超えることができない。

第 6 章　表彰、除籍及び懲戒

（表彰）

第 37 条　学生に表彰に価する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2　表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第 38 条　学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は、総長の承認を得て、除籍することができる。

(1)　欠席が長期にわたるとき。

(2)　成業の見込みがないとき。

(3)　長期間にわたり行方不明のとき。

(4)　第 4 条又は第 5 条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5)　第 35 条第 6 項若しくは第 7 項又は第 36 条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第 39 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は除籍する。

(1)　入学料を納付すべき者が、所定の期日までに納付しないとき。

(2)　授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

（懲戒）

第 40 条　学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、総長の命により、学府長が懲戒する。

2　前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第 7 章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 41 条　入学を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第 42 条　入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学を許可しない。

3　入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

（授業料）

第 43 条　授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

2　休学中の学生については、その期間中の授業料を免除する。

3　経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（寄宿料）

第 44 条　寄宿舎に入寮した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料

を免除することができる。

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等）

第 45 条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年度九大会規第 12 号。以下「費用規程」という。）に定める。

第 8 章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

（科目等履修生）

第 46 条　本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 47 条　本学において、学府で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第 48 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第 49 条　学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第 50 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2　特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等）

第 51 条　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第 9 章　専門職大学院の教育方法等

（授業等）

第 52 条　専門職大学院の教育は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、授業科目の授業その他の教育課程によって行うものとする。　【専門職大学院設置基準第 6 条】

2　専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第 8 条】

3　第 18 条第 2 項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第 9 条】

（成績評価基準等の明示等）

第 53 条　専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。　【専門職大学院設置基準第 10 条】

（履修科目の登録の上限）

第 54 条　専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。　【専門職大学院設置基準第 12 条】

（専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）

第 55 条　第 22 条（第 3 項を除く。）、第 23 条及び第 25 条第 1 項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第 24 条及び第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。　【専門職大学院設置基準第 13 条、第 14 条】

2　前項の規定にかかわらず、第 22 条（第 3 項を除く。）、第 23 条、第 25 条第 1 項及び第 58 条第 1 項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第 24 条及び第 25 第 2 項の規定にかかわらず、第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、合わせて 30 単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第 21 条、第 22 条】

（専門職学位課程の修了要件）

第 56 条　専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に

2 年以上在学し、専門職大学院（法科大学院を除く。）が定める 30 単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第 15 条】

2　法科大学院の修了の要件は、法科大学院に 3 年以上在学し、93 単位以上を修得することとする。　【専門職大学院設置基準第 23 条】

3　専門職大学院において、必要と認めるときは、前 2 項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第 57 条　専門職大学院は、第 25 条第 1 項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 67 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第 16 条】

（法科大学院の法学既修者）

第 58 条　法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 56 条第 2 項に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。　【専門職大学院設置基準第 25 条】

2　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第 25 条】

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 16 年 3 月 31 日に本大学院に在学し、平成 16 年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和 50 年 5 月 20 日施行）等の規定によるものとする。

別表第 1　（第 6 条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		修士課程		博士後期課程			
		1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	3 年次	

人文科学府	人文基礎専攻	16	16	8	8	8	196
	歴史空間論専攻	20	20	10	10	10	うち博士課程　112
	言語・文学専攻	20	20	10	10	10	博士後期課程　84
	計	56	56	28	28	28	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	24	24	20	20	20	220
	国際社会文化専攻	26	26	20	20	20	うち修士課程　100
	計	50	50	40	40	40	博士後期課程　120
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	16	16	7	7	7	322
	人間共生システム専攻	15	15	7	7	7	うち修士課程　190
	行動システム専攻	21	21	10	10	10	博士後期課程　132
	発達･社会システム専攻	23	23	11	11	11	
	空間システム専攻	20	20	9	9	9	
	計	95	95	44	44	44	
法学府	基礎法学専攻	12	16	6	8	8	232
	公法・社会法学専攻	10	14	5	7	7	うち修士課程　133
	民刑事法学専攻	15	21	7	11	11	博士後期課程　99
	国際関係法学専攻	16	12	4	6	6	
	政治学専攻	7	10	3	5	5	
	計	60	73	25	37	37	
経済学府	経済工学専攻	20	20	10	10	10	169
	経済システム専攻	27	27	14	14	—	うち修士課程　94
	（産業･企業システム専攻）	—	—	—	—	8	博士後期課程　75
	（国際経済経営専攻）	—	—	—	—	9	
	計	47	47	24	24	27	
理学府	基礎粒子系科学専攻	19	19	9	9	9	519
	分子科学専攻	30	30	14	14	14	うち修士課程　302
	凝縮系科学専攻	43	45	20	21	21	博士後期課程　217
	地球惑星科学専攻	34	34	16	16	16	
	生物科学専攻	24	24	11	11	16	
	計	150	152	70	71	76	
数理学府	数理学専攻	54	54	34	34	35	211
							うち修士課程　108
							博士後期課程　103

医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	40
	（分子生命科学専攻）	—	—	—	—	9	うち修士課程　40 博士後期課程　9
薬学府	医療薬科学専攻	30	30	14	14	14	188
	創薬科学専攻	25	25	12	12	12	うち修士課程　110
	計	55	55	26	26	26	博士後期課程　78
工学府	物質創造工学専攻	21	19	10	9	9	905
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	うち修士課程　528
	材料物性工学専攻	19	19	9	9	9	博士後期課程　377
	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	19	19	9	9	9	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械科学専攻	37	37	17	17	17	
	知能機械システム専攻	27	27	13	13	13	
	航空宇宙工学専攻	26	26	13	13	13	
	計	265	263	126	125	126	
芸術工学府	芸術工学専攻	70	78	20	20	20	216 うち修士課程　156 博士後期課程　60
システム情報科学府	情報理学専攻	23	23	9	9	10	384
	知能システム学専攻	27	27	12	12	12	うち修士課程　230
	情報工学専攻	29	29	13	13	13	博士後期課程　154
	電気電子システム工学専攻	19	19	9	9	9	
	電子デバイス工学専攻	17	17	8	8	8	
	計	115	115	51	51	52	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	17	17	17	556
	物質理工学専攻	37	37	17	17	17	うち修士課程　328 博士後期課程　228
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	16	16	16	

	環境エネルギー工学専攻	26	26	12	12	12	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	14	14	14	
	計	164	164	76	76	76	
生物資源環境科学府	生物資源開発管理学専攻	21	21	10	10	10	553 うち修士課程　322 博士後期課程　231
	植物資源科学専攻	27	29	14	14	14	
	生物機能科学専攻	22	22	11	11	14	
	動物資源科学専攻	17	17	8	8	8	
	農業資源経済学専攻	10	10	5	5	5	
	生産環境科学専攻	17	17	8	8	8	
	森林資源科学専攻	31	31	15	15	15	
	遺伝子資源工学専攻	14	14	6	6	9	
	計	161	161	77	77	83	
総　　計		1,370	1,383	641	653	679	4,726 うち修士課程 2,753 博士後期課程 1,973

（備考）

1　（　）を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。

2　外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第２　（第６条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府及び歯学府の博士課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員
		博士課程					
		１年次	２年次	３年次	４年次	５年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	38	38	—	—	—	76
医学系学府	機能制御医学専攻	25	25	25	25	—	508
	生殖発達医学専攻	10	10	10	10	—	
	病態医学専攻	19	19	19	19	—	
	臓器機能医学専攻	37	37	37	37	—	
	分子常態医学専攻	24	24	24	24	—	
	環境社会医学専攻	12	12	12	12	—	

	計	127	127	127	127	—	
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
総　計		208	208	170	170	—	756

（備考）　外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表 3　（第 6 条関係）（専門職学位課程）

学　府　名	専　　攻　　名	学生定員			収容定員
		専門職学位課程			
		1 年次	2 年次	3 年次	
法務学府	実務法学専攻	100	—	—	100
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総　計		165	65		230

（備考）　外国人である学生は、定員外とすることができる。

754　九州大学役員会規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学役員会規則

平成 16 年度九大規則第 4 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、役員会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　役員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　総長

(2)　理事

（議決事項）

第 3 条　総長は、次の事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならない。

(1)　中期目標についての意見（九州大学が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項

(2)　法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
(4)　学部、学府、研究院その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
(5)　その他役員会が定める重要事項

（議長）

第４条　役員会に議長を置き、総長をもって充てる。

2　議長は、役員会を主宰する。

（議事）

第５条　役員会は、構成員の３分の２以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　役員会の議事は、出席した構成員の４分の３以上の賛成をもって決する。

（構成員以外の出席）

第６条　役員会は、必要であると認めた者の出席を求め、議案に関する説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第７条　役員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、役員会の運営等に関し必要な事項は、役員会が定める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

755　九州大学経営協議会規則

（2004（平成16）年４月１日施行）

九州大学経営協議会規則

平成16年度九大規則第５号
施　行：平成16年４月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第28条第２項の規定に基づき、経営協議会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　総長
(2)　総長が指名する理事　５人

(3)　病院長

(4)　部局長（病院長を除く。）のうちから部局長会議において選出された者　6 人

(5)　役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命するもの　13 人

2　前項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、部局長としての任期の終期を超えることはできないものとし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第 1 項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。

4　第 1 項第 5 号の委員は、非常勤とする。

5　委員は、再任されることができる。

（審議事項）

第 3 条　経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　中期目標についての意見（九州大学が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、経営に関するもの

(2)　中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの

(3)　学則（法人法第 2 条第 8 項に規定するものをいう。経営に関する部分に限る。）、会計関係規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5)　組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6)　その他経営に関する重要事項

（議長）

第 4 条　経営協議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2　議長は、経営協議会を主宰する。

（議事）

第 5 条　経営協議会は、第 2 条第 1 項第 5 号の委員を含め、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第 6 条　経営協議会に、監事、委員以外の理事、総長特別補佐及び事務局長を出席させるものとする。

2　前項の者は、経営協議会において意見を述べることができる。

3　経営協議会は、第 1 項の者のほか必要であると認めた者の出席を求め、議案に関

する説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 7 条　経営協議会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第 8 条　この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営等に関し必要な事項は、経営協議会が定める。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

756　九州大学教育研究評議会規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学教育研究評議会規則

平成 16 年度九大規則第 6 号

施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 29 条第 2 項の規定に基づき、教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1)　総長（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 21 条第 2 項第 1 号の評議員）

(2)　理事（法人法第 21 条第 2 項第 2 号の評議員）

(3)　各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、教育学部長、各附置研究所長、病院長及び附属図書館長（法人法第 21 条第 2 項第 3 号の評議員）

(4)　総長が指名する総長特別補佐　2 人（法人法第 21 条第 2 項第 4 号の評議員）

(5)　各学部（教育学部及び法学部を除く。）の教授　各 1 人（法人法第 21 条第 2 項第 4 号の評議員）

(6)　健康科学センター長、情報基盤センター長及び高等教育総合開発研究センター長（法人法第 21 条第 2 項第 4 号の評議員）

(7)　センター群協議会Ⅰの議長又はセンター群協議会Ⅱの議長（法人法第 21 条第 2 項第 4 号の評議員）

2　前項第 5 号の評議員の任期は、2 年とする。ただし、評議員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第 1 項第 5 号の評議員は、各学部ごとに教授の互選によって選出するものとし、互選の方法については、各学部の教授会の定めるところによる。

（審議事項）

第 3 条　教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　中期目標についての意見（九州大学が法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）に関する事項（経営に関する部分を除く。）

(2)　中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）

(3)　学則（法人法第 2 条第 8 項に規定するものをいう。経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4)　教員人事に関する事項

(5)　教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6)　学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7)　学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8)　教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9)　部局長の解任に関する事項

(10)　その他教育研究に関する重要事項

（議長）

第 4 条　教育研究評議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2　議長は、教育研究評議会を主宰する。

（議事）

第 5 条　教育研究評議会は、評議員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員以外の出席）

第 6 条　教育研究評議会に、監事、評議員以外の総長特別補佐及びセンター群協議会Ⅰ又はセンター群協議会Ⅱの議長並びに事務局長を出席させるものとする。

2　前項の者は、教育研究評議会において意見を述べることができる。

3　教育研究評議会は、第 1 項の者のほか必要であると認めた者の出席を求め、議案に関する説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 7 条　教育研究評議会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

2　第２条第１項第３号の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、教育研究評議会が定める者を同号の評議員に加えることができるものとする。

757　九州大学部局長会議規則

（2004（平成 16）年４月１日施行）

九州大学部局長会議規則

平成 16 年度九大規則第 14 号

施　　行：平成 16 年４月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第１号）第 37 条の規定に基づき、部局長会議の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　部局長会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　九州大学の教育研究、管理運営等に係る全学的な重要事項に関すること。

(2)　全学の連絡調整に関すること。

(3)　経営協議会及び教育研究評議会の議案に関すること。

(4)　経営協議会の委員の選出に関すること。

2　部局長会議は、前項各号（第４号を除く。）の審議事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項の審議をするに当たっては、同表の右欄に掲げる委員会と称する。

事　　項	委　員　会
大学院の学府及び学部の教育に関すること。	教育審議会
全学教育機構の運営等に関すること。	全学教育機構委員会
産学連携の推進に関すること。	産学連携推進委員会
社会連携の推進に関すること。	社会連携推進委員会
国際交流に関すること。	国際交流委員会
情報政策に関すること。	情報政策委員会
広報に関すること。	広報委員会

情報公開に関すること。	情報公開委員会
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関すること。	セクシュアル・ハラスメント等防止委員会
キャンパス計画及び施設管理に関すること。	キャンパス計画及び施設管理委員会
安全衛生及び環境保全に関すること。	安全衛生・環境保全委員会
男女共同参画社会の推進に関すること。	男女共同参画推進委員会

3　前項の委員会の具体的な任務等については、規則で定める。

（組織）

第 3 条　部局長会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1)　総長

(2)　理事

(3)　総長特別補佐

(4)　各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、教育学部長、各附置研究所長、病院長、附属図書館長、高等教育総合開発研究センター長、情報基盤センター長、健康科学センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長

(5)　事務局長

（議長）

第 4 条　部局長会議に議長を置き、総長をもって充てる。

2　議長は、部局長会議を主宰する。

（議事）

第 5 条　部局長会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2　部局長会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第 6 条　部局長会議が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）

第 7 条　部局長会議に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第 8 条　この規則に定めるもののほか、部局長会議の運営等に関し必要な事項は、部局長会議において定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　当分の間、第 2 条に「九州大学」とあるのは「九州大学（九州大学医療技術短期大学部を含む。）」と、第 3 条第 4 号に「及びセンター群協議会Ⅱの議長」とあるのは「、センター群協議会Ⅱの議長及び医療技術短期大学部部長」と読み替えるものとする。

758　九州大学総長選考会議規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学総長選考会議規則

平成 16 年度九大規則第 7 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 12 条第 2 項に規定する総長選考会議の組織その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　総長選考会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　九州大学経営協議会規則（平成 16 年度九大規則第 5 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者で、経営協議会において選出されたもの　7 人

(2)　九州大学教育研究評議会規則（平成 16 年度九大規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 3 号及び第 5 号から第 7 号までに規定する者で、教育研究評議会において選出されたもの　7 人

2　前項に掲げる者のほか、総長選考会議の定めるところにより、総長又は理事を総長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、4 人以内とする。

（任期）

第 3 条　前条第 1 項各号の委員の任期は、2 年とする。ただし、経営協議会の委員又は教育研究評議会の評議員としての任期の終期を超えることはできないものとし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（権限）

第 4 条　総長選考会議の権限は、次に掲げるとおりとする。

(1)　総長の選考

(2)　総長の解任の申出

2　総長選考会議は、前項に掲げる事項に係る手続その他の必要な事項に関する規則を定める。

（議長）

第 5 条　総長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　議長は、総長選考会議を主宰する。

3　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

（事務）

第 6 条　総長選考会議に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（補則）

第 7 条　この規則に定めるもののほか、総長選考会議の議事の手続その他必要な事項は、総長選考会議の議長が定める。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

759　国立大学法人九州大学総長選考等規則

（2005（平成 17）年 3 月 1 日施行）

国立大学法人九州大学総長選考等規則

（平成 17 年 3 月 1 日総長選考会議決定）

（趣旨）

第 1 条　この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、九州大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う総長候補者の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第 2 条　総長候補者となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、次に掲げるものとする。

(1)　九州大学（以下「本学」という。）の総長（再任されることができる場合に限る。）、理事及び専任の教授

(2)　本学に所属する者以外の者

（選考時期）

第 3 条　選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総長候補者を選考する。

(1)　総長の任期が満了するとき。

(2)　総長が辞任を申し出たとき。

(3)　総長が欠員となったとき。

(4)　選考会議が解任の申出を行ったとき。

2　選考会議は、前項第 1 号の場合においては、任期満了の日の 2 月前までに選考を終了するものとし、同項第 2 号から第 4 号までの場合においては、文部科学大臣が

申出を受理した日又は欠員となった日から 1 月以内に選考を開始するものとする。

（選考手続）

第 4 条　総長候補者の選考は、経営協議会（以下「協議会」という。）及び教育研究評議会（以下「評議会」という。）からの候補者の推薦、学内意向投票及び選考会議における最終選考の手続により行う。

2　選考会議は、総長候補者の選考を行う場合は、選考日程を定め、当該日程を公示する。

（候補者の推薦）

第 5 条　選考会議は、協議会及び評議会に対し、それぞれ 5 人以内の候補者の推薦を求める。

2　協議会及び評議会の候補者は、重複することができる。

（候補者の選考）

第 6 条　協議会は、候補者の推薦に当たり、協議会の各委員により推薦された者のうちから、候補者を選考する。

2　前項の場合において、九州大学経営協議会規則（平成 16 年度九大規則第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの委員が推薦できる者は、第 2 条第 2 号に該当する者のみとする。

3　第 1 項の選考は、合議により行う。ただし、合議により候補者を決定することができなかったときは、協議会の委員による 2 名連記無記名投票を行い、有効投票を得た者のうちから得票順に候補者を決定することができる。

第 7 条　評議会は、候補者の推薦に当たり、本学の専任の教授、助教授、講師及び助手（以下「専任教授等」という。）の 20 人以上により推薦された者のうちから、候補者を選考する。

2　前項の選考は、評議会の評議員による 2 名連記無記名投票により行う。

3　前項の投票により有効投票を得た者のうちから得票順に候補者を決定する。

第 8 条　第 6 条第 1 項の協議会の各委員及び前条第 1 項の専任教授等の推薦は、別に定める推薦書の提出により行う。

第 9 条　第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項の選考日当日、自ら投票することができない委員又は評議員は、不在者投票を行うことができる。

第 10 条　協議会及び評議会の議長は、候補者を決定したときは、速やかに、その旨を候補者に通知しなければならない。

第 11 条　前条の候補者は、辞退することができる。この場合において、候補者は、決定された日の翌日から起算して 1 週間以内に当該候補者を選考した協議会又は評議会の議長に辞退する旨を申し出なければならない。

2　評議会の候補者が前項の規定により辞退したときは、評議会の選考において次位

となった者を得票順に補充することができる。

第 12 条　前条第 2 項により補充された者に係る通知及び辞退の取扱いについては、第 10 条及び前条第 1 項の規定に準じて行う。

2　前条第 2 項の規定により補充された者が、前項の規定により辞退した場合は、あらためて補充を行わない。

第 13 条　協議会及び評議会の議長は、候補者を確定したときは、速やかに、候補者に係る第 8 条の推薦書を添えて選考会議の議長に推薦しなければならない。

（所信）

第 14 条　選考会議は、協議会及び評議会から候補者の推薦があった場合は、速やかに、候補者に別に定める所信表明書及び履歴書の提出を求める。

2　所信表明事項は、本学の将来構想、教育・研究・社会貢献・国際貢献、大学運営等に関することとする。

（学内意向投票）

第 15 条　選考会議は、協議会及び評議会から推薦された候補者について、学内意向投票を行う。

2　選考会議は、学内意向投票を行うときは、あらかじめ、候補者の氏名を五十音順に公示するとともに、候補者の所信表明書及び履歴書並びに第 8 条に規定する推薦書並びに推薦機関（協議会又は評議会をいう。）を公開する。

3　学内意向投票の投票資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　総長及び専任の理事

(2)　専任の教授、助教授及び講師

(3)　事務・技術系職員のうち専任の課長補佐相当職以上の者

4　学内意向投票は、単記無記名投票により行う。

5　学内意向投票日当日、自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。

（投票管理委員会等）

第 16 条　学内意向投票は、選考会議が管理する。この場合において、選考会議に学内意向投票に関する事務を行うため投票管理委員会を置く。

2　投票管理委員会は選考会議の議長が指名した選考会議の委員から構成し、具体的な任務その他の必要な事項については、選考会議の議長が選考会議に諮って定める。

（最終選考の候補者及びその公示）

第 17 条　選考会議は、学内意向投票により有効投票を得た者のうちから得票順に 3 人を最終選考の候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、末位の者全てを候補者とする。

2　選考会議は、前項の規定により候補者を決定したときは、速やかに、当該候補者

の氏名を五十音順に公示する。

（最終選考）

第 18 条　選考会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席した選考会議において、総長候補者を決定する。

2　最終選考に当たっては、あらかじめ、選考会議において、前条第 1 項に規定する候補者に対しヒアリングを実施ずる。

3　最終選考は、合議により行う。ただし、合議により総長候補者を決定することができなかったときは、選考会議の委員による単記無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を総長候補者として決定することができる。この場合において、過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位 2 人について、再度、単記無記名投票を行い、過半数を得た者を総長候補者として決定する。

4　総長の再任が認められている場合で、総長が前条第 1 項に規定する候補者となっているときは、九州大学総長選考会議規則（平成 16 年度九大規則第 7 号）第 2 条第 2 項の委員は、前項に規定する合議及び投票に加わらない。

5　選考会議は、総長候補者を決定したときは、速やかに、総長に対し総長候補者の氏名を報告するとともに、総長候補者の選考理由に併せて、前条第 1 項に規定する候補者についての学内意向投票の結果を当該候補者の同意を得て公表する。

（選考会議委員の辞任）

第 19 条　選考会議の委員は、第 13 条の規定により候補者として推薦された場合には、当該委員の職を辞任する。

（解任の申出等）

第 20 条　総長選考会議は、総長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に総長の解任を申し出る。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2)　職務上の義務違反があるとき。

(3)　職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき。

(4)　その他総長たるに適しないとき。

2　協議会又は評議会は、総長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、選考会議に対して、解任の審査請求をすることができる。

3　選考会議は、第 1 項により解任の申し出をしようとする場合は、あらかじめ、総長に対し意見陳述の機会を与える。

（雑則）

第 21 条　この規則の改正は、委員の 3 分の 2 以上が出席した選考会議において、出席者の過半数の賛成を必要とする。

2　この規則に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、選考会議の議長が選考会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

760　国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則

（2005（平成 17）年 3 月 1 日施行）

国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則

平成 16 年度九大規則第 192 号

施　　行：平成 17 年 3 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学総長（以下「総長」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第 2 条　総長の任期は、6 年とする。ただし、総長が任期の途中において欠けた場合の後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。

（再任）

第 3 条　総長は、再任されることができない。ただし、前条ただし書の場合における後任の総長の任期が 3 年に満たないときは、当該総長は、1 回に限り再任されることができる。

附　則

1　この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後、国立大学法人九州大学総長選考等規則（平成 17 年 3 月 1 日総長選考会議決定）により最初に選考される総長（この規則施行の際現に総長である者を除く。次項において同じ。）の任期は、第 2 条本文の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までとする。

3　前項の総長は、第 3 条本文の規定にかかわらず、1 回に限り再任されることができる。

4　この規則施行の際現に総長である者は、第 3 条本文の規定にかかわらず、1 回に限り再任されることができる。この場合において、当該総長の任期は、第 2 条本文の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までとする。

761　九州大学理事の選考等に関する規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学理事の選考等に関する規則

平成 16 年度九大規則第 72 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、理事の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第 2 条　理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2　総長は、前項の規定により理事を選考するに当たっては、九州大学に所属する職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3　総長は、理事を選考したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（選考の時期）

第 3 条　理事の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1)　理事の任期が満了するとき。

(2)　理事が辞任を申し出たとき。

(3)　理事が欠員になったとき。

（任期）

第 4 条　理事の任期は、2 年とする。ただし、当該理事への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2　理事は、再任されることができる。

（解任）

第 5 条　総長は、理事が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 16 条の規定により理事となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。

2　総長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反があるとき。

3　前項に規定するもののほか、総長は、理事の職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その理事を解任することができる。

4　総長は、前 3 項の規定により理事を解任したときは、経営協議会及び教育研究評

議会に報告するものとする。

（雑則）

第 6 条　この規則に定めるもののほか、理事の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後、最初に任命される理事は、この規則に基づき選考されたものとみなす。

762　九州大学総長特別補佐の選考等に関する規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学総長特別補佐の選考等に関する規則

平成 16 年度九大規則第 73 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、総長特別補佐の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第 2 条　総長特別補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2　総長特別補佐は、本学の専任の教授の併任とする。

3　総長は、総長特別補佐を選考したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（選考の時期）

第 3 条　総長特別補佐の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1)　総長特別補佐の任期が満了するとき。

(2)　総長特別補佐が辞任を申し出たとき。

(3)　総長特別補佐が欠員になったとき。

（任期）

第 4 条　総長特別補佐の任期は、2 年とする。ただし、当該総長特別補佐への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2　総長特別補佐は、再任されることができる。

（解任）

第 5 条　総長は、総長特別補佐が次の各号のいずれかに該当するとき、その他総長特別補佐たるに適しないと認めるときは、その総長特別補佐を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反があるとき。

2　総長は、前項の規定により総長特別補佐を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（補則）

第 6 条　この規則に定めるもののほか、総長特別補佐の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後、最初に任命される総長特別補佐は、この規則に基づき選考されたものとみなす。

763　国立大学法人九州大学就業通則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

国立大学法人九州大学就業通則

平成 16 年度九大就規第 1 号

施　行：平成 16 年 4 月 1 日

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 4 条）
第 2 章　人事
第 1 節　採用（第 5 条－第 6 条）
第 2 節　職種及び職務（第 7 条）
第 3 節　異動（第 8 条－第 11 条）
第 4 節　休職（第 12 条）
第 5 節　退職及び解雇（第 13 条－第 22 条）
第 3 章　給与（第 23 条）
第 4 章　評価（第 24 条）
第 5 章　服務（第 25 条－第 30 条）
第 6 章　勤務時間、休日及び休暇等（第 31 条－第 40 条）
第 7 章　職員研修（第 41 条－第 42 条）
第 8 章　賞罰（第 43 条－第 46 条）
第 9 章　安全・衛生（第 47 条－第 53 条）
第 10 章　出張（第 54 条－第 55 条）
第 11 章　災害補償（第 56 条－第 58 条）
第 12 章　退職手当（第 59 条）

第 13 章　雑則（第 60 条）

附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この通則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義と適用範囲）

第 2 条　この通則において「職員」とは、次の各号に掲げる者で、本学に勤務するすべてのものをいう。

(1)　教員

(2)　事務職員

(3)　技術職員

(4)　教務職員

(5)　技能職員

(6)　労務職員

(7)　その他総長が必要と認める者

2　前項各号に掲げる者については、期間を定めて雇用し、又は期間を定めて短時間雇用することがある。

（遵守遂行）

第 3 条　本学及び職員は、ともにこの通則を守り、相協力して、業務の運営に当たらなければならない。

（適用除外）

第 4 条　管理監督の職務にある者については、この通則に定める勤務時間、休憩、休日、時間外勤務及び休日勤務に関する規定は適用しない。

第 2 章　人事

第 1 節　採用

（採用）

第 5 条　職員の採用は選考による。

2　職員は、採用の際、遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　健康診断書（本学指定の様式）

(2)　免許証、資格証明書、学業成績証明書及び卒業証明書のうち本学が指示するもの

(3)　その他本学が指示するもの

3　在職中に、前項各号の書類の記載事項のうち氏名及び現住所又は免許証及び資格証明書に異動があった場合は、速やかに、本学に届け出なければならない。

4　第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、事務職員、技術職員、教務職員、技能職

員及び労務職員（以下「事務・技術系職員」という。）の選考方法については、国立大学法人九州大学事務・技術系職員人事規程（平成 16 年度九大就規第 9 号。以下「事務・技術系職員人事規程」という。）で定める。

（試用期間）

第 6 条　新たに職員として採用した者（期間又は任期を定めて採用した者を除く。）については、採用の日から 3 月間を試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

2　試用期間中に職員とするに不適当と認められた場合は、解雇することがある。

第 2 節　職種及び職務

（職種及び職務）

第 7 条　教員の職種及び職務については、国立大学法人九州大学教員人事規則（平成 16 年度九大就規第 2 号。以下「教員人事規則」という。）に定めるところによる。

2　事務・技術系職員の職種及び職務については、事務・技術系職員人事規程で定める。

第 3 節　異動

（昇任及び降任）

第 8 条　教員の昇任及び降任については、教員人事規則に定めるところによる。

2　事務・技術系職員の昇任及び降任については、事務・技術系職員人事規程で定める。

（配置換）

第 9 条　職員は、業務上の必要により、配置換を命ぜられることがある。

2　前項の規定により配置換を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3　前 2 項に定めるもののほか、教員の配置換については、教員人事規則に定めるところによる。

（出向）

第 10 条　職員は、業務上の必要により、出向を命ぜられることがある。

2　教員の出向については、教員人事規則に定めるところによる。

3　事務・技術系職員の出向については、国立大学法人九州大学事務・技術系職員出向規程（平成 16 年度九大就規第 10 号）で定める。

（赴任）

第 11 条　職員は、異動に伴い住居変更を要するときは、発令の日から 7 日以内の必要な期間内に新任地へ赴任しなければならない。

第 4 節　休職

（休職）

第 12 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

(1)　第 37 条に規定する病気休暇が引き続き 3 月（結核性疾患の場合は 1 年）を超える場合

(2)　刑事事件に関し起訴された場合

(3)　学校、研究所、病院その他の本学が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導又は本学が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合

(4)　科学技術に関する国若しくは特定独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは特定独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であり、かつ、その職員の職務に関連があると認められるもので、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(5)　研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合で、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、かつ、本学の職務に従事することができない場合

(6)　我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(7)　人事交流協定等に基づき出向する場合

(8)　労働組合業務に専従する場合

(9)　水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10)　その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2　職員の休職期間、手続等については、国立大学法人九州大学職員休職規程（平成 16 年度九大就規第 11 号。以下「休職規程」という。）で定める。

第 5 節　退職及び解雇

（退職）

第 13 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

(1)　自己の都合により退職を願い出て承認された場合

(2)　第 15 条第 2 項に規定する日に至った場合

(3)　期間を定めて雇用され、その期間が満了した場合

(4)　休職規程第 3 条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合

(5)　本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合

(6)　業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合

(7)　その他退職事由が発生した場合

（自己都合による退職手続）

第 14 条　職員は、自己の都合により退職する場合は、退職を予定する日の少なくとも 30 日前までに、退職願を提出しなければならない。

（定年）

第 15 条　職員の定年は、60 歳とする。ただし、労務職員の定年については、63 歳とし、教員の定年については、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程（平成 16 年度九大就規第 12 号）で定める。

2　定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

3　病院長については、前 2 項の規定を適用しない。

（再雇用）

第 16 条　退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、再雇用することがある。

（解雇）

第 17 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇する。

(1)　成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2)　禁錮以上の刑に処せられた場合

2　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

(1)　勤務実績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがないと認められた場合

(2)　精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められた場合

(3)　勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職務を果たし得ないと認められた場合

(4)　職員としての地位を維持するのが適当でないと認められた場合

(5)　経営環境の悪化により、やむを得ず職員の減員が必要となった場合

(6)　その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3　解雇にかかる不服申立てについては、第 44 条に規定する懲戒にかかる不服申立てと同様の手続による。

4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、教員の解雇事由及びその手続については、教員人事規則に定めるところによる。

5　第 1 項から第 3 項までに定めるもののほか、事務・技術系職員の解雇事由に関し必要な事項は、事務・技術系職員人事規程で定める。

（解雇制限）

第 18 条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 81 条の規定により打切補償を支払い、又は労働者災害保障保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 19 条の規定によって打切補償を支払ったとみなさ

れるときは、この限りでない。

(1)　業務上の負傷又は疾病の療養のために休業する期間及びその後 30 日間

(2)　産前の職員が、国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成 16 年度九大就規第 25 号。以下「女性職員保護措置規程」という。）第 3 条第 1 項の規定により休業する期間

(3)　産後の職員が、女性職員保護措置規程第 4 条第 1 項の規定により休業する期間及びその後 30 日間

（解雇予告）

第 19 条　第 17 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合又は試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合は、この限りでない。

（退職後又は解雇後の責務）

第 20 条　職員は、退職後又は解雇された後も職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（退職後の営利企業への就職制限）

第 21 条　職員（教員を除く。第 3 項において同じ。）は、退職後 2 年間は、その退職前 5 年間に本学と密接な関係にあった営利企業に就職してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、本学が承認した場合は、この限りでない。

3　職員の営利企業への就職に関する承認手続等については、国立大学法人九州大学職員の営利企業への就職に関する規程（平成 16 年度九大就規第 13 号）で定める。

（退職時、解雇時等の証明）

第 22 条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、使用期間、業務の種類、業務における地位、給与、退職の事由又は解雇の理由についての証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

(1)　退職した場合

(2)　解雇又は解雇を予告された場合

2　前項の証明書には、職員の請求した事項のみを記入する。

第 3 章　給与

（給与）

第 23 条　職員の給与については、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成 16 年度九大就規第 14 号）で定める。

第 4 章　評価

（勤務評定）

第 24 条　職員の勤務成績について、評定を実施する。

第 5 章　服務

（誠実義務）

第 25 条　職員は、本学の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第 26 条　職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、相協力して、その職務を遂行しなければならない。

(2)　職場の内外を問わず、本学の名誉又は信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3)　職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(4)　常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5)　本学内で、選挙運動その他の政治的活動及び布教活動をしてはならない。

(6)　その他本学の秩序の維持の妨げとなる行為をしてはならない。

（職員の倫理）

第 27 条　職員は、常に本学の職員であることを自覚し、その倫理を保持しなければならない。

2　職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、国立大学法人九州大学倫理規程（平成 16 年度九大就規第 29 号）に定めるところによる。

（セクシュアル・ハラスメント等の防止）

第 28 条　職員は、セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為（この条において「セクシュアル・ハラスメント等」という。）をしてはならない。

2　セクシュアル・ハラスメント等を防止するための措置等については、国立大学法人九州大学セクシュアル･ハラスメント等防止規程（平成 16 年度九大就規第 30 号）に定めるところによる。

（兼業の制限）

第 29 条　職員は、あらかじめ総長の許可を得なければ、兼業をしてはならない。

2　職員の兼業に関し必要な事項については、国立大学法人九州大学職員兼業規程（平成 16 年度九大就規第 18 号）で定める。

（公職の取扱い）

第 30 条　職員が公職の選挙に立候補したとき、及び当選の告知後は、直ちに、本学

に届け出なければならない。

2　国務大臣又は地方公共団体の長に就任したときは、退職するものとする。

3　国会議員又は地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任することにより、業務遂行が困難と判断される場合は、退職するものとする。

第 6 章　勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間等）

第 31 条　職員の所定の勤務時間は、1 週間について 40 時間とする。

2　職員の 1 日の勤務時間は 8 時間とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻　8 時 30 分

終業時刻　17 時 15 分

休憩時間　12 時 15 分から 13 時 00 分まで

3　前項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務運営の都合により、予告の上、変更することがある。

4　休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3)　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

5　業務の都合により、所定の勤務時間を超えて時間外勤務をさせ、又は休日勤務をさせることがある。

6　前 5 項に定めるもののほか、職員の勤務時間等に関し必要な事項については、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年度九大就規第 19 号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）で定める。

（1 月単位の変形労働時間制）

第 32 条　職員に 1 月以内の一定期間を平均して 1 週間の勤務時間が 40 時間を超えない範囲内において、特定の週に 40 時間を超えて、又は特定の日に 8 時間を超えて勤務させることがある。

2　1 月単位の変形労働時間制については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（1 年単位の変形労働時間制）

第 33 条　職員に 1 月を超え 1 年以内の一定期間を平均して 1 週間の労働時間が 40 時間を超えない範囲内において、特定の週に 40 時間を超えて、又は特定の日に 8 時間を超えて勤務させることがある。

2　1 年単位の変形労働時間制については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（フレックスタイム制）

第 34 条　1 月以内の一定期間における総勤務時間をあらかじめ定めておき、その範囲

内で職員に始業及び終業の時刻の決定を委ねて勤務させることがある。

2　フレックスタイム制については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（専門業務型裁量労働制）

第 35 条　特定の専門業務の性質上、その業務の遂行手段及び時間配分を職員の裁量に委ね、実際の勤務時間にかかわらず、所定の勤務時間数を勤務したものとみなして勤務させることがある。

2　専門業務型裁量労働制については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（年次有給休暇）

第 36 条　職員は、1 年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）につき 20 日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、当該年の中途で新たに採用された職員又は当該年の中途で雇用期間が満了し退職することとなる職員は、当該年の在職期間に応じた年次有給休暇を受けることができる。

2　年次有給休暇の取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（病気休暇）

第 37 条　職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、病気休暇を受けることができる。

2　病気休暇の取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（特別休暇）

第 38 条　職員は、冠婚葬祭等につき、特別休暇を受けることができる。

2　特別休暇の種類、取扱いその他の必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（育児休業等）

第 39 条　職員は、3 歳に満たない子を養育するために、育児休業、1 日の勤務時間の一部について勤務しないことその他子の養育を容易にする措置（次項において「育児休業等」という。）を申し出ることができる。

2　育児休業等の対象者、手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員育児・介護休業規程（平成 16 年度九大就規第 20 号。次条第 2 項において「育児・介護休業規程」という。）で定める。

3　育児休業の適用を受ける者の業務を処理するため、期間を定めた雇用を行うことがある。

（介護休業等）

第 40 条　職員の家族で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護を要する者がいる場合は、介護休業、1 日の勤務時間の一部について勤務しないこ

とその他介護を容易にする措置（次項において「介護休業等」という。）を申し出ることができる。

2　介護休業等の対象者、期間、手続その他の必要な事項については、育児・介護休業規程で定める。

第 7 章　職員研修

（教員の研修）

第 41 条　教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2　教員の研修については、教員人事規則に定めるところによる。

（事務・技術系職員の研修）

第 42 条　事務・技術系職員には、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修を命ずることがある。

2　本学は、事務・技術系職員の研修機会の提供に努めるものとする。

第 8 章　賞罰

（表彰）

第 43 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。ただし、教員については、第 3 号の規定を適用しない。

(1)　業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合

(2)　業務上特に顕著な功績があった場合

(3)　永年勤続し、勤務成績が良好な場合

(4)　その他表彰に値する場合

2　職員の表彰については、国立大学法人九州大学職員表彰規程（平成 16 年度九大就規第 21 号）で定める。

（懲戒）

第 44 条　職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項の区分により懲戒処分を行うことがある。

(1)　この通則又は就業に関する諸規則及び諸規程に違反した場合

(2)　職務上の義務に違反した場合

(3)　故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(4)　正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合

(5)　刑事法上の重大な犯罪に該当する行為があった場合

(6)　重大な経歴詐称をした場合

(7)　本学の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合

(8)　その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2　懲戒の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　懲戒解雇　即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第 20 条に規定する手当を支給しない。

(2)　諭旨解雇　退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。

(3)　出勤停止　始末書を提出させるほか、1 日以上 6 月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4)　減給　始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。ただし、その額は 1 回の事案につき平均賃金の 1 日分の半額を限度とし、また、一給与支払期において複数の事案について減額する場合の総額は、当該給与支払期における給与総額の 10 分の 1 を限度とする。

(5)　戒告　始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。

3　職員が懲戒事由に該当する行為をした場合、第 1 項に定める懲戒処分を行うと決定されるまでの間、自宅謹慎を命ずることがある。この場合においては、労基法第 26 条に定める休業手当を支給する。

4　懲戒の手続、不服申立てその他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員懲戒等規程（平成 16 年度九大就規第 22 号。次条第 2 項において「懲戒等規程」という。）で定める。

5　前項に定めるもののほか、教員の懲戒の手続等については、教員人事規則に定めるところによる。

（訓告等）

第 45 条　前条の懲戒処分に至らない場合についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書等により訓告又は厳重注意（以下「訓告等」という。）を行うことがある。

2　前項に規定する訓告等の手続その他の必要な事項については、懲戒等規程で定める。

（損害賠償）

第 46 条　職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、前 2 条の規定による懲戒又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第 9 章　安全・衛生

（協力義務）

第 47 条　職員は、安全・衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令のほか、本学の指示を守るとともに、本学が行う措置に協力しなければならない。

（安全・衛生管理）

第 48 条　本学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

2　職員の安全・衛生管理については、国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成 16 年度九大就規第 23 号）で定める。

（安全・衛生教育）

第 49 条　職員は、本学が行う安全・衛生に関する教育を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第 50 条　職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又はその発生の恐れがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに緊急時の連絡体制に従って連絡し、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努めなければならない。

（安全・衛生に関する遵守事項）

第 51 条　職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　安全・衛生について、本学の命令、指示等を守り、実行すること。

(2)　常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3)　安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸設備の適正な使用に努めること。

（健康診断）

第 52 条　本学は、職員に対して、毎年定期に健康診断を行う。

2　前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時にこれを行うことがある。

3　職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。

4　本学は、健康診断の結果に基づき必要と認める場合には、職員に対して、就業の禁止、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

（女性職員の保護）

第 53 条　女性職員は、産前産後等につき、保護措置を受けることができる。

2　女性職員の保護措置に係る事項については、女性職員保護措置規程で定める。

第 10 章　出張

（出張）

第 54 条　職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2　職員は、正当な理由なく出張命令を拒むことはできない。

3　出張が終了したときは、その結果を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

（旅費）

第 55 条　前条の出張に要する旅費に関する手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学旅費規程（平成 16 年度九大就規第 31 号）に定めるところによる。

第 11 章　災害補償

（業務災害）

第 56 条　職員の業務上の災害に係る災害補償及び保険給付については、労基法第 8 章及び労災保険法の定めるところによる。

（通勤災害）

第 57 条　職員の通勤途上における災害に係る保険給付については、労災保険法の定めるところによる。

（労災保険法に規定する給付以外の給付）

第 58 条　職員又はその遺族が、労災保険法に規定する次の各号に掲げる保険給付のいずれかを受ける場合は、前 2 条に規定する給付以外に障害特別援護金又は遺族特別援護金の給付を行う。

(1)　障害補償給付

(2)　障害給付

(3)　遺族補償給付（遺族補償年金又は遺族補償一時金をいう。）

(4)　遺族給付（遺族年金又は遺族一時金をいう。）

2　職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤途上の負傷若しくは疾病による療養のため休業する場合において、休業開始日から 3 日間につき給与を受けないときは、受けないことにつき平均賃金の 100 分の 80 を休業給付及び休業特別支給金として支給する。

3　前 2 項の手続その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学職員災害補償規程（平成 16 年度九大就規第 24 号）で定める。

第 12 章　退職手当

（退職手当）

第 59 条　職員の退職手当については、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成 16 年度九大就規第 27 号）で定める。

第 13 章　雑則

（期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い）

第 60 条　第 2 条第 2 項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱いで、この通則の規定を読み替えて適用する事項については別表 1 のとおりとし、この通則の規定を適用しない事項については別表 2 のとおりとし、この通則の規定を適用せず、他の規則において定める事項については別表 3 のとおりとする。

附　則

この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 60 条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
有期契約職員（一事業年度内で雇用期間を定め、1 日の所定の勤務時間が 8 時間、1 週間の所定の勤務時間が 40 時間で雇用される者をいう。ただし、別表 2 の再雇用職員及び外国人教師等を除く。以下同じ。）	第 39 条第 1 項（育児休業等）	「3 歳」を「1 歳」と読み替える

別表 2（第 60 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員（期間を定めて雇用される教員をいう。以下同じ。）	第 8 条（昇任及び降任） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 39 条（育児休業等） 第 40 条（介護休業等）
有期事務・技術系職員（就業通則第 39 条に規定する育児休業の適用を受ける者の業務を処理するため、期間を定めて雇用される事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員をいう。以下同じ。）	第 5 条第 4 項（採用） 第 8 条（昇任及び降任） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 21 条（退職後の営利企業への就職制限） 第 35 条（専門業務型裁量労働制） 第 39 条（育児休業等） 第 40 条（介護休業等） 第 42 条第 2 項（事務・技術系職員の研修）

再雇用職員（事務職員、技術職員、教務職員、技能職員若しくは労務職員として本学に勤務し、本学を定年退職した者又は本学が認める者で、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認められることにより、再雇用されるものをいう。以下同じ。）	第 4 条（適用除外） 第 5 条（採用） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 12 条（休職） 第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 24 条（勤務評定） 第 35 条（専門業務型裁量労働制） 第 39 条（育児休業等） 第 40 条（介護休業等） 第 59 条（退職手当）
有期契約職員	第 4 条（適用除外） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 12 条（休職） 第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 21 条（退職後の営利企業への就職制限） 第 24 条（勤務評定） 第 29 条（兼業の制限） 第 33 条（1 年単位の変形労働時間制） 第 34 条（フレックスタイム制） 第 35 条（専門業務型裁量労働制） 第 37 条（病気休暇） 第 38 条（特別休暇） 第 39 条第 3 項（育児休業等）
パートタイム職員（一事業年度内で雇用期間を定め、１週間の所定の勤務時間が 40 時間未満の範囲内で雇用される者をいう。ただ	第 4 条（適用除外） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 12 条（休職）

し、再雇用職員を除く。以下同じ。）	第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 21 条（退職後の営利企業への就職制限） 第 24 条（勤務評定） 第 29 条（兼業の制限） 第 32 条（1 月単位の変形労働時間制） 第 33 条（1 年単位の変形労働時間制） 第 34 条（フレックスタイム制） 第 35 条（専門業務型裁量労働制） 第 37 条（病気休暇） 第 38 条（特別休暇） 第 59 条（退職手当）
外国人教師等（全学教育科目（語学を含む。）及び専門教育科目を担当させるために招へいする高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、期間を定めて雇用される招へい外国人教師又は研究所等において共同研究等に参画させるために招へいする外国人で、期間を定めて雇用される招へい外国人研究員をいう。以下同じ。）	第 4 条（適用除外） 第 9 条（配置換） 第 10 条（出向） 第 11 条（赴任） 第 12 条（休職） 第 15 条（定年） 第 16 条（再雇用） 第 21 条（退職後の営利企業への就職制限） 第 24 条（勤務評定） 第 29 条（兼業の制限） 第 30 条（公職の取扱） 第 32 条（1 月単位の変形労働時間制） 第 33 条（1 年単位の変形労働時間制） 第 34 条（フレックスタイム制） 第 35 条（専門業務型裁量労働制） 第 39 条（育児休業等） 第 40 条（介護休業等）

別表 3（第 60 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規程内容について別に定める規則名及び条項
有期教員	第 12 条第 1 項（休職）	有期教員就業規則第 4 条

	第 13 条（退職）	有期教員就業規則第 8 条
	第 17 条第 1 項及び第 2 項（解雇）	教員人事規則第 6 条
	第 18 条（解雇制限）	有期教員就業規則第 10 条
	第 19 条（解雇予告）	有期教員就業規則第 11 条
有期事務・技術系職員	第 12 条第 1 項（休職）	有期事務・技術系職員就業規則第 4 条
	第 13 条（退職）	有期事務・技術系職員就業規則第 8 条
	第 17 条第 2 項（解雇）	有期事務・技術系職員就業規則第 9 条
	第 18 条（解雇制限）	有期事務・技術系職員就業規則第 10 条
	第 19 条（解雇予告）	有期事務・技術系職員就業規則第 11 条
	第 43 条第 1 項（表彰）	有期事務・技術系職員就業規則第 13 条
再雇用職員	第 13 条（退職）	再雇用職員就業規則第 6 条
	第 17 条第 2 項（解雇）	再雇用職員就業規則第 7 条
	第 18 条（解雇制限）	再雇用職員就業規則第 8 条
	第 19 条（解雇予告）	再雇用職員就業規則第 9 条
	第 23 条（給与）	再雇用職員就業規則第 10 条
	第 31 条（勤務時間等）	再雇用職員就業規則第 11 条
	第 36 条（年次有給休暇）	再雇用職員就業規則第 12 条
	第 43 条第 1 項（表彰）	再雇用職員就業規則第 13 条
有期契約職員	第 13 条（退職）	有期契約職員就業規則第 4 条
	第 17 条第 2 項（解雇）	有期契約職員就業規則第 5 条
	第 18 条（解雇制限）	有期契約職員就業規則第 6 条
	第 19 条（解雇予告）	有期契約職員就業規則第 7 条
	第 23 条（給与）	有期契約職員就業規則第 8 条
	第 36 条（年次有給休暇）	有期契約職員就業規則第 10 条
	第 43 条第 1 項（表彰）	有期契約職員就業規則第 17 条
	第 44 条第 2 項（懲戒）	有期契約職員就業規則第 21 条
	第 59 条（退職手当）	有期契約職員就業規則第 23 条
パートタイム職員	第 13 条（退職）	パートタイム職員就業規則第 4 条
	第 17 条第 2 項（解雇）	パートタイム職員就業規則第 5 条
	第 18 条（解雇制限）	パートタイム職員就業規則第 6 条
	第 19 条（解雇予告）	パートタイム職員就業規則第 7 条
	第 23 条（給与）	パートタイム職員就業規則第 8 条
	第 31 条（勤務時間等）	パートタイム職員就業規則第 9 条

	第 36 条（年次有給休暇）	パートタイム職員就業規則第 10 条
	第 39 条（育児休業等）	パートタイム職員就業規則第 12 条
	第 40 条（介護休業等）	パートタイム職員就業規則第 13 条
	第 43 条第 1 項（表彰）	パートタイム職員就業規則第 18 条
	第 44 条第 2 項（懲戒）	パートタイム職員就業規則第 22 条
	第 54 条第 1 項（出張）	パートタイム職員就業規則第 23 条
外国人教師等	第 5 条（採用）	外国人教師等就業規則第 3 条
	第 13 条（退職）	外国人教師等就業規則第 6 条
	第 17 条第 2 項（解雇）	外国人教師等就業規則第 7 条
	第 18 条（解雇制限）	外国人教師等就業規則第 8 条
	第 19 条（解雇予告）	外国人教師等就業規則第 9 条
	第 23 条（給与）	外国人教師等就業規則第 10 条から第 13 条まで
	第 43 条第 1 項（表彰）	外国人教師等就業規則第 16 条
	第 59 条（退職手当）	外国人教師等就業規則第 20 条

764　九州大学教員の任期に関する規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学教員の任期に関する規則

平成 16 年度九大規則第 75 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教員の任期について必要な事項を定める。

（教育研究組織及び職等）

第 2 条　任期を定めて雇用する教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

（雇用の同意）

第 3 条　任期を定めて教員を雇用する場合には、別紙様式により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

（審査の申立て）

第 4 条　別表において、任期の満了後における再任を可と規定する教育研究組織に所属する教員で、当該任期の満了に当たり行われる再任の可否に係る教授会（学内共

同教育研究施設にあっては運営委員会等）の審査結果に不服がある者は、教育研究評議会に審査の申立てを行うことができるものとする。

2　審査の申立ての手続等については、別に定めるところによる。

（公表）

第 5 条　この規則を定め、又は改正したときは、本学の学報等により、広く周知を図るものとする。

（雑則）

第 6 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、総長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中経済学研究院経済工学部門経済システム解析講座及び数理情報講座については施行日以後に雇用される教員から、数理学研究院については平成 16 年 5 月 1 日以後に雇用される教員から適用する。

2　この規則の施行の際現に九州大学教員の任期に関する規則（平成 13 年 4 月 1 日施行。以下「旧規則」という。）の規定に基づき任期を定めて雇用されている教員のうち、第 3 条に規定する同意書の提出により、平成 16 年 4 月 1 日以降も引き続き任期を定めて雇用される教員の任期については、別表の任期の規定にかかわらず、平成16年4月1日から旧規則により任期を定めて雇用された期間の末日までとする。

3　この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属感染防御研究センターの教員のうち、別表の任期の規定により、その任期が平成 23 年 3 月 31 日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4　この規則の施行後に雇用される応用力学研究所の附属力学シミュレーション研究センター及び附属炉心理工学研究センターの教員については、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成 19 年 3 月 31 日までとする。

別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	部門、講座、研究部門等				
	経済工学部門 経済システム解析講座	助　　手	2 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号

経済学研究院	数理情報講座				
	国際経済経営部門 国際経済学分析講座	助　手	2 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
	産業マネジメント部門 産業マネジメント講座	助　手	2 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
数理学研究院	全部門	助　手	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 3 年とする。	法第 4 条第 1 項第 1 号
医学研究院	全部門	教　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助教授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
歯学研究院	全部門	教　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助教授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
薬学研究院	全部門	教　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助教授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号

		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
工学研究院	全部門	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		講　　師	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
農学研究院	全部門	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		講　　師	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
病院	口腔保健科 口腔機能修復科 口腔顎顔面外科 口腔総合診療部 特殊歯科総合治療部	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		講　　師	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
生体防御医学研究所	全部門	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		講　　師	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
	附属遺伝情報実験センター	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		講　　師	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助　　手	５年	再任可	法第４条第１項第１号
	附属感染防御	教　　授	５年	再任可	法第４条第１項第１号
		助 教 授	５年	再任可	法第４条第１項第１号

	研究センター	講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
応用力学研究所	全部門	教　　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助 教 授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
	附属力学シミュレーション研究センター	教　　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助 教 授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
	附属炉心理工学研究センター	教　　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助 教 授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
先導物質化学研究所	全部門	教　　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助 教 授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
産学連携センター	全部門	教　　授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助 教 授	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		講　　師	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号
		助　　手	5 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号

765　国立大学法人九州大学教員人事規則

（2004（平成16）年4月1日施行）

国立大学法人九州大学教員人事規則

平成16年度九大就規第2号
施　行：平成16年4月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第2条第1項第1号に定める教員の職務とその責任の特殊性に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する教員の職種、職務、人事その他の必要な事項について定めるものとする。

（職種・職務）

第2条　教員の職種は、教授、助教授、講師及び助手とする。

2　教員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の定めるところによる。

（期間又は任期を定めた雇用）

第3条　教員については、期間又は大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づく任期を定めて雇用することがある。

2　就業通則第13条第3号の規定は、前項の任期を定めて雇用された者の任期が満了した場合について準用する。この場合において、同号中「期間」とあるのは「任期」と、「満了した場合」とあるのは「満了した場合（再任された場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（採用及び昇任）

第4条　教員の採用及び昇任は、選考により行うものとする。

（配置換及び出向）

第5条　教員は、教授会の申出に基づき教育研究評議会が行う審査の結果によるものでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

2　教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3　教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4　教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5　前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

（解雇）

第 6 条　教員が学校教育法第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する場合は、解雇する。

2　教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

(1)　勤務実績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがないと認められた場合

(2)　精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められた場合

(3)　勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、教員としての職務を果たし得ないと認められた場合

(4)　教員としての地位を維持するのが適当でないと認められた場合

(5)　経営環境の悪化により、やむを得ず教員の減員が必要となった場合

(6)　その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3　教員は、教授会の申出に基づき教育研究評議会が行う審査の結果によるのでなければ、その意に反して前項の規定により解雇されることはない。

4　前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。この場合において、前条第 4 項及び第 5 項中「第 1 項」とあるのは「第 3 項」と読み替えるものとする。

（降任）

第 7 条　教員は、教授会の申出に基づき教育研究評議会が行う審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任されることはない。

2　第 5 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（懲戒）

第 8 条　教員は、教授会の申出に基づき教育研究評議会が行う審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2　第 5 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（研修の機会）

第 9 条　教員には、研修を受ける機会が与えられるものとする。

2　教員は、職務に支障のない限り、所属する部局等の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3　教員は、総長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

（期間を定めて雇用される者の取扱い）

第 10 条　就業通則第 2 条第 2 項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規則の定めを読み替えて適用する事項については別表 1 のとおりとし、この規則の規定を適用しない事項については別表 2 のとおりとし、この規則の規定を適用せず、他の規則において定める事項については別表 3 のとおりとする。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 10 条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
有期教員（期間を定めて雇用される教員をいう。以下同じ。）	第 4 条（採用及び昇任）	「採用及び昇任」を「採用」と読み替える。

別表 2（第 10 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員	第 5 条（配置換及び出向） 第 7 条（降任）

別表 3（第 10 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
有期教員	第 6 条第 2 項から第 4 項まで（解雇） 第 8 条（懲戒）	有期教員就業規則第 9 条 有期教員就業規則第 12 条

766　九州大学教員人事の基本方針

（「教育研究評議会記録」　2004（平成 16）年 4 月 1 日）

九州大学教員人事の基本方針

（平成 16 年 4 月 1 日教育研究評議会決定）

本学は、「九州大学教育憲章」及び「九州大学学術憲章」の定めるところにより、本学の教育の一層の推進と研究活動を促進していくために、次の事項を教員人事の基本方針とする。

1. 本学の教員となる者は、本学の「教育憲章」「学術憲章」の理念を認識し、その実践の意志を有すること。
2. 本学の教員となる者は、高い教育能力、研究能力及び倫理観を有すること。
3. 本学は、組織の活性化を図り国際競争に対応するため、多様な経歴を持つ者、他大学出身者、女性、外国人等の採用を積極的に行うものとすること。

4. 本学は、自律的に変革し活力を維持し続けるため、教員の採用にあたっては公開公募を原則とするとともに、各分野の教育研究の特性に配慮しつつ任期制の導入を推進するものとすること。
5. 本学は、教員の教育研究業績、社会貢献等の実績を適切に評価するため、各分野の教育研究の特性に配慮しつつ業績審査を実施するものとすること。
6. 本学教員の選考方法及び選考手続きは、「九州大学教員選考規程」に基づき行うものとすること。

767　法人化を越えて：九州大学の挑戦

（『九大広報』別冊　2004（平成 16）年 4 月）

Ⅰ　総長からのメッセージ
　法人化を越えて
　（2004 年 4 月 1 日）

　九州大学の挑戦
　九州大学総長　梶山　千里

人材育成と基礎研究を核として

平成 16 年 4 月 1 日、国立大学が法人化され、九州大学は国立大学法人九州大学が設置する大学となりました。法人体制下では、評価に基づく競争原理が導入され、総長のリーダーシップのもと民間的発想と学外者の意見を入れて大学運営が行われます。今回法人化という形で行われる一連の改革は、本来、大学が自ら行ってこなくてはならなかったものです。法人化の背景にある「大学を取り巻く環境の変化」、「大学に対する社会の期待」、「社会に対する大学の役割」等 に関して、私達大学構成員は、もっと敏感でなければならなかったのです。大学の構造改革や運営・経営戦略の策定は、国立大学の法人化と直接結びついているものではなく、本来国立大学が自主的、自律的に行うべきものであったということを、私達は理解しておく必要があります。

九州大学の本分は、優れた人材の育成と秀でた基礎研究にあり、これはどのような状況下でも不動のもので、これを標榜し続けることが大学の見識であります。今、教育と研究に加えて社会貢献という発想が強く求められており、大学は積極的に社会貢献に関わるべきです。優れた多様な人材を育成し社会に送り出すことは、それ自体大きな社会貢献であるし、産学連携で脚光を浴びる応用研究も、基礎研究という根がしっかり張っていてこそ開花するのです。法人化したとはいえ、大学の運営の大部分を国費に頼っている現状では、大学の教育研究の成果、すなわち「知」を創造し、それを社会に還元することは当然の責務であります。

4-2-4 アクションプラン

本年 4 月に法人化を迎え、九州大学の新しい器たるべき新キャンパスの第 1 期開校を平成 17 年秋に控えて、世界水準の高度な教育研究を実現し、それをさらに発展させるため、九州大学は新たな改革を進めつつあります。その目指すところは、「世界最高水準の教育研究拠点（COE）形成」であり、その実現のための行動計画を私たちは「4-2-4 アクションプラン」と呼んでいます。

「4-2-4」の最初の「4」は九州大学の使命であり、活動分野である「教育」、「研究」、「社会貢献」、「国際貢献」を指します。「2」は、将来構想の方向性を示し、「実績に基づく新科学領域への展開」と「歴史的・地理的な必然が導くアジア指向」がそれです。この二つを自己のものとして実現していくことにこの改革の特徴があります。例えば、教育研究分野では、この二つの方向性を基本に、社会ニーズによって学問領域を特化し、研究拠点を形成して研究の高度化・先端化を促しつつ、併せて新専攻・学府を組織し、人材育成に資することを目指しています。平成 14 年度と 15 年度合わせて 9 拠点が採択された文部科学省の「21 世紀 COE プログラム」は、過去から未来に向かうベクトルとして並ぶ九州大学の改革の成果を、より確実にする駆動力として機能するものと信じています。最後の「4」は評価に基づく大学からの支援の中身を意味しており、「人的資源」、「施設・スペース整備」、「予算措置」、「教育・研究のための時間の拡大」です。教育研究における教員の卓越した成果と競争資金の獲得に対して、学内の評価制度を確立し、研究員の配分、研究スペース、研究資金、研究時間の増加等明確な優遇措置を行っていきます。さらに職員には、「4S 運動」と称して「責任」、「スピード」、「専門」をもって業務を遂行すること、そこから生まれる教職員間の「信頼」が確立されるよう意識改革を促しています。

役員等と運営組織

九州大学では、役員会（表 1）、経営協議会（表 2）、教育研究評議会（表 3）が中心となって自主的、自律的な大学運営・経営を行っていきます。法人化に伴い、大学運営・経営に対して総長のリーダーシップの発揮と結果責任が強く求められています。大学運営・経営を円滑に行うためには、教育研究の現場で活躍する教職員と総長あるいは大学執行部との意思の疎通が一層重要となります。部局長会議は、各部局構成員の意見を汲み上げる場あるいは部局活性化の役割を持つべきです。

九州大学の運営組織は各担当役員（理事）の下に対応する事務組織が直結し、事務職員が担当役員の職務と責任を直接支える組織となっています（図 1）。この組織化により、教育、研究、社会貢献、国際貢献、キャンパス問題、広報・図書館、大学構造改革、総務に関して大学で協議、検討されている諸事項が直ちに総長に伝わり、大学

運営・経営に総長のリーダーシップ発揮がし易くなっています。役員と事務部が縦割りになり、担当事項の検討、遂行の仕組みが明確になっていますが、現実には、大学で検討すべき諸問題は縦割り組織のみでは解決しません。例えば、キャンパス問題では、責任担当役員を中心に、ほぼ全ての役員が参加し、協議・検討が行われるべきで、大学運営・経営には、組織の縦割りと横割りを柔軟に組み合わせて取り組みます。また、事務組織の改組・再編成や人事については、総長が委員長を務める執行部を中心に構成された事務体制委員会が責任を持って行います。

今後、九州大学は、文部科学省に提出する「中期目標・中期計画」あるいは「年度計画」に従って行動し、改革・改組を進めていきます。国立大学法人評価委員による 6 年後の評価は、平成 22 年度以降の運営費交付金に厳然と反映されます。制度、組織の変革も必要ですが、世界の一流大学となるという教職員の意識改革と意欲、さらに競争心がまず不可欠となります。教育研究に対して常に積極的にチャレンジ精神を持つことは、個々の教員の意識、努力と情熱に頼らざるを得ません。さらに、外部資金、競争的資金の更なる獲得が、教育研究環境を一層良くすることは疑いもありません。

九州大学の構成員が教育研究の世界レベルの中核的拠点構築に向け、一丸となって情熱を傾けられることを願っています。

（かじやま　ちさと／高分子化学）

〔中略〕

（表 1）役員等名簿　平成 16 年 4 月 1 日現在

［総　長］		
氏　名		備　考
梶山　千里		
［理　事］		
氏　名	主な任務	備　考
中野　　仁雄	企画・研究・財務	副学長を兼ねる
有川　　節夫	キャンパス	副学長を兼ねる
柴田　洋三郎	教育	副学長を兼ねる
小山寺　　亘	産学連携	副学長を兼ねる
今西　裕一郎	広報・情報・図書館	副学長を兼ねる

柳原　正治	国際交流・留学生	副学長を兼ねる
早田　憲治	総務	事務局長を兼ねる
渡辺　浩史	大学構造改革	学外者理事　現職：ゼオン化成（株）専務 非常勤（H16.7.1 から常勤予定）

［監　事］

氏　名	主な任務	備　考
鑓水　恭史	業務監査	現職：(株)産学連携機構九州代表取締役社長 非常勤（H16.7.1 から常勤予定）
篠原　俊	財務監査	現職：篠原俊事務所所長（公認会計士、税理士） 非常勤

［総長特別補佐］

氏　名	主な任務	備　考
落合　英俊	評価等	大学院工学研究院教授
佐藤　優	芸術文化等	大学院芸術工学研究院教授
嶌　洪	学生・入試等	大学院比較社会文化研究院教授
田中　雅夫	病院等	大学院医学研究院教授（病院副病院長）
林　徹夫	安全衛生等	大学院総合理工学研究院教授
山田　耕路	組織再編等	大学院農学研究院教授

（表 2）経営協議会委員会名簿　平成 16 年 4 月 1 日現在　　※順不同・敬称略

区　分	氏　名	所　属　等
総　長	梶山　千里	
理　事 （総長指名 5 名）	中野　仁雄	
	有川　節夫	
	柴田　洋三郎	
	小山寺　亘	
	早田　憲治	

病院長	水 田　　祥 代	
部局長 （部局長会議選出 6 名）	植 田　　信 廣	（箱崎文系地区）
	前 田　　三 男	（箱崎理系地区）
	小 田 垣　　孝	（　　〃　　）
	山 本　　健 二	（病院地区）
	森　　茂 太 郎	（六本松地区）
	筒 井　　哲 夫	（筑紫／大橋地区）
学外有識者 （13 名）	麻　生　　渡	福岡県知事
	安西　祐一郎	慶應義塾長
	石　原　　進	九州旅客鉄道(株)代表取締役社長
	鎌 田　　迪 貞	九州電力(株)代表取締役会長
	倉 地　　幸 徳	(独)産総研年齢軸生命工学研究センター長
	近 藤　　秋 男	全日本空輸(株)最高顧問
	重 渕　　雅 敏	東陶機器(株)取締役会長
	瀧 山　　龍 三	福岡教育大学監事
	竹 嶋　　康 弘	福岡県医師会会長
	寺　本　　清	（株）福岡銀行取締役会頭取
	箱 島　　信 一	朝日新聞社代表取締役社長
	藤 井　　龍 子	前内閣府情報公開審査会委員
	山崎　広太郎	福岡市長

〔中略〕

（表 3）経営協議会委員会名簿　平成 16 年 4 月 1 日現在

総　　長	梶山　千里
理　　事	中野　仁雄
理　　事	有川　節夫
理　　事	柴田洋三郎
理　　事	小寺山　亘
理　　事	今西裕一郎
理　　事	柳原　正治
理　　事	早田　憲治
理　　事	渡辺　浩志
大学院人文科学研究院長	川本　芳昭
大学院比較社会文化研究院長	高田　和夫

大学院人間環境学研究院長	渡邊　俊行
大学院法学研究院長	植田　信廣
大学院経済学研究院長	荻野　喜弘
大学院言語文化研究院長	森　茂太郎
大学院理学研究院長	小田垣　孝
大学院数理学研究院長	中尾　充宏
大学院医学研究院長	原田　実根
大学院歯学研究院長	山本　健二
大学院薬学研究院長	正山　征洋
大学院工学研究院長	大城　桂作
大学院芸術工学研究院長	佐藤　陽彦
大学院システム情報科学研究院長	前田　三男
大学院総合理工学研究院長	筒井　哲夫
大学院農学研究院長	江頭　和彦
大学院法務学府長	大出　良知
大学院システム生命科学府長	西本　毅治
教育学部長	針塚　進
生体防御医学研究所長	吉開　泰信
応用力学研究所長事務取扱	今脇　資郎 ◎
先導物質化学研究所長	今石　宣之
九州大学病院長	水田　祥代
附属図書館長	（今西裕一郎）
総長特別補佐	落合　英俊
総長特別補佐	嶌　洪

◎平成 16 年 5 月 1 日応用力学研究所長に就任予定。

文学部	稲田　俊明
経済学部	塩次喜代明
理学部	香月　勗
医学部	梅村　創
歯学部	白砂　兼光
薬学部	前田　稔
工学部	末岡　淳男

芸術工学部	藤原　恭司
農学部	今泉　勝己
高等教育総合開発研究センター長	（嶌　洪）
情報基盤センター長	村上　和彰
健康科学センター長	上園　慶子
センター群協議会Ⅱ・議長	桑野　範之

※監事	鑓水　恭史
※監事	篠原　俊

※総長特別補佐	川浪　洋一
※総長特別補佐	佐藤　優
※総長特別補佐	田中　雅夫
※総長特別補佐	林　徹夫
※総長特別補佐	山田　耕路
※センター群協議会Ⅰ・議長	恒吉　正澄
※事務局長	（早田　憲治）

※印はオブザーバー　（）は再掲

構成員職数　48 名

現員　46 名

オブザーバー職数　9 名

現員　8 名

（図 1）役員等と大学運営組織との関係

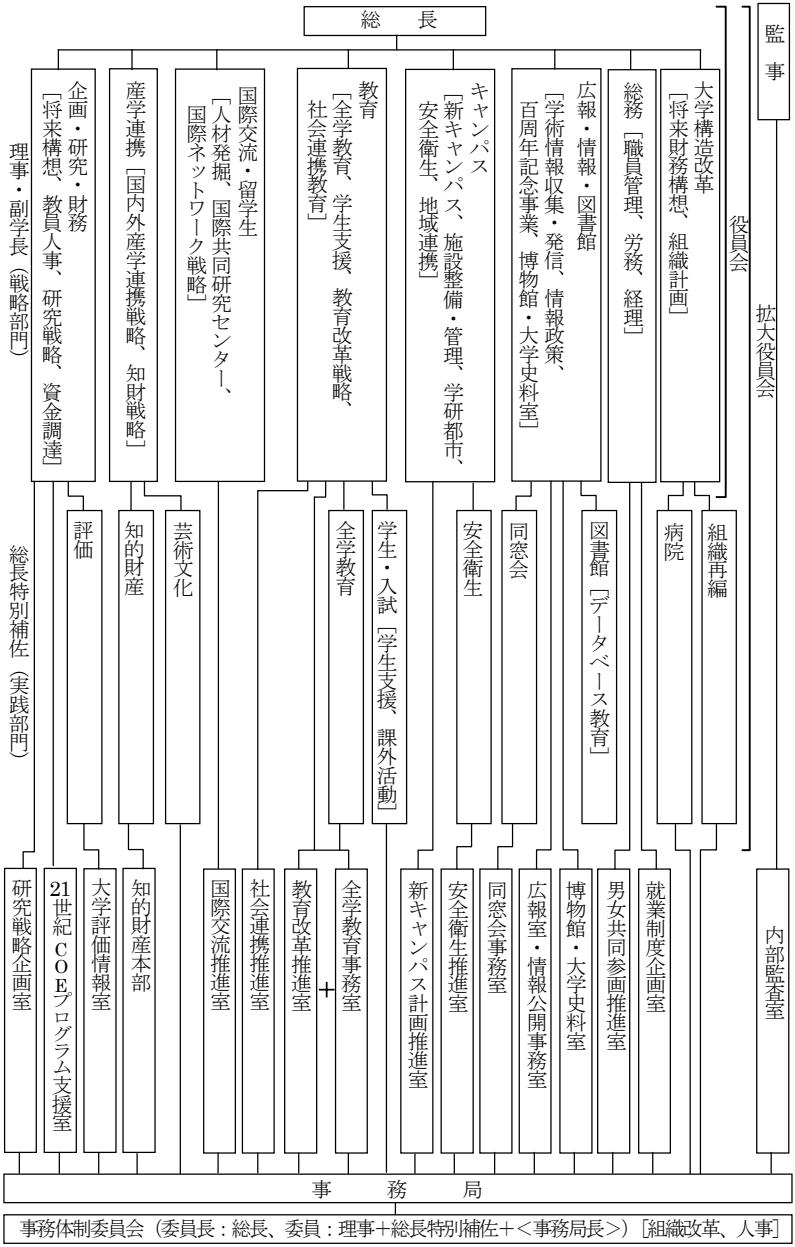

第 2 節　学際大学院･専門（職）大学院の設置

768　大学院法務学府設置理由書

（『九州大学大学院法務学教育部（法科大学院）設置計画書（抜刷）』

2003（平成 15）年 6 月 30 日）

2. 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

Ⅰ. 設置の趣旨及び必要性

1. 経緯

新たな法律実務家養成システムとしての法科大学院の創設が、平成 13 年 6 月に公表された「司法制度改革審議会意見書」（以下、「意見書」という。）において明言された。

九州大学大学院法学研究科（当時）では、上記「意見書」の公表より早く、司法制度改革審議会での検討が開始された直後の平成 11 年秋にいち早く連続シンポジウムを開催した。このシンポジウムで、良質の法律実務家を養成し、社会的な増員要請に応える一翼を担うことこそ法学専門教育に当たってきた大学の社会的責務であるという立場を明確にし、以後法科大学院の開設へ向けた検討に入った。平成 13 年 9 月には、独自に法科大学院の具体的制度設計を試みた「『九州大学法科大学院（仮称）』制度設計試案」を公表し、その後、全学的な議論を重ね、平成 15 年 4 月には、それまでの議論を「『九州大学法科大学院』設置計画概要」にまとめ、この度、設置を計画することとなった。

2. 教育理念と特色

九州大学法科大学院の設置に当たっては、「意見書」の理念・提案を起点とし、次のような教育理念に立っている（資料 1）。

①法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての司法改革の中核に位置する法律実務家養成に貢献することで大学の新たな社会的役割を創出する。

②21 世紀のグローバル化の中で、社会が求める新しい法律実務家像を追求するとともに、その基盤を形成するためにプロセスを重視した養成課程の創設を目指す。

③社会の法化に寄与し、九州全域を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家の輩出。そのために九州地域の他大学法科大学院や弁護士会と連携するとともに、公益的弁護活動支援体制を整備する。

このような教育理念から、「意見書」が重視する「公平性、開放性、多様性」に答え

るよう策定された本設置計画の特色は、次の 4 点である（資料 2）。

①入念な入試制度により様々なバックグラウンドと高いモチベーションを持つ院生を広く受け入れ、総合大学の基盤を活かした教員陣により多種多様な学識を提供する。（公平性と多様性の重視）

②法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、充実した実務基礎教育を行い理論と実務を架橋するとともに、法律実務家が社会の中でどのような役割を担っているかを体感できる実務訓練体制を整備する。（社会的連携の具体化）

③九州大学大学院法学教育部において既に実績のある国際プログラムや、コロンビア大学ロー・スクールをはじめとする各国協定校との連携を活かし、世界的視野での法律実務家養成を目指す。（世界的ネットワークの活用と開放性の重視）

④公平性、開放性、多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する独自奨学金による財政支援プログラムを確立する。（財政支援の充実）

3. 設置及び連携の必要性

本法科大学院は、1 学年の院生定員を、100 名としている。

これは、九州地域の法的需要との関係を踏まえた数字である。九州地域の人口は、全国の約 10%を占めており、「意見書」に従い全国の最終想定新司法試験合格者数を 3,000 名とすれば、九州地域では 300 名規模の合格者数が一つの目安となる。その上で、九州大学の持つ主体的条件、九州地域における他の法科大学院の設立準備状況、他地域からの流入可能性等から、その 3 分の 1 程度の分担を考えることとした。

本法科大学院の設置に当たっては、このように九州全域を視野に入れた定員等の制度設計を行っている。九州全域の弁護士人口は約 1,200 名で、この数字は、全弁護士数約 18,000 名の約 6.6%を占めているに過ぎず、九州地域全体としては、その人口比約 10%に見合う弁護士は存在していない。従って、福岡県を除けば弁護士過疎ともいえるこの地域全体における実情を打開し、人口比に見合った法的需要に対応できる「社会生活上の医師」の配置を目指すことは、極めて重要であり、本法科大学院設置は必要不可欠である。

また、大学における高度専門教育によって法律実務家を養成するという体制の整備は、大学が法律実務家養成という大きな社会的責任を負うということであり、それは個々の大学の個別の責任にとどまらない大学総体としての社会的責任の問題である。このような認識からすれば、九州地域において法律実務家養成を担う大学すべてが、充実した教育により良質な法律実務家を輩出できるよう協力し合うことが是非とも必要である。そのような観点から、鹿児島大学・熊本大学をはじめ、福岡県内の 3 私立大学との連携によって、九州全域における充実した法律実務家の養成に責任を負う体

制を構築した。（後述Ⅱの 5 参照）

4. 教育目的

本法科大学院では、「いかなる場面での要請にも応え自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家を養成すること」を教育目的としている。

ある特定の領域の専門家を目指す場合にも、そのような判断力を身につけていることは不可欠であり、その判断は、主として次のような能力を涵養することによって可能になる（資料 3）。

①広い視野に立った総合的分析能力

グローバル化し複雑化する社会の中で、法的紛争をはじめ法律家が直面する問題も、ますます広く複雑な背景を持つようになっており、それぞれの問題を構成するファクターの関係の判断には困難が伴い、広い視野の中で総合的かつ慎重に分析・判断することが要請される。

②創造的思考による問題発見・解決能力

法律家が直面する問題は、既存の理論的・経験的な知識によって分析・理解が可能とは限らないこともある。法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え、解決していく姿勢と能力とを、備えていなければならない。

③人間に対する深い洞察能力と倫理性

法的問題は、人間的営為の中で生起するものであり、当事者をはじめとする関係者にとって納得いく問題の処理・解決を図るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠であり、そのためには、その主体である人間に対する深い洞察を可能にする能力や、関係者から信頼を得るための倫理性が備わっていなければならない。

以上のような能力を涵養するため、カリキュラムの編成に当たっては、後に詳述するように次の 4 点に配慮した。

①複眼的視座を基調とした法的能力の涵養

②実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築

③法学の枠に縛られない学際的視点の注入

④理論と実務的経験の融合

また、勉学環境・条件の整備という点でも次の 3 点を重視している。

①少人数教育の徹底

②自学自修のための時間的ゆとり

③主体的学修を可能にする環境の保障

Ⅱ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 必要とされる教育

本法科大学院は、既存の九州大学大学院法学教育部、九州大学法学部及び大学外部との関係において、別に掲げる概念図のような位置を占める（資料 4）。このような組織として、Ⅰの 4 で述べた教育目的を達成するため、次の 4 点に配慮した。

(1)複眼的視座を基調とした法的能力の涵養

従来、わが国の法学教育においては、基本的に裁判官の視点からの法の体系的理解や判例の分析評価が重要とされていた。しかし、新しい法科大学院で求められる法律実務家の能力は、裁判所における裁判官的な事実認定能力や法適用能力にとどまらず、紛争予防・紛争処理の現場や創造的に人権を擁護し正義を追求していくような、法が動員される多様な場面における実践的で多角的な視点・能力である。

そこでは、従来型の裁判官（第三者）的視座を中心とした、いわば「スタティックな体系的知識・推論能力」だけではなく、具体的な実践の場面で、弁護士（当事者）的視座から、その状況や目標との関連で的確に事件の実相を把握したうえで創造的かつ柔軟に法的思考を展開していく「ダイナミックな可塑的知識・創造的推論能力」も、同時に求められている。

そこで、本法科大学院における教育では、法的分析の視点として、単に裁判官（第三者）的視座だけでなく、弁護士（当事者）的視座をも導入し、いわば複眼的視座を基調とした法的能力の涵養を目指す。

(2)実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築

複眼的視座の導入には、少人数によるプロブレム・メソッドや院生の自発的疑問の発揚を重視するソクラテック・メソッド等、新たな教育手法の開発が必要である。

しかし、伝統的な裁判官的視座に根ざすスタティックな体系的知識の習得とそれにもとづく狭義の法的推論能力の修得も一概に軽視することはできないため、本法科大学院においては、一応の体系的知識の修得は法科大学院院生の自発的な学習に委ね、教室では、それを前提により実践的な応用能力を育成する本来のプロブレム・メソッドを採用することとする。教授法としては、スタティックな体系的知識の注入でなく、実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築を重視する方向である。こうしたいわば体得の手法を取ることによって、紛争処理主体（当事者）や弁護士（当事者）の立場といった複眼的視座に立つことのできる、創造的で実践的な法律実務家能力の修得が可能となる。

(3)法学の枠に縛られない学際的視点の注入

法的能力についての複眼的視座を導入して得た知見を、次に実践的な問題処理へと進めるには、狭義の法律学にとどまらない分析視角や倫理感覚の涵養も必要である。

本法科大学院のカリキュラムでは、民刑事法領域に極端に偏ったカリキュラム構成を不適切なものと考え、よりバランスの取れたカリキュラム編成を行う。たとえば、基礎法学系科目や政治学系科目のうち、実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育むものについては、内容を深く吟味した上で可能な限りカリキュラムに組み込んでいる。例えば、法と経済学、社会調査論、紛争解決の心理学等の多彩な科目を選択必修科目として配置している。

(4)理論と実務的経験の融合

法科大学院において実務系科目（ロイヤリング、法交渉論、法曹倫理）を教授する場合、ただ単に実務家教員に教育を委ねるというだけでは不十分である。教育を有益なものとするためには、これらの領域について理論的見識の高い研究者教員と、実務的経験に富んだ実務家教員との協働による、効果的な教育プログラムを開発しなくてはならない。また逆に、民刑事法などの基本法科目についても、研究者教員だけが携わるのではなく、より効果的に実務家教員の視点と体験を取り込む必要がある。こうした考えの下に、本法科大学院では、これらの実現のため実務家教員を適切に配置し、理論と実務とを架橋するカリキュラム編成を行っている。具体的には、法律実務基礎科目群を 17 単位分用意し、すべて必修としているほか、法律実務展開科目群を用意し、6 単位の選択履修を求めている。

(1)～(4)で述べた考え方を実現するためには、院生に上からの教授・教育を通じた知識の詰め込みを課すのではなく、自学自修によって補習が可能な法理論科目は、授業科目としては可能な限り圧縮し、むしろ、個人の法律実務家の志望動機に基づく自己内発的な学習意欲を高めることが尊重されなくてはならない。また、自学自修が困難な実務科目については、授業科目として充実した内容が提供できるよう配慮することが重要となる。そこで、具体的な教育課程の編成に当たっては、次の 4 点に配慮した。

①法律基本科目のスリム化・演習化

法律基本科目群の科目数を限定し、他科目群とのバランスをとり、全授業を 35 人以下のクラスとして編成し、すべてを演習授業としている。

②法律実務基礎科目の充実

理論と実務との架橋を実質的に進めるために必修の法律実務基礎科目群の単位数を 17 単位としている。

③自学自修のための時間を確保することを重視した卒業単位数の設定

修了要件としての単位数を最少とし、特に 2、3 年目には、自学自修に時間を

当てられるように配慮した。

④図書室施設等の学習環境の整備

本法科大学院関係施設は、24 時間体制での学修が可能な整備を行うことにしている。

2. カリキュラムの基本構造

以上のような教育課程編成の考え方に従い、本法科大学院のカリキュラムは、次の 5 つの科目群からなっており、⑤の法律実務展開科目群は、本法科大学院独自の科目群である。

①法律基本科目群　…　基本 6 法を中心に、法理論の基本構造の修得とその創造的応用力の養成に比重をおいた科目群。広い視野に立った総合的分析能力を涵養するための基盤を形成する法科大学院のコア科目群であり、標準 1 年次で修得する必修科目。

②法律実務基礎科目群　…　実務法律家として現実に生起する法律問題に創造的に対応するための基礎的能力を涵養する科目群。1・2・3 年次で修得する必修科目。

③基礎法学・隣接科目群…　人間に対する深い理解や倫理性、問題分析視角を養うための基礎法学や隣接分野から成る科目群。標準 2・3 年次で修得する選択必修科目。

④展開・先端科目群　…　現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うための領域横断的科目群。標準 2・3 年次で修得する選択必修科目。

⑤法律実務展開科目群　…　実務に対応する広い視野からの実践的応用力を養うためのエクスターンシップ等の実習を含む、より幅広い法律実務家技能の修得を目標とした科目群。高年次での履修が望ましい選択必修科目。

3. クラス編成

本法科大学院では、少人数教育を徹底する。

汎用的で基礎的な学識・能力を教育する必修の法律基本科目 38 単位についてはすべて、35 人を上限とするクラス編成で行い、講義形式でなく、すべてを演習授業で行うこととしている。

法律実務基礎科目は、25 名上限、35 名上限、50 名上限の 3 タイプのクラス編成で行う。

その他 3 つの科目群についても、各科目の授業内容を斟酌し、35 名上限又は 50 名上限いずれかの少人数クラスとする。

いずれも、双方向的・多方向的な授業をすべての科目において可能にするクラス編成にしてある。

4. 実務研修

法律実務に関する科目については、実務家との協力・協働が不可欠である。大学としても実践を通じた高度専門職業教育は新しい取り組みであり、あらためて教育手法を開発し具体的成果を上げる手だてが必要である。

九州大学大学院法学研究部では、これまでも福岡県弁護士会の協力を得て弁護士を客員教授・助教授として招聘しているのをはじめ、高等裁判所、高等検察庁が市内に存在する地理的条件を生かし、長年にわたって裁判所・検察庁との研究会を行っているほか、通常授業・課外活動などへの講師派遣の協力を得ており、この協力をさらに発展させる。

また、外部に委託するだけでなく、学内に設置されている紛争管理研究センター及びリーガル・クリニック・センターの体制を強化することで、院生による法律相談や、各種の公開セミナーを開催し、大学における実社会との交流を具体化する（資料 5)。特に、リーガル・クリニック・センターには、常勤の弁護士教員はじめ、リーガル・クリニックを指導できる教員を配置し、事件の受任もできる体制を整える。

さらに、法律事務所、企業、自治体で法律実務について研修を行うエクスターンシップについても、九州大学法学部 OB の弁護士や地域産業社会の協力により、既に 8 法律事務所、4 企業法務部の受け入れ先を確保している（資料 6)。各受け入れ先には、受け入れ先での指導を担当してもらう指導担当者を配置し、リーガル・クリニック・センターの専任教員が、各指導担当者との連携により、事前に指導計画を策定するとともに 5 日間の実務研修中に一度は受け入れ先に出向き、巡回指導を行うほか、実務研修を有効に行うことができるようにコーディネイトする。

5. 九州地域各法科大学院との連携

Ⅰの 3 で触れた鹿児島大学法科大学院や熊本大学法科大学院、さらに福岡県内 3 法科大学院との連携も教育内容を一層広げるものになっている。

(1)鹿児島大学・熊本大学との連携

鹿児島大学・熊本大学との間では、以下の 4 つの方針の下に講師の派遣、合同授業の実施、院生の授業参加受入に関する合意に至っている。

（連携体制の概念図、連携内容について、資料 7）

①3 法科大学院は相互に自立しつつ、連携を通して教育の充実を図る。(学位は、それぞれの大学が院生に授与する)。

②連携に当たっては、相互主義を原則とし、授業科目の相互協力・相互開放によって、カリキュラムの充実を図る。

③連携の対象となる科目は、相互補完によって教育内容の充実が期待される科目に限定する。

④具体的形態としては、集中講義、高度情報通信網（SCS）やインターネット等を利用した講義、夏期スクールの活用等により行う。

連携は、科目の数といった形式的な面での拡充にとどまらず、連携各法科大学院の院生が、同一の授業に参加することで、多面的な議論を可能にし、お互いに切磋琢磨する学修環境を作り上げることにもなる。また、専門分野を広い意味では同じくする複数の教員が、共同して担当することで、それぞれ担当教員が得意とする分野を相互に提供し合うことによって、授業内容の面でも、他ではみられない特色ある科目編成が可能になっている。

連携内容については、連携大学間で行われる教育連携協議会において年度ごとに連携対象科目について協議する際、また連携授業科目の具体的開講形態について検討する際には、院生による授業評価などを通して、院生からの要望を考慮に入れることにする。

(2)福岡県内 3 法科大学院との連携（資料 8）

福岡県内においても、同様の理念から、鹿児島大学法科大学院や熊本大学法科大学院との連携とは異なった形での連携を行うことで合意が成立している。

九州大学大学院法学研究部では、いち早く平成 12 年以来、法科大学院の設置へ向けて、福岡県弁護士会との間で協議を進めてきたが、その後この協議には福岡地域で法科大学院の設置を予定している、西南学院大学、福岡大学、久留米大学の 3 大学も加わり、主として実務教育科目について、福岡県弁護士会との間で連携について協議してきた。その結果、福岡県内で設置を予定している 4 法科大学院間（九州大学法科大学院、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院）で、次のような連携を行うことで、既に合意に達している。

すなわち、福岡県弁護士会が、会員弁護士によって提供しうる実務科目を、各法科大学院が責任を持って実施しながら、他の大学における教育内容の充実にも資するようにするため、主として弁護士会の協力の下に開講される授業を連携協議に参加している他の法科大学院の院生にも開放し、4 法科大学院間の単位互換連携により、各法科大学院における単位として認定することとしている。

開設時に福岡県弁護士会が講師を派遣し、各大学が分担開講する開講科目と開講担

当大学は、次のとおりである。

（開講科目）	（開講担当大学）
破産・民事再生の実務	九州大学
ジェンダーと法	九州大学
高齢者・障害者問題	西南学院大学
消費者問題	西南学院大学
刑事弁護実務	西南学院大学
子どもの権利	福岡大学
民事執行・保全の実務	福岡大学

(3)国外各大学との連携

九州大学大学院法学教育部においては、国際経済ビジネス法特別コース、文部科学省との連携によるヤング・リーダーズ・プログラム法律コース等の英語による特別コースに平成 6 年以来、全世界 37 か国からのべ 161 人の留学生を受け入れている（資料 9)。この実績をもとに、米国コロンビア大学ロー・スクールをはじめ世界各国の有力大学法学部との間で結ばれた交流協定も生かし、単位互換をはじめとする国際的な教育環境を法科大学院において実現する。例えば、コロンビア大学との交流協定では、本学の科目とその単位がコロンビア・ロー・スクールの科目・単位として認められており、本法科大学院でもコロンビア大学の科目・単位を互換単位として認定する。また、「展開・先端科目群」の中の国際経済法関係の 9 科目については、英語で授業を行うため、各国の留学生と交じってグローバルスタンダードの教育を体験でき、世界的法律問題を処理できる資質が涵養される。

6. 教員組織

教員数は、専任教員 30 名を配置する。

そのうち、実務家教員は 8 名であり、うち 3 名の法曹実務家教員以外は全員常勤とする。常勤 5 名の内訳は法曹実務家 1 名、企業法務 2 名、知的財産法実務 1 名、紛争解決のメディエーター（調停実務家）1 名であり、いずれも長年の実務経験に基づいた授業を多方面から提供できる体制を作った。なお、このうち法曹実務家 1 名は、弁護士として各界との連絡にあたる等、実務教育のコーディネーターを務める。

教員の質の向上を保つために、教員相互の授業参観、院生や第 3 者機関による評価、法曹三者の協力を得ながら本法科大学院独自の教員研修システムを確立していく。(後述Ⅳ参照)

Ⅲ. 履修指導の方法

1. 標準修業年限

修業年限は、3 年を原則とする。

ただし、「法学既修者」、すなわち「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者」には、63 単位以上を修得することを条件に 2 年以上 3 年未満での修了を認めることとする。

2. 修了要件

法科大学院の専門職学位課程に 3 年以上在学し、93 単位以上を修得すること。

ただし、入学時に法律基本科目群の授業科目について 24 単位から 30 単位の範囲内で既修得単位の認定を受けた者は、在学期間については、1 年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学したものとみなすことができる。

修了要件を満たした者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

3. 単位修得の要件

授業科目毎の単位数は、原則として 2 単位とし、半期で修了するセメスター制とする。

法科大学院における学修は、形式的な単位修得に意味があるわけではなく、法律実務家としての実質的な基盤形成が目的であり、1 学年で修得可能な単位数を充分な学修効果を期待できる合理的な範囲に制限するため、年間履修単位数の上限を 36 単位とする。

また、各科目群毎の単位の修得要件について、幅広い視野からの学修を可能にし各科目群からバランスよく履修するように、次のような基準を設ける。

①法律基本科目群の全科目 38 単位と、法律実務基礎科目群の全科目 17 単位は必修とする。ただし、法律既修者は、法律基本科目群のうち認定を受けた科目については履修する必要はない。

②基礎法学・隣接科目群から 6 単位以上を選択。

③展開科目・先端科目群から 18 単位以上を選択。

④法律実務展開科目群から 6 単位以上を選択。

⑤上記②―④の各科目群から合わせて 8 単位以上を選択。

さらに、次表のような各科目群の標準履修年次も合わせて示す。

標準的な履修モデルとしては、民事標準型、刑事標準型、公益弁護型、企業法務型の 4 つを想定している（資料 10）。これらの履修モデルを含め履修方法については、入学時オリエンテーションで詳しく説明を行うだけでなく、オフィスアワーを設定し、日常的に説明・相談に応じ、進路希望に合う授業計画を策定できるよう院生を支援す

る。

必修等別	科目群及び単位		未1年	未2年	未3年	既1年	既2年
修了基準		93 単位					
必修	法律基本科目	38 単位	32	6		8	
	法律実務基礎科目	17 単位	3	8	6	11	6
選択必修	基礎法学・隣接科目	6 単位		4	2	4	2
	展開科目・先端科目	18 単位		8	10	8	10
	法律実務展開科目	6 単位		2	4		6
自由選択	必修科目以外から	8 単位		2	6	2	6
		各学年計	35	30	28	33	30

※「未 1 年」は未修者 1 年目を、「既 1 年」は既修者 1 年目を示す。以下同じ。

4. 成績評価の方法

成績評価は多元的かつ厳正に行う。評価手段としては、試験、レポート、授業における発言などを総合的に評価する。また、必要に応じて成績評価のためのプレゼンテーションを課する。

試験は、総括的な到達度を確認するために、各科目において 1 ないし 2 回実施し、各試験の評価基準を示すとともにコメントを付して返却することを原則とする。その他に、日常的に各回の到達度を確認するため、レポートの提出を求め、必要に応じて授業内容に反映させていく。成績評価における試験の比重は 50 パーセントとし、残りの 50 パーセントをレポート、発言等によって評価することを標準とし、各担当者が授業の内容・方式に合わせて工夫することにする。授業時における発言を評価するに当たっては、予習及び復習を重視し、また双方向的授業に積極的に参加している度合を評価基準とする。

成績評価のランク分けは、A、B、C、D の 4 段階評価（D は不合格）とし、その基準点は次のとおりとする。

A　80 点以上　　B　70―79 点　　C　60―69 点　　D　60 点未満

成績分布には特に基準は設けず、全院生が A 評価を得られるように履修指導や学修指導を行う。単位修得は、C でも可能であるが、A 及び B の数が修了科目の 3 分の 2 に満たない場合には、原則として進学を認めない。なお、成績不良者に対しては、個別に必要な助言を与え履修指導を行なう。

また、成績評価に対する院生からの不服申立てを受付け、それを審査するための委員会を設置する。

5. 既修得単位の認定

本法科大学院入学以前の既修得単位、本法科大学院以外の大学院で修得した単位、海外の交流協定締結大学大学院において修得した単位は、30 単位を上限に本法科大学院の単位として認定する。

単位認定の方法としては、次のように行う。当該科目に関する授業内容（シラバス）と成績証明書を添付して、院生本人が単位互換の適用を申請する。単位認定は、提出された書類の審査と口頭試問をもとに認定を行う。24 単位以上の単位が認定され、法科大学院の教育課程の一部を履修したと認められた場合には、修業年限を 1 年以下の期間短縮することができる。

なお、鹿児島大学・熊本大学との連携により実施される授業については、原則として本法科大学院の開講科目としているので、単位互換として認められる上限 30 単位の範囲外である。福岡県内 4 大学連携による単位互換については、単位互換として認められる上限 30 単位の範囲内で認めることにする。また、単位認定についての枠組みを協議する機関を設置し、成績評価における客観性・公平性を確保する。

Ⅳ. 教員の資質の維持向上の方策

本法科大学院に「FD 実施委員会」を置き、組織的に教員の資質の維持向上に取り組むこととする。

1. 教育経験の交換交流

FD 実施委員会は、各学期毎に専任教員全員が参加し、授業内容、教材の開発や教育スキルについて、院生の授業評価の結果（後述 2.）などを踏まえながら、総括するための合宿形式の FD を実施する。また、単に大学と実社会での経験の違いにとどまらず、教育の現場に知識を深める姿勢と教育目標達成への効率化を求める態度、国境・民族を問わない恒久的問題への取り組みと現代日本社会に固有な緊急課題への対処、といった視点を併存させるため、月に 1 回程度、そのための FD を兼ねた研究会を行う。

教員各自の間でも、他の教員の授業を 1 学期に 2 件参観することを義務づけ、定められた様式により相互評価を行うとともに、その評価に基づいて各学期毎の専任教員会議で、意見交換を行い、必要に応じ、改善策を検討する。そこでの意見は、各学期毎に行う合宿形式の FD においても反映させる。

2. 法科大学院生による評価

院生による授業評価を実施し、評価の結果について公開するとともに、法科大学院の FD に有効に活用する。評価は本法科大学院が定める様式に基づき、授業の最終日に無記名による筆記文書で行う。授業評価の実施・集計・分析に関しては、FD 実施委員会が責任をもって実施し、分析に当たっては、シラバスと実際の授業内容との整合性に関する院生の評価を重視する。

そこでの評価結果に依拠しながら、各学期毎に休業期間を利用して合宿形式の FD を実施し、授業の状況、授業の進め方、教材内容の質・量、院生の学修到達度等につき検討を行い、共通的課題については組織的に改善に取り組み、また、個別的課題については担当者毎に改善方策を明らかにする。

3. 外部研修の実施

エクスターンシップ等で実務を研修するために、法曹三者の協力を得て院生が外部機関を訪ねる場合や、リーガル・クリニックセンターの活動に参加する機会に、本大学院教員も順次同席し、法曹三者の協力を得て、実務教育の手法についての外部研修を行う。そこでの経験や反省を踏まえて、外部研修を担当した教員は、各学期毎に行う合宿形式の FD において、報告を行うとともに、実務教育の手法の一層の改善を行う。

V．法学部・大学院法学教育部の教育との関係

1. 法学部の再編

本法科大学院の設置に合わせ、以下のとおり学部教育を抜本的に改革することを目指す。その方向性として以下の点を検討している。

(1)従来、法学部が担ってきた人材養成機能のうち、法律実務家養成の部分が法科大学院に委ねられることに伴い、学部では、現代社会の法学・政治学的諸問題を多様な観点から読み解き、それに対応する能力を育成することに重点を置く。

(2)新課程では、コース制を廃止し、学生自身が選択しながら系統的な学習を進める方式とする。これに伴い、就学相談等を通じて学生による選択を支援する。

(3)新課程では、教養教育と専門基礎教育との無理のない接合を図るため、法学・政治学の学習に必要な素養を涵養する 20 人程度の授業科目を 1 年次、2 年次それぞれに設けて、ゼミナール形式で実施する。

(4)新課程では、現代社会の法学・政治学的諸問題を多様な観点から読み解く能力の育成を目的として、提供科目を次のように系統的に再編する。

①法学・政治学的素養の修得に不可欠な基本的な科目を必修科目として低年次（1 年）に提供する。

②2 年次から行う専門基礎教育では、授業科目を精選し、基本的に 2 段階に分けて提供する。

第 1 段階では伝統的な科目内容の基本枠組みについての理解を徹底させる。

第 2 段階では法曹以外の法律専門職や公務員やその他の専門職として要求されるレベルの講義を提供する。

なお、第 1 段階の履修を第 2 段階の受講要件とすることで、系統的な学習を促す。

(5)少人数教育として、3 年次と 4 年次に 20 人程度の専門演習を開講する。

(6)成績評価の透明化・厳格化を進めるために、具体的な方策を講じる。

(7)以上のような新課程の学部教育を法学研究部構成員で実施するには、学部入学定員は 200 名が適正規模であると考えられ、法学部の現行の入学定員 260 名を、平成 16 年 4 月から 200 名に削減する。

2. 大学院法学教育部の再編

本法科大学院の設置に伴い、既存の大学院法学教育部については固有の役割を再確認するとともに、必要な改革を行う。

(1)専攻は従来どおり、基礎法学、公法・社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学の 5 つとし、特に法律実務家の養成を主眼としない法学教育を行う。

(2)現在、在学する目的に合わせて研究者コース、アドバンスト・コース、フレックス・コースの 3 つに分かれているコースを、下記の 2 つに統合する。

研究者コース…引き続き、研究者を養成するとともに、法科大学院創設後における教員養成の要請に対応する。

専修コース　…教育内容の面で、法専門家ではないが個別法律領域に強い職業人を養成する。そのために、社会人のための選抜・教育方法を工夫する。

(3)修士課程の院生定員を 83 名から 60 名へ削減する。留学生のための国際プログラムである国際経済ビジネス法特別コース（定員 13 名）、ヤング・リーダーズ・プログラム法律コース（定員 15 名）、アジア比較政治行政学コース（定員 5 名）の外国人院生、計 33 名を含めて総定員 60 名とする。これは法科大学院創設後における既存の大学院担当の教員数を考慮し、少子化傾向の中で減少傾向にある入学者の中から優秀な院生の質を維持するために適当な人数である。同時に、現在の修士課程在籍者数から法律実務家を目指す院生数の概数を差し引いた員数でもある。

(4)博士課程の院生定員をこれまでの入学実績に即し、37 名から 25 名へと削減する。なお、九州地域を中心に新たに法科大学院の教員を養成する責務も負うことになり、法科大学院からの進学者も受け入れていく。また、これまでも外数として毎年数名の国際経済ビジネス法特別コース博士課程への入学者がおり、今後ヤン

グ・リーダーズ・プログラム法律コース、アジア比較政治行政学コースからの進学者も予想される。

(5)法学教育部の院生が法科大学院の授業科目を履修する場合やその逆の場合は、従来の九州大学大学院他教育部開講科目の受講と同様の手続きにより、単位認定される。

Ⅵ. 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

次のようなアドミッション・ポリシーの下で選抜を行う。

(1)期待する資質

①法律実務家を目指す明確な動機があること。

②幅広い教養と柔軟な思考力・果敢な判断力があること。

③人間に対する洞察力と冷静な分析力が窺われること。

④社会現象に対する自分なりの問題への接近方法を身につけていること。

(2)対象

法学部卒業生だけではなく、社会人や他学部・他学科の卒業生等にも広く門戸を開放する。特に、社会人・他学部出身者の入学者定員枠は設けないが、定員の 30%以上が社会人・他学部出身者になるよう配慮する。

2. 入学者選抜方法

選抜の方法としては、書類審査と集合試験によって行う（資料 11)。

(1)書類審査

書類審査では、以下の提出書類のすべてを対象とし、総合的な評価を行う。

適性試験成績書　…2 つの実施主体によって各別に適性試験が行われるが、志願者は、いずれの実施主体の試験成績を提出してもよい。

応募理由書　…法律実務家を目指す問題関心を確認するため、法律実務家を目指す理由を 2,000 字以上で記述することを求める。

学部等成績報告書…評点だけでなく、どのような科目をどのように受講したのかについて、各評点についての自己評価とともに、2,000 字以内の評価書として提出させる。

社会活動報告書　…職業以外の社会活動の経験がある場合に、2,000 字以内で記述することを求める。

社会人経験報告書…職業（専業主婦を含む）経験者の場合には、その職業経験について 2,000 字程度の説明書及び履歴書の提出を求める。

各種取得資格（英語力認定について記載することも可）等の提出を求める。

⑵集合試験

論文試験　…アドミッション・ポリシーに記した思考力等を判定するため、英語能力をも問う論文試験を行う。

集団面接　…10 名程度のグループに分け、進学・勉学意欲や論理的思考能力、人間的洞察力、コミュニケーション能力等を審査するのに適当な論題を与え議論してもらい、主張する内容や発言の姿勢等を審査する。

⑶第 1 次段階選抜

志願者が 3 倍を超えた場合には、第 1 次段階選抜の実施を検討する。その方法としては、⑴に掲げた書類審査と、試験時間を 1 時間程度とする小論文試験（集合試験）によって行う。第 1 次段階選抜を実施した場合でも、以後の第 2 次段階選抜試験は⑴及び⑵によって行う。

3. 社会人・他学部出身者の受入れ

1. の⑵で述べたように、社会人・他学部出身者の積極的な受入れを行うが、その際、社会人には志望理由書の他に、社会活動報告書、社会人経験報告書の提出を要求し、総合的に審査する。

また、社会人から応募者を募るために、一般的なマスメディアを利用した広報の他、学内広報や同窓会関係の広報を利用し、卒業生として社会で活躍している人材に呼びかける。他にも、福岡県内はじめ九州全域の企業、自治体に、法科大学院設置の趣旨と社会人への期待について情報を提供し、必要な場合は教職員を派遣して説明に当たる。

4. 法学既修者の取扱い

本法科大学院では、全定員を一旦 3 年修了予定者、すなわち「法学未修者」として選抜し、入学確定後「法学既修者」としての認定を行うことにする。

認定は、第 1 学年開始前の 2 週間を用いて、筆記試験を前半の 1 週間の間に、口頭試問を後半の 1 週間の間に行う。まず履修免除を希望する科目を、法律基本科目群の中から上限 30 単位の範囲で申請させる。それらの科目に関する複数の事例について、解決策例とその導出プロセスを示させ、その解答に基づいて口頭試問を行う。さらに学部成績を査定し、免除を認める科目についての総合的な判断を行い、同科目の法科大学院における授業を履修したと評価できる場合に合格とする。具体的には、Ⅲの 4. の評点 A に相当する場合に合格とする。法科大学院の評点に現れない機能をも履修したとするためには、通常の単位修得要件では足りず、最低でも院生全員に求める努力目標である A 評価を要求することにする。

5. 院生を支える財政的支援

院生を財政的に支援するための奨学制度･貸与制度を､公的資金によるもののほか、法律実務家関係者、地域自治体、地域経済界、同窓会の支援を受けて創設する（資料 12)。

Ⅶ. 施設・設備等

九州大学は、新しい時代に対応するための統合移転を目前に控えており、本科大学院の施設の確保に当たっては､この統合移転との整合性を確保し､新しい時代に大学、法科大学院に対して社会的に要請されている役割にも配慮した立地･施設を用意する。

1. 立地場所

法科大学院関係の移転は最短でも平成 22 年度になる予定である。それまでは、福岡市内の至便な場所に位置する現箱崎キャンパス内に、現有施設・設備をも有効に利用しつつ、充実した教育環境を用意する。計画では、1,800m² 程度の新施設を次の内容で用意する（資料 13)。

(1)少人数教育に対応できる講義室
(2)自学自修を可能にする院生用研究室スペース約 200 名分
(3)基本的な文献を参照できる法科大学院独自の図書室
(4)連携教育に利用する高速度通信システム演習室
(5)日常的に法廷の雰囲気になじむための法廷教室

2. 情報アクセスに係る設備

(1)法科大学院図書室

本法科大学院の設置に当たっては、法学部図書室の図書を法科大学院図書室で閲覧できるようにするとともに、法科大学院専用施設内の図書室のサービスを 24 時間体制にする。

なお九州大学法学部図書室は、蔵書数 30 万冊以上を誇り、貴重な歴史文献や外国文献、裁判資料を豊富に蓄えている。

(2)コンピューター

本法科大学院専用施設内には、図書室以外に自学・自修用の院生のための学生研究室を設置する。学生研究室では、コンピューターを利用した文献・資料の検索が可能なように情報機器を整備し､24 時間コンピューターを利用することができるようにする。

Ⅷ. 自己点検・評価

1. 実施委員会

常設の自己点検・評価委員会を設置し、学内委員の他外部委員若干名にも参加してもらい、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、3 年に 1 度、評価報告書を取りまとめる。

2. 委員の構成

委員は、内部及び外部の法科大学院教員、法科大学院生、法律実務家関係者・司法ユーザー代表に参加を依頼する。

3. 実施方法

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会がとりまとめて、検証し、改善点を明らかにし、改善結果を査定する。

また、自己点検・評価の実施状況、実施内容、結果について、九州大学法科大学院ホームページ、九州大学法科大学院紹介パンフレット等で原則として公表する。

4. 評価項目

本法科大学院における点検・評価の項目は次のとおりである。

(1)入学者選抜　…アドミッション・ポリシー、入学者選抜時期、入学者選抜方法、既修者認定方法
(2)教育内容　…授業方法、授業内容、教材
(3)成績評価・修了認定…成績評価方法、成績評価内容、修了認定方法
(4)教育環境　…研究室、図書室、OA 機器、院生生活のサポート体制
(5)管理・運営　…管理・運営体制、教育実施体制、入試実施体制、教授会所掌事項、委員会体制

Ⅸ. 情報提供

1. 情報提供の方法

情報提供を積極的に進めるため、本法科大学院に広報委員会を設置する。一般的な情報については、ホームページ、紹介パンフレット等によって随時提供するとともに、個別の要請に対しても、広報委員会が窓口となって可能な限り情報を提供する。

2．情報提供する項目

提供情報の項目としては次のような内容を予定している。

⑴九州大学法科大学院の概要

⑵入試関係情報

⑶授業方法・内容情報

⑷教員組織・各教員情報

⑸修了者の進路情報

⑹管理・運営体制情報

⑺その他

X．大学院の管理運営

1．設置形態

⑴本法科大学院は、制度的な独立性を確保すべく、九州大学大学院法学教育部からは独立した専門職学位課程の新教育部（法務学教育部）として設置する。

⑵法務学教育部には、実務法学専攻を置き、同専攻に実務法学講座を置く。

2．部局長及び教授会組織

⑴九州大学大学院法学研究部に、法務学教育部の構成員に対応する部門を新たに設置し、当該部門には必要な講座を置く。法科大学院の講座を担当する教員は、対応する法学研究部の部門に所属するものとする。

⑵法科大学院教授会は、九州大学法科大学院の講座を担当する教授及び助教授をもって構成する。

⑶法科大学院の長（法務学教育部長）になることができるのは、法科大学院の講座を担当する九州大学の専任の教授とする。

3．教員の任用

本法科大学院の専任教員に欠員が生じた場合には、法科大学院に人事選考委員会を設置し、選考を経た人事を法科大学院教授会で承認する。選考の結果、法学研究部における任用を必要とする場合には、法科大学院教授会は、法学研究部教授会に対して任用のための人事専門委員会の設置を要請する。法学研究部において、法科大学院の講座を担当するものとして選考される予定の教授又は助教授を任用する場合には、法学研究部の人事を行う人事専門委員会の構成員のうち、法科大学院の講座を担当する教授又は助教授の人数が過半となるようにする。

4. 教授会による管理運営への関与

(1)九州大学法科大学院教授会の権限

本法科大学院の教授会は、法科大学院の講座を担当する教官の選考権を有しているだけでなく、新たな理念の下に設置される法科大学院における教育内容等についても、 独自の決定権限を有している。

(2)みなし専任教員の管理運営への関与方法・程度

みなし専任教員は、専任教員に準じて教育に関与し、成績評価を行う地位にあり、教育内容に関わる問題が議題として取り上げられる教授会、及び教育に関わる各種委員会の委員となった場合に当該委員会に出席する義務を負う。

5. 事務組織

法学部事務部が担当する。

〔後略〕

769　九州大学法科大学院規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学法科大学院規則

平成 16 年度九大規則第 122 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号。以下「大学院通則」という。）及び九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）により各学府において定めるように規定されている事項その他法科大学院の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

2　前項の法科大学院は、法務学府をいう。

（入学資格）

第 2 条　法科大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に定める大学の卒業者

(2)　学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　学校教育法第 67 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、法科大学

院の教授会（以下「教授会」という。）において、法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7)　教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、法科大学院の専門職学位課程に入学させることができる。

(1)　学校教育法第 52 条に定める大学に 3 年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

（入学者の選抜）

第 3 条　入学を志願する者に対する考査は、適性試験成績書、応募理由書及び成績報告書並びに論文試験、集団面接その他法科大学院の定める資料を総合して行うものとする。

2　入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとし、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

3　入学者の選抜に当たっては、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めるものとする。

（学期）

第 4 条　学年を分けて次の 2 学期とする。

前学期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（授業の方法等）

第 5 条　法科大学院の教育は、授業科目の授業その他の教育課程の履修によって行うものとする。

2　法科大学院は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この場合において、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

3　法科大学院は、第 1 項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（授業科目、単位、履修方法及び試験）

第 6 条　授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2　前項に定めるもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度、教授会において定める。

第 7 条　学生は、必修として、法律基本科目群の授業科目 46 単位及び法律実務基礎科目群の授業科目 13 単位、選択必修として、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから 6 単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから 14 単位以上、法律実務展開科目群の授業科目のうちから 10 単位以上、選択科目として、選択必修科目として修得しない基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群及び法律実務展開科目群の授業科目のうちから 4 単位以上を修得しなければならない。

2　担当教員が必要と認めたときは、他の学府又は学部の専攻教育科目に関する授業科目及び単位を指定し、履修させることができる。

第 8 条　学生は、履修しようとする授業科目の選定について、担当教員の指示に従うものとする。

2　学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、法科大学院の長に届け出なければならない。

第 9 条　各授業科目の単位修得の認定は、その授業担任者が行う。

2　前項の認定の方法については、教授会の議を経るものとする。

第 10 条　単位修得の認定のため筆記試験等を行うときは、試験等の期日その他につき、あらかじめ公示する。

（成績）

第 11 条　各授業科目の成績は、A、B、C 及び D の 4 種のいずれかの評語をもってあらわし、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

2　合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3　不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第 12 条　法科大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　法科大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修科目の登録の上限）

第 13 条　法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を 36 単位とする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 14 条　法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）

第 15 条　前条、次条、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院通則第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、合わせて 30 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 16 条　法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（修了要件）

第 17 条　法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に 3 年以上在学し、93 単位以上を修得することとする。

（在学期間の短縮）

第 18 条　法科大学院は、第 16 条の規定により、法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 67 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第 19 条　法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 17 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。

（留学）

第 20 条　留学を志望する法科大学院の学生は、書面をもって法科大学院の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可を得て留学した期間は、第 17 条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3　第 14 条第 1 項の規定は、法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

（科目等履修生）

第 21 条　科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成 16 年度九大規則第 91 号）第 2 条第 2 項に定めるところによる。

第 22 条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院の長に願い出なければならない。

2　法科大学院の長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第 23 条　科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2　前項の単位の授与については、第 9 条から第 11 条までの規定を準用する。

第 24 条　法科大学院の長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第 25 条　この規則に定めるもののほか、法科大学院の専門職学位課程の入学、教育課程、試験、修了その他に関し必要な事項は、教授会において定める。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（授業科目及び単位数）

実務法学専攻

授　業　科　目	単位数
法律基本科目群	
人権と法	2 単位
統治と法	2 単位
行政と法	2 単位
公共法Ⅰ（人権と憲法訴訟 1）	2 単位

公共紛争処理と法	2 単位
税財政と法	2 単位
民法Ⅰ（民法総論）	2 単位
民法Ⅱ（物権法総論）	2 単位
民法Ⅲ（担保物権法）	2 単位
民法Ⅳ（債権総論）	2 単位
民法Ⅴ（債権各論）	2 単位
民事訴訟法Ⅰ（訴え・審理等）	2 単位
民事訴訟法Ⅱ（証拠・判決等）	2 単位
刑事法Ⅰ（基礎と原則）	2 単位
刑事法Ⅱ（刑事手続と人権）	2 単位
刑事法Ⅲ（犯罪と刑罰 1）	2 単位
刑事法Ⅳ（犯罪と刑罰 2）	2 単位
刑事法Ⅴ（犯罪と刑罰 3）	2 単位
企業法総論	2 単位
企業組織法	2 単位
労働法	2 単位
国際関係法	2 単位
現代基礎法	2 単位
法律実務基礎科目群	
リーガル・ライティング	1 単位
法情報論	2 単位
民事裁判実務	2 単位
刑事訴訟実務	2 単位
法曹倫理	1 単位
民事弁護論	2 単位
刑事弁護論	2 単位
模擬裁判	1 単位
基礎法学・隣接科目群	
現代法哲学	2 単位
現代司法論	2 単位
紛争処理論	2 単位
現代弁護士論	2 単位
文学と法	2 単位

歴史と法Ⅰ	２単位
歴史と法Ⅱ	２単位
法と政治	２単位
法と経済学	２単位
法医学	２単位
目撃と証言の心理学	２単位
統計学	２単位
社会調査論	２単位
紛争解決の心理学	２単位
展開・先端科目群	
公共法Ⅱ（人権と憲法訴訟２）	２単位
公共法Ⅲ（公共制度設計論）	２単位
司法分権と地方自治	２単位
公共部門労働法	２単位
社会保障法	２単位
経済法	２単位
民事法総合	２単位
民事責任法	２単位
担保法	２単位
家族法	２単位
民事複雑訴訟法	２単位
民事執行法・民事保全法Ⅰ	２単位
民事執行法・民事保全法Ⅱ	２単位
民事救済法	２単位
倒産処理法	２単位
家事事件手続法	２単位
手形法・小切手法	２単位
企業会計法	２単位
消費者法Ⅰ（消費者契約法）	２単位
消費者法Ⅱ（商品安全関係法）	２単位
刑事法総合	２単位
少年法	２単位
子どもと法	２単位
刑事処遇論	２単位

産業財産法	2 単位
著作権法	2 単位
Laws of GATT/WTO	2 単位
International Economic and Institutional Law	2 単位
International Law and Legal System in East Asia	2 単位
International Litigation	2 単位
International Business Law and Foreign Investment	2 単位
Comparing Legal Cultures	2 単位
International Maritime Law	2 単位
EU Law and International Trade	2 単位
Contemporary Debates in Criminal and Commercial Law	2 単位
外国人の人権と法	2 単位
精神医療と法	2 単位
マンション法	2 単位
高齢社会と法	2 単位
法律実務展開科目群	
ロイヤリング・法交渉	2 単位
要件事実論	2 単位
契約実務	2 単位
企業法務	2 単位
知的財産法実務	2 単位
破産・民事再生の実務	2 単位
ジェンダーと法	2 単位
労使紛争処理	2 単位
紛争管理と調停技法Ⅰ	2 単位
紛争管理と調停技法Ⅱ	2 単位
インターネットと法	2 単位
リーガル・クリニックⅠ	2 単位
リーガル・クリニックⅡ	2 単位
エクスターンシップⅠ	1 単位

エクスターンシップⅡ	1 単位
履修方法 【必修科目】 法律基本科目群の授業科目　46 単位 法律実務基礎科目群の授業科目　13 単位 【選択必修科目】 基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから　6 単位以上 展開・先端科目群の授業科目のうちから　14 単位以上 法律実務展開科目群の授業科目のうちから　10 単位以上 【選択科目】 選択必修科目として修得しない基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群及び法律実務展開科目群の授業科目のうちから　4 単位以上	

770　大学院統合新領域学府設置理由書

（『九州大学大学院統合新領域学府設置計画書（抜刷）』　2008（平成 20）年 5 月 30 日）

1．設置の趣旨及び必要性

1）設置の背景及び経緯

(1) 統合新領域を志向する現代の科学

20 世紀は科学的発見とそれに基づく工業化の時代であった。創出された科学的知は大量生産、大量消費の物質文明をもたらし、人類はその恩恵に浴して、物質的豊かさを享受するに至った。

科学的知の探求は、21 世紀に入りますます飛躍的に進展している。そして、科学の各分野とも知的探求の営みは、高度化し専門分化しながら、新たな知を生み出しつつ、学問を大きく発展させている。

しかし、その反面で、科学的な知が専門分化し細分化されるにつれて、専門領域を超えた知の交換や相互理解が困難になりつつある。そのために細分化された専門的な知を複合的で学際的な新領域の課題を解決するために統合し、新しい知を生み出すことが次第に難しくなりつつある。これは知のエントロピーの増大とでもいうべき知の探求への負のエネルギーの発生である。

知の専門分化が深くなるほど、専門を超えた相互理解を前提とするような知の

統合の仕組みが必要になっている。いま問われているのは、知の専門分化を受け入れながらも、知のエントロピーの増大を抑えて、新たな科学的な知を生み出す知識創造の仕組みを構築することである。

言い換えれば知の根源的な問いから遠ざかる遠心運動的な知的探求に対して、知の求心力を働かせるべく、これまでとは異なる科学的探究の仕組みを構築することである。

そのことを目指す動きが学術的にも社会的にも高まっている。既にナノテクノロジー・生命科学・情報科学・認知科学などの分野では、専門性の壁を超えたグローバルな知の連携が活発になっている。また、人間と技術の総合的な関係の構築、地球環境やエネルギーなどの問題のように現代社会が抱える課題は、細分化された個別科学で解決できるものではなくなりつつあり、大学と産業界あるいは行政等の垣根を超えた連携が多様かつ多元的に展開されるようになっている。(資料 1)

(2) 知の創造の仕組みとしての「統合」

一般に統合とは、特定の目的、統一された考えのもとに、必要なことを絞り込み、それらを組み込み、新しいものを生み出すことを意味する。知の統合とは、学際的な複雑な新しい課題の解決を目指して、専門的な知を動員し、知の交流と創造を促し、知を編集して、新しい知の体系を創造することである。

知の統合は、課題に立ち向かうために動員される専門的な知と、それらの知が活発に交換され、融合されることによって創造される新規な知が、組織的に編集されてゆくプロセスとして展開される。具体的な知の統合のプロセスは以下のような 4 段階からなる。

1. 専門的な知識の幅広い動員（知の動員）
2. 自由かつ柔軟な研究交流（知の交流）
3. 知の創造の場の活性化（知の融合）
4. 科学的知の系統的な編集（新しい知の統合）

まず統合にとって重要なことは、専門的な知識が動員されることである。現代の科学的な課題は専門的な知の幅広い動員と、それぞれの知の深い専門性を必要としている。

次に重要なことは、課題解決に向けて専門的な異質な知が、組織的に活発に交換され、知の創造の可能性を高めることである。そのためには、自由かつ柔軟な研究交流を通じて組織的に知識の創造が繰り広げられる場づくりが必要である。そのような場として専門をまたぐ柔軟な研究交流の仕組みが必要である。知の交流の場を通じて個々の研究者では、新規な知が生み出される。

統合の最後のプロセスでは、課題の解決に向けて生み出された新規な知や動員された専門的な知が、新たな科学的知として系統的に編集されることになる。課題解決に向けた系統的な知の編集は、知のエントロピーの増大を克服するための科学的な知の統合に他ならない。（資料 2）

(3) 設置の必要性

＜九大の学科統合への体系的取り組み＞

九州大学ではこれまでにも知の統合化や新しい人材養成の仕組みを先駆的に取り組んできている。ちなみに、九州大学はこれまで学府・研究院制度に基づいて、医学系、工学系、情報科学系を中心とする大学院システム生命科学府を立ち上げた。また全国では最多となる 4 つの専門職大学院（医療経営・管理学専攻、産業マネジメント専攻、実務法学専攻、実践臨床心理学専攻）を開設して、社会的要請に応える高度専門職業人の養成を展開している。

＜統合新領域学府の趣旨と特徴＞

九州大学ではさらに歩を進めて、新たな科学のフロンティアを開拓し、また科学的な知を再編成し統合するために「統合新領域学府」を設置する。「統合新領域学府」は、学問の細分化によって生み出された膨大な知を再編成し、統合的な新しい科学的な知や価値を追求して、現代の科学や社会の重要課題の解決に取り組むとともに、そのために必要とされる高度な専門的人材の育成をはかることを目指すものである。

「統合新領域学府」と呼ぶ所以は、従来の学問の縦割りにそった学府専攻の枠組みでは捉えることが難しい、複合的かつ根源的な新しい課題に取り組み、その知的成果を社会に還元するとともに、自らそのような知の担い手として活躍する高度な専門人材の養成を目指すことにある。

＜知の統合と「統合新領域学府」の仕組み＞

統合新領域学府は、統合を包括的な鍵概念として専門的な既存の知の動員と創造を目指す教育研究の仕組みである。統合新領域学府では、統合の中に融合が存在し、知の交流や連携が展開され、そのことによって知が系統的に新しい知へと編集され、統合された知が創造されてゆく。

そもそも異質な専門的な知を統合し、系統的に教育することは、大学の基本的な使命である。その場合、現代の科学や社会が、専門的な科学的知の深化と、多様化した専門的知の系統的な編集を推進する基盤構築を強く求めていることを直視しなければならない。九州大学はこのことを深く認識し、知の遠心力と求心力を同時に極大化する科学的方法論の確立と、それに基づいて展開される教育研究の枠組みの構築を目指すものとして、「統合新領域学府」を設置するものである。

統合新領域学府は、現代社会から問われている学際的で複合的な重大な課題に対して解答を創造する知の新しい仕組みであると同時に、広範に動員される学際的な専門的な知が交流し連携しながら、系統的な知として教授される仕組みである。大きな課題領域ごとに、統合を鍵概念とする新しい知の創造の仕組みは、この統合新領域の中で展開されることになる。すなわち統合をコンセプトに新領域分野の教育研究を目指す専攻は、この「統合新領域学府」に組み込まれて、自律的に大学院の教育研究に携わることになる。

しかし、一つ一つの課題領域は独自性が強いだけに、課題領域を超えた知の直接的な交流は当面の間は限定的かもしれない。やがて統合新領域学府で取り組む課題領域が多様化すれば、必然的にそれぞれの課題領域で生み出された知は交流し、融合しつつ新しい統合を目指すことになる。長期的にみれば、統合新領域における多様性の増大が、新たな統合を生み出すという知のスパイラルは、統合新領域学府の大きな特徴になる。

＜ユーザー感性学専攻とオートモーティブサイエンス専攻の設置＞

統合新領域学府に「ユーザー感性学専攻」と「オートモーティブサイエンス専攻」を設置する。

「ユーザー感性学専攻」は、知の活用主体であるユーザーの視点から、また感性を基盤として人間理解の上に立って、感性価値の創造を推進する高度な専門人材の養成を目的としている。「オートモーティブサイエンス専攻」は、オートモーティブという視点から自動車と先端技術、自動車と人間や社会、自動車と環境・エネルギーなどの先端的で複合的な課題を統合的な知の仕組みに基づいて解明し、新しいオートモーティブ社会を創造する高度な専門人材を養成することを目的にしている。

二つの専攻は、社会の求める感性価値やオートモーティブのあり方など、いずれも現代社会や現代の科学に問われている実在的な課題から出発するところに特徴がある。これらの実在的な課題は、単一科学では解きがたく、文理両棲的な知の統合を必要としている。

それゆえ九州大学の文理の知的リソースを統合化して、教育研究組織は編成されることになる。さらに九州大学を超えて近隣の優れた知的実績を誇る公私の大学（福岡女子大学（公立）や西南学院大学（私立））との連携を図る。

統合新領域学府の研究活動を通じて生み出される新たな知は科学に裏付けられた実証的な知であり、実践的に意味をもつものになる。それゆえ、そのような知にそった学府教育も実社会の出口と対話しつつ展開されることになる。したがって、統合新領域学府では、実社会との対話を重視し、実践的な高度な知を生み出している企業や行政との連携を推進する。

また、それぞれの専攻は「統合」という視点によって、総合大学の知的リソースを広域に動員して設置されるものであり、それぞれが統合体として自律的に教育研究を行うものとして配置される。二つの専攻は、新しい知の創造とその教授を目指して、教育研究の交流と協力を行う関係にある。（資料 3）

(4) 学の統合が既存の学科や社会に与える好影響とアカウンタビリティ

九州大学の内外の高度な知的リソースを広域に統合することによって、統合新領域学府では既存の学科では難しかった知の応用や新しい価値観などを生み出しつつ、独自な教育研究を展開することが可能になる。

また知の統合のあり方が、学府や専攻での知の探求に大きな刺激を与えることになる。ユーザー感性学専攻やオートモーティブサイエンス専攻から生み出される統合的な知とその教育をめぐって、学内はもとより広く学外や海外との活発な交流が展開されるからであり、その結果、統合新領域学府は「統合」をキーワードとする教育研究のセンターとしての機能が期待されるようになるからである。

既に指摘したように、統合新領域学府が生み出す感性に基づく価値創造やオートモーティブの知は、内外の産業や社会が抱える課題領域に対し大きな知的貢献をなすことが期待できる。そればかりではなく、養成する人材を通じて産業の活力やイノベーションの推進、さらには新しい社会の建設も展望できる。

「ユーザー感性学専攻」は、これまでにユーザーサイエンス機構として企業や行政や各種機関と様々な感性に基づく価値の創造の実績がある。「オートモーティブサイエンス専攻」は、教員研究者レベルで個別にオートモーティブサイエンス分野の研究実績を蓄積してきている。また、北部九州では自動車関連企業が進出し、自動車生産拠点として発展しており、九州大学への人材養成への期待や共同研究の要請が高まってきているが、オートモーティブサイエンス専攻はこのことに直接に応えることができるものになる。

このように統合新領域学府は、これまで蓄積された知の社会への貢献を志向し、九州大学の社会からの信頼をさらに高めることにも資することが期待される。

九州大学はこのような統合を鍵概念とする新しい大学院を「統合新領域学府」として設立する。九州大学が「統合新領域学府」の設置で目指す感性に基づく価値創造やオートモーティブに関わる教育研究上の課題は重要性が増しており、新たな知の領域の創造と社会的に重要な問題の解決のために複数の学を統合して教育研究を行う体制整備として統合新領域学府の設置が必要である。

既に述べたことから明らかなように、新学府でなければ実現し得ない次のような理由が存在する。

①　統合新領域の専攻領域は、現代の社会が大学に問いかける新規かつ複合的

な課題であり、既存の学を統合して開拓すべき知の領域に属している。

② 学問分野にとらわれないで問題解決を目指す能力の養成等は専攻ごとでなく、専門分化した高度な知を統合化して養成することが適切である。

その結果､統合新領域学府は九州大学に次のような効果をもたらすことになる。

・ 統合新領域学府の枠組みを活かすことによって、新たな学を形成したり、その学を挺子に新たな学の独立をはかったり、さらには課題が解決できればその学の再編を行うなど機動的な教育研究組織の編成が可能である。これは「統合」を原理とする知の進化でもあり、九州大学の新しい知の拠点形成に結びつく。

統合新領域学府の構成

専攻名	入学定員	コース／専攻分野
ユーザー感性学専攻	修士課程 30 名	①感性科学 ②感性コミュニケーション ③感性価値クリエーション
オートモーティブサイエンス専攻	修士課程 21 名 博士後期課程 7 名	①先端材料科学 ②ダイナミクス ③情報制御学 ④人間科学 ⑤社会科学

学年進行に伴い平成 23 年度にユーザー感性学専攻に博士後期課程を設置する予定である。

両専攻に固有な設置の背景及び経緯を以下に記す。

【ユーザー感性学専攻に固有な設置の背景及び経緯】

21 世紀は「技術」に加え、「人間」そのものの理解を深め、人間に密着した価値の形成と満足が求められる時代である。九州大学は、人間理解を深め、技術を磨いていく基盤として「感性」をとりあげ、科学技術はもとより、人文科学・社会科学に亘る広範な知の再編成に全学的に取り組んでいる。

九州大学は平成 16 年度文部科学省科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラムにより、ユーザーを基盤とした技術と感性の融合をめざすユーザーサイエンス機構を設立した。ユーザーサイエンス機構は、自然・社会・人文科学や技術の知を使い役立てる個人、グループ、組織などをユーザーと定義し、ユーザーの視点に

立ち技術と感性を融合してユーザーのよりよい「生」を実現することを理念として研究を行ってきた。感性を基盤とした人間理解の上に知の再生と価値創造をめざすユーザーサイエンス機構のとりくみを教育活動にも発展させ、大学と社会、学問と実践の間に生き生きした関係を創り出していくことが求められている。

九州大学は平成 23 年に、九州帝国大学創設から百周年を迎える。九州大学は、百年の伝統を基盤とし、「知の新世紀を拓く」を目標に事業を展開している。旧九州大学と九州芸術工科大学の統合による特長を活かし教育研究拠点を構築する、統合新領域学府ユーザー感性学専攻の設置は、知のフロンティアとして進化する新生九州大学の代表的構想である。（資料 4）

(1) 知の送り手と受け手（ユーザー）の連携の推進

20 世紀に科学技術は加速度的に進歩し大量に知識を生み出してわれわれの生活に新たな利便、快適、感動を与えてきた。加速度的な知の創造の原動力となった専門分化は、一方で研究者の視野を狭め、知を利用する側の立場に立った課題の設定や知の利用のための統合へと研究者が視野を広げる際の障害にもなっている。知の進歩によりもたらされた軍事兵器、環境汚染、事故災害、地球温暖化等の脅威を、知の新たな統合で安全・安心に変えるなど、科学の知とその受け手であるユーザーをより効率的、効果的、有機的に結ぶことがこれからますます重要になる。

人の内面の感性と外部の知が同調、融合して初めて、知はユーザーの幸せに役立つ。人々の真の幸福を生むために、知の送り手とユーザーをどのように合わせるか、知をどのように統合連携するか、そして感性と知をどう融合するか、これらの実現に欠かせない企画力、コミュニケーション力、協働力、指導力等を持つ人材をどう育成するか等の課題に応えることが、日本のみならず世界の教育研究システムの大きな課題になっている。

(2) 感性の機能の解明

感性は安全・安心で心豊かな生活を送るために必要な心の機能であるにもかかわらず、その複雑さゆえ、真理を探究する自然科学の研究領域から除外されていた。

感性を感覚および感情の感受性ととらえ、感受性の基盤となる価値基準を探求することが必要である。感性の機能を解明して得られる価値基準は、科学技術立国としての日本にとって国際的競争力を有する高付加価値製品群の開発等に資すると共に、共感、感動や信頼等の人間に特有のコミュニケーションを研究、構築していく上で重要である。

(3) 感性に基づく親密で信頼ある人間関係の構築

少子高齢化や社会の格差拡大を背景として、教育・医療等の現場、家庭、地域社会、企業、行政等の広汎な場面で、いじめ、自殺・犯罪の多発、引きこもり、「うつ」等の心に関する問題が急激に増えている。

これらの問題の解決に向けては、教師、医師、カウンセラー等が、従来の画一的な規範や標準的な知識に縛られることなく、児童、患者等の感性をとらえて、親密で信頼ある関係を構築することが必要である。

自他の感性に基づくコミュニケーションの下に情報や専門的知識を適切に統合して、生きる喜びを産み出していくことが社会の喫緊の課題である。

(4) 感性による経済価値の創造

20 世紀の工業化による大量生産で物財への一次的な欲求は充足され、2007 年に経済産業省が「感性価値創造イニシアチブ」を提唱する等、感性に基づく心の満足が 21 世紀の経済価値として注目されている。

また、グローバル化の進展により、日本は、中国、インド等の新興国に経済面で厳しく追い上げられている。これら新興国は技術開発能力も向上させていることから日本の経済・技術優位が脅かされている。

これまでの大量生産･大量消費､技術開発一辺倒のビジネスモデルを修正し、ユーザーの要求に適確に応えて新たな経済価値を創造することが強く求められている。

(5) 「日本人の感性」の尊重

固有の歴史風土に培われた日本人の感性は、新たな発想の源泉として大いなる可能性を持っている。

禅、寺院建築等の宗教文化、歌舞伎や能の伝統芸能から寿司や発酵食品等の食文化、漫画やアニメ等のポップカルチャーまで、日本文化の持つ魅力や可能性に海外からの関心と注目が集まっている。日本人の感性をもとに新たな価値を創造して発信することは、人類の文化発展に寄与するのみならず、わが国が世界に存在感と影響力を示すソフトパワーとしても重要である。

(6) 「アジアの感性」が息づく九州

日本人の感性は「アジアの感性」と共通の水脈を有している。アジアの感性がわが国で最も濃厚に息づいている地域は九州である。禅等の精神文化、茶・菓子・麺等の食文化、陶芸、織物等の工芸は、まず九州にもたらされ、日本各地に広がっていった。中国・韓国・台湾等との交流は、東京圏では情報にとどまるのに対し、九州では日常の生活次元で行われ、「皮膚感覚としてのアジア」が息づいている。

グローバル化の一方で近接する国・地域の関係強化も強く求められている現在、九州地域に立地する九州大学は、アジアの異文化を広く受け入れ新しい価

値を創造していく土壌を有している。

【オートモーティブサイエンス専攻に固有な設置の背景及び経緯】

(1) オートモーティブの課題とサイエンス

OECD の予測では自動車保有台数は 1997 年から 2020 年までに 74%増加し、自動車走行距離は 86%増加すると見込まれている。BRICs 等の新興工業国の自動車需要は爆発的に増加することが予測されている。既に中国での自動車生産は 2010 年を待たずに 1 千万台に達することが確実になっている。

地球規模での自動車の量的拡大は、経済にプラス効果をもたらすが、同時に社会的にも環境・エネルギーの面からも重大な課題を生み出している。自動車と人間社会、さらには自然環境との共生が問われるようになるにつれ、自動車メーカー各社は排ガスを抑え低燃費で効率的な自動車の開発に懸命であるし、人にやさしい車社会のあり方をめぐって関係機関では真剣な取り組みが展開されている。自動車との共生は人類共通の課題になっているのである。

このような課題の克服は、これまでの自動車技術の延長線上に展望できるほど単純なものではない。課題の解決には、これまで自動車技術からは遠いと思われていた技術分野からの参加が必要であるし、自動車のイノベーションを推進する技術経営（MOT）の知識が不可欠である。地球規模での人間社会や自然環境との共生については人間科学や社会科学の知が必要とされる。自動車をめぐる課題は多元的かつ重層的であり、自動車そのものを原理的に科学して捉えなおすことが必要になっている。

大量生産型の「もの造り」が 20 世紀の産業と科学の姿であったとすれば、21 世紀の今日に問われているのは人間社会や自然環境の中に「もの造り」を位置づけて、「ものと人との共生造り」のあり方であろう。言い換えれば「もの造り」から「関係づくり」への転換であり、人類にとって望ましい「ことづくり」を目指すことである。「もの造り」とは、造られる「もの」が社会や自然環境の中で順応し適応的に望ましい関係を結ぶ状況のことである。自動車には技術的な問題を超えて人間や自然との望ましい関係を築くことが問われている。

自動車に問われている課題に解答をあたえるには、もの造り的なエンジニアリングを基本に置きつつも、広域な関係性に位置づけて自動車を直接に認識の対象にした新たな知の創造が不可欠である。その場合、自動車に留まらず輸送手段全体を広域にとらえ、そのあり方と将来像を原理的に把握する概念が必要である。本専攻ではそれをオートモーティブとして捉えている。

経験的な知の発見や創造の営みを科学（サイエンス）とよび、その知の具現化をめざすものを技術（エンジニアリング）とよぶことにすれば（山口栄一『イ

ノベーション破壊と共鳴』NTT 出版、2006 年)、オートモーティブをめぐる知の創造はまさしくサイエンスとしての知の営みとして展開されるべきものである。

サイエンスは現象の本質に根ざして知を創造するが、自動車をサイエンスの対象とすることによって、自動車とそれを取り巻く要素を全体的に捉えて課題の本質を明らかにして課題解決の知を実証的な知として追求することが可能になる。新しい知の開発は、サイエンスの立場から自動車を捉えなおすことから出発することが有効である。これまでのような縦割り的な専門領域から自動車を捉えることでは、サイエンスの対象としての自動車の把握は難しく、異なる学問分野の統合が必要である。

以下では自動車産業の現状と課題について触れながら、オートモーティブをサイエンスとして捉えなおす意義を確認しつつ、九州大学がオートモーティブサイエンス専攻を設置する経緯と理由について説明を加えておきたい。(資料 5)

(2) 自動車産業の現状

自動車はドイツのダイムラー等によって内燃機関を動力とする乗り物として 19 世紀末に発明され、20 世紀初頭米国のフォードが量産技術を確立するや急速に普及し、経済活動や人々の生活になくてはならない乗り物となった。

2006 年時点の世界の自動車生産は 6,900 万台を超えた。その内訳は北米 1,900 万台(世界の 27.6%)、欧州 2,130 万台(30.8%)、日本 1,148 万台(16.6%)であった。わが国の自動車産業は欧米に遅れて出発したが、いまや国内生産 1 千万台を維持しながら、海外生産台数もほぼ同規模に伸ばそうとしている。

いうまでもなく自動車産業は製品出荷額の 16.5%(2005 年)を占めるわが国最大級の産業であり、その規模は電機産業(同 16.7%)に匹敵する。2007 年ついにトヨタ自動車は世界最大の GM の自動車生産台数を上回る生産規模に達した。

わが国の自動車産業の躍進の要因として、自動車に求められる商品力(高性能、卓越したデザイン)信頼性、安全性を具体化する技術の進歩を第一に挙げなければならない。日本の自動車には世界をリードする先進的な技術が数多く搭載されている。さらに地球規模で緊急の課題になっているエネルギー需給バランスの緊迫化、地球温暖化などについても、わが国自動車メーカーは、高性能と低燃費を両立させるカーエレクトロニクス化、ハイブリッド車などに目覚しい進展をみせている。

自動車産業は他のどの産業よりも裾野の広い産業であり、国内はもとよりグローバルに経済をリードする経済波及効果の高い産業であり、なおかつ技術革新のスピードが極めて速い産業である。しかもわれわれの生活や経済活動に直

結する産業として、交通問題や環境・エネルギー問題の解決が迫られている。

(3) 九州における自動車産業の展開

世界の自動車産業の展開で注目すべきは、アジア太平洋州での自動車生産台数の合計が 2,816 万台(世界の 40.7%)と世界の 4 割を占めていることであり、特に日本、韓国、中国の 3 カ国では約 2,250 万台（32.6%）に達し、北部九州を含む環黄海経済圏（韓国南西部と中国の渤海湾から黄海および上海に至る地域）に絞っても約 1,200 万台（17.4%）の生産台数であったことである。中国では 2010 年までには日本の国内生産台数の 1 千万台に達すると予想されており、環黄海経済圏、あるいは北東アジアは近い将来、世界の自動車生産の 3 割を占める自動車センターとして急速にその重要性を高めて行くことになる。

このことを先取りするかのように自動車メーカーは九州工場の生産を増強している。日本国内生産台数はこの 4、5 年は 1 千万台を維持しているものの、その伸びは鈍化しているが、それにも拘わらず九州ではこの数年生産量が飛躍的に増加し、2008 年には 150 万台に達することが見込まれている。

表　西南日本のオートモーティブ・アセンブラー（2005 年時点）

会社名	所在地	操業開始	生産台数	敷地面積
日産自動車九州工場	福岡県苅田町	1975 年 4 月	42.9 万台	236ha
トヨタ自動車九州	福岡県宮若市	1992 年 12 月	28.7 万台	106ha
ダイハツ九州	大分県中津市	2004 年 12 月	16 万台	130ha
マツダ防府工場	山口県防府市	1982 年 9 月	48.7 万台	79ha
本田技研熊本製作所	熊本県大津町	1976 年 1 月	35 万台（二輪車）	169ha

九州山口地域の自動車工場は国内生産を補完する役割を担っているだけではない。自動車各社にとって表に掲げられている工場は最新の戦略車種を生産する新鋭工場であり、世界戦略を担う生産拠点として強化が図られている。1 兆円の生産額に達したトヨタ自動車九州はレクサス･ブランドの拠点工場であり、新たに 40 万基のエンジン工場を建設し、数年後には国内初となる愛知県以外での技術開発センターが設置されることになっている。日産自動車九州工場は、

同社最大の生産拠点としてグローバル戦略の一翼を担うと同時に、新たに日産車体工場を立地させて、日産自動車の再編を実現する拠点工場に位置づけようとしている。ダイハツ自動車は 2007 年秋に早くも第 2 工場を操業するとともに、久留米にエンジン生産工場を設ける計画であり、また、車両設計・開発拠点を福岡市西区の九州大学伊都キャンパス周辺に設置する方針を打ち出す等、九州工場を同社最大の生産拠点かつグローバルな生産拠点として位置づけている。自動二輪車工場を熊本におく本田技研工業は、2008 年に浜松製作所を移管し、60 万台の新工場を建設して、ここを国内最大の二輪車生産工場に再編成する計画である。

当然に自動車関連企業の九州・山口地域への立地も多くなっている。九州経済調査協会の調べ（「九州・山口の自動車関連部品工場一覧 2007 年」）では、2007 年時点でその数は 890 件を超えており、福岡県 301、大分県 150、熊本県 117、佐賀県 88、鹿児島県 63、宮崎県 69、長崎県 21、山口県 84 と立地先は九州・山口全域に及んでいる。

わが国の自動車メーカーは部品供給先を系列化して垂直的な取引を行う傾向が強いが、興味深いことに九州・山口ではこれらの立地した工場が系列を超えた取引を行っている。これは九州での部品調達が十分ではないことによるものであるが、その結果九州に立地する部品工場では生産技術の柔軟性が高まり、独自な技術進化の可能性が生まれている。

他方、自動車メーカーのみならず大手サプライヤーまでもが研究開発拠点を九州に開設する動きを強めていることにも注意しなければならない。デンソーは組み込みソフト等の開発拠点を福岡市に開設する計画であり、NEC 熊本は自動車用半導体の開発生産体制を強化している。

そればかりか、地場企業もオートモーティブ分野に独自な技術を梃子にして参入を強めている。半導体後工程を担う地場の三井ハイテックやカーナビ・ソフトのゼンリンなどが自動車産業との関係を深めていることなどは見落とせない点である。

もともと九州は「シリコンアイランド」と呼ばれるように日本の半導体関連事業所の 25%が集積し、国内半導体生産の約 3 分の 1 を生産してきた実績がある。NEC、東芝、ソニー、沖電気などの半導体工場が立地し、ソニーは福岡市にエプソンは北九州市にそれぞれの全社的なシステム LSI 開発拠点を開設している。これらは北部九州のシステム LSI 等の半導体開発能力が高いことを示すものでもある。

このように九州での自動車産業の展開は重要な意義をもつものである。九州の自動車工場はどこも最新鋭工場であり、生産能力の増強と同時に、研究開発

機能をもつ生産拠点への脱皮を図ろうとする動きを強めている。しかも九州がカーエレクトロニクス技術の開発拠点としての大きな可能性を秘めていることは重視しなければならない。

(4) 要請されるオートモーティブ分野での産学連携と教育研究

これまで見てきたように自動車産業は九州を世界的な戦略拠点として位置づけて、研究開発機能の強化をはかろうとしている。また、九州に各種のエレクトロニクス関連企業が多数立地することを踏まえて、自動車メーカー各社はカーエレクトロニクスをはじめとする先端的な技術開発にも注目している。

しかし、九州には自動車を見据えた高度な専門職業人を育成する仕組みは存在しない。実はオートモーティブを志向する人材育成の仕組みは、自動車会社の社内研修制度や自動車整備士等養成の技術系専門学校を除くとわが国にはほとんど存在しないのである。わが国の大学にあるのは、オートモーティブ関連分野を専攻する理工系研究室単位での特定領域に特化したものが殆どであり、体系的な教育研究の仕組みは見当たらない。これまでに造船工学や航空工学などのように研究教育の対象が明確な学科等が設けられてきたのに比べると、基幹産業であるオートモーティブ分野の学科もコースも存在しないことは意外な感がある。

大学でオートモーティブ分野の体系的な研究教育が展開されてこなかったことには一定の理由がありそうである。具体的には自動車産業が造船業や航空産業ほどには戦後の復興期に重視されなかったことや、わが国自動車産業が欧米のように自動車のプラットフォームを独自の技術を基にして開発できるほどの高度な技術水準に達していなかったため、独創的な新車開発よりも生産現場での技能に支えられた生産効率に依存する部分が大きかったことなどを理由として考えることができる。実際に後発産業の自動車産業の技術が生産現場のエンジニアリングに大きく依存しており、大学での教育研究にあまり馴染まず、大学が教育研究を通じて自動車産業に直接に貢献できる余地が小さかったのである。

いずれにしろ、これまで自動車産業は大学との研究教育の連携を図るよりも、社内での生産性の改善を重視してきたのである。その結果、大学は自動車産業に転換可能な基礎技術に注力せざるをえなく、自動車産業に対しては個別的に研究提携することが一般的であったといえよう。

しかし、自動車産業が国の基幹産業として発展すればするほど、自動車は経済社会的観点からも、また地球規模での環境・エネルギーの観点からも様々な課題に直面するようになった。その結果、自動車メーカーと大学との関係は、これまでのようにオートモーティブ分野での個別的な技術課題をめぐっての連

携にとどまらず、文系を含む大学の知と幅広いものにならざるを得なくなってきている。

オートモーティブを直接に認識の対象としてオートモーティブの今日的な意義を学問の壁を超えて原理的に捉えなおすこと、すなわちオートモーティブサイエンスの展開が必要である。九州大学ではオートモーティブサイエンス専攻を設置し、幅広く多様な知識や知の方法を動員して、オートモーティブに問われている課題に対して科学的な知の創造を通じて解答を与えたいと考えている。

他方、自動車産業は、大学に対してオートモーティブ分野で主体的に課題解決に取り組むことができる実践志向の高度な専門職業人の養成を強く求めている。その要請はただ単にオートモーティブの「技術」について高度な専門知識をもつ人材を養成することにとどまるものではない。オートモーティブをめぐる「経済や社会との問題」や「環境・エネルギー問題」について地球規模での理解をもつ高度な専門職業人の養成を含むものである。

九州大学の目指すオートモーティブサイエンス専攻はまさしくそのための大学院であり、必然的に世界的にも例をみない独創的な大学院として設置することになる。

2) 教育研究上の理念、目的

新たな知の領域の創造と社会的に重要な問題の解決のため、複数の学を統合して教育研究を行う体制の整備が必要である。

学府にはさまざまな学問分野の学部レベルの基礎教育を終えた者を迎え入れ、複数の学を統合して新たな知の領域を開拓することができる、広く深い知を備えたたくましい人材を育成することを教育の理念とする

専攻毎の固有な教育研究上の理念、目的は以下のとおりである。

【ユーザー感性学専攻に固有な教育研究上の理念、目的】

感性は、直感的、曖昧、不確実という特徴を持つことから、分析や論理をベースとする近代的な知性の陰で、これまで学問的な検討や科学的な検証対象としては等閑に付されてきた。しかし、既述の時代変化や社会の背景を踏まえ、人間の認知や行動、創造や消費に、意識・無意識の両面で影響を与える感性について教育研究を行うことが必要となっている。

感性は、日本人にとっては共通了解を得やすい、なじみのある概念であるが、欧米ではそれに該当する用語そのものも見あたらない等､感性についての教育研究は、我が国が先導的に展開できる可能性を持った領域である。

こうした基本認識のもと、九州大学は、感性を外界の事象（人・もの・こと・場）

に対する感受性及び感受性に基づく統合的な心の働きと定義し、その感覚的・感情的・直感的・創造的という特性に注目して教育研究を行う。

本専攻では次の４つのミッションを設定する。

(1) 世界の先導的な教育研究拠点の構築

国際的な研究拠点構築をめざす文部科学省科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラムの成果を引き継ぎ、感性を科学、コミュニケーション、価値創造の多面的な視点からとらえ教育研究を行う拠点を構築する。

(2) 実践型教育の実施と大学と社会の連携

企業や行政、地域社会に入り、現場が抱える課題を体験することや生きた題材にチームで取り組むことを通して、問題発見、仮説設定、集団的な知識創造、解決策提示のプロセスを実践、推進できる人材を育成する。

教育プログラムに、企業や行政の協力・参画を得ることで、企業・行政は新鮮な発想にふれ、大学は共同研究へ展開する等、大学と社会の新しい関係を構築していく。

(3) リベラルアーツ科目履修の推奨

知識や技術の習得に加えて、人間としての幅と見識、教養を身につける哲学、美学、倫理学、宗教学、歴史学等、リベラルアーツ科目の履修を推奨し、人間の感情を見抜く、物事の本質を見抜く、組織を動かす、リーダーシップを発揮する、といった能力の涵養に資する。

(4) 大学間共同プログラムの推進

感性についての教育研究を効果的に展開し、全国的に発展させ、社会・文化の基盤として定着させていくために、関連する国公私立の複数の大学による連携を推進し、大学の壁を超えた教育研究資源の活用を図る。将来的には競争的研究資金の共同申請や企業等との共同研究を推進する。

大学内部局間、大学と大学、大学と社会の壁を超え教育研究活動をマネジメントし、これらのミッションを実現するために、学内にユーザーサイエンスセンター（仮称）を設ける。

【オートモーティブサイエンス専攻に固有な教育研究上の理念、目的】

(1) オートモーティブサイエンス専攻の趣旨

オートモーティブサイエンス専攻は、出口を自動車に特化して、工学から人文社会科学にまたがる統合学際領域の教育研究を行うことによって、実践志向性にあふれた高度な専門能力を発揮する人材の育成をはかることを目的に設置する。

「オートモーティブサイエンス」は、自動車（以下自動二輪車等を含む広い

概念としてオートモーティブを用いる）にかかわる技術や、自動車と人間や社会、環境・エネルギーなどの複合的な課題領域の知を探究する科学である。オートモーティブに関する知の創造は、統合新領域学府の先端統合型の知の仕組みに立脚して、学際的な知識と方法を駆使して展開される。

教育研究組織である大学院としての「オートモーティブサイエンス専攻」は、このようなサイエンスによって創造される知を教授するとともに、学ぶものが主体的にその知の創造過程に関るという双方向的な教育研究の仕組みを通じて、柔軟で弾力的な実践志向的な高度な専門人材の育成をめざすものである。

オートモーティブ領域に特化した高度な専門人材の育成は、九州大学が自動車産業や広く経済社会から強く要請されている喫緊の課題である。このことに鑑み、オートモーティブサイエンス専攻では、その目標を、オートモーティブ領域に特化した工学から人文社会科学にまたがる統合学際領域の教育研究を行うことによって、高度な研究・技術経験に裏打ちされた実践型の高度専門人材の育成を図ることにおいている。

このような教育研究の目標を達成するために、オートモーティブサイエンス専攻では九州大学のみならず近隣の大学の知的リソースを統合的に活かすとともに、広く学外の知的リソースを動員し、実効性の高い体系的な教育の仕組みを構築する。そこにはオートモーティブサイエンスに要請される独自の教育方法が導入されることになる。

このような教育研究の目標を掲げるのは、以下に述べるように自動車をめぐる現代的な課題の特質と新しい知の仕組みとしてオートモーティブサイエンスを構築する必要があるからである。

(2) オートモーティブサイエンスによる知の創造と統合

19 世紀末の自動車の発明は、自動車のアーキテクチャーを見据えて展開されたサイエンスから生まれたものではなく、主に内燃機関等の自動車を構成する要素技術を、職人技を通じて高度化し体系化することによるものであった。当時の技術開発で重要であったのは現場の知恵や熟練であり、その成果を精緻化しながら積み上げてゆくプロセスであった。現代の自動車は、そのような発展プロセスを踏まえつつ、先端的な技術開発の成果を取り入れながら進化を遂げている。

現代の自動車産業は、これまでの「もの造り」をリードしてきた機械・情報制御系の技術を基礎にしながら、新しい素材の開発、ガソリンに替わる代替エネルギー源の開発、そして多種多様のカーエレクトロニクス技術の開発、人間工学を取り入れたカーデザインの開発、高効率な生産システムやマネジメントの構築などに取り組みながら、未来の自動車のあり方を追求している。そこに

は技術の領域を異にする多様な技術が動員されている。

しかし、いま自動車に問われている技術的な課題は、先端的な知識を動員すれば解決できるほどに単純ではない。それらの課題の殆どが多様な技術や専門知識が関連しあった複合的な構造をなしているため、従来の手法をそのまま適用するだけでは課題の解決にはつながらないからである。動員される科学知識が課題解決に向けて柔軟に連携しつつ統合される必要がある。

例えば試作車なしで自動車を開発するための究極のエンジニアリング手法では、従来どおりの自動車の要素技術を一元的に統合する情報技術とともに開発プロセスを運営管理するプロジェクト・マネジメントが有機的に結びつかねばならない。また代替エネルギーの開発では、多様なエネルギー源ごとに動力システムが開発されねばならないし、そのエネルギーを過不足なく安全に最終消費者まで供給する社会的な技術システムが不可欠である。現在の地球規模の困難な課題を解決するには、自動車のあり方を根源から問い直すことが必要である。単に自動車を技術的に問い直すばかりでなく、自動車を地球規模で人間や社会さらには環境に位置づけて、そのあり方をとらえることが重要である。そのことは従来とは異なる新しい知の創造を目指すものになる。

さらに動員した異質な知識を統合するプロセスでは、科学的な方法論を異にする知識を新しい知の体系に変換し体系化するための知の技法が必要になる。このことによって全体像を見る視点を持ちつつ、表層的な問題把握に終ることなく、個別の問題領域に深く踏み入って、専門的な知識を探求することが可能になる。オートモーティブをめぐって総合性と専門性を同時に満たす知の統合化の仕組みに立脚して、課題に内在する本質を徹底して問うことが必要である。オートモーティブサイエンスはそのような視点から実証的な知の創造を目指すものである。

このような知の方法に立てば、自ずと文理両接による知の営みが展開されることになる。それは、オートモーティブをめぐって、先端的な技術分野、人間・社会・経済的な分野、環境・エネルギーの分野が統合した新しい知の創造の営みである。

(3) オートモーティブサイエンス専攻の教育研究条件と体制の構築

既に述べたように九州での自動車産業の展開は目覚しく、九州は愛知、関東に次ぐ国内第 3 番目の自動車生産拠点として今後一層発展すると予想される。自動車産業は多くのサプライヤーの立地を促しながら、オートモーティブ・クラスターを形成してゆくことになる。しかも九州ではエレクトロニクス産業がオートモーティブ分野と融合化する可能性も高い。このような産業立地や技術展開を踏まえただけでも、九州でオートモーティブサイエンスを究める必要条

件は存在する。

しかし、九州大学がオートモーティブサイエンス専攻の設置を目指す理由を自動車産業の立地だけに求めるのは現状の追認でしかない。そのような理由での学府教育は、自動車産業の実務家訓練的な教育色を強めるだけであり、自動車産業の立地が止まれば教育研究の必要性は急速に薄らいでいくものでしかないであろう。

九州大学がオートモーティブサイエンス専攻の設置を目指す大きな理由は、上述のようにオートモーティブサイエンスがひとつの学として成立しえるものであるし、また成立させるべきものであるからであり、九州大学が基幹総合大学として専攻設置に必要な基本的な教育研究条件を有しているからである。

九州大学では自動車の基本技術である機械・情報制御系の技術について十分な研究蓄積と教育実績を有しているし、新しい素材の開発や水素エネルギー等の開発も盛んに行っている。また、社会科学系、人文科学系の教育研究も意欲的に展開している。

ちなみに、九州大学はこれまで学府・研究院構想に基づいて、教育研究リソースを生かした 4 つの専門職大学院（医療経営・管理学専攻、産業マネジメント専攻、実務法学専攻、実践臨床心理学専攻）やシステム生命科学府を開設し、時代の要請に応える高度専門職業人養成を先駆的に展開している。

オートモーティブサイエンス専攻は、自動車が抱える多種多様な課題を統合新領域による知の仕組みに基づいて研究教育を展開しようとするものであり、学内の知的リソースを生かすことによってそのような教育研究を具体的に展開するものである。

しかし、オートモーティブサイエンスという視点から大学院レベルの教育研究を構築しようとすれば、九州大学の知的リソースのみで十分であるとは言い切れない。オートモーティブサイエンスはわが国初の試みであるし、わが国の大学でオートモーティブ関連の教育研究が体系的に展開されていない現状を踏まえれば、九州大学単独での大学院教育を目指すよりも、自動車関連企業や関係機関および経済団体、自動車に関る各種の政策を推進する行政機関、さらには身近な大学との教育研究連携を検討するべきである。自動車産業界からは実務的な講義やインターンシップの場の提供を仰ぐとともに、オートモーティブサイエンス専攻との共同研究の展開などを期待している。

オートモーティブサイエンス専攻では、福岡女子大学（公立）、西南学院大学（私立）との国公私大学連携をはかって、地域の大学の知的リソースの動員を図るとともに、大手自動車メーカーをはじめとする自動車産業界や産業界、さらには行政との密接な連携を構築することによって、充実した教育研究体制を

構築する。（資料 6）

特に出口をオートモーティブに特化することにより、ともすれば総花的で表層的・抽象的理解に陥りがちであった基礎科学の教育が、専門的な理解を必要とする実質的な知の教育として展開される。例えば各種の力学や材料科学、情報制御学、人間科学、経営学等を具体的に理解できる確かな基礎学力が涵養され、多種多様な分野で通用する高度な専門職人やオートモーティブ研究者の養成にも繋がると期待できるのである。このことは、オートモーティブの教育上の大きな特徴である。

3) 養成する人材像及び進路

本学府では、社会・学術基盤及び新しい先端的融合領域に関する統合的な教育・研究を展開し、進展の著しい社会に柔軟に対応できる確かな基礎学力を備えた高度な指導的人材を養成する。

このため、教育においては以下の点を配慮する。

(1) 「出口」を具体的に設定し、常にそこへの道筋として必要な基礎科学を体系化して教授し体験させ、従来の専門帰属から問題志向へ意識の転換を図る。

(2) 企業や行政における研究者・技術者が在職のまま、教授・准教授として大学院における講義・演習を担当できるようにする。

(3) 企業や行政などの現場における実習を重視する（オートモーティブサイエンス専攻においてはインターンシップを義務付ける）。

これにより

①実践的な知識を体験的に修得することによって、知識の興味・関心を広げ、知のフロンティアを拡大できる。

②アカデミズムでの専門的な知と実践型の経験的な知を統合できるようになる。

③大きな意味を持つ問題を解く道筋とともに設定できる。

④異なる分野の人と意思疎通を図る能力を養成できる。

⑤高いチームワーク力と指導力等の能力を備えた人材を育成する。

こうして養成された高度な専門職業人としての進路は専攻毎に異なるが、大きくは、新たな学を創出する分野、社会の重要な課題を組織力も活用して解決する分野、社会で新たな価値を産み出す分野等で活躍が期待される。

専攻毎の固有な養成人材像及び進路は以下のとおりである。

【ユーザー感性学専攻に固有な養成する人材像及び進路】

本専攻では、知を統合してユーザーの感性と融合することによりユーザーの福祉、

満足を実現して、新たな科学、社会、経済を築いていく人材を育成する。この実現に欠かせない企画力、コミュニケーション力、協働力、指導力等も涵養する。

広範な分野の大学卒業生、大学院の修了者および在籍者、企業、行政、NPO の実務に携わっている社会人等、多様な専門と背景を持った人材を受け入れ、感性の機能の解明、感性に基づく親密で信頼ある人間関係の構築、感性による経済価値創造の分野毎にコースを設けて教育を行なう。

本専攻を修了した人材は、以下のような分野で活躍することが期待される。

(1) 感性を基に新たなビジネス展開や商品開発等を行おうとする民間企業の企画部門、開発部門、研究部門の社員
(2) 教育、医療、福祉現場等で感性に配慮したサービスを行なう教師、医師、看護師、チャイルドライフ・スペシャリスト、ケアマネージャー等
(3) 行政組織や社会において感性に配慮したサービスを行う公務員や NPO 職員
(4) 感性や心に関係する新しい研究を開拓する研究機関の研究者
(5) ユーザー感性学に基づきユーザーと感性に関する提言を行うコンサルタント、コミュニケーター、ジャーナリスト等

【オートモーティブサイエンス専攻に固有な養成する人材像及び進路】

本専攻が養成する人材像を明らかにするために、オートモーティブサイエンス専攻の教育上の特徴に触れる。

まず大学院生は入学試験時に 5 つの教育研究分野から 1 つを主専攻として選択して受験する。入学後は主専攻分野で高度な専門性を陶冶することになる。さらに副専攻分野を履修することによってオートモーティブへの複眼的な視野を磨き、柔軟な思考と応用力のある専門性の修得が求められることになる。また長期のインターンシップが必修であり、これを通じて実践的な専門性を体得することになる。修士課程、博士後期課程に共通の国際コミュニケーション演習は必修であり、ここではグローバル時代に対応する英語による研究発表能力を練磨する。こうして研究の成果が修士課程では修士論文に、また博士後期課程では博士論文に結実することになる。

博士後期課程で養成する人材については、特に高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及び豊かな学識を養い、企業における研究開発や技術開発等が可能な人材を輩出することを目的としている。さらにこのことについては、企業の担当者及び企業出身の本学教授等と充分な議論を重ねており、いわゆるミスマッチ問題への充分な対応を踏まえているところである。

オートモーティブサイエンス専攻で養成される人材像およびその進路と、それぞれの進路を目指す場合に心がけるべき就学のポイントは以下のようになる。

(1) オートモーティブ企業の技術研究職

企業の研究職（特に研究開発部門）を目指す場合、演習では先端的なサイエンス領域に踏み込んだ高度な研究を行うことが必要であるし、指導教員の下で展開される企業との共同研究スタッフとして研究能力を磨くことなどが重要になる。特に研究を通じた主体的に知識を創造する能力の練磨は欠かせない。

(2) オートモーティブ分野の技術専門職

企業の技術専門職（例えば生産技術部門や各種のエンジニアリング部門）を目指す場合、修士論文のテーマでは、必修科目の概論を通じて得られるオートモーティブ領域の実践的なセンスやインターンシップを通じて認識した実践的なプロジェクト課題などを活かすことが重要である。オートモーティブ的な技術課題をかぎ分けるセンスとその課題を研究論文として知の体系に纏め上げる能力を磨くことを重視する。

(3) オートモーティブ分野の技術経営スタッフ

技術のわかる経営スタッフとして活躍を目指すには、どの技術分野に特化して学ぶかよりも、オートモーティブ社会科学分野を主専攻または副専攻として、マネジメント関連の知識を深める必要がある。いわゆる技術経営（MOT）の専門的な知識の修得とその知識の実践の場での応用能力を磨くことが重要である。インターンシップ等への積極的な取り組みが必要である。

(4) オートモーティブ関連団体や調査機関の専門スタッフ

オートモーティブ分野には官公庁の行政機関を含めて公私に幾多の調査研究機関が存在する。基本的にはオートモーティブの技術を踏まえた社会科学や人間科学の分野の専門知識を修得することによって、これらの機関での専門的な仕事に従事できるようになる。現実の複雑な世界から実践的なロジックを組み立てる能力は不可欠であるので、主専攻の演習や国際コミュニケーション演習での知的創造能力やプレゼンテーション能力が必要である。

(5) 大学や研究機関での研究職

オートモーティブを専攻とする学部や大学院はまだ存在しないが、オートモーティブサイエンス専攻が掲げる専門分野は、自動車の技術が問題になり、自動車と人間社会のあり方が問われるにつれて重要度を増すことになる。各専門領域での独創的な研究に取り組むことそれ自体が研究職への道を切り開くことになる。オートモーティブのセンスを活かして独自な研究課題を究める学究能力を磨くことが重要である。

大学院生各自がどのタイプの人材を目指し、将来の進路を定めるかは、主専攻分野での学究姿勢に依る。

2. 学府、専攻等の名称及び学位の名称

本学府は知を統合して新たな学問領域を切り拓く大学院であることから、学府名を「統合新領域学府」とする。

外界（人・もの・こと・場）に対する感受性及び感受性に基づく統合的な心の働きである感性について、その感覚的・感情的・直観的・創造的という特性に注目して、知の活用主体であるユーザーの視点にたった人間理解の上に行う本学府の教育研究を「ユーザー感性学」と称する。ユーザー感性学を教育研究する専攻の名称を「ユーザー感性学専攻」とする。なお、感性は日本で生まれた概念であり、“Kansei”という用語が既に利用され普及しているという現状を踏まえ、英語表記においても“Kansei”という用語をそのまま用いることとした。

自動二輪車やさまざまな自動車を含む広い概念を「オートモーティブ」と捉え、オートモーティブに問われている学際的な課題を原理的に捉えなおすべく、学問の方法としてサイエンスの立場をとる。したがってオートモーティブ分野を教育研究する専攻の名称を「オートモーティブサイエンス専攻」とする。

学府、専攻、学位の名称は下記に示す。学位は、両専攻とも文理両棲の学際性を特徴としていることから、複数の学位の名称を設ける。学位及びその名称の認定は、指導教員が学生毎に指導体制、履修科目、特別研究・論文テーマ等からなる研究計画を決めることにより、授与される学位が決定されることになる。最終的には学位論文の内容等を学府教授会で審査して決定し、九州大学学位規則に基づいて授与する。

1) 学府名

統合新領域学府　　Graduate School of Integrated Frontier Sciences

2) 専攻名

ユーザー感性学専攻　　Department of Kansei Science

オートモーティブサイエンス専攻　　Department of Automotive Science

3) 学位

〔ユーザー感性学専攻の授与する学位〕

修士（感性学）　Master of Kansei Science

修士（芸術工学）　Master of Design

修士（工学）　Master of Engineering

〔オートモーティブサイエンス専攻の授与する学位〕

修士（オートモーティブサイエンス）　Master of Automotive Science

修士（工学）　Master of Engineering

修士（学術）　Master of Philosophy in Automotive Science

博士（オートモーティブサイエンス）　Doctor of Automotive Science

博士（工学）　Doctor of Engineering
博士（学術）　Doctor of Philosophy in Automotive Science
［履修モデルを別添資料に示す。（資料 7、資料 8、資料 9）］

3. 教育課程の考え方及び特色

入学者は、多様な専門と背景を持つ人材を念頭においている。このため指導教員は、学生一人ひとりの出身分野や関心領域に応じて、きめ細かい履修指導を行う。また、修了後の社会での活躍やキャリア像を念頭に効果的な学習計画を立てていくために、具体的な履修モデルを多様に用意し、進路と履修のつながりが明確になるようにする。

また、PTL（プロジェクトチーム演習）、PBL（Project based Learning）インターンシップ等を用いながら、体験を通じた実践的な知の修得を求める。

専攻毎の固有な教育課程の考え方及び特色は以下のとおりである。

【ユーザー感性学専攻に固有な教育課程の考え方及び特色】

本専攻には「感性科学」「感性コミュニケーション」「感性価値クリエーション」の 3 つの教育課程（コース）を設ける。コースごとの入学想定人材は以下のとおりである。

(1) 感性科学コース

感性に関する客観的測定・分析・評価を行う等の感性の研究に従事したいという人材。

(2) 感性コミュニケーションコース

多様なユーザーを支援し、感性を育む快適で安心できる居場所とコミュニティを創造する事に関心のある、好奇心旺盛で問題意識と社会的使命感の高い人材。

(3) 感性価値クリエーションコース

これまでの技術起点の商品・サービス開発のありようを、人の感性を基にした新たな価値創造へと転換し、経済や社会、生活を革新していこうという問題意識と使命感の高い人材。

（資料 10）

これらの入学者の能力、動機を活かす研究指導を行う。

科目群（カリキュラム）は、コース相互の有機的な関連を持ち、学生は教員の指導を受けつつ、各自の問題意識と学習計画に応じて組み合わせることを可能とする。従来の学問の横断・統合と感性科学、感性コミュニケーション、感性価値クリエーションの実践的な能力形成を図ることをカリキュラム編成の基本的考え方とする。

創造的で柔軟な教育科目の開発・提供のため、ユーザーサイエンスセンター（仮称）においてカリキュラムの見直しならびに教育方法の研究開発を継続的に行っていく。

（資料 11）

【オートモーティブサイエンス専攻に固有な教育課程の考え方及び特色】

本専攻では、統合新領域学という学問の特性上、広範な領域の知識を扱う。帰納とアブダクションを先行させた演繹的な教授法を基本として、高度専門職業人として必要な基礎科学や実践的な技術や技法を体系化して教授する。

専門知識の修得については体系的な教育が必要である。そこで、まず共通の必修科目を履修し、オートモーティブサイエンス専攻で学ぶ意義と目的を理解することから教育を始める。いわゆるオートモーティブという出口を明示した教育からスタートするのである。

この教育課程を経て、主専攻・副専攻の専門分野の履修が開始される。オートモーティブサイエンス専攻では主専攻・副専攻制を採用し、オートモーティブ分野に必要とされる高度な専門知識の統合と柔軟性を涵養することをめざす。

専攻分野ごとの選択必修科目群は専攻分野別の履修科目群として提供される。学生は指導教員のアドバイスを受けながら主専攻分野と副専攻分野から、定められた単位数の科目を履修して行くことになる。

インターンシップでは専門的な知識が実務の場で実践的な知識に変換されるという実体験を当事者として経験することになる。オートモーティブに求められる実践的な知識や技能さらには求められる知の領域などを現場の体験を通じて学ぶことにより、実践志向の修士論文や博士論文へのセンスが磨かれる。

主体的にオートモーティブの知の創造に取り組む能力を養うことは、大学院を修了して高度な専門職業人として活躍するために欠かせない。これは基本的に実習や演習を通じて涵養されることになる。研究課題をオートモーティブ分野のプロジェクト課題に焦点をあてて設定し、実践志向（practice-focused）な修士論文や博士論文に結実するように指導を行うことになる。このような実践志向の研究論文の作成を通じて、学生はオートモーティブの現場で自ら新しい知の生産に携わる能力を獲得する。

このプロセスの途中で生みだされた研究成果は国際コミュニケーション演習において、専攻の教授陣と学生が会する場で英語をベースにして発表に供せられる。国際コミュニケーション演習での発表と討議は、国際的な意志表現力の訓練でもあるし、プレゼンテーション能力の練磨でもある。この演習を通じて、参加者は自らの専門領域を超えてオートモーティブ全般の専門知識に触れ、そのエッセンスを共有

することができるが、これも統合新領域としてのオートモーティブサイエンス専攻の大きな教育効果である。

なお、オートモーティブに関る最新の知識や実務に関る具体的な知識は、自動車産業や行政などの研究者や技術者を通じて教授されることが必要である。また、周辺の大学には九州大学に不足する研究分野で優れた研究実績を有する教授陣がいるので、福岡女子大学（公立）や西南学院大学（私立）などと国公私大学連携をすすめ、オートモーティブサイエンス専攻の教育体制の充実を図ることとする。

オートモーティブサイエンス専攻は専門知識をベースに技術分野や技術経営分野の第一線で活躍する実践型の高度専門職業人の育成をめざす。そのためにオートモーティブサイエンス専攻の教育・研究は、自動車への全体観を磨きつつ分野ごとの深い専門性を追求するものになる。そのためのカリキュラムには次の特徴的な科目が配置される。

①専攻分野毎の必修科目として開講される基本科目

②主専攻・副専攻制に基づく専門知識に特化した分野ごとのコースワーク

③実践的な知識の確立をめざすインターンシップ

④主体的な研究能力を練磨する実習や演習

⑤プレゼンテーション能力や専門知識の共有を促す国際コミュニケーション演習

これらの諸点にそった履修の仕組みについて以下説明する。

カリキュラムはオートモーティブサイエンスの全体的な理解を促す「オートモーティブサイエンス概論（1 単位）」から出発する。これは自動車にかかわるセンスや意味を明確にして、大学院における研究の方向性を確立できるような分野共通の必修科目であり、自動車産業からの講師をまじえて入学時の 4 月に数日間に集中的に行われる。

オートモーティブ分野の専門的知識の修得は、主専攻・副専攻制に基づいて、専門的な知識の統合性と柔軟性を涵養しつつ、各専攻分野の専門性を深く追求させることによって図られる。具体的には理系の技術知識を学ぶ科目群と文系の人間科学と社会科学の知識を学ぶ科目群が提供される。学生は指導教員のアドバイスを受けながら各自が目指す主専攻分野と副専攻分野の科目を系統的に履修することによって、高度な専門知識を修得することになる。なお、副専攻は原則として主専攻と関連の深い専攻分野となるが、指導教員のアドバイスを受けながらそれとは別の科目から選択履修することを妨げるものではない。

修得した高度な専門知識をオートモーティブ分野における実践的な知識に変換するとともに、新たな知を主体的に創造しえる研究能力を練磨することが必要である。修得した専門的な知識をオートモーティブサイエンスの実践的な知識へ変換するには、自動車関連分野での「インターンシップ」が有効である。インターンシップで

は企業等の現場での実習を通じて、専門知識の意義と課題を主体的に把握し、自らの学習課題を発見することが求められる。なおインターンシップは演習の研究テーマに関連付けて実施される。

高度な専門的な知識の創造能力は、演習を通じて専門分野のフロンティアな研究に従事することによって修得される。専攻分野における実験や実習そして研究成果の発表や討議などの研究指導を通じて、自らが知の探究者として自立しえる能力が鍛えられることになる。オートモーティブサイエンスに特化した高度な実践的な専門知識と主体的な研究能力の探究成果は、実践志向（practice-focused)の修士論文さらには博士論文に結実することになる。

なお、専攻分野の演習と共に、「国際コミュニケーション演習」という専攻共通の演習科目を履修しなければならない。この演習は専攻の全ての教授陣と学生が一堂に会する場であり、報告者は研究成果の発表を英語で行うことが求められる。流暢な英語表現力は一朝一夕には獲得できるものではないが、この発表を通じて英語による発表資料の作成能力やプレゼンテーション能力の改善が期待できる。グローバル化する自動車産業にとっては、このことは重要な能力になっている。また、参加者は報告を聴き、討議に参加することを通じて、専門領域を超えてオートモーティブに関する幅広い専門知識に触れ、そのエッセンスを共有することになる。このことを通じて知の統合とその柔軟な活用という教育効果が発揮されることになる。(資料 12)

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

本学府の教員組織の編成の考え方及び特色は以下のとおりである。

(1) 専門領域と専門が重なる教員の参画を求め、「統合」の概念にそって、互いの専門性を尊重しつつ、異質な専門分野が有機的に交流し連携しえるように教員組織を編成する。

(2) 九州大学の大きな特徴である「学府研究院制度」に基づいて適正な教員の配置を行う。学府研究院制度は、教員を専門性を尊重した研究院に所属させ、教育研究の目的に基づいて学部大学院の壁を超えて教員の配置を可能にする仕組みである。本学府に代表される学際的な大学院では、既存の教育組織に縛られないで教員を動員することが必要であるが、この制度を活かすことで教員組織を機動的に編成できる。

(3) 国公私立大学連携を取り入れて教員組識を編成する。

(4) 産学連携により教員組織を編成する。

(5) 本学府の専門領域が多岐にわたっているので、文系と理系の教員が一堂に会して専攻組織を編成する。

専攻毎の固有な教員組織の編成の考え方及び特色は以下のとおりである。

【ユーザー感性学専攻に固有な教員組織の編成の考え方及び特色】

九州大学には、芸術工学研究院、工学研究院、人間環境学研究院、システム情報科学研究院、総合研究博物館等において上記領域に関連した研究・教育の実績あるいは実務経験を持つ教員がおり、これらの教員を中心として専攻の教員を編成する。中長期的な年齢構成のバランスも問題はない。

実践と理論、科学技術と芸術文化、応用と基礎を俯瞰しながら、統合新領域学であるユーザー感性学を構築し人材を育成していくことが本専攻の課題である。それにふさわしい使命感と情熱を専攻一丸となって醸成していくため、全ての教員に次の問題意識の共有・徹底を図る。

(1) 自らの専門領域のみならず、他領域の研究者や実務家と対話しながら、ユーザー感性学という新しい教育研究分野を構築していくという意識を持つこと。
(2) 専攻組織内での意思疎通やチームワーク推進に向け、相互のコミュニケーションを積極的に求め、感性を扱う大学院にふさわしい組織文化づくりに励むこと。
(3) 感性をめぐる人材育成と価値創造を基に、大学と社会、学問と実践の間に生き生きとした関係をつくっていくという、社会との連携意識を強く持っていること。
(4) 感性を基に社会各層で活躍できる次世代のリーダーを育成していくという、後進育成に情熱を傾けること。

さらに、民間企業等の第一線で活躍されている方に特任教授等として参画を仰ぐ、他大学・他機関から連携教員を招聘する等して社会に開かれた柔軟な教員組織とする。

【オートモーティブサイエンス専攻に固有な教員組織の編成の考え方及び特色】

全国初の自動車系の学際大学院である本専攻の教員組織の編成の考え方および特色は学府の特色に沿って具体的には以下のようにまとめられる。

(1) 専任教員は統合新領域学府を貫く「統合」をキーワードにして編成する。教員組織編制の出発点には、そもそもオートモーティブサイエンスという視点で研究を行い、教育に従事する教員はいないという認識がおかれている。しかし、九州大学には自動車の要素技術について豊かな研究実績をもつ教員が少なからずいるし、オートモーティブサイエンスを構成する教育研究領域に属する教員となるとかなりの数がいる。彼らの高度な専門性を活かしながら、

オートモーティブサイエンスの教育研究の体系を構築することは可能である。そこで、オートモーティブサイエンス専攻の 5 つの専門領域と専門が重なる教員の参画を求め、「統合」の概念にそって、互いの専門性を尊重しつつ、異質な専門分野が有機的に交流し連携しえるように教員組織を編成している。

(2) 九州大学の大きな特徴である「学府研究院制度」に基づいて教員の配置を行う。オートモーティブサイエンス専攻のような学際的な大学院では、既存の教育組織に縛られないで教員を動員することが必要であるが、この制度を活かすことで教員組織を機動的に編成できている。ちなみにオートモーティブサイエンス専攻の参加する教員が所属する研究院等は、工学研究院、システム情報科学研究院、芸術工学研究院、人間環境学研究院、経済学研究院、法学研究院、先導物質化学研究所などであり、総合大学としての九州大学の知的リソースが結集されている。また、今後のオートモーティブサイエンス分野の展開にともなって新たに参画する研究院は増加することが見込まれている。

(3) 国公私立大学連携を取り入れて教員組織を編成する。オートモーティブサイエンス専攻の専門分野の全てを九州大学単独で賄ってしまうことは必ずしも好ましいとはいえない。九州大学所属の教員だけで編成するという同質性は、ベクトル合わせの面では有利であるが、同質ゆえに教育研究の視野が狭まったり硬直化したりする可能性を否定できない。

そもそもオートモーティブをサイエンスするという立場は、学際的に多面的なアプローチを前提としており、オートモーティブの現代的な課題の持つ広がりと重みを九州大学単独で担うことには無理があるとも思える。むしろ、近隣大学の優れた知的リソースと連携することは、オートモーティブサイエンスの趣旨と合致するし、何よりも異質な触れ合いを通じて教育研究の内実を深めることが可能になる。

幸いに優れた教育研究実績とオートモーティブサイエンス関連分野に深い学識を有する教員がいる福岡女子大学（公立）、西南学院大学（私立）との間でオートモーティブサイエンス専攻への参画をえることができた。それぞれの大学からは複数名がオートモーティブサイエンス専攻の講義を担当することになっている。結果的に、大学院を国公私立大学の連携で編成することになり、図らずも他に例をみない試みが実現することになった。

(4) 産学連携により教員組織を編成する。トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、本田技研(株)の大手 3 社及びダイハツ自動車(株)からは教育研究上の協力をえることになっている。大学では直接に触れることのできない自動車産業の実態や技術の展開、さらには先端技術の動向などについて、企業からの講師に

よって講義が行われる。また、必修科目のインターンシップでは自動車産業各社に長期に学生を受け入れて頂くことになっている。さらに、企業側講師は学生、特に博士後期課程学生に対し企業内の研究や生産技術の現場で研究指導をすることが行われる。こうして大学院での専門知識が実際のオートモーティブの場で応用力豊かな実践的な知識として、インターンシップや共同研究指導によってブラッシュアップされる。このような取り組みはドイツでは活発であるが、わが国ではまだ例が殆どない。

(5) オートモーティブサイエンス専攻の専門領域が多岐にわたっているので、文系と理系の教員が一堂に会して専攻組織を編成する。文字通りに文理両棲の大学院組織になっている。学生もまた理系、文系の両方が混在する。このことを積極的に活かした教育研究を展開する意義は大きい。

分野を異にする教員が相互に触れ合うことによって、視野の拡大、発想の転換などが起こることが期待される。その結果、研究の蛸壺化が防げるようになるし、教育研究の面では、大学院生に対する社会的な批判としてしばしば言われるような、硬直化して応用力の乏しい院生は、オートモーティブサイエンス専攻からは輩出されることはない。

〔後略〕

771　九州大学大学院統合新領域学府規則

（2009）（平成 21）年 3 月 25 日施行）

九州大学大学院統合新領域学府規則

平成 20 年度九大規則第 103 号

施　　行：平成 22 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）及び九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

（入学資格）

第 2 条　本学府の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者

(2)　学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること

により当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学府教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

(1)　学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

第 3 条　本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 4 条　入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2　学力検査の方法については、本学府教授会が定める。

（学期）

第 5 条　1 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（授業及び研究指導）

第 6 条　本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法、試験等）

第 7 条　授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあっては別表第 1、オートモーティブサイエンス専攻にあっては別表第 2 のとおりとする。

2　前項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第 8 条　学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、統合新領域学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

2　指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3　前項により修得した単位は、本学府教授会で定めるところにより、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第 9 条　試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第 10 条　単位修得の認定は、本学府教授会の承認を得た方法により各授業科目の授業担任者が、これを行う。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 11 条　指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2　前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学専攻修士課程にあっては 6 単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあっては 4 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3　指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定す

る他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 12 条　修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（修士課程の修了要件）

第 13 条　本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、第 7 条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあっては 36 単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあっては 38 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第 14 条　本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、第 7 条の規定により履修することとされている授業科目について、53 単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあっては博士後期課程において 15 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と、「3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは 3 年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3　前 2 項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に 3 年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2 年）以上在学し、第 7 条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について 15 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第 15 条　修士論文は、在学期間中、本学府教授会の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第 16 条　博士論文は、博士後期課程に 2 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が 2 年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第 17 条　最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

（科目等履修生）

第 18 条　科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成 16 年度九大規則第 91 号）第 2 条第 2 項に定めるところによる。

第 19 条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2　本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第 20 条　科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2　前項の単位の授与については、第 9 条及び第 10 条の規定を準用する。

第 21 条　本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第 22 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本学府教授会において定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年度九大規則第 105 号）

1　この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成 22 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 22 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

ユーザー感性学専攻

（修士課程）

一　履修方法

1 から 5 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
2. 科目区分「ユーザー感性学基礎」について 2 科目 4 単位
3. 科目区分「PTL・インターンシップ」について 3 科目 6 単位
4. 科目区分「コース専門科目」のうち、自らが履修するコースの科目について 5 科目 10 単位
5. 次に掲げる科目について 10 単位（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、6 単位までとする。）

(1)　ユーザー感性学専攻の授業科目（ただし、上記 1 から 4 までの単位として修得した単位を除く。）

(2)　本学府他専攻の授業科目

(3)　他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二　授業科目

科　目　区　分		授　業　科　目	単　位
専攻共通科目	特別研究	特別研究（1）	2
		特別研究（2）	4
	ユーザー感性学基礎	感性科学概論	2
		感性コミュニケーション概論	2
		感性価値クリエーション概論	2
	PTL・インターンシップ	ユーザー感性学 PTL（1）	2
		ユーザー感性学 PTL（2）	2
		ユーザー感性学 PTL（3）	2
		ユーザー感性学 PTL（4）	2

		ユーザー感性学 PTL（5）	2
		ユーザー感性学 PTL（6）	2
		インターンシップ	2
コース専門科目	感性科学コース	感性人類学	2
		人間発達学	2
		心理物理学	2
		感覚生理心理学	2
		感情生理心理学	2
		適応行動論	2
		感性生理学	2
		感性心理学	2
		美学	2
		感性哲学	2
		感覚生理心理学演習	2
		感情生理心理学演習	2
	感性コミュニケーションコース	生涯発達心理学	2
		認知体験過程論	2
		異文化間コミュニケーション論	2
		感性表現論	2
		実践子ども学	2
		現代子ども文化論	2
		小児家族看護学	2
		チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	2
		小児・家族コミュニケーション演習	2
		ファシリテーション演習	2
		実践形成型フィールドワーク演習	2
		創造的ディスカッション演習	2
	感性価値クリエーションコース	次世代感性産業論	2
		ブランド価値創成論	2
		情報価値編集論	2
		関係のデザイン論	2
		景観価値形成論	2

		自然環境価値形成論	2
		地域文化デザイン論	2
		クオリティカルテ価値評価論	2
		プロジェクトマネジメント論	2
		感性価値認知論	2
		ユーザー参加型デザイン論	2
		感性価値抽出論	2
		感性マーケティング論	2

別表第 2

オートモーティブサイエンス専攻

（修士課程）

一　履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について 7 科目 16 単位（ただし、オートモーティブサイエンス演習Ⅰ～Ⅳ又は経営管理演習Ⅰ～Ⅳについては、いずれかの 4 科目 8 単位を履修する。）
2. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について 7 科目 14 単位（自らが履修する分野の概論科目 1 科目 2 単位を含む。）
3. 次に掲げる科目について 8 単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4 単位までとする。）

(1)　オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記 1 及び 2 の単位として修得した単位を除く。）

(2)　本学府他専攻の授業科目

(3)　他学府の授業科目（学府共通教育科目を含む。）

二　授業科目

科　目　区　分	授　業　科　目	単　位
専攻共通科目	オートモーティブサイエンス概論	1
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス演習Ⅰ	2
	オートモーティブサイエンス演習Ⅱ	2
	オートモーティブサイエンス演習Ⅲ	2
	オートモーティブサイエンス演習Ⅳ	2
	経営管理演習Ⅰ	2

			経営管理演習Ⅱ	2
			経営管理演習Ⅲ	2
			経営管理演習Ⅳ	2
			国際コミュニケーション演習	4
分野専門科目	先端材料科学分野	概論科目	オートモーティブ先端材料科学概論	2
			自動車鉄鋼材料学	2
			自動車用材料の接合および複合学	2
			塑性変形学	2
			自動車用非鉄金属材料制御学	2
			エネルギー材料科学	2
			自動車用高分子材料学	2
			セラミック材料物性学	2
			自動車用触媒科学	2
			オートモーティブ環境科学Ⅰ	2
	ダイナミクス分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論	2
			構造・動力学特論	2
			構造・動力学演習	2
			自動車空気力学特論	2
			自動車空気力学演習	2
			自動車動力源特論	2
			自動車動力源演習	2
			モービルソース環境科学	2
			自動車強度学特論	2
			高剛性自動車構造学特論	2
	情報制御学分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2
			制御理論	2
			組込みハードウェア特論	2
			組込みソフトウェア特論	2
			計算機シミュレーション特論	2
			移動体通信特論	2
			自動車センサーシステム特論	2
			自動車パワーエレクトロニクス特論	2
			自動車情報計測制御演習	2

			自動車情報計測制御実習	2
	人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
			エクステリア・エアロ　デザイン	2
			インテリア・インタフェース　デザイン	2
			自動車感性評価学	2
			交通心理学	2
			自動車安全文化論	2
			自動車応用利用論	2
			車と人間	2
			海外都市計画	2
			交通情報・誘導学	2
			交通流工学	2
			オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
	社会科学分野	概論科目	自動車産業概論	2
			経営管理特論	2
			企業戦略マネジメント	2
			イノベーション・マネジメント	2
			プロダクション・マネジメント	2
			市場システム分析	2
			グローバル経営	2
			エコロジーの経済	2
			交通の経済学	2
			産業法規特論	2

（博士後期課程）

一　履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 15 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 12 単位

二　授業科目

科　目　区　分	授　業　科　目	単　位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	リサーチ・ワークショップ	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究 A	12
	オートモーティブサイエンス特別研究 B	12
	オートモーティブサイエンス特別研究 C	12
	オートモーティブサイエンス特別研究 D	12
	オートモーティブサイエンス特別研究 E	12
	オートモーティブサイエンス特別研究 F	12

772　医学系学府医療経営・管理学専攻設置理由書（専門大学院）

（『九州大学大学院医学系教育部　医療経営・管理学専攻（修士課程）
専門大学院設置計画書（抜刷）』　2000（平成 12）年 7 月 31 日）

九州大学大学院医学系教育部医療経営・管理学専攻の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

1．設置の趣旨

21 世紀に向い、生命科学研究の飛躍的な発展、特にヒトゲノムの解読が進み、病気の診断、新薬開発に画期的な転機が訪れようとしている。また、医学と工学の学際的研究の進展は、コンピュータ援用診断治療・検査技術・人工臓器等に長足の進歩をもたらした。

一方、急速な少子化・高齢化の進行に伴う医療構造の変化、医療に対する国民の意識の変化､生命倫理上の諸問題など現代の医学･医療をとりまく環境は一層複雑化し、様々な課題に直面している。

21 世紀の医療は、先端医療技術に基づき、人々が安心し、納得でき、一体感を持つことのできる医療が求められている。多くの国民が核家族化・高齢化の進行により老後の健康に不安を抱いているなか、今日の医学・医療に対する社会の最大のニーズといえる。

現代医療において、この要請に応え人々に最良の医療を提供するためには、克服すべき次の三つの基本的課題がある。

①医療システムの課題

②医療の個別化の課題

③国際協力の課題

これらの課題は、我が国全体の医療の課題であるばかりでなく、各医療現場においても克服すべき課題として捉えなければならない。

最良の医療を提供するために、全人的医療の基盤の上に、①人材の育成、②先端医療システム・医療技術の研究開発と普及、③効果的・効率的医療の遂行の三つを原動力として進めることが必要であり、ひいてはこのことが医療をめぐる課題の克服につながるものと考えられる。

さらに、我が国の医療構造の変化に伴い、①医療機関の機能分化、②医療の市場原理が進みつつある。

九州大学は、卓越した教育研究の拠点として、その教育研究機能を通じ、現下の医療動向の下での課題の克服に寄与するため、人材の育成教育及び先端医療システム・医療技術の研究開発を積極的に推進する。特に、医療は労働集約型であるため、人材育成の果たす役割は他の分野に比して大きいものがある。本専攻は、大学院設置基準第 31 条第 1 項に規定する専門大学院として、医療に求められる新しい職種・職能の分野で指導的立場に立つ高度の知識と経験を有する医療人材を養成することを目的としている。

2. 設置の必要性

(1) 欧米諸国では、早くから医学教育とは別に公衆衛生大学院を設立し、医学のみならず、人文科学・社会科学・自然科学の方法論を用いて、医学の生物学的方法では対処できない健康に関する事象の解決に当たる優れた人材を養成し、国民の健康の維持・増進と医療の質の向上に大きく貢献してきた。

(2) 我が国では、公衆衛生学は医学部の基礎医学分野において、医師・医学者養成の一環として疫学・生物統計学を中心とする教育研究が行われてきた。しかし、医療環境が急速に変化する中で、医療の基盤を安定させ、国民に最良の医療を提供していくためには、医学のみならず幅広い分野からの医療人材が求められており、その養成は急務と言える。

(3) 医療は、人の生命に直接関わるため、社会保障の一環として、法令に基づき一定の水準を確保することが求められている。また、国家資格の取得者が医療に従事してきた。細分化された診療科や職種ごとの分業で構成される医療に関し、近時の医療構造の動向に伴い、政策・経営・管理・コミュニケーション等の医療を総合的・横断的に理解の上、問題を発見し、その解決に当たる医療専門家が新たに求められている。

(4)　本専攻は、専門分化した医療技術を、人々が「安心・納得・一体感」を持って生活し、人生を過ごせるよう統合・調整・組織化できる高度な専門職業人の育成を目的とする。

欧米の公衆衛生大学院は、疫学・生物統計学等の基礎系学科と医療管理・経営・医療経済等の中核的学科を中心に、各公衆衛生大学院が特色ある学科を設けている。本専攻は、公衆衛生大学院として、疫学・生物統計学等を基盤に、欧米の大学院の中核学科である医療政策・医療経営・医療管理の分野に、本専攻の特色として医療コミュニケーションの分野を加えて構成し、医療・保健に関する幅広い問題について総合的な教育研究を行う。（資料 1 参照）

(5)　本専攻が養成をめざす高度専門職業人としての要件とイメージ像

①統合（Integration）　②調整（Coordination）　③組織化（Organization）

即ち、従来の専門家（医）に見られるような Player 型の職業人ではなく、Director・Producer に相当する職業人の育成を目的とする。従来は、選抜・育成よりも年功や経験によって、Director や Producer の役を担えると考えられてきた。しかし、医療を取り巻く環境が複雑化し、新しい変化に柔軟に対応できる職業人が育っていないのが現状であり、その養成は急務である。

3. 医療経営・管理学専攻修士課程が養成する人材

近年、医療環境の変化に伴い、専門的知識・技術とともに、豊かな人間性に裏打ちされた的確な判断力を有する医療技術者、医療人の養成が求められている。本専攻は、専門大学院として医療の求める新たな分野の高度の医療人材の養成に特化した大学院教育を行うものであり、次の分野で高度専門職業人の育成を計画している。

(1)医療政策

近年、急性感染症や大規模な自然災害が発生し、社会防御や危機管理の重要性が認識されるようになってきたが、医学・医療の関連分野では、これらに対応する人材育成に関して殆ど手がつけられていない状態である。本分野では、保健医療福祉分野を基礎にして、社会防御や危機管理を必要とするあらゆる分野で、次代のリーダーシップを担いうる社会人を養成する目的で、危機管理能力やこれを実現するための統合・調整に必要な技術体系を修得させ、具体的な事例における政策分析および立案能力を身につけさせる。

(2)医療経営

現代の医療は、少子化・高齢化の進行により、これまでの医療を支えてきた健康保険制度の大きな転換期に遭遇している。医療費の増大によるこれまでの出来高払

い制から定額制への移行は医療機関の収入に大きな影響を与えようとしている。

また、病院の機能分化と規制緩和により、医療の世界は初めて市場原理にさらされようとしている。このような経営環境の変化の中で、医療法人理事長・病院管理者である医師は、当然にトップとしての経営感覚を磨く必要がある。それとともに病院管理者を補佐し、安定した医療経営の企画立案に当たり、実務を処理することができる医療経営マネジャーが不足しており、その養成が急がれる。

(3)医療管理

大規模医療機関では、巨大で複雑なシステムの中で、医療従事者は職種別に定められた所掌範囲に基づき医療に従事している。このような医療システムは、生命倫理に裏打ちされることが必要である。医療事故の多くは、細分化された職務の中で生命倫理上の観点の欠如や、それに対応するシステムが確立されていないことに起因している。

医療システムの問題点を発見し、患者の立場から立案するとともに、医療プロセスに対するチェックシステムを立案する高度専門職業人は極めて不足しており、その育成は急務である。本分野では、医療経営者と連携し、医療プロセスが的確に機能し、医療事故等が未然に防止できる体制になっているか否かを監視する医療プロセスの管理について教育する。

(4)医療コミュニケーション

近年、医療者・患者間のコミュニケーションは治療効果、患者コンプライアンス（※）、患者満足度、医事紛争等といった医療の質と関連性のあることが明らかになった。欧米では、コミュニケーション学、社会行動科学、心理学、公衆衛生学といった分野で医療コミュニケーションに関する研究が進んでおり、医療者・患者間のコミュニケーションは薬剤、処置、手術に次ぐ、第 4 の医療技術として重視されている。これに対して、我が国では今日まで殆ど研究されてこなかった。最近、漸くその重要性が認識され、一部で新たな試みが始まった段階である。

本分野では、その重要性が認識されながら、今まで系統的に教育される機会の無かった事項を中心に、医療コミュニケーションに関する知識と技法を身につけさせる。

※　患者コンプライアンス：患者が医師の指示を遵守する度合

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)教育方針

本専攻は、専門大学院として医療の求める新たな分野である医療政策、医療経営、医療管理及び医療コミュニケーション分野の高度医療人材の養成に特化した大学院

教育を行う。

学生は､現代の医療が多様な専攻分野の人材によって支えられていることに基き、医学・保健学の分野に限らず、幅広い分野からを受け入れる。また、学部新卒者だけではなく臨床経験や実務経験のある社会人の入学を重視する。本専攻の教育は、経験に基づく知識・技術をさらに高めることに極めて有効なものと考えられる。

本専攻の学生は明確な目的志向をもって入学することを想定しており、教育は、必修・選択という一律の履修基準ではなく、学生個々の目的・適性・能力に応じ、指導教官の履修指導により授業科目を履修する。また、実践的な知識と技術を身につけることができる教育を行う。

さらに、新興・再興感染症の拡大に見られるとおり、今日の医療は国際的な協力を抜きにして語ることができない。九州大学は、全学でアジア諸国との連携を進めており、本専攻においてもアジア諸国の外国人留学生を積極的に受け入れていくものである。

⑵教育課程の編成

本専攻は、医療の求める新たな分野の高度専門職業人の養成に特化した教育を行うため、人材育成に特化した教育課程を編成する必要がある。このため、教育課程の区分として医療政策学コース、医療経営学コース、医療管理学コース及び医療コミュニケーション学コースの四つのコースを設ける。

コース名	内容及び特徴
医療政策学	1. 社会保障の理念としくみ、公衆衛生、危機管理の内容や人間安全保障の考え方を理解し、我が国の現行システムの問題点を把握する。 2. 稀少医療資源を公正・公平に分配するための基準や方法について理解する。 3. 現行システムを変換し、個人の生きがいや理念を重視したシステムを実現する場合に、政治過程の果たす役割を理解する。 4. 国際的ネットワークにより海外治療・薬事情報の収集・解析を行うとともに、海外における新興・再興感染症に関する情報を解析し、フィードバックにより輸入感染症の防止をはかる。 5. 外国において最も適切な医療システム・医療技術の海外移転のための技術指導・メンテナンス情報の提供を検討する。

医　療　経　営　学	1. 国民経済に占める医療経済の位置づけ、医療資源の配分、国民総生産に対する医療費の割合などを、少子化・高齢化の進行の中でのマクロ的視点からの医療経済について理解する。 2. 医療経済の特性である社会保障制度と市場原理、公的扶助・医療保険による収入と医療サービス、診療圏における患者の需要と医療機関の供給計画等の医療経済の側面について理解する。 3. 安定した医療経営に必要な医療サービス、マーケティング、患者満足度調査、経営戦略、人事管理、財務管理、在庫管理、施設設備計画などの手法について医療機関の経営に即した事例を中心に理解する。 4. 医療経営には、医療制度の違いがあるが、国際的にも医療そのものは共通のものであり、医療経営の基本について会計制度、経営ノウハウ等について積極的に海外移転を行う。
医　療　管　理　学	1. 医療現場からのアプローチとして、診療科・医療チームの編成、作業方法・稼働率の分析、省力化、人流・物流、院内レイアウトなどについての分析・立案・実施を理解する。 2. 管理面からのアプローチとして、診療組織の再編成、診療計画・統制、最適人員、作業標準時間の設定、医療情報の伝達分析、医療・医事相談等について理解する。 3. 作業方法・稼働率の分析を通じて医療システムに習熟し、その問題点の発見と解決に当たり、医療システムの円滑な運用と医療事故・医事紛争の発生の防止に分析・立案・実施方法を理解する。 4. 医療法規・訴訟法に習熟し、医療訴訟について訴因の分析・関係者の状況把握を行い、適正な解決を図る。
医療コミュニケーション学	1. 言語および非言語といった医療の場におけるコミュニケーションの種類とその特徴や、「共感」「支配」

	「信頼」といったコミュニケーションの精度に関連する要因を理解し、同時に相手に対して効果的に伝えるためのコミュニケーション技法を身につける。 2．医療者・患者間コミュニケーションと医療の質の関係（治療効果、患者コンプライアンス、患者満足度、医事紛争等）を理解する。 3．医療者同士や医療者・患者間コミュニケーションが医療システムの円滑な運用や医療事故・医事紛争防止等の医療管理面において果たす役割を理解する。 4．インフォームド・コンセント等に代表される医療倫理上の諸問題はすべて、医療者・患者間のコミュニケーションが基礎になっており、そこでコミュニケーションが果たしている役割を理解する。

(3)入学者の選抜について

①　一般入学者選抜及び社会人入学者特別選抜を行う。本専攻は、社会人の入学を重視し、入学定員の半数までを充てることとする。

②　新しい分野の医療技術者を養成するものであるため、現職の医療技術者のリフレッシュ教育を重視する。3 年制養成学校の卒業者には、大学院入学資格を認定するため、入学者選抜の前に大学を卒業した者と同等以上の学力の有無について個別審査を行う。

③　入学者の選抜の方法は、外国語（英語）（留学生の場合は日本語）、小論文、面接による。

④　標準修業年限 2 年で高度専門職業人を養成するものであるため､面接を重視し、希望進路、適性、能力の事前の把握につとめ、コース選択・科目履修の指導上の資料とする。

(4)カリキュラムの編成方針

①　本専攻は、医療における高度専門職業人を養成するため、医学・医療に関する基礎知識の上に立って専門教育を行う。このため、非医系学生（医学、歯学、保健学、看護学、獣医学以外の学部又は学科の卒業者）に医療学基礎科目群（医学概論、分子医学概論、診断学、内科治療学、外科治療学及び社会医学）を履修させ、医学知識を修得させる。

②　本専攻は、現代の医療が抱える課題の克服について四つのコースで教育を行うが、いずれのコースも、学術研究に基づく研究体系を基盤に、極めて実践的な教育を必要とするものであり、大学教官と実務経験者の教官の授業科目を効果的に

組み合わせて教育を行う。

③　授業科目は、指導教官の履修指導により、本人の適性、能力、希望する進路に応じた柔軟な履修が可能なものとする。

④　指導教官は、正副指導教官制とし、学生の研究課題に応じ、研究内容を深めることができるよう編成する。

なお、指導教官は、コースごとに、当該コースの専門分野を担当する教員をもって充て、副指導教官は本専攻の教員のうちから学生の研究課題について指導教官と別の視点から指導可能な教員をもって充てる。必要ある場合は、他教育部の教員に依頼し、特定分野について指導を依頼することもある。

⑤　授業科目は、事例研究、討論、現地調査を多く取り入れた実践的内容で実施する。特に大学のみではなく、関連病院・福祉施設（国立療養所福岡東病院、済生会福岡病院、福岡市民病院、今津赤十字病院、福岡県立粕屋新光園等）にも実習場所を確保し、実践的な授業方法（医療情報システム、医療政策学事例研究法、医療経営学事例研究法、医療管理学事例研究法、ケアコミュニケーション学、医療コミュニケーション学事例研究法）を可能にする。

⑥　授業方法は、本専攻に入学する学生が特定の職能の修得を希望しているため、シラバスを明確にし、確実な予習を基にした授業科目の履修を中心に、レポートにより理解度を把握しながら自発的学習を促していく。

(5)履修方法

①　授業科目を医療学基礎科目群、共通専門科目群、医療政策学専門科目群、医療経営学専門科目群、医療管理学専門科目群及び医療コミュニケーション学専門科目群の 6 群で構成する。

②　学生は、医療政策学コース、医療経営学コース、医療管理学コース又は医療コミュニケーション学コースのうち、いずれかのコースを履修する。（資料 2 参照）

③　医療学基礎科目群は、非医系学生（医学科、歯学科、保健学科、看護学科、獣医学科以外の学科の卒業者）が必要最小限度の医学知識を習得するもので選択必修科目とし、8 単位を修得しなければならない。なお、医系学生の履修は必修としない。

④　共通専門科目群は、各コースにおいて履修する上での基礎的知識を修得するための共通科目とし、6 単位以上を修得しなければならない。

⑤　専門科目群は、非医系学生は 16 単位以上、医系学生は 24 単位以上修得しなければならない。

⑥　指導教官は、教育上必要があると認めるときは、専門科目群の履修に代わり、他の教育部、コース、学部の授業科目を指定して履修させることができる。

(6)修了要件

医系学生（医学、歯学、保健学、看護学及び獣医学の学部又は学科の卒業者）、非医系学生ともに、2 年以上在学し、授業科目から 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、選択した研究課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

修了要件を満たした者には修士（医療経営・管理学）の学位を授与する。

(7)特定の課題についての報告

本専攻において、事例研究及び各コースの研究法の授業科目で、研究アイデアから研究成果の考察に至る一連の研究手法を修得する。その後、指導教官と協議し、実践的・実務的テーマを選定し、研究計画・手法の作成、データの収集・解析、研究成果の考察を行い、報告書をまとめさせる。報告書は発表会での検討を経て、教授会に提出する。

この間、指導教官は随時研究の遂行について指導・助言を行い、研究水準の向上に努めるものとする。

（特定の研究課題の例）

・人口動態、地域環境の状況に基づく保健機関・医療機関等の適正配置に関する政策的考察
・福祉施設と医療機関の設置と現況及び一般社会への広報と住民ボランティアの参加活動
・医療機関開設におけるマーケティング調査と開設準備に関する経営学的研究
・病院経営に関する各種データの収集・解析と経営計画の策定に関する研究
・医療プロセスの分析と改善計画の立案に関する研究
・医療システムの問題点の解明と医療事故・医療訴訟の防止に関する研究
・先端的医療を受ける患者・家族の心理的動揺と精神的支援に関する研究
・医療チームにおけるコミュニケーションの円滑な伝達に関する研究

5. 施設・設備等

本専攻の教官と学生が一体となって教育研究を行うことができるよう、病院地区キャンパスの旧外科棟を中心に、基礎研究 A 棟・B 棟に専任教員研究室、院生自習室・控室を整備し、これらの棟及び九州大学コラボ・ステーション（総合研究棟）に講義室、演習室及び実験自習室を確保する。

また、本学の附属図書館医学分館の開架書庫内に別分類により本専攻関係文献を一括して配架するとともに、閲覧室に専用閲覧室を設けることとする。

6. 学生の確保

医療経営・管理学専攻の養成する人材に関連する大学・学部は今後増加していくものと思われる。本専攻は、医療関係の進路を希望する学部の新卒者及び社会人等を対象として、医療現場における新たな分野の高度医療関係人材を養成するとともに、医療技術者の新たな分野を開拓するものであるため、学生は確保できるものと予測される。（九州地区における医療技術者養成学部等の状況は、資料 3 のとおりであり、これら地域の大学等を中心に、医療経営・管理分野における高度職業人を志向する者の進学が見込まれる。）

医療関係者には、関係職能団体等において、恒常的に医療技術に関する研修会や講習会が実施されており、高度の医療技術の修得について意欲のある者が多く、また、アジア諸国からは、医療システムや医療技術の指導、感染症の防止等に関する医療情報ネットワークの構築等について要請が高いことから、本専攻の学生の半数については、リフレッシュ教育を望む社会人現職者や外国人留学生が見込まれる。

さらに、医療経営学及び医療管理学コースについては、管理者への道を歩む医師等においても需要があるものと想定され、本専攻の教育が医療経営学・医療管理学教育の一つの基準となることを目指すものである。

7. 修士（医療経営・管理学）の予想される進路

医療経営・管理学専攻修了後に従事する業務をコース別に列記すれば以下のとおりである。いずれも体系的教育体制が確立されていない分野であり、修了者は、この分野のパイオニアであり指導者として、国内のみならず、国際的にも活躍することが期待される。

(1)医療政策学コース

本コースの修了者は、従来の担当者に欠けていた、新しい時代の変化に柔軟に対応する能力を身につけており、保健、医療、福祉等のあらゆる分野で、政策立案業務に従事することが期待される。特に、保健医療福祉関係の行政分野に活躍の場が予想される。

本年から介護保険がスタートし、医療福祉は新しい時代に入っている。効率的に、かつ、国民一人一人の視点からの細かい社会保障が求められており、新しい視点を持つ行政に従事する人材としての活躍が期待される。

(2)医療経営学コース

本コースの修了者は医療経営マネージャーとして、病院経営に従事することが予想される。主な進路は、総合病院や開業医等でその重要は広いと想定される。九州

地区の 200 床以上の病院は 470（資料 4 参照）であり、また、厚生省所管の社団法人日本医業経営コンサルタント協会の資格認定試験には毎年 250 人近くが受験しており（資料 5 参照）、経営環境の変化の中で、多くの病院・老人保健施設等において本専攻修了者の受入先としての需要が伸びるものと予測される。

(3)医療管理学コース

本コースの修了者は、医療機関の内部で、医療プロセスが健全に機能し、医療事故等が未然に防止できる体制になっているか否かを監視する医療プロセスの管理業務に従事することが予想される。

厚生省研究班の 1 万人の看護婦を対象とした調査によれば、13000 件の医療事故のニアミス（資料 6 参照）を経験している。この結果は、本人の注意力散漫や緊張感の欠如だけではなく、医療システム・医療プロセスの分析を通じての問題点とその解決策が求められていることを示している。これまでは医師や看護婦が業務の傍ら行っていたが、今後はこれらについて専門的知識と技術を有する専門家の必要性が高まっており、進路は広いものと想定している。

(4)医療コミュニケーション学コース

本コース修了後、患者や医師、看護婦、医療技術者等と接する機会の多い医療現場のあらゆる部署で、リーダーとしての業務に従事することが期待される。例えば、臓器移植コーディネータについては、現在でも全国で 100 人弱（資料 7 参照）である。試算によれば、年間脳死予測数は 7000 人前後であり、諸条件により脳死による臓器提供は 29 人程度といわれているが、今後は着実に臓器移植件数は増加すると推測されるので、進路は広がると考えられる。

このコースは、これまでの教育体系が確立されていない分野であり、本コースの修了者は、この分野のパイオニアとして活躍することが期待される。

8. 九州大学の職員以外の者による評価の実施について

(1)実施方法

医学系教育部医療経営・管理学専攻（修士課程）が、大学院設置基準第 31 条第 1 項に規定する専門大学院として、本専攻の目的を達成するために必要な大学院教育を行っているかについての評価を行うため、本教育部に、医療政策、医療経営、医療管理、医療コミュニケーションの各分野に関して高い見識を有する学外者から構成される評価委員会を設置する。

上記評価委員会は、次の事項について検証を行い、その結果を平成 15 年中に取りまとめる。

①教育研究体制　②カリキュラム・シラバス　③学習到達度・進路の状況

④教員の研究成果　⑤社会との連携（共同研究等）

なお、上記評価委員会の委員としては、米国の公衆衛生大学院の専門家、地方自治体の医療行政関係部局長、医療経営支援企業の社長、医療技術者関係学会役員、移植ネットワーク関係者、医療関係ジャーナリスト等を予定している。

⑵結果の活用・公表

取りまとめられた評価結果を基に、本教育部において問題点等の改善を行うとともに、専門大学院としての大学院教育の充実を図り、その内容等についても学内外に公表していく。

〔後略〕

773　大学院経済学府産業マネジメント専攻設置理由書（専門大学院）

（『九州大学大学院経済学教育部産業マネジメント専攻（修士課程）専門大学院設置計画書（抜刷）』2002（平成 14）年 7 月 31 日）

九州大学大学院経済学教育部産業マネジメント専攻の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

1．設置の趣旨

九州大学はその教育憲章において、教育の目的を日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本および世界の発展に貢献することにおいて、人間性の原則、社会性の原則、国際性の原則、専門性の原則、一体性の原則および職責の遂行等を教育原則として、全学一体となって教育目的および教育原則の達成に取り組んでいる。特に九州大学は文理双方にわたる幅広い高度な教育機能をもつ総合大学として、またセンター・オブ・エクセレンス（COE）を目指す知の創造の場として、大学から生み出された先端的な知的財産の産業社会への移転、新しい産業社会を担うベンチャー企業の創出やそのための企業家精神の陶冶を積極的に推進している。

他方では、経済のグローバル化や先端技術を梃子にした産業の構造的な変革は急速かつ動態的である。このような経済環境の変化に対応するために、産業界や公共機関では、高度なビジネスの専門的な知識と実践的なマネジメント能力を駆使して、グローバル化する産業社会を見据えて活躍するビジネス・プロフェッショナルを必要としている。ところが日本の産業社会が長期雇用制度の下で企業内研修制度によって養成してきたのは、企業スペシャリストであり、このようなビジネス・プロフェッショナルは生み出しえないでいる。そのため一部の有力企業や公的組織では、欧米のビジネス・スクールに人材育成を依存することが少なくない。グローバルな経済社会で活躍するビジネス・プロフェッショナルの多くが、MBA（Master of Business

Administration：経営修士）のホルダーである現実に対して、その対応を大学に求める声は切実である。

しかし、経済のフロンティアに立って新時代の産業社会を切り開くビジネス・プロフェッショナルを育成する仕組みは、本学はもとより九州の大学には存在しない。大学院経済学教育部では大学院修士課程に社会人院生を増員し、ビジネス分野の科目を増設してこの課題に対応してきたが、このような対応では現代の経済社会が求める国際的に通用するビジネス・プロフェッショナルの育成は困難である。西南日本における拠点大学として、九州大学はこの課題に真摯に応えなければならない。

大学院経済学教育部はこのことを自らの課題として、九州初の MBA 教育を展開するために、ビジネス系専門大学院「産業マネジメント専攻」を設置することとした。資料 1 に示すように産業マネジメント専攻は大学院経済学研究部を中心に学内の関係部局および学外の協力を得て構成される。産業マネジメント専攻の教育の目的は、九州大学の総合的、先端的な知の仕組みを活かして、発展するアジアと連携しながら、新しい産業社会のフロンティアを切り開いてゆく高度な先端的なビジネス能力をもつ人材の育成にある。この専門大学院では、研究院制度に基づいて文理両棲の教育リソースを活かした独自な教育、アジアを睨んだ国際性あふれる教育、産官学共同による実践性にあふれた教育などを積極的に推進する。

しかし、知の実践性を重視するあまり、社会性に溢れた人格の陶冶を見失うことがあってはならない。高度な専門的な知識を修得した職業人は、同時に社会性に溢れた産業リーダーであることが要請される。産業マネジメント専攻では先端的、学際的なビジネスの知を活かして、社会性豊かなビジネス・プロフェッショナルを育成するために、独自な教育カリキュラムの展開を目指す。

2. 設置の必要性

(1) 大学院経済学教育部におけるビジネス教育ニーズ

大学院経済学教育部では大学院の重点的整備にともなって増加した大学院生の教育ニーズは、研究者志望からビジネス・プロフェッショナル志望まで多様化している。平成 12 年に行った本教育部の大学院生へのアンケート（資料 2）に示されるように、ビジネス教育の充実を求める声は強く、より実践性の強い教育ニーズを抱いており、国際的に通用する経営修士（MBA）の取得やビジネス・スクールの設置を強く求めている。

大学院経済学研究部ではこうした教育ニーズに応えるべく、教官の個別的な創意工夫を活かして教育の改善努力を行っている。しかし、基幹大学として大学院経済学研究部に求められている研究者の養成と、現代の産業社会が求める高度な専門職業人の養成は、互いに教育の内容も方法も大きく異なる。それ故に、ふたつの異質

な教育ニーズを同一のカリキュラムで実現することには無理があり、教育現場に矛盾と混乱を生み出している。結果的に研究志向の学生にとっては内容と水準に不満が残り、実務志向の学生にとっては具体性に欠けた理論志向の教育に不満が残ることになる。その結果、教育効果の低下が危惧されるところである。

このような大学院教育の問題を克服する方法として、高度専門職業人教育に特化したビジネス系専門大学院「産業マネジメント専攻」を開設し、研究志向の大学院教育課程と相互に密接な連携をはかることは最も有効な方法である。

(2) 学内におけるビジネス教育ニーズの高まりとビジネス系専門大学院設置の要望

1) 理工系におけるビジネス教育ニーズの増大

工学部では教育カリキュラムの国際的な認証制度化が進展するにつれて、カリキュラムに工学倫理、技術リスク管理、イノベーションや事業創生、知的財産管理などのマネジメント関連科目を開設することが必要になっている。そのために新たに教官を任用したり、教官有志による講義などの対応がはかられているが、十分な教育にはなりえていない。

他方、理工学系や農学系では産業界との連携が重要になっている。もはや大学の教育研究は隔絶された象牙の塔の学問ではなく、広く産業界との連携を見据えたものであることが求められている。この面からもビジネス教育の実施が必要になっている。

2) ベンチャービジネス・ラボラトリーにおけるビジネス教育の展開

ベンチャービジネス・ラボラトリー（VBL）は、ベンチャーを担う人材養成を目的にした九州大学独自な教育として毎年「起業家セミナー（4 単位認定）」を大学院生や学部学生を対象に実施している（資料 3）。これは全国 35 箇所の VBL の中でも先導的な試みであり、前述の理系におけるビジネス教育ニーズに応える一端を担っている。こうした試みをさらに発展させるべく、平成 12 年から先端技術研究施設の長としては全国唯一の大学院経済学研究部の教授を配置して、ベンチャー型人材の育成を推進している。

同セミナーの受講生は部局の壁を超えて、年々増加しており、平成 13 年度にはついに 300 名を超えるに至った。これは理系の大学院生や学部生に混じって、所属する学部では不足する実務志向の講義への飢えを癒そうとする経済系や法学系の文系学生が増大したからである。

見落とすことができないのは、この数年、理系学生や留学生の間でこのセミナーを手がかりに、自分でビジネス・プランを策定して事業を起こそうとする現象がみられることである。このような志向性をもつ学生は、当然にビジネスに必要な専門的な知識を系統的に身に付けることを切望しており、そのための MBA（経営修士）

を取得できる専門大学院の設置を強く求めている。

3) VBL と TLO による技術マネジメント教育の試み

九州大学の先端的な研究分野では、文系と理系が融合する学際領域が拡大してきている。情報技術の進展や先端技術開発の進展にともなって、ビジネス・モデルの知的財産管理、先端技術研究のプロセス・マネジメント、技術を社会移転するライセンシングやコーディネーションなど、技術を総合的にマネジメントすることが重要になっているからである。

九州大学では平成 8 年に関係部局の協力によって TLO 推進のための学内組織「産学連携推進機構」をいち早く発足させるとともに、平成 12 年には教官の出資による技術移転機構として(株)産学連携機構九州（略称は(株)UIP）を設立した。(株)UIP ではビジネス適応力を高めるべく、資料 4 にみられるように、取締役に経済学研究部から 2 名の教授を加えるという全国的にも先駆的な対応をとっている。

研究成果の特許化と特許の産業界への移転が活発になるにつれて、技術の目利きや技術とビジネスを媒介するコーディネーターなどを求める声は急速に高まっている。そのための新しい教育分野として技術マネジメント（MOT : Management of Technology）を体系的な教育カリキュラムとして実施することが重要になっている。

そこで VBL と九州大学の TLO の(株)産学連携機構九州は共同して、平成 13 年 12 月より「技術マネジメント・スクール」を実験的に開講した（資料 5)。

この技術マネジメント・スクールの成果は、文理を融合した新しい教育の仕組みとして、専門大学院「産業マネジメント専攻」に発展的に受け継がれることになる。MOT で求められる文理融合型の教育は、総合大学である九州大学特有の条件を活かすことができる領域である。「産業マネジメント専攻」は、MBA と MOT を総合的に展開する全国初のビジネス専門大学院になる。

4) 学生の起業家マインドの高場

本学独自の大学院生および学部学生の独創的な研究活動を支援する C&C プロジェクト（challenge & creation project : 総長裁量経費による研究助成、資料 6）から学生特許が生まれ、研究成果をテコに起業をはかる学生が出現してきている。平成 12 年度の最優秀賞（総長賞）の経済学部 4 年生による「インターネットを利用したマッチングシステムによる就職支援事業構想」は、その後、情報技術系企業と合同でビジネス・モデルとして開発されている。

C&C を始めとする大学院や学生による旺盛な研究活動にともなって、研究成果をビジネスにつなげる知識やノウハウを習得するための実践的なビジネス教育や技術マネジメント教育の実施が不可避になってきている。

5) 医学系医療経営・管理学専攻（専門大学院）と連携したビジネス系専門大学院

九州大学では医療をめぐる社会的要請に応えるべく新しく医学系医療経営・管理

学専攻（専門大学院）が平成 13 年に開設された。医療の現場や病院をめぐる経営や管理の問題はビジネスの世界とは異質な側面が多く、専攻の名称が似ているからといってそれをビジネスと同次元で捉えることはできない。

しかし、医療とビジネスの接点を探る領域、例えば医療福祉ビジネス、新薬開発、医療リスク管理、医療関連 NPO 組織の管理などのようにアドミニストレーション（広義には公共性を視野に置く管理政策）をキーワードに、ビジネス系専門大学院と連携して教育の相互補完をすることによって、新しい教育を開発し、これまでにない人材を輩出し得る可能性は高い。このような視点から医学系医療経営・管理学専攻にはビジネス系専門大学院との教育の連携に寄せる期待が強く存在する。欧米では広く存在するメディカル・スクールとビジネス・スクールの連携が、九州大学では大学院医学系教育部医療経営・管理学専攻との間で展開されることになる。

(3) ビジネス系専門大学院開設の社会的要請

1) 産業界に高まるビジネス教育ニーズ

九州経済はわが国 GDP のおよそ 10%を占める。九州のリーディング産業は急速に先端技術化しアジアに向けて国際展開している。先端技術産業分野の中でも半導体生産、システム LSI 開発、自動車生産では国内屈指の拠点として発展しているし、ASEAN 諸国や中国、韓国などアジアとの広範囲な連携は九州経済の著しい特徴となっている。こうした経済の発展にともなって、九州の経済界ではアジアの時代を先導して国際的に活躍するビジネス・プロフェッショナルを求める声が高まっている。

大学院経済学研究部が平成 13 年に福岡県が行った調査「産学連携促進調査事業報告書」（資料 7）によれば、福岡にビジネス・スクールを必要とする県内企業は 56.2%、ビジネス・スクールに従業員を派遣する可能性があるとするものは 60.9%に達する。

同じ年に九州大学大学院経済学研究部が全国の主要上場企業および福岡県内有力企業に対して行った「新しい経済系大学院教育ニーズに関するアンケートの調査報告書」（資料 8）では、MBA 取得者の必要性が増大することを 5 割以上の企業が感じており、ビジネス・スクールに派遣あるいは就学を奨励する企業は約 4 割、ビジネス・スクール修了者の採用希望は、従来型の経済系大学院修了者について 6%であるのに対して 17%ある。わが国にビジネス・スクールが少ない現状からすれば、この数字は決して小さくはない。

2) 経済団体からのビジネス・スクール設置の要望

九州の国立大学には工学部や経済学部を有するものが少なくない。しかし、経営学や商学などのビジネス系の教育は不十分であり、九州の国立大学にはこれらの学部は開設されていない。ましてや経済界の求めるビジネス・プロフェッショナルを育

成する大学院は、私学を含めて九州には殆ど存在しない。このため九州の経済界ではグローバル化する経済や企業活動を担う高度なビジネス能力を有する人材の輩出の仕組みとして、ビジネス系専門大学院の設置を求める声が高まっている。九州地区を代表する(社)九州・山口経済連合会は九州大学にビジネス・スクールの設置を求める要望書（資料 9）が提出されている。

3) 産官学によるビジネス・スクール設置をめざした協議の進展

九州内の主要な企業や自治体では、将来を担う人材育成の一環として、国内や海外のビジネス・スクールに既に毎年一定程度の若手幹部を派遣している。ビジネス・スクールで MBA を取得した人材は、それぞれの組織で活躍をしているが、その数はあまりに少数であり、福岡市で本格的なビジネス・スクールを開設して、一定の数の MBA 取得者を養成したいとの要望は強く、そのためのビジネス・スクール支援体制づくりについて積極的に対応する意向が表明されている。

そのことを受けて、九州大学経済学研究部、福岡県、福岡市、九州電力の 4 者は平成 13 年 4 月に初会合をもった。福岡県は商工部長、福岡市は企画担当部長、九州電力は担当常務、そして九州大学は経済学研究部長が出席して、九州にビジネス・スクールを設置するための協議を開始することを決めた。これに基づいて、同年 6 月から毎月 1 回、資料 10 に示すようにビジネス・スクール設置に向けた実務者レベルの協議会を続けている。

また、平成 13 年 11 月、経済学研究部の教授、工学研究部の助教授、VBL 助教授および九州電力課長補佐（ビジネス・スクール協議会実務担当）の 4 名は、香港大学、香港科学技術大学、香港中文大学、シンガポール大学、ナンヤン大学、INSEAD シンガポール分校、シカゴ大学ビジネス・スクール・シンガポール分校に対して、MBA プログラムの実態、MOT 教育への取り組みなどについて産学合同のアジアのビジネス・スクール調査をおこなった（資料 11）。

調査では、既にアジアの主要なビジネス・スクールが英語による MBA プログラムを展開しており、その卒業生がアジアの主要な企業のマネジャーとして活躍していることを確認した。そして、九州大学の専門大学院「産業マネジメント専攻」はアジアのビジネス・スクールに伍しながら、独自性を発揮することが必要であることが明らかになった。

4) 九州大学の移転とビジネス系専門大学院

九州大学は総合移転を推進中であるが、それにともなって産官学共同による九州大学学術研究都市推進協議会は福岡市を中心とする「学術研究都市構想（資料 12）」を平成 13 年 6 月に策定した。そこでは市内中心部におくべき高度な専門職業人育成機能として、ロースクールと並んでビジネス・スクールが最重要視されており、九州大学が中心となって都心立地型のビジネス・スクールを開設することが求めら

れている。

九州大学移転後の将来像では、新キャンパスの元岡地区には COE を目指した先端的な教育研究が展開され、先端技術開発とビジネス支援の産学連携活動が繰り広げられることになる。他方、福岡都心ではビジネス教育への社会的ニーズに応えるために、ビジネス系の専門大学院の設置がサテライト教育として必要とされている。

5) ビジネス・スクールをめぐる国際シンポジウムの開催

九州にはビジネス系専門大学院はおろか MBA プログラムもない。このため九州の大学や経済界ではビジネス・スクールの理解に温度差がある。また、九州に求められるビジネス・スクールがどのようなものであるべきかについても、多様な意見が存在する。

他方、アジアではビジネス・スクールが急速度で開設されている。特に中国ではビジネス・スクールを開設して MBA 教育を展開するのに熱心である。シンガポールや香港をはじめとするアジアの拠点都市では、MBA 取得者が産業や企業の担い手として全面に立ち現れ、英語で商談を進める光景が日常化しつつある。しかし、アジアのゲイトウェイ都市を標榜する福岡市は、この現実に対応できないでいる。

このような現実を踏まえて、大学院経済学研究部は平成 14 年 3 月 27 日に福岡市都心部「ガス・ホール」で一般市民に公開の「アジアにおけるビジネス・スクールをめぐる国際シンポジウム」を実施した（資料 13）。基調講演では香港大学ビジネス・スクール Y.F. Luk 教授と谷武幸神戸大学大学院経営学研究科教授が、それぞれのビジネス・スクールの実態について説明した。これを受けて「アジアのビジネス・スクール、日本のビジネス・スクール」をテーマにパネル・ディスカッションが香港中文大学ビジネス・スクール牧野茂史教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科三浦良造教授、日本経済団体連合会専務理事 福岡道生、九州大学大学院経済学研究院塩次喜代明教授によって繰り広げられた。

シンポジウムを通じて、アジアのビジネス・スクールとの連携を視野に収めた九州独自のビジネス・スクールが必要であること、ビジネス・スクールが社会的に意味のある高等専門教育機関として発展してゆくには大学が自ら産業界や市民が市民に働きかけてゆく努力が求められていることが重要であることが明らかになった。産業マネジメント専攻では、ビジネス・スクールの教育研究の成果を社会に還元するためのシンポジウムやセミナーなどを展開してゆくことを教育上の課題として盛り込むことにしている。

3. 産業マネジメント専攻が養成する人材

産業マネジメント専攻が注目するのは、グローバル化する経済の中で独自な発展をみせるアジアや日本の経済、とりわけ身近な九州の経済の動向であり、急速に構造変

革を遂げつつある産業や技術および新規なビジネスの発展動向である。現代の産業社会が抱えるこれらの重要な動向を踏まえて、本専攻は新しい産業社会の担い手であるビジネス・プロフェッショナルの育成をめざす。

本専攻が育成をめざすビジネス・プロフェッショナルは、①グローバル化する経済の先頭にたって産業社会をリードするリーダーシップ能力、②先端技術や先端産業の展開を担うアントレプレナーシップやアドミニストレーション能力、③国際ビジネスを洞察する分析能力や国際的なビジネス・コミュニケーション能力などを発揮する人物である。高度な専門的ビジネス知識や実践能力を発揮して活躍する場は、ビジネス分野はもとより、公的機関や行政部門、専門職分野など多彩であり、その人材育成像は次のようになる。

(1) 産業や企業の創造的変革を担うビジネス・プロフェッショナル

本専攻の特徴は、MBA ホルダーとしてビジネス・プロフェッショナルに求められる専門的な知識や能力を系統的に学びながら、それが実践の場で能動的な知力として発揮されるようにカリキュラムに工夫がされていることである。

教室での活発なケース・スタディや最新の経営理論を通じて学ぶ論理的な知識は、徹底した指導体制のプロジェクト演習や経営の現場で学ぶインターンシップやフィールドワーク等の実践的な知の訓練、および学生の自発的な学習や調査研究活動などを通じて、現実の問題を分析し解決策を提案する能動的な知に変換されてゆく。その結果、ビジネスの創造と変革を導くマネジメント能力が養成されることになる。

(2) 技術をマネジメントしながら産業のフロンティアを切り開くビジネス・イノベーター

先端的な技術分野では大学や企業の境界を超えて広域な共同研究が展開され、技術の実用化が図られている。また技術プロセスを組織的にマネジメントすることが、研究開発の生産性に効果的であることが判明している。産業や企業の発展を促す知的資源として技術を創造し展開してゆくためには、工学的な技術を「ビジネス創造の技術」に変換するマネジメントが必要である。問題はこうしたマネジメントの担い手が不足していることである。

本専攻では現代の産業を深く理解し、ビジネスを創造する技術のマネジメントを学ぶための科目が、総合大学である九州大学の特徴を活かして文理融合的に開設される。産業・技術のマネジメント関連科目を系統的に履修することによって、先端的な技術動向を踏まえながら、技術をベースに新しい産業やビジネスを創造するイノベーターや技術のコーディネータとして活躍するのに必要な専門性が育成されることになる。また大学と産業界の間での技術ライセンシングや連携を担う新しいタイプの人材の輩

出も期待される。

(3) アジアの経済を先導するビジネス・リーダー

アジア志向は九州大学の研究教育活動の主要な柱である。アジアや日本の経済の急速なグローバル化、激化する国内や海外の企業との競争、めまぐるしく変化する消費ニーズや労働の価値観、金融や産業をめぐる政策の変化や構造変革などのように、これまでにない厳しい経済環境を分析的に把握して適切な経営戦略を立案しながら、ビジネス・リーダーシップを発揮し、新しい事業創造に果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

カリキュラムは MBA としてアジアを睨んで活躍できる専門性と実践的なビジネス能力が育成されるように編成されている。また、グローバル時代に対応すべく外国語によるコミュニケーション能力を高めるために、全ての科目で外国語（特に英語）の教材が優先的に利用されるとともに、外国語による講義が開講され、その履修が必修化されている。

4. 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 教育方針

産業マネジメント専攻はグローバル化する経済社会のなかで求められている先端で専門的なビジネスの知識や能力を養成し、ビジネス・プロフェッショナルとして活躍できる高度専門職業人の育成をめざす。

本専攻で学ぼうとするのは、産業界で活躍する社会人や留学生あるいは経済や経営を専攻した学生のみならず、先端的な技術知識と専門的なビジネス知識を融合して産業技術分野の専門マネジメント能力を練磨しようとする理工系学生や、産業社会のアドミニストレーターを目指す非経済系の文系学生などである。こうした多様な背景をもつ人々が、本専攻の意図する高度な専門能力を習得できるように、学年進行にそって段階的に学習内容が高度化するようにカリキュラム編成を行なう。

当然にその内容は、実際のビジネスで発揮される創造的で実践的な知識に溢れたものでなければならない。研究者の養成を中心に展開されてきた大学院教育を根底から見直し、実務が要請する高度な実践的な専門知識と実務能力を養成するための教育を導入する。

さらに学んだ知識や理論が実践の場で創造的な知として有効であるためには、鋭敏な情報分析能力、深い論理的な思考力や洞察力の練磨が重要である。そこで、一方向的な知識伝達型の講義をさけ、双方向的な講義形式、ケース・スタディ、グループ・ワーク、インターンシップなど多様な教育メソッドを導入する。同時に、プロジェクト演習を導入して、実践的な分析能力や論理的な思考能力さらには具体的な課題解決

能力などの自主的に練磨を促進する（資料 14）。

⑵ 教育課程の編成

産業マネジメント専攻は、その設置の目的や教育の指針にそって、次の点に考慮した独自な教育課程を編成する（資料 15 の図 1）。

1) MBA ベーシックの設置と出身背景の垣根の除去

将来どのような分野で活躍しようとも、本専攻の修了生は MBA として産業社会での評価を受けることになる。MBA はビジネス・プロフェッショナルとしての出発点であり、到達点ではないが、社会的な期待に応えられるように成長してゆくためには、MBA として共通する基本的な専門知識や実践的な分析能力が習得されていなければならない。

産業マネジメント専攻では、MBA としての専門性を基礎づける分野を「MBA ベーシック」として必修科目とし、修士課程の早い段階で履修できるように科目を配置する。

MBA ベーシックの履修によって、文系理系などの多様な出身背景をもつ学生は、それぞれに固有の「知識の垣根」に囚われることがなくなる。また、この履修を通じてビジネスについての理解やセンスが高まるので、この後の専門科目群を無理なく理解できるようになる。

しかし、必修とする科目群は必要最小限に抑えられるべきであり、MBA ベーシックの履修が専門領域の学習を著しく妨げることがあってはならない。そこで、MBA ベーシックとして設定される科目は、「英語によるビジネス・コミュニケーション」、「組織マネジメント」、「マーケティング戦略」、「アカウンティング」、「企業財務」の 5 科目とし、修士 1 年に配当する。

2) 指導教授制とプロジェクト演習

修士 1 年の後期から始まるプロジェクト演習を必修科目として設定する。プロジェクトとは、現代の産業や企業に根ざした学生の抱く問題意識の束である。学生は演習指導教授の指導を受けながら、取り上げるプロジェクトを設定し、それを実践的な知として分析的に解きほぐしてゆく。修士 2 年前半までの 1 年間にわたる演習の成果はプロジェクト論文としてまとめられることになる。

研究者養成を前提として義務化されているこれまでの修士論文では学術的専門性が重視されるのに較べて、プロジェクト論文では課題解決型の知の訓練成果であり、実践的な分析力が重視される。したがって、プロジェクト論文の成果は優れて実践的であり、大学院の生み出した知的成果として広く学外に公表されてゆくべきである。この公表は学生が自主的に運営する成果発表大会で行われる。

しかし、現実に根ざしたプロジェクトの発掘は決して容易ではない。よいプロジェ

クトは、現実の経営問題への洞察力に依存しているからである。自らがそのような経営問題に直面しているかのような現実感覚や実践的な経験が、課題発掘には必要である。そのため入学試験では応募者の明確なビジネス志向や実務経験が重視される。また、演習指導は MBA ベーシックの履修の進行にあわせて、修士 1 年の後半から開始される。

学生は演習指導教授の指導を受けながら､プロジェクトを設定し研究を深めてゆく。それと同時に、自らの目指す専門性にふさわしい科目の履修についても適宜指導を受けることになる。学生にとって演習指導は、教授を通じて深い専門知識に直接触れることができる重要な機会である。それはまさしく「手作りの MBA 教育」であり、本専攻の教育姿勢を特徴づけるものでもある。

3) インターンシップによる実践的な知の訓練

教室で学んだ専門的な知識や分析力が実践の場で有効であるためには、それを一度現実の中で応用する機会があることが望ましい。インターンシップでは、企業や各種機関の協力を得て、学生を実践の場におき、現実的な課題解決の実験的な体験を通じて、習得した知識や修得すべき知識を確認するとともに、実践的なビジネス能力のブラッシュアップをはかる。

特に実践的なビジネス経験に不足する学生には、インターンシップは重要である。しかし、MBA の素養を欠いている段階でのインターンシップは、単なる企業見学に終わるばかりか、ビジネスの現場での足手まといになりかねない。そこで、インターンシップの履修は修士 2 年からとする。

また、実務体験が教室で学んだ専門知識と融合するには、数日程度のインターンシップでは無理である。そこでインターンシップの期間を、最低 2 週間とし、最長 1 ヶ月までとする。インターンシップの相手先の企業や機関との間で教育メニューを十分に協議し、インターンシップ先の指定等は学生と個別に相談して決定する。

なお、企業派遣の学生や十分な実務経験をもつ社会人院生に対してインターンシップがどこまで有効であるのか、また必要なのかは個別に検討が必要である。したがって、インターンシップは選択必修となる。

4) グローバル化するアジアの経済と産業技術の発展を睨んだ専門科目

現代の産業社会は、グローバル化するアジアの経済を視野におさめながら、その発展のダイナミズムを模索している。そこで問われるのは、グローバル化する経済を洞察してビジネスの機会と脅威を見極める戦略構想力であり、産業や企業の成長の源泉である新規な技術や知識の組織的な創造力であり、それを先導するマネジメント能力である。

このことを踏まえて、産業マネジメント専攻は①先端的なビジネスの知識と高度なアドミニストレーション能力を基礎にして、②先端的な技術の開発や新規な産業発展

を先導するマネジメント能力を発揮し、③企業のグローバルな展開を主体的に担うために必要とされる専門科目群を配置する。これらの科目群は以下のように大きく 2 つの分野に分類できる（資料 15 の図 2)。

①　ビジネスの戦略マネジメントに関する科目群

戦略的経営能力の育成をはかるために、環境適応行動を分析的に把握して、企業の一連の戦略マネジメント活動を分析的かつ実践的に把握する専門科目群をおく。中心的な分野は、ビジネス活動に不可欠なマーケティング戦略や組織のマネジメント、会計情報に基づいて資産の戦略的な調達･運用･統制をはかるファイナンスなどである。この分野は全てのビジネス活動に共通する分野であり、特に基本的で不可欠な科目は必修科目として指定されている。専門科目では、ビジネスの事業領域を設定し、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の蓄積と機動的な展開を推進して、企業の資産価値を増大する諸活動のそれぞれに特化した科目が配置され、ビジネスの現代的な課題を取り上げてゆく。

さらに、グローバルなマネジメント能力の育成をはかるために、アジアを睨みながらグローバル化する産業や企業の動向を分析的に把握し、国際ビジネスをリードする能力や国際的なビジネスや経済の各分野で求められるプロフェッショナルな能力を養成するための専門科目を配置する。

②　産業の技術や知識の創造のマネジメントに関する科目群

産業技術のマネジメント能力の育成については、先端的な技術の動向や新規な事業分野の発展の動向を把握して、独創的な技術の開発から事業化にいたるマネジメントを担い、技術の産官学連携をコーディネートする能力を養成する科目が配置される。中心的な課題は、先端技術分野の動向分析、ベンチャー企業の創造と経営、知的財産権管理、技術評価と技術移転、イノベーション・マネジメント、さらには産学連携や技術移転の戦略マネジメントなどである。この領域は近年 MOT（management of technology）として重要になっている。総合大学院大学としての九州大学の特質を生かして、単に技術だけのマネジメントに焦点を絞ることなく、グローバルな産業動向に技術のマネジメントを位置づけて、ビジネス活動を先導する科目群を開設する。同時に産業や技術の国際的な展開、とりわけアジアにおける産業の展開についての理解を深めるための専門科目群をおく。

5) 九州大学型 MBA プログラムとしての産業マネジメント

これら 2 つの専門科目分野は個々に独立で、個別に追求されるべきものではない。科目群は相互に深く浸透しあっており、実際のビジネスの場では、これらの分野が統合化されて、ひとつのマネジメント能力として発揮されている。重要なことは、これら 2 つの分野がバランスよくビジネス・プロフェッショナルの専門能力として統合され、発露するようにカリキュラムが組まれることである（資料 15 の図 3)。

そこで産業マネジメント専攻は、全体をひとつのコースとし、これら 2 分野の科目群の関連性に注意しながらカリキュラムを編成する。具体的なイメージは図 1 に示すようになる。図 1 では、グローバル化するアジアの経済空間の中で、戦略的経営能力に関する専門科目と産業の技術や知識の創造のマネジメントに関する専門科目が相互に浸透し合うように科目配置がなされている。このような独自なカリキュラム編成を「九州大学型 MBA プログラム」と呼ぶことにする。

図 1　九州大学型 MBA プログラム

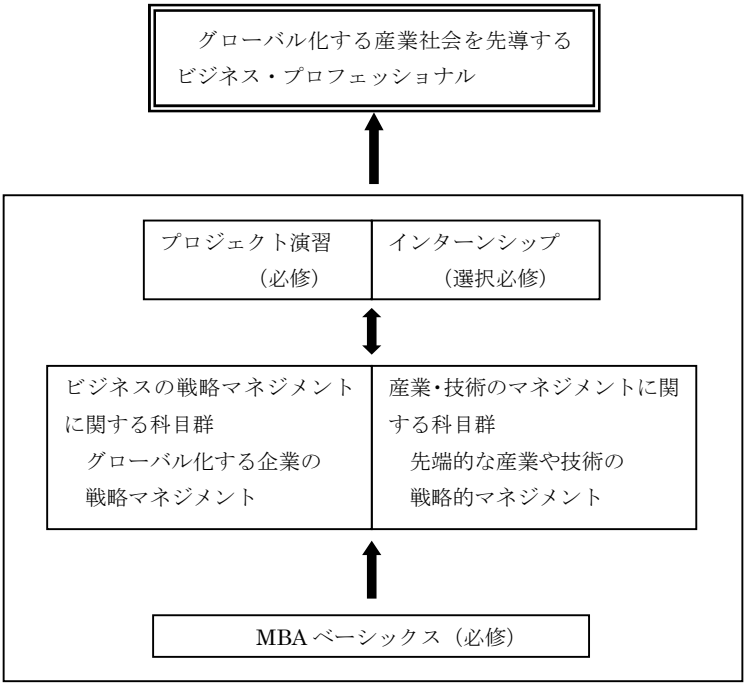

(3)入学者選抜について

産業マネジメント専攻は教育の目的と養成する人材像にそって、本専攻で学ぶにふさわしい人材を以下の①から④に基づいて選抜する（資料 16)。

本専攻では、あえて一定の数の大学院および学部からの進学者を受け入れることにしている。その理由は、進学者が学習してきた科学的な知識と社会人が体得している経験的な専門知識が、グループ・ワークや教室でのディベイトなどを通じてコラボレ

ーションしながら、実践的な新しい知識に進化することが期待できるからである（資料 16 の図 1 及び図 2）。

社会人は進学者を通じて、最新の科学的な知識や研究の方法に触れたり、論理的な思考の重要性を再発見することになる。他方、進学者は社会人を通じて、ビジネスに求められる実践的な知のあり方を知り、マネジメントのセンスを磨くことができる。こうして、「技術のわかる MBA」や「新しい産業社会を創造する MBA」が生まれることになる。

① ビジネスの実践的知への旺盛な学習意欲をもち、ビジネスのフロンティアに立つ意思と行動力にあふれた学生を入学定員の 3 割程度に限って選抜する。
② 出願資格は大学卒業および同等の資格がある者で、社会人の場合は企業・官庁等における原則 2 年以上の実務経験を有する者、学部および大学院からの進学者の場合は明確なビジネス志向や体験を有すことを、資料等によって明らかにできる者とする。
③ 出願書類は、所定の書式による志望理由書、学習計画書、将来の進路計画書等の共通の出願書類の他に、社会人には職務評価書、進学者には学業評価書の提出を求める。
④ 入学者の選抜は、1 次試験では進路計画書に基づいて関連分野の教官 3 名による出願書類の審査を行ない、第 2 次試験では口述試問による審査（第 1 次試験合格者のみ）で資質、将来性、意志などを精査する。
⑤ 入学時の願書、口述試問の結果は、入学後の指導に活かしてゆく。

(4) カリキュラムの編成方針

産業マネジメント専攻では、目的とする高度専門職業人を養成するために、以下の諸点に注意して独自性の強いカリキュラム編成を行なう。

① 本専攻は多様な出身背景の入学者が、無理なく高度なビジネス専門能力を修得できるように、学期の進行に伴って段階的に専門特化するように配置する（資料 17 の図 1 及び図 2）。
② また実践的な知識や知の技法を体得するために、授業では教室におけるケース・スタディやディベイト、学外でのフィールドワークやインターンシップを積極的に導入する。
③ MBA ベーシックとよぶ必修の基礎科目を配置し、円滑にビジネスの専門科目への導入を進める。
④ マネジメントを始めとする専門分野の基礎的な素養に欠ける場合は、学部講義の履修を奨励することになる。ただし本専攻の単位には認定しない。
⑤ 専門科目は、大きくはビジネスの戦略マネジメントに関する科目群、産業技術・

知識のマネジメントに関する科目群にグルーピングできる。

⑥　これらの科目群は関連性に注目した分野であって、コース等に専門を特化するためのものではない。学生は 2 つの専門領域の科目をバランスよく履修することによって、ビジネス・プロフェッショナルに求められる専門的な知識を修得することになる。

⑦　各科目群から専門の関連性に注意して、2～3 科目程度を配置し、社会人が働きながら学べる環境を提供する。

⑧　外国語コミュニケーションについては、「英語によるビジネス・コミュニケーション（必修）」、「異文化コミュニケーション」を開講して、外国語によるディベイトの訓練も盛り込む。この他に学内に設けられている集中講義形式の外国語コミュニケーション講義の受講を促す。

⑨　外国語で開講する科目は選択必修とし、国際感覚の訓練と共に、外国語によるビジネス能力の強化をはかる。

⑩　必修科目としてプロジェクト演習を設けて、現代のビジネスが抱える課題を論理的に把握し、その実態を分析して課題の克服をはかるために必要な実践的な研究能力の育成を図る。その際に、指導教授は学生の志望する特定領域の専門性を深めるために、受講すべき専門科目の履修を指導する。

⑪　プロジェクト演習の開始は修士 1 年後期とし、演習指導教授を決定する。指導教授はプロジェクト研究の指導と共にプロジェクト・テーマや学生が目指す専門分野に基づいて履修の指導を行なう。

⑫　プロジェクト演習の成果はプロジェクト論文としてまとめられ、その成果は学生が企画する市民を含む一般公開セミナーで発表される。

⑬　2 年次にインターンシップをおき、専門知識や分析能力の実践的な応用力や現実のビジネスでの高度な実務能力を練磨する。

(5) 履修方法

履修の指針は次のようになる。また将来のキャリアと履修例については資料 18 を参照。

①　1 年次配当の MBA ベーシックス（5 科目、10 単位）は必修である。

②　専門科目の履修については、自己の専門領域を中心に、指導教授の指導にそって関連する専門科目 10 科目 20 単位を受講する。

③　専門科目のうち外国語による講義科目から 2 科目以上を履修しなければならない。

④　学生は 1 年次後期にプロジェクト演習の指導教授を決定し、その後おおむね 1 年間の研究指導を受けて、その成果をプロジェクト論文（必修）にまとめてゆく。

⑤　プロジェクト論文は指導教授を主査とする審査委員会によって合否判定を受ける

と同時に、2 年次後期に成果発表セミナーで公開の討議にふされる。論文の合格によって 4 単位が与えられる。

⑥　インターンシップはその必要性を学生毎に個別に検討して、受講を求める選択必修科目である。学生は指定する企業等で 2～4 週間の研修を受け、その成果に基づいて演習指導教授より 2 単位が与えられる。

(6) 修了要件

①　修了要件は、本専攻に 2 年以上在学し、授業科目から必修および選択必修を含む 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、プロジェクト論文の審査及び最終試験に合格することとする。なお、成績優秀な者で研究課題についての研究成果の審査ならびに最終試験を早期に受けて合格した者については、修了年限を短縮することができる。

②　修了要件を満たした者には修士（経営、英文表記は Master of Business Administration）の学位を授与する。

(7) プロジェクト演習とプロジェクト論文について

本専攻では、学生が抱える実践的なマネジメント課題をプロジェクト演習で、指導教授の指導を受けながら、分析的なプロジェクト論文としてまとめてゆく。修士論文が研究志向的な学術論文であるのに対して、プロジェクト論文は現実の課題をどのように分析的に把握し、論理的に理解し、説明するかを重視する。そのために、プロジェクト演習で活発な討議を通じた経営現象の理解、グループ・ワークによる多面的な考察などの分析的な学習プロセスが重要になる。プロジェクト演習と論文は、学生が指導教授を通じて知識に内在する論理を探る重要な機会であり、単に単位取得して卒業する欧米型の MBA と異なる点であり、本専攻の特色のひとつである。

このためプロジェクト演習は、マネジメントの基礎が固まり、対象とする課題（プロジェクト)に対して冷静で深い洞察を行なう準備ができた 1 年次後期から開始する。入学後の半年という期間は、学生が自己の抱く課題について適切な指導を行なってくれる教官を選択するための準備期間としても意味がある。

完成されたプロジェクト論文は、本専攻の学習の成果のみならず、現実の課題に応える創造的なマネジメント知識として、学生が企画する論文発表セミナー等を通じて市民や産業界に還元されて行く。

5. 施設・設備等

本専攻の教官と学生が一体となって教育研究を行うことができるよう経済学部本館を中心に、専任教官室、院生自習室、講義室、演習室を整備する。また、経済学部図

書室内に閲覧室、閲覧座席を設け、本専攻関係の文献の利用に供することとする。

6. 学生の確保

学生の確保については、福岡市地区のビジネスに従事する社会人および県内企業からの既に本専攻に入学希望である旨の問合せが既にあいついでいることや、本専攻は産業・技術のわかる MBA を教育する唯一の国立大学のビジネス系専門大学院であり、関東や関西をはじめ、国内有力企業からの技術系 MBA 志願者が見込まれることから、多くの志願者を集めるものと思われる。

また、理工系の MBA 希望の学生や大学院生の志願も全国的に見込める。さらに本学が韓国や中国からの留学生の受け入れ実績が高いことや、アジアではビジネス・スクールが一般化していることなどから、本専攻設置後は多くの入学志願者を集めるものと思われる。

具体的には、企業や自治体から派遣される社会人、あるいは自主的に大学院で学ぼうとする社会人や公認会計士等として専門家として活躍している社会人、理系文系を問わずビジネス志向の明確な学生、アジアを中心とする海外からの留学生などを広く受け入れることになる。

このような入学志願傾向が持続するように、本専攻の教育研究成果の公開等を継続的に実施してゆく必要があることは言うまでもない。

7. 修士（産業マネジメント専攻）の予想される進路

産業マネジメント専攻は従来型の MBA 関連科目のみならず MOT 教育関係科目をもつ独自なカリキュラム体系を展開している。このため修了生の進路は在来型の MBA に較べて巾の広いものになる。具体的には次のような進路可能性がある。

① ビジネス・プロフェッショナルとして、企業や行政などの分野で高度な専門的な能力を発揮して活躍する。

② 技術のマネジメント能力を活かして、企業の研究開発部門や公的研究機関などで技術開発のリーダーとして活躍するほか、産学間や産業界で技術のライセンシングを展開したり、技術を梃子に新規事業を起こしたり、技術を評価する目利きや技術移転のコーディネーターとして活躍する。

③ ビジネスの高度な専門的な知識や分析能力を活かして、公認会計士を始めとする専門職として自立的に活躍したり、シンクタンクの研究員、金融や証券のアナリスト、あるいはエコノミストとして活躍する。

④ 国際的なビジネス能力を活かして、国際公務員や国際ビジネスマンとして活躍する。

⑤ 留学生の場合は、日本の産業やビジネスを深く理解した国際ビジネスのリーダー

として活躍する。

⑥　専門大学院での教育を踏まえて、大学院経済学教育部の博士課程に進学して研究者を目指す。

8. 九州大学の職員以外の者による評価の実施について

(1) 実施方法

1）大学院経済学教育部産業マネジメント専攻（修士課程）が、大学院設置基準第 31 条第 1 項に規定する専門大学院として、本専攻の目的を達成するために必要な大学院教育を行っているかについての評価をおこなうため、本教育部に産業マネジメントに関して高い見識を有する学外者から構成される評価委員会を設置する。

2）上記委員会は、次の事項について検証し、その結果を平成 18 年度中に取りまとめる。

①教育研究体制、②カリキュラム・シラバス、③学習到達度・進路の状況、④教員の研究成果、⑤社会との連携

3）なお上記委員会の委員としては、国内ビジネス・スクールの指導的な立場にある専門家、アジアおよび欧米のビジネス・スクールの専門家、地方自治体の経済･産業行政関係責任者､経済団体責任者､科学, 経済分野のジャーナリスト、承認 TLO 責任者等を予定している。

(2) 結果の活用・公表

上記委員会により取りまとめられた結果を基に、本教育部において問題点等の改善を行うとともに、専門大学院としての大学院教育の充実をはかり、その内容等についても学内外に公表してゆく。

9. 教育方法の特例（大学設置基準第 14 条）の実施について

①修業年限

修士 2 年

②履修指導・研究指導の方法

本専攻の教育は別に定める授業科目の授業（論文指導を含む）によって行なう。

③授業の実施方法

特例による夜間の授業の実施方法は以下の通りである。

原則として夜 6 時限（18:30～20:00）、7 時限（20:10～21:40）の受講を求めるが、指導教授と協議の上、将来の進路および研究テーマに応じた昼講義の受講を求めたり、土曜開講または夏季・冬季の集中講義及びプロジェクト論文指導を行なう。

④教員の負担

特例による授業の実施に当たっては、指導教官と協議の上実施するので、その際の教官相互の授業負担均等化方法を工夫し、著しい負担増を避けることができるし、授業担当教官の勤務時間の割り振りの変更により、長時間の勤務を避けることができる。

⑤図書館等の施設の利用方法や学生の厚生に対する配慮

経済学部図書室は 19 時まで利用時間を延長しているが、これを中央図書館並みの 22 時までにさらに延長を検討する。情報基盤センターのコンピューターは 20 時まで利用可能であるが、経済学部分室の利用については本専攻の学生に 22 時まで利用することを認めるように検討する。

本専攻の位置するキャンパスは、福岡市の中央東にあって、通学には地下鉄、バスとも至便である。学内の学生食堂は 19 時まで利用でき、これ以外の時間においても大学周辺に食堂がある。また救急施設は、学内の健康科学センターがあり、近辺に救急病院もある。

⑥学生確保の見通し

学生の確保については、福岡市地区のビジネスに従事する社会人および県内企業からの既に本専攻に入学希望である旨の問合せが既にあいついでいることや、本専攻は産業・技術のわかる MBA を教育する唯一の国立大学のビジネス系専門大学院であり、関東や関西をはじめ、国内有力企業からの技術系 MBA 志願者が見込まれることから、多くの志願者を集めるものと思われる。

また、理工系の MBA 希望の学生や大学院生の志願も全国的に見込める。さらに本学が韓国や中国からの留学生の受け入れ実績が高いことや、アジアではビジネス・スクールが一般化していることなどから、本専攻設置後は多くの入学志願者を集めるものと思われる。

具体的には、企業や自治体から派遣される社会人、あるいは自主的に大学院で学ぼうとする社会人や公認会計士等として専門家として活躍している社会人、理系文系を問わずビジネス志向の明確な学生、アジアを中心とする海外からの留学生などを広く受け入れることになる。

このような入学志願傾向が持続するように、本専攻の教育研究成果の公開等を継続的に実施してゆく必要があることは言うまでもない。

⑦必要な職員の配置

図書館等は職員を配置し、夜間開館を実施しているので、開館延長は十分に対応できる。教務事務に関しては、学生の必要に応じて、事務職員の勤務時間の割り振り変更により、要員を配置する。建物の管理については、担当教官が使用した部屋を施錠し、警務員が巡視・点検の上、建物の出入口を施錠するので支障はない。

⑧入試選抜方法

ビジネスの実践的知への旺盛な学習意欲をもち、ビジネスのフロンティアに立つ意思と行動力にあふれた学生を、多彩なバックグランドや能力を尊重しながら選抜するために、第 1 次試験では出願書類による審査：学習能力、学習意欲、将来性などを、進路計画書に基づいて関連分野の教官 3 名によって審査する。

第 2 次試験では第 1 次試験合格者に対して口述試問による審査を行ない資質、将来性、意志などを精査する。

〔後略〕

774　大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻設置理由書（専門職大学院）

（『九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職大学院）設置計画書（抜刷）』2004（平成 16）年 6 月 30 日）

Ⅰ．設置の趣旨及び必要性

1．経　緯

わが国では、半世紀以上前の 195l 年に名古屋大学精神医学教室に臨床心理学者が登用されているが、その頃から臨床心理業務（心理検査、心理面接等）は主に医療、福祉、教育等の諸領域で行われてきた。1964 年には「日本臨床心理学会」が設立され、1982 年には「日本心理臨床学会」（理事長：鑪幹八郎京都文教大学副学長、現在では 15,000 人を超える会員）が設立された。

さらに、1988 年から「日本臨床心理士資格認定協会」（会頭：木田宏、l6 の臨床心理学に関連する心理学関係学会の協賛を得て発足、1990 年に文部省の認定する財団法人となる。）による臨床心理士の認定が始まり、これまでに 11,533 人（医師 381 人を含む）が資格認定されている。

1989 年には「日本臨床心理士会」（会長：河合隼雄文化庁長官、臨床心理士の全国的職能団体）が組織され、1996 年からは臨床心理士の養成のために指定大学院のシステム（前述の認定協会が認めた指定大学院修了者が臨床心理士資格試験を受けることができる。2004 年 3 月末現在 104 指定大学院；第一種：66 大学院、第二種：38 大学院、本学は第一種指定大学院第 1 号）がスタートした。（資料 1）

指定大学院のシステムが次第に定着していくなかで、わが国の臨床心理士の量と質の確保が行われるようになってきたが、わが国の社会状況の変化にともない、エイズカウンセラー（1990 年頃から厚生省が「日本臨床心理士会」・「日本心理臨床学会」に協力要請してスタート）、スクールカウンセラー（1995 年から文部省が「日本臨床心理士会」・「日本心理臨床学会」・「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」に協力要請してスタート）、自然災害や犯罪の被害者支援、子育て支援、高齢者支援、産業メンタルヘルス支援等に対応する臨床心理士への社会的要請が飛躍的に高まってきた。

これらの諸問題に対応するために「日本臨床心理士会」は、HIV カウンセリング専門委員会（現在は医療保健領域委員会）、産業領域委員会、被害者支援専門委員会、学校臨床心理士専門委員会、高齢者支援専門委員会、子育て支援専門委員会を設置し、それらの業務にあたるとともに会員の研修を積極的に行ってきている。（資料 2）

このような社会状況に対して関係者からは、この教育システムの一層の充実の必要性が議論されるようになった。2001 年 3 月 25 日には、文部科学省と「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の共催で「高度専門職業人としての臨床心理士養成に関するカリキュラムー基本モデルをめぐってー」「教育システムの具体化ー心理臨床現場での実践を踏まえてー」と題する 2 つのシンポジウムが開催され、300 名余りの大学院教育関係者が集まった。

この時の記録は、「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の「臨床心理士報」第 13 巻特別号（2001 年 9 月発行）に掲載されるとともに、「日本心理臨床学会」のカリキュラム委員会では、専門職大学院の検討を始めた。（2003 年 7 月 26 日の第 106 回常任理事会に報告）

さらに、2003 年 9 月 19 日の「指定大学院連絡協議会」（現会長：樋口和彦京都文教大学学長、98 指定大学院が加盟）の第 3 回年次総会が開催された際に、「臨床心理士養成に関する指定大学院の未来像をめぐって」と題するシンポジウムが行われ、指定大学院の発展（進化）として専門職大学院の志向が必要であるとの認識が示された。

「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の「臨床心理士報」第 15 巻第 1 号（2004 年 1 月発行）では、大塚義孝専務理事が「平成 15 年度の事業報告と 16 年度の展望」のなかで、「指定大学院も量の時代から質の時代になりつつあり、専門職大学院システムと指定大学院システムの統合的発展か、独自性の尊重を前提とする 2 系統の複合的システムによるべきか、将来を見通した基本方針の策定も重要なテーマです。」と述べている。

2004 年 2 月 28 日には「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」が、「日本心理臨床学会」、「日本臨床心理士会」、「指定大学院連絡協議会」及び関係大学院に呼びかけ「臨床心理士養成に関する専門職大学院の課題について」会合を持ち、これを踏まえて、3 月 15 日・29 日には「専門職大学院検討委員会」が開催された。そこでの議論は、先の「指定大学院連絡協議会」での「指定大学院の発展（進化）としての専門職大学院の志向」の方向性に沿ったもので、指定大学院を（できる大学院から）専門職大学院として構築していくということであった。（資料 3）

これらの経緯を踏まえ、本学では、臨床心理分野の高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院の教育システムを採ることが、社会的要請に応えることになるものと考え、「大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職大学院）」の設置を計画するものである。

2. 教育理念

「大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職大学院）」の設置にあたっては、「九州大学教育憲章」（資料 4）の理念を起点として、次のような教育理念を立てた。

(1) これまで、「大学院人間環境学府人間共生システム専攻：心理臨床学コース」が日本の臨床心理学の分野で絶えず先導的役割を果してきた実績（資料 5）を踏まえ、専門職大学院における臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたっては、この領域・分野でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する。

(2) これまで、「大学院人間環境学府人間共生システム専攻：心理臨床学コース」が平成 10 年（1998 年）の発足当初から、国内においては全国レベルで、また、国外においてはアジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受入れて教育してきた実績（資料 6）を踏まえ、 専門職大学院における臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたっては、 広く国内外で活躍できる人材を輩出する。

3. 設置の必要性

専門職大学院を設置する必要性は、次のとおりである。

(1) 臨床心理分野の高度専門職業人を必要としている社会状況

社会状況は、臨床心理分野の高度専門職業人を必要としている。とりわけ、スクールカウンセラーについては、その必要性が高まっている。

1995 年よりいじめ、不登校、校内暴力等をはじめとする様々な学校不適応問題に対応するために公立学校にスクールカウンセラーが導入されるようになったが、その 90%は臨床心理士である。

文部科学省は、2005 年度までには全国の 10,000 校以上の公立中学校のすべてにスクールカウンセラーを配置をすることを予定しているが、需要に対して供給が追い付かないのが実情である。

このため、正規の臨床心理士だけでは供給が足りないので、臨床心理士キャンディデイト（その殆どが指定大学院を修了したばかりの受験資格保有者、学生なら博士後期課程 1 年生）を準スクールカウンセラーとして学校に派遣している。つまり 2 年間の教育を受けただけで、第一線の現場で即戦力として活躍することが期待されているのである。また、2006 年度からは小学校へのスクールカウンセラー配置が予定されており、ますます供給不足となり、準スクールカウンセラーの投入は増えるものと思われる。

さらに、スクールカウンセラー以外にも、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等と関連した保健・医療領域（小児科、精神科、心療内科の病院や保健所等）、高齢者

支援、子育て支援等と関連した福祉領域（老人施設、児童相談所等）、企業人のメンタルヘルス等に関連した産業領域（産業カウンセリング室等）、犯罪被害者支援等に関連した司法・矯正・警察領域（犯罪被害者対策官室等）での需要も大きい。

(2) 臨床実践力の一層の向上を目ざす学生の増加

現行の心理臨床学コースにおける修士課程修了者の過去 5 年間の進路（資料 7）は、およそ半数が臨床心理の 3 大領域（医療・保健、教育、福祉）に就職しているが、半数は博士後期課程に進学している。この博士後期課程進学者の進学動機は大きく二つある。

ひとつは、臨床心理学に係わる教育研究者になることであり、他のひとつは臨床心理士を指導する立場となる臨床心理指導者を目指し、博士後期課程において研究能力･実践指導能力を養成してからそれぞれの臨床現場に出ることを意図している。（資料 8）

最近は、この後者の傾向が強まり、博士後期課程への進学希望者が定員を大きく上回るほど増加している。（資料 9）

(3) 指定大学院関係者による専門職大学院の必要性の認識

近年のわが国の社会状況の変動にともない、臨床心理士に対して次のような様々な社会的期待・要請がなされてきた。

1990 年頃からはエイズ問題にともなうエイズカウンセラーの養成・派遣、1995 年からは、いじめ・不登校問題への対応のためのスクールカウンセラーの派遣、阪神・淡路大震災以来の自然災害被害者支援、少子化にともなう子育て支援、高齢化にともなう高齢者支援、多発する犯罪にともなう犯罪被害者支援、近年の企業人の自殺の増加にともなう産業メンタルヘルスへの支援等である。これらのニーズに対応するために、「日本臨床心理士会」は各種委員会及び専門委員会を設置して諸問題の解決に対応してきた。（資料 2）

また、養成に関わる「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」、「日本心理臨床学会」、「指定大学院連絡協議会」でも、臨床心理士の数を増やすとともに、多様で難しい援助対象者のニーズに応えることができるような「高度な臨床心理学の知識・技術」を身につけた臨床心理士を養成することが必要であるとの議論が行われるようになった。

このような議論のなか、2003 年 9 月 19 日には、「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」、「日本心理臨床学会」、「日本臨床心理士会」の代表者を交えて、「指定大学院連絡協議会」の第 3 回年次総会が開催され、その際に「臨床心理士養成に関する指定大学院の未来像をめぐって」と題するシンポジウムが行われた。

この様子は、「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の「臨床心理士養成に関する指定大学院の未来像をめぐってーシンポジウム報告集Ⅲー」（2004 年 3 月発行）

にまとめて公表されている。

この報告書の冒頭の「はじめに」で、同協会の木田宏会頭は、「ご案内のように平成 15 年 4 月から大学院体制に専門職大学院という新しい理念から組織される大学院が発足することになりました。この新しい教育体制は、皆様方の構築されてきた指定大学院と、どう関係し、どう発展していくのか、大変関心の深いテーマです。本冊子で語られる様々な見解がこれらのテーマにも多くの示唆を与えるのではないかと期待しております。」と専門職大学院への期待を述べている。

さらに、シンポジウムでは、「大きい流れの中で基本的に指定大学院のシステムと専門職は矛盾するものではなく、むしろ基本的には指定大学院の充実が結果的には専門職大学院の土台になっていくことははっきりしています。きちんとした社会に責任ある臨床心理士という形をどう育成し、養成していくか、それについてわれわれは従来のシステムにないから新しく作っていくしかないと考えています。」等の意見が述べられ、指定大学院の発展（進化）として専門職大学院があり、新しいシステムをつくっていくことが社会的要請に応えうる臨床心理士の養成につながるという認識が示された。

(4) 関係大学院からの九州大学への強い期待

専門職大学院という質の高い専門的実務教育システムを構築できる大学は、現時点では極めて限定されており、本学は次のような特色を持っている。

①1982 年に本学において、わが国最大の臨床心理学の学会である「日本心理臨床学会」（初代理事長は本学教授、現在 15,000 人以上の会員）を立ち上げた実績を関係者から認められている。

また、臨床心理士の第 1 号は本学から輩出しており、第一種指定大学院の第 1 号も本学である。

②臨床心理の現場（医療・保健領域、教育領域、福祉領域等）で活躍している数多くの人材を輩出してきている。（資料 10）

③さらに、本学は全国的にみて水準の高い学内実習施設「大学院人間環境学府附属発達臨床心理センター」（組織：担当教員 4 名、協力教員 6 名、主任 2 名、研究員 113 名、発達相談部門臨床員 84 名、心理相談部門相談員 109 名。

設備・施設：プレイルーム、面接室、箱庭療法室、集団訓線室、特殊診断室、親子訓線室、個別訓線室、研修室、会議室等）（資料 11）を有しており、平成 15 年度の利用者（延数）は、5,255 名（発達相談部門 2,588 名、心理相談部門 2,667 名）である。（本センターは、平成 17 年度から「総合臨床心理センター」に改組予定）

以上のように、臨床心理の分野における教育研究に積極的かつ先駆的に取り組んできた本学が専門職大学院の設置に至ることは、わが国における臨床心理士の質の

向上につながるとともに、この分野の関係大学院から強く期待されているところである。

4. 教育目的

こころの問題の複雑化・多様化に対応できる臨床心理学の高度専門職業人の輩出が社会的要請であることを踏まえ、本専攻では、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を教育目的とする。具体的には、以下に述べる 4 つの資質を兼ね備えた人材を育成する。

(1) 種々の活動領域に対応できる人材

ひとくちに臨床心理学といっても、その活動領域は、教育、大学・研究機関、労働・産業、司法・矯正・警察、福祉、保健・医療等と多岐に渡る。（資料 12：図 1）各領域はそれぞれに特徴を有しており、その特徴に応じた実践のための基礎を身につけることが求められる。

そこで、従来の臨床心理学教員による講義・演習と「大学院人間環境学府附属発達臨床心理センター」（本センターは、平成 17 年度から「総合臨床心理センター」に改組予定）での実習に加え、既にいずれかの実務領域で活躍した経験を有する実務家教員による臨床現場に係わる臨床心理学の講義・演習や様々な臨床現場における実習を通して、種々の活動領域に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。

(2) 生涯発達における様々な心理援助レベルに対応できる人材

臨床心理学教員・実務家教員による教育を通して、生涯発達（乳幼児から老年期）における様々な心理援助レベル（一次的心理援助レベル〔心の病や障害を抱える人〕、二次的心理援助レベル〔心の不調・悩み・問題〕、三次的心理援助レベル〔心の健康の増進、不適応の予防〕に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。（資料 12：図 2）

例えば、特に悩みや問題を自覚的には抱えていない一般人のストレス対処法（ストレスマネージメント）は今後重要になるものと思われる。具体的には、生涯発達援助、適応援助、予防的援助、心身の健康援助、生活支援的援助、危機介入援助などの多様な問題に対応できる人材を養成する。

(3) いろいろな心理援助の介入レベルで活躍できる人材

とりわけ、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、犯罪や災害による PTSD（心的外傷後ストレス障害）など、近年急速に注目をあび重要な課題として認識されはじめた問題は、従来の手法（個人レベルの介入）のみでは対応できない。

新たな技法（集団レベルの介入）の習得が必要となるのに加え、従来の面接室内での対応だけではなく、問題の性質に応じた面接室外での対応や生活場面での対応

（ネットワーク・レベルの介入、システム・レベルの介入）の技術の習得も必要となっており、（資料 12：図 3）それらについての教育も必須かつ急務である。

従って、実務家教員との連携によって、この点についてもカバーできる新たな実践的教育を行い、いろいろな心理援助の介入レベルで動ける臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。

(4) 地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材

人間は、バイオ（生物的）・サイコ（心理的）・ソシオ（社会的）・スピリチュアル（霊的）な存在であると言われる。このため、単なる心理援助だけでは十分に援助できないことも多い。例えば、医療領域におけるエイズ・カウンセラーとしての、HIV 感染者やエイズ患者への援助、あるいは遺伝子診断における遺伝子診断カウンセラー等がその例である。

このような場合には、援助対象者が生活している地域の他職種の援助（福祉援助、看護援助、医学援助等）とのコラボレーションができることが必要になっており（資料 12：図 4）、地域で活躍してきた実務家教員によって、コラボレーションの実際についての教育を行い、地域に根ざしたコラボレーションができる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。

Ⅱ．教育課程の編成の考え方及び特色

1. 必要な教育

Ⅰの 4 で述べた「教育目的」（種々の活動領域に対応できる人材・生涯発達における様々な心理援助レベルに対応できる人材・いろいろな心理援助の介入レベルで動ける人材・地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材）の育成を達成するために、次の 4 点に配慮した「教育課程」を編成する。

(1) 理論学習と実践経験のバランス

社会の要請に応えることができる臨床心理分野の高度専門職業人は、人間のこころ、人間関係等について理解を深め洞察していくという「認識」だけでは十分ではなく、人間のこころ、人間関係等について介入し影響を及ぼしていくという「援助」ができなければならない。そのためには、広く深く理論を学ぶことと、実践をしながら援助の経験を積み重ねていくことが求められる。

臨床心理の世界では、「理論三分、経験七分」ということがよく言われる。本専攻においても、理論学習が中心となる講義・演習と経験学習が中心となる実習のバランスを考慮に入れて教育を行う。

(2) 多様な学内実習と三大領域における学外実習

臨床心理分野の高度専門職業人をめざす者とって実習は必須であるが、問題はそ

の内容であり、本専攻では、次のような実習を展開する。

学内実習においては、

①社会的に大きな問題となっている不登校、対人緊張など心理的不適応を扱う経験（心理相談経験）と、近年とみに社会的に注目を集めている自閉症、ADHD（注意欠陥多動障害）等の発達障害を扱う経験（発達相談経験）をさせる。

②主にこども・おとなとの接触について学ばせる。

③主に二次的心理援助レベルについて学ばせる。

④主に個人レベル・集団レベルでの介入について学ばせる。

さらに、学外実習においては、

①社会的要請も強く実際に就職先ベスト 3 でもある心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）（資料 13）における実習を行う。

②こども・おとな・高齢者との接触について学ばせる。

③一次的心理援助レベル・二次的心理援助レベル・三次的心理援助レベルについて学ばせる。

④主に、集団レベル・ネットワークレベル・システムレベルでの介入について学ばせる。

⑤地域と他分野に根ざしたコラボレーションについて学ばせる。

(3) 臨床実践現場に即した具体的・実践的な指導

大学院を修了して臨床実践現場に臨んだ時に、社会の要請に応えることができる臨床心理士を養成するには、大学院における一般的・基本的な指導に加え、実際に臨床実践現場に入り、個別事情を肌で感じさせることが重要である。本専攻では、実務家教員の指導により、臨床実践現場における具体的・実践的なきめ細かな実習を行う。

(4) 授業科目の質的・量的充実

社会的要請に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成するには、豊富な知識と技術（活動領域、生涯発達、3 つの心理援助レベル、4 つの心理援助の介入レベル、地域と他分野に根ざしたコラボレーション等）を身につけさせなければならない。そのためには、種々の臨床実践現場に共通した知識と技術を学ぶ授業科目（必修科目）とともに、各臨床実践現場に特有の知識と技術を学ぶ授業科目（必修及び選択科目）の両方が求められる。

このために、次のとおり質的・量的に充実した授業科目を設ける。

2. カリキュラムの基本構造

上記の「教育課程の編成の考え方」に基づき、本専攻のカリキュラムは、大きく 3 つの科目群をもって構成する。

臨床心理学基幹科目群（必修：16 単位）			
ねらい： 種々の臨床実践現場に共通した知識と技術（活動領域、生涯発達、3 つの心理援助レベル、4 つの心理援助の介入レベル、地域と他分野に根ざしたコラボレーション等）を理論的かつ経験的に学ぶ。			
1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
臨床心理学原論演習Ⅰ 臨床心理査定学演習Ⅰ 臨床心理面接学演習Ⅰ	臨床心理学原論演習Ⅱ 臨床心理査定学演習Ⅱ 臨床心理面接学演習Ⅱ	臨床心理査定学実習Ⅰ 臨床心理面接学実習Ⅰ	臨床心理査定学実習Ⅱ 臨床心理面接学実習Ⅱ

臨床心理学展開科目群（必修：15 単位）			
ねらい： ①特定の臨床実践現場に特有の知識と技術（生涯発達、3 つの心理援助レベル、4 つの心理援助の介入レベル、地域と他分野に根ざしたコラボレーション等）を理論的かつ経験的に学ぶ。 ②実習経験から深く学び、実習経験を定着させる。 ③実習経験から学んだことを他の学生や関係者と共有し、その経験を臨床的「知」として蓄積していく。			
1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
臨床心理地域援助学演習Ⅰ	臨床心理地域援助学演習Ⅱ 臨床心理地域援助学実習Ⅰ	臨床心理地域援助学実習Ⅱ 臨床心理事例研究演習Ⅰ 総合的事例研究演習Ⅰ	臨床心理地域援助学実習Ⅲ 臨床心理事例研究演習Ⅱ 総合的事例研究演習Ⅱ

臨床心理学基本科目群（選択：10 単位以上）			
ねらい： 臨床実践に必要な知識と技術（活動領域、生涯発達、3 つの心理援助レベル、4 つの心理援助の介入レベル、地域と他分野に根ざしたコラボレーション等）をさらに深く学ぶ。			
1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
○活動領域について深く学ぶ 臨床精神薬理学特論、教育臨床心理学特論、司法・矯正臨床心理学特論、産業・組織臨床心理学特論、臨床心理学実践研究法特論 ○生涯発達について深く学ぶ 生涯発達特論、人格心理学特論、認知発達理論、自己過程心理学、乳幼児臨床心理学特論、児童・青年期臨床心理学特論、高齢者臨床心理学特論 ○3 つの心理援助レベルについて深く学ぶ 投影法特論、臨床精神医学特論、障害臨床心理学特論、健康支援学特論 ○4 つの心理援助の介入レベルについて深く学ぶ 治療構造論、認知行動論、カウンセリング特論、関係論的心理療法学、臨床アクションメソッド特論、対人関係論、集団臨床心理学特論、家族臨床心理学特論、スクールカウンセリング特論、学生相談学特論、臨床心理関連行政論			

○地域と他分野に根ざしたコラボレーションについて深く学ぶ
福祉臨床心理学特論、地域看護学特論、医療臨床心理学特論

3. クラス編成

(1) 授業は、講義、演習及び実習の形態で行う。

(2) 講義、演習のクラスは 30 名以下とする。

(3) 学内実習のクラスは 30 名以下とし、学生 3～4 名で構成する班を編成して、全体に対して 2 名の教員が共同担当（チーム・ティーチング）する。

学外実習は学生 3～4 名のチームを編成して、3 つの領域（医療・保健、教育、福祉）の実習現場（資料 13）に派遣する。各領域担当の実務家教員が巡回指導を担当する。

4. 実務実習

臨床心理分野の高度専門職業人の養成では、実務実習が欠かせない。実務実習は、学内実習と学外実習をもって行い、いずれも毎週 1 回、半期にわたり実施する。

(1) 学内実習は、「大学院人間環境学府附属発達臨床心理センター」（本センターは、平成 17 年度から「総合臨床心理センター」に改組予定）で行う。

本センター（資料 11）は、長年の歴史を持ち、反社会的行動、学業問題、対人関係の問題、習癖、不登校等の不適応を対象に臨床心理業務を行う心理相談部門と、言語面、行動面、認知面、対人面、運動面等の発達障害を対象に臨床心理業務を行う発達相談部門を有しており、実習は両部門と連携して行う。

具体的には、来談者の申し込み受付のための電話当番の担当、ベテラン相談員の面接の陪席、心理査定のためのインテイク面接の担当、インテイク・カンファレンスでの報告と検討、援助のためのカウンセリングや遊戯療法の担当、導入期カンファレンスでの報告と検討、ケース・カンファレンスでの報告と検討、スーパービジョンでの報告と検討等を行う。

(2) 学外実習は、地域の臨床現場で行う。とりわけ、医療・保健（精神科病院、心療内科病院、保健福祉センター等）、教育（教育センター、発達教育センター等）、福祉（児童相談所等）の三大領域での実習（資料 13）を重点的に行う。

実習内容は、医療・保健領域では、施設側の実習担当者の指導の下での、心理テスト場面への陪席、心理面接場面への陪席、病棟場面での患者との接触、デイケアへの参加、施設の行事（イベント）への参加等を通して、臨床心理士の業務内容及び他スタッフとの業務連携の理解や患者の理解を深める。

教育領域では、施設側の実習担当者の指導の下での、心理テスト場面への陪席、心理面接場面への陪席、適応指導教室での子どもとの接触、施設の行事（イベント）

への参加等を通して、臨床心理士の業務内容及び他スタッフとの業務連携の理解や子どもの理解を深める。

福祉領域では、施設側の実習担当者の指導の下での、心理テスト場面への陪席、心理面接場面への陪席、子どもへの援助プログラムへの参加、施設の行事（イベント）への参加等を通して、臨床心理士の業務内容及び他スタッフとの業務連携の理解や子どもの理解を深める。

なお、学外実習の担当は 3 大領域それぞれの実務経験を豊富に有する実務家教員が担当し、実習計画、実習交渉、実習挨拶、実習先の巡回、実習現場での具体的・実践的なきめ細かな指導・実習反省会・実習評価等を行う。

5. 教員組織

教員数は、専任教員 11 名（うち臨床心理士 8 名）、兼担教員 4 名（うち臨床心理士 2 名）、兼任教員 2 名（2 名とも臨床心理士）を配置する。

専任教員のうち、実務家教員は 5 名（全員臨床心理士）である。5 名の内訳は、医療・保健領域での実務家 1 名、教育領域での実務家 3 名、福祉領域での実務家 1 名であり、長年の実務経験に基づいた授業を多方面から提供できる体制を採る。

Ⅲ. 履修指導の方法

1. 標準修業年限

(1) 修業年限は 2 年とする。

2. 修了要件

(1) 本専攻に 2 年以上在学し、41 単位以上を修得すること。

(2) 修了要件を満たした者には、臨床心理学修士（専門職）の学位を授与する。

3. 単位修得の要件

(1) 授業科目群の単位数は、演習は 2 単位、実習は 1 単位とし、半期で修了するセメスター制とする。

(2) 本専攻における学修は、臨床心理分野の高度専門職業人の養成が目的であることから、各科目群ごとの単位の修得要件について、次のような基準を設ける。

①臨床心理学基幹科目群の全科目 16 単位と、臨床心理学展開科目群の全科目 15 単位は、必修とする。

②臨床心理学基本科目群から 10 単位以上を選択する。

③1 年間の修得上限単位数は、30 単位とする。

(3) 履修モデルについて

本専攻修了者は、「種々の臨床心理現場に即応できる人材の養成」を目的としており、各学生が希望する進路や修得を希望する知識・技術等により、履修指導を行う。

そこで、想定される履修モデルとして、医療・保健領域でカウンセラーとして勤務を希望する学生の履修モデル、教育領域でスクールカウンセラーとして勤務を希望する学生の履修モデル、福祉領域で相談員として勤務を希望する学生の履修モデルを例示する。（資料 14）

なお、今日的な就業状況の特徴として、臨床心理士の絶対数が不足していることもあり、精神科病院（医療・保健領域）に常勤で勤めながら、非常勤で週に 1 日だけスクールカウンセラー（教育領域）として勤務する。あるいは、週に 3 日はスクールカウンセラー（教育領域）として勤務し、週に 1 日は児童相談所（福祉領域）の非常勤、週に 1 日は精神科の病院（医療・保健領域）の非常勤を行う等、1 つの領域を中心としても実際は複数の領域で勤務するというように、1 週間に 2 ないし 3 の活動領域で勤務することが常態となっている。

これらの履修モデルを含め履修方法については、入学時のオリエンテーションで詳しく説明を行うだけでなく、オフィスアワーを設定し、日常的に説明・相談に応じ、進路希望に合った授業計画を策定できるよう学生を支援することとしている。

4. 成績評価の方法

(1) 成績評価は多元的かつ厳正に行い、評価方法としては、試験、レポート、授業における発言等、実習については、実習施設からのコメント、実習記録簿及び実習レポートによって総合的に評価する。また、必要に応じてプレゼンテーションを課す。

(2) 試験は、総合的な到達度を確認するために、各科目において 1 ないし 2 回実施し、各試験の評価基準を示すとともにコメントを付して返却する。また、日常的に各回の到達度を確認するため、レポートの提出を求め、必要に応じて授業内容に反映させる。

成績評価にあたっては、試験の比重を 50%とし、残りの 50%をレポート・発言等によって評価することを標準とし、授業における発言の評価にあたっては、講義（各講義には、すべて双方向的授業を行う時間を設定）及び演習における発言の内容や参画状況によって評価を行う。

また、FD 及び自己点検・評価により、専攻における成績評価方法の共有化を図り、各教員間の捉え方にバラツキが生じないようにする。

(3) 成績評価は、A、B、C、D の 4 段階評価（D は不合格）とし、その基準点は次のとおりとする。

A：80 点以上、B：70～79 点以上、C：60～69 点以上、D：60 点未満

(4) 成績の分布に枠は設けず、学生がより高い成績を修めさせるため、履修指導及び学修指導を行う。また、成績不良者に対しては、個別に必要な助言を与え指導を行う。

さらに、成績評価に対する学生からの不服申し立てを受付け、それを審査する委員会を設置する。

Ⅳ．教育学部・大学院人間環境学府の教育との関係

1．教育学部の教育との関係

(1) 教育学部の教育カリキュラムに変更はない。

2．大学院人間環境学府の教育との関係

(1) 既存の「人間共生システム専攻」はカリキュラムの変更、「発達・社会システム専攻」はカリキュラムの変更及び名称を「教育システム専攻」に変更するが、これにともなう分野及び学位の変更はない。

「人間共生システム専攻」の共生社会学コースは、現代社会の構造と変動を把握する社会学理論、人類学理論、民俗学（比較宗教学）理論等の基礎研究の研究指導を行う。また、同専攻の臨床心理学指導・研究コースは、臨床実践、臨床研究、そして臨床実践指導力の三つをバランスよく兼ね備えた指導的人材の養成をめざして研究指導を行う。

「教育システム専攻」は、現代教育原理の深刻化、教育の国際化、教育改革といった教育システム全体の構造を分析・評価・再生できる人材の育成をめざして研究指導を行う。

3．専門職大学院と既設大学院との関係

(1) 「専門職大学院（修士課程 2 年）」（実践臨床心理学専攻）設置の際は、同専攻と「既設大学院（修士課程 2 年、博士後期課程 3 年）」（人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コース）とが併存することになる。

「既設大学院」（修士課程 2 年）は指定大学院を維持し、臨床心理学の「教育研究者」の養成を行うこととする。

さらに、専門職大学院を修了後、現場経験を積み重ねた後に「臨床実践指導者」をめざす者は、既設の大学院博士後期課程において、臨床心理学の研究能力及び実践指導能力を育成する授業を受けさせ、博士号を取得させ、実践臨床心理学の教育研究者や現場における臨床心理士の指導者（スーパーバイザー）として後進の指導にあたるようにする。

Ⅴ．入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

次のようなアドミッション・ポリシーの下で選抜を行う。

(1) 期待する資質

①臨床心理分野の高度専門職業人を目ざす明確な動機と意欲があること。

②人間に対する深い関心と理解力を持っていること。

③柔軟で安定した対人関係能力を持っていること。

④人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っていること。

⑤社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有すること。

(2) 対象

心理系学部卒業生に限定せず、3 年間以上の臨床心理及びその近接領域の実務経験を持つ社会人や心理系学部卒業生程度の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れる。

また、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れる。

2. 入学者選抜方法

(1) 入学者選抜は、一般入学試験、社会人特別入学試験及び外国人留学生特別入学試験によって行う。

いずれの場合も、選抜の方法としては、筆記試験と口述試験によって行う。

①筆記試験

筆記試験は、外国語及び専門科目について行う。

②口述試験

個別に、アドミッション・ポリシーに掲げた事項について、質疑を行う。

③第 1 次選抜

志願者が 3 倍を超えた場合には、筆記試験による第 1 次選抜を実施することもある。

第 1 次選抜試験を実施した場合でも、以後の第 2 次選抜試験は、筆記試験及び口述試験によって行う。

Ⅵ. 施設・設備等

箱崎キャンパスの現有施設・設備を活用し、教育研究活動を展開する。（資料 15）

なお、本学は、新しい時代に対応するための統合移転を目前に控えているが、人間環境学府の移転は最短でも平成 22 年度になる予定である。

Ⅶ. 自己点検・評価

1. 実施委員会

常設の「自己点検・評価委員会」を専攻に設置し、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、2年に1度、自己点検・評価を実施する。

また、「外部評価委員会」を設置し、「自己点検・評価委員会」の点検・評価結果の外部者による検証を行う。

2. 実施委員会の構成

(1) 「自己点検・評価委員会」の委員は、本専攻の専任教員をもって構成する。

(2) 「外部評価委員会」の委員は、他の指定大学院の教員、地域の臨床心理分野の関係者をもって構成する。

3. 実施方法

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会が取りまとめ、問題点・改善点を明らかにし、外部評価委員会の検証を受ける。これらの検証から改善方策の策定及び取組を行い、その結果をさらに評価・検証する。

また、自己点検・評価及び外部評価の実施状況・実施内容・結果について、人間環境学府のホームページ及び本専攻の紹介パンフレット等で公表する。

4. 評価項目

本専攻における点検・評価の項目は次のとおりである。

(1) 教育の実施体制

①教育組織が機能しているか

②教育目的について、学生や教職員への周知や学外者への情報の提供が適切か

③学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に策定され、学生の受入の方策が適切に講じられているか

(2) 教育内容面での取組

①教育目的に照らして、教育課程及び授業の内容が、十分に実現できるものになっているか、適切に実施されているか

(3) 教育方法及び成績評価面での取組

①教育目的に照らし、教育方法及び成績評価法が適切であり、機能しているか

②教育課程等を展開するため施設・設備が授業形態、学習指導方法等の教育方法に沿って適切に活用されているか

(4) 教育の達成状況

①単位修得、修了及び資格取得等の各段階における学生が身につけた学力や育成された資質・能力の状況

②就職等の修了後の進路の状況

(5) 学習支援・教育環境

①学生の学習に対する支援体制や教育環境（施設・設備）が効果的に活用されているか

(6) 管理・運営体制

①本専攻の運営を適切に行う管理・運営体制が機能しているか

Ⅷ. 情報提供

1. 情報提供の方法

学内外への情報提供を積極的に進めるため、一般的な情報については、ホームページ、紹介パンフレット等によって提供するとともに、本専攻の入学希望者や教育研究活動についての個別の問い合わせに対しても、広報委員会が窓口となって情報を提供する。

2. 情報提供する項目

情報提供項目としては次のような内容を予定している。

(1) 大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻の概要
(2) 入試関係情報
(3) 授業内容・方法情報
(4) 教員組織・各教員情報
(5) 修了者の進路情報
(6) 管理・運営体制情報
(7) その他

Ⅸ. 教員の資質の維持向上の方策

本専攻に「FD 実施委員会」を置き、組織的に教員の資質の維持向上に取り組むこととする。

1. 教育経験の交換交流

FD 実施委員会は、各学期毎に専任教員全員が参加し、授業内容、教材の開発や教

育スキルについて、学生の授業評価の結果（後述 2）等を踏まえながら、総括するためのワークショップ形式の FD を実施する。

教員各自の間でも、他の教員の授業を少なくとも 1 学期に 2 件参観し、フィードバックを行い意見交換を行う。また各学期毎の専任教員会議では、全教員による授業参観に基づく意見交換を行い、必要に応じ、改善策を検討する。そこでの意見は、各学期毎に行うワークショップ形式の FD においても反映させる。

2. 学生による授業評価

学生による授業評価を実施し、評価の結果について公開するとともに、本専攻の FD に有効に活用する。評価は本専攻が定める様式に基づき、授業の最終日に無記名による筆記文書で行う。授業評価の実施・集計・分析に関しては、FD 実施委員会が責任を持って行い、分析にあたっては、シラバスと実際の授業内容との整合性に関する学生の評価を重視する。

そこでの評価結果に依拠しながら、各学期毎に休業期間を利用してワークショップ形式の FD を実施し、授業の進め方、教材内容の質・量、学生の学修到達度等につき検討を行い、共通的課題については組織的に改善に取り組み、また、個別的課題については担当教員ごとに改善方策を明らかにする。

X．管理運営の考え方

1. 設置形態

本専攻は、「大学院人間環境学府」の一専攻（専門職大学院）として設置する。

2. 専攻長及び専攻会議組織

(1) 本専攻に専攻長を置き、専任の教授のうちから選ばれた者をもって充てる。
(2) 本専攻の運営については、本専攻構成員による専攻会議で審議・決定する。

3. 教員の任用

本専攻の専任教員は、本学が平成 12 年度に「学府・研究院制度」（大学院の研究科を教育組織である「学府」と研究組織でありかつ教員の所属組織である「研究院」に再編）を導入し活用していることから、多様な組織に所属する教員によって構成されている。

核となるのは、「人間環境学研究院」に所属する教員であるが、当該教員に欠員が生じた場合には、人間環境学研究院教授会に置かれる人事選考委員会に人間環境学府からも委員を参画させ、教員候補者の選考を行い、同候補者について、人間環境学研究

院教授会で決定した後、当該人事を人間環境学府教授会において承認する。
　また、「医学研究院」「高等教育総合開発研究センター」に所属する教員に欠員が生じた場合も、同様に、当該部局の教授会又は運営委員会に置かれる人事選考委員会に人間環境学府からも委員を参画させ、教員候補者の選考を行い、同候補者について、当該部局の教授会又は運営委員会で決定した後、当該人事を人間環境学府教授会において承認することとし、本専攻の教育を適正に実施・推進できる教員の任用を行う。

4. 事務組織
　「大学院人間環境学府」の事務については、従来から教育学部等事務部において担当しており、本専攻設置後も引き続き同事務部が当該事務を担当する。
〔後略〕

775　九州大学専門職大学院コンソーシアムの設立について

総長記者懇談会資料
平成 18 年 2 月 17 日

九州大学専門職大学院コンソーシアムの設立について

　九州大学に設置されております下記 4 校の専門職大学院は、この度「専門職大学院コンソーシアム」を設立し、相互の連携により新たな教育・研究プログラムを展開することとなりました。

- 医学系学府医療経営・管理学専攻（2001 年設立）
- 経済学府産業マネジメント専攻（ビジネス・スクール、2003 年設立）
- 法務学府実務法学専攻（法科大学院、2004 年設立）
- 人間環境学府実践臨床心理学専攻（2005 年設立）

　4 校の専門職大学院はもとより国内の大学においては 2 番目に多く、社会科学系のみならず広い分野で専門性の高いプログラムを提供してまいりましたが、コンソーシアムの設立により、従来の枠組みを超えて専門知識を有する人材を求める社会の多様化するニーズに応えることが可能となります。

「専門職大学院コンソーシアム」の概要と意義

1　相互履修制度
　それぞれの専門職大学院の特色ある科目を相互に履修
　・医療経営・管理学専攻：　「医療経済学」、「医療安全管理論」、「医療インテグ

レート論」の３科目

・産業マネジメント専攻：　「マーケティング戦略」、「産学連携マネジメント」、「知識マネジメント」の３科目

・実践臨床心理学専攻：　「産業・組織臨床心理学特論」と「司法矯正臨床心理学特論」の２科目。

・法科大学院：「インターネットと法」と「契約実務」の２科目。

2　シンポジウムの共催

学内外に向けて、学際的なシンポジウムやセミナーの共同企画や共催を行いコンソーシアムを通じて様々な課題に対する多角的なアプローチが可能。

3　共同プロモーション

九州大学の専門職大学院について、受験者および一般を対象とした共同の広報・宣伝や募集活動を展開。

4　共同研究・教育プロジェクト

既存の大学院の枠組みにとらわれずに、より広い研究対象やアプローチの方法を得ると共に、社会の多様なニーズに沿って研究組織を組むことが可能。

「専門職大学院コンソーシアムの設立記念シンポジウム」を５月に開催予定。

第３節　研究所・学内共同教育研究施設等の新設

776　九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所規則

（2010（平成22）年12月１日施行）

九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所規則

平成22年度九大規則第46号

施　行：平成22年12月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第８条の２第３項の規定に基づき、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（所長）

第２条　研究所に、所長を置く。

2　所長は、国内外の研究者及び学識経験者のうちから、総長が委嘱する者をもって充てる。

3　所長の任期は、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による事業が継続する期間を限度とする。

4　所長は、研究所の業務を掌理する。

5　所長の解嘱については、九州大学部局長の任命等に関する規則（平成 16 年度九大規則第 74 号）第 3 条の規定を準用する。この場合において「解任」とあるのは「解嘱」と、「部局長」とあるのは「所長」と、「教授会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。

6　総長は、所長代理を置くことができる。

（副所長）

第 3 条　研究所に、副所長を置く。

2　副所長は、本学の教授並びに国内外の研究者及び学識経験者のうちから、所長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

3　副所長の任期は 2 年とし、更新することができる。

4　副所長は、所長の業務を補佐する。

（サテライトオフィス）

第 4 条　研究所に、米国内の大学等と連携した研究活動を強化するため、サテライトオフィスを置く。

2　サテライトオフィスは、米国イリノイ大学内に置く。

（研究部門）

第 5 条　研究所に、研究課題に応じて、研究部門を置く。

2　各研究部門に部門長を置き、所長が指名する者をもって充てる。

3　前項の部門長は、当該部門の業務を掌理する。

（支援部門）

第 6 条　研究所に、研究所の業務を円滑に推進するため、支援部門を置く。

2　支援部門に、部門長を置く。

3　前項の部門長は、支援部門の業務を掌理する。（運営委員会）

第 7 条　研究所に、運営委員会を置く。

2　運営委員会は、所長の諮問に応じ、研究所の管理運営等に関する重要事項の審議を行う。

（外部アドバイザリー委員会）

第 8 条　研究所に、外部アドバイザリー委員会を置く。

2　外部アドバイザリー委員会は、所長の諮問に応じ、研究所の管理運営等に関する助言及び評価を行う。

（研究評価会議）

第 9 条　研究所に、研究評価会議を置く。

2　研究評価会議は、所長の諮問に応じ、各研究部門の研究成果及び研究計画に関する評価を行う。

（補則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、所長が定める。

附　則

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

777　九州大学マス・フォア・インダストリ研究所規則

（2011（平成 23）年 4 月 1 日施行）

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所規則

平成 22 年度九大規則第 148 号

施　　行：平成 23 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、マス・フォア・インダストリ研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（所長）

第 2 条　学則第 25 条の規定により、研究所に、所長を置く。

（副所長）

第 3 条　学則第 25 条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2　副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

（教授会）

第 4 条　学則第 38 条の規定により、研究所に、研究所の重要事項を審議するため、教授会を置く。

（補則）

第 5 条　この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　九州大学産業技術数理研究センター規則（平成 18 年度九大規則第 44 号）は、廃止する。

778　九州大学水素利用技術研究センター規則

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学水素利用技術研究センター規則

平成 16 年度九大規則第 55 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、水素利用技術研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、水素の製造・供給、利用及び安全評価に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と、環境と調和した高度エネルギー利用社会における当該技術の利用について調査研究と技術の確立を目的とする。

（部門）

第 3 条　センターに、次に掲げる部門を置く。

安全評価研究部門

水素製造・供給研究部門

水素利用研究部門

統合技術研究部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　水素利用における安全性の確保と評価技術の研究に関すること。

(2)　水素の製造と供給技術の研究に関すること。

(3)　水素エネルギーの変換と利用技術の研究に関すること。

(4)　水素に関係する技術を統合して活用する方法の研究に関すること。

(5)　水素利用技術の研究成果の産業界への普及に関すること。

(6)　水素利用技術の教育に関すること。

（センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの部門を担当する教授及び助教授
(3)　工学研究院及び総合理工学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者　各2人
(4)　工学部等事務部長
(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第8条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第9条　センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第10条　センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

779　九州大学未来化学創造センター規則

（2005（平成17）年4月1日施行）

九州大学未来化学創造センター規則

平成16年度九大規則第198号
施　　行：平成17年4月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、未来化学創造センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、未来化学の拠点として、ナノテクノロジー、フォトニクス及びバイオテクノロジーを基盤とした新産業創出のための新規化学技術に関して集中的かつ有機的連携のもとで研究を推進し、その学問体系の確立と未来社会における化

学技術の利用についての調査研究及び応用技術の確立を目的とする。

（部門）

第 3 条　センターに、次に掲げる部門を置く。

未来情報物質部門

光機能材料部門

トランスレーショナルリサーチ部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　未来社会に貢献するナノテクノロジー、バイオマテリアル、医用工学、情報科学、環境計測・工学等の未来情報物質の研究に関すること。

(2)　高度技術社会に貢献する超分子、触媒、燃料電池、光記憶材料、光工学等の新規材料・光機能材料の研究に関すること。

(3)　新たに開発した材料や手法の産業界への普及に関すること。

(4)　未来化学創造に関連した技術の教育に関すること。

（センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの部門を担当する教授及び助教授

(3)　工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、理学研究院、医学研究院、薬学研究院、農学研究院及び先導物質化学研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者　各 1 人

(4)　工学部等事務部長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか､センターの組織及び運営に関し必要な事は、センター委員会の議を経て、 センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

780　九州大学バイオアーキテクチャーセンター規則

（2005（平成 17）年 4 月 1 日施行）

九州大学バイオアーキテクチャーセンター規則

平成 16 年度九大規則第 199 号

施　　行：平成 17 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、バイオアーキテクチャーセンター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、生物機能の解析、高度活用及びデザインに関する技術の総合的な研究開発を行い、生物機能デザイン等の技術に基づいた物質生産プロセスの開発拠点を構築するとともに産学官連携を推進する研究開発の場を提供し、社会・産業へ貢献することを目的とする。

（部門）

第 3 条　センターに、次に掲げる部門を置く。

システムデザイン部門

機能デザイン部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　生物機能の解析技術及び情報駆動型解析技術の研究開発に関すること。

(2)　生物機能の高度活用技術及び物質生産プロセスの研究開発に関すること。
(3)　生物機能、機能性食品及び機能性生物材料のデザイン技術並びに生産技術の研究開発に関すること。
(4)　共同研究及び受託研究等の推進及び実施に関すること。
(5)　生物機能の解析技術及び物質生産のプロセス及び生物機能デザインに係る研究成果の産業界等への普及に関すること。

（センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1)　センター長の選考に関すること。
(2)　センターの教員人事に関すること。
(3)　教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
(4)　共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
(5)　研究員等に関すること。
(6)　研究生等に関すること。
(7)　センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
(8)　センターの自己点検・評価に関すること。
(9)　その他センターの管理運営に関すること。

3　前項第 2 号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則として、センターに設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、センターの教育研究に関係する部局の教授会において行うことができるものとする。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　センターの部門を担当する教授及び助教授
(3)　大学院農学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人
(4)　熱帯農学研究センター、生物環境調節センター、理学研究院及び工学研究院の

教授及び助教授のうちから選ばれた者　各 1 人

(5)　農学部事務長

(6)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、当分の間、農学部事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

781　九州大学鉄鋼リサーチセンター規則

（2005（平成 17）年 4 月 1 日施行）

九州大学鉄鋼リサーチセンター規則

平成 16 年度九大規則第 200 号

施　　行：平成 17 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、鉄鋼リサーチセンター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、鉄鋼の製造技術や新しい材料開発に関連して、大学と企業が共同で解決すべき課題について産学連携で取り組み、得られた研究成果を実際の鉄鋼生産に結びつけていくための国家プロジェクト研究や大型プロジェクト研究に展開させることを目的とする。

（部門）

第 3 条　センターに、次に掲げる部門を置く。

高温プロセス部門

創形プロセス部門

組織制御部門

評価・解析部門

産学連携部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　製銑・製鋼に関係する高温プロセスの研究に関すること。

(2)　凝固・成形に関係する創形プロセスの研究に関すること。

(3)　熱処理や相変態に関係する組織制御の研究に関すること。

(4)　組織や機械的性質の解析技術の研究に関すること。

(5)　基礎研究から応用技術への展開に関すること。

（センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの部門を担当する教授及び助教授

(3)　工学部等事務部長

(4)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 4 号の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第10条　センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

782　九州大学大学文書館規則

（2005（平成17）年4月1日施行）

九州大学大学文書館規則

平成16年度九大規則第201号

施　　行：平成17年4月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、大学文書館（以下「文書館」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　文書館は、九州大学（以下「本学」という。）に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供することを目的とする。

（資料室）

第3条　文書館に、次に掲げる資料室を置く。

法人文書資料室

大学史資料室

（業務）

第4条　文書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　資料の収集、整理及び保存に関すること。

(2)　資料の調査・研究に関すること。

(3)　資料の活用に関すること。

(4)　その他大学資料に関すること。

（館長）

第5条　学則第26条の規定により、大学文書館に、館長を置く。

2　館長は、副学長のうちから、総長が任命する。

（副館長）

第 6 条　学則第 26 条の規定により、大学文書館に、副館長を置く。

2　副館長は、本学の教授のうちから、館長の推薦により、総長が任命する。

3　副館長の任期は、2 年とする。ただし、当該副館長への就任時における館長の任期の終期を超えることはできない。

4　副館長は、再任されることができる。

（室長）

第 7 条　第 3 条に規定する資料室に、それぞれ室長を置く。

2　室長は、当該資料室の業務を掌理する。

（文書館委員会）

第 8 条　学則第 39 条の規定により、文書館に、文書館の重要事項を審議するため、文書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 9 条　文書館委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　館長及び副館長

(2)　人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人

(3)　理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院及び情報基盤センターの教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人

(4)　芸術工学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者　1 人

(5)　医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人

(6)　比較社会文化研究院、言語文化研究院及び高等教育総合開発研究センターの教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人

(7)　総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び健康科学センターの教授及び助教授のうちから選ばれた者　2 人

(8)　センター群協議会Ⅰ及びセンター群協議会Ⅱを構成する教授のうちから選ばれた者　1 人

(9)　附属図書館長

(10)　総合研究博物館長

(11)　総務部長

(12)　附属図書館事務部長

2　前項第 2 号から第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

（文書館運営協議会）

第 10 条　文書館委員会に文書館の運営事項を協議するため、文書館運営協議会を置く。

第 11 条　文書館運営協議会は、 次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　副館長

(2)　法人文書資料室長及び大学史資料室長

(3)　第 13 条に規定する兼任の職員

（室員）

第 12 条　文書館に、室員として教員及び事務職員若干人を置く。

2　室員は、室長の命を受け、大学文書館の業務を処理する。

（兼任の職員）

第 13 条　文書館に、第 2 条に定める文書館の目的を達成するため、兼任の職員を置くことができる。

2　兼任の職員は、本学の教員及び事務職員のうちから、委員会の推薦により、総長が任命する。

3　兼任の職員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

（事務）

第 14 条　文書館の事務は、総務部総務課において処理する。

（利用）

第 15 条　文書館が所蔵する資料の利用に関し必要な事項は、総長が別に定める。

（雑則）

第 16 条　この規則に定めるもののほか、文書館の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、館長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　九州大学大学史料室規則（平成 16 年度九大規則第 50 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3　この規則施行の際現に旧規則の規定に基づき、兼任の教員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき兼任の職員に任命されたものとみなし、兼任の職員の任期については、旧規則による当該兼任の教員として在任した期間を控除した期間とする。

783　九州大学デジタルメディシン・イニシアティブ規則

（2005（平成 17）年 7 月 15 日施行）

九州大学デジタルメディシン・イニシアティブ規則

平成 17 年度九大規則第 5 号

施 行：平成 17 年 7 月 15 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、デジタルメディシン・イニシアティブ（以下「イニシアティブ」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　イニシアティブは、コンピューターのモデリング技術を駆使して、分子レベルから個体レベルまでの人体の精密な数値シミュレーターを開発することを目的とする。

（部門）

第 3 条　イニシアティブに、次に掲げる部門を置く。

バイオインフォマティックス部門

デジタルオーガン部門

デジタルペイシェント部門

（業務）

第 4 条　イニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　ゲノム情報学の研究に関すること。

(2)　構造生物学の研究に関すること。

(3)　生命情報学の研究に関すること。

(4)　細胞組織・臓器のモデリングとその応用に係る研究に関すること。

(5)　器官のモデリングとその応用に係る研究に関すること。

(6)　個体のモデリングとその応用に係る研究に関すること。

(7)　病態のモデリングとその応用に係る研究に関すること。

(8)　生物統計に係る研究に関すること。

（イニシアティブ長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、イニシアティブに、イニシアティブ長を置く。

2　イニシアティブ長は、九州大学の教授のうちから、次条に規定する運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　イニシアティブ長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　イニシアティブ長は、再任されることができる。

（運営委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、イニシアティブに、イニシアティブの重要事項を審議するため、イニシアティブ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第 7 条　運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　イニシアティブ長

(2)　イニシアティブの部門を担当する教授及び助教授のうちから各部門ごとに選ばれた者　各 2 人

(3)　医学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者各 2 人

(4)　医系学部等事務部長

(5)　その他運営委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 2 号及び第 3 号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項本文の委員は、再任されることができる。

第 8 条　運営委員会に委員長を置き、イニシアティブ長をもって充てる。

2　委員長は、運営委員会を主宰する。

第 9 条　運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 10 条　イニシアティブに関する事務は、当分の間、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、イニシアティブの組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、イニシアティブ長が定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 7 月 15 日から施行し、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

784　九州大学低温センター規則

（2006（平成 18）年 4 月 1 日施行）

九州大学低温センター規則

平成 17 年度九大規則第 43 号

施　　行：平成 18 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、低温センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、低温実験等に不可欠な液体ヘリウム、液体窒素等（以下「寒剤」という。）を安全かつ安定的に供給するとともに、寒剤利用者に対する保安教育及び寒剤利用者の低温実験等の支援を行うことを目的とする。

（センター長）

第 3 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 7 条に規定するセンター運営委員会（以下次条及び第 6 条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（地区センター）

第 5 条　センターに、寒剤供給業務等を円滑に行うため、次の地区センターを置く。

(1)　箱崎地区センター

(2)　伊都地区センター

（地区センター長）

第 6 条　各地区センターに、地区センター長を置く。

2　地区センター長は、センターの教授及び助教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、センター長が任命する。

3　地区センター長は、当該地区センターの業務を掌理する。

4　地区センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5　地区センター長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第 7 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 8 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　地区センター長

(4)　センターの教授及び助教授

(5)　理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院及び農学研究院の教授又は助教授　各 1 人

(6)　医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者　1 人

(7)　総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及び産学連携センターの教授及び助教授のうちから選ばれた者　1 人

(8)　理学部等事務長及び工学部等事務部長

(9)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 9 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 10 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 11 条　センターに関する事務は、当分の間、理学部等事務部において処理する。ただし、伊都地区センターについては、工学部等事務部が分担して処理する。

（雑則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

785　九州大学高等教育開発推進センター規則

（2006（平成 18）年 6 月 1 日施行）

九州大学高等教育開発推進センター規則

平成 18 年度九大規則第 4 号

施　行：平成 18 年 6 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、高等教育開発推進センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、高等教育、入学者選抜方法及び学生生活・修学支援に係る研究開発を行うとともに、全学教育その他の共通教育を推進することを目的とする。

（開発部等）

第 3 条　センターに、次に掲げる部を置く。

高等教育開発部

共通教育推進部

入学者選抜方法開発部

学生生活・修学支援開発部

2　共通教育推進部に、次に掲げる部門を置く。

学部共通教育推進部門

大学院共通教育推進部門

教育プロジェクト推進部門

技術部門

（業務）

第 4 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　学部教育及び学府教育に係る共通事項の研究開発に関すること。

(2)　教育プロジェクト、ファカルティ・ディベロップメント等に係る研究開発に関すること。

(3)　教育改革方針に基づく実施方策の策定に関すること。

(4)　全学教育、学府共通教育及び教育プロジェクトの実施及び推進の統括に関すること。

(5)　全学教育における実験・実習の実施に係る技術支援に関すること。

(6)　入学者選抜方法に係る研究開発に関すること。

(7)　入学者選抜の実施に係る支援に関すること。

(8)　学生生活、修学、就職及び進学（以下「学生生活等」という。）に係る支援方法

の研究開発に関すること。

(9)　学生生活等に係る支援に関すること。

（センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（副センター長）

第 6 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの専任の教授のうちから、第 9 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部長）

第 7 条　第 3 条第 1 項の各部に部長を置く。

2　部長は、当該部の専任の教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

（兼任の教員）

第 8 条　共通教育推進部に兼任の教員を置く。

2　兼任の教員は、各学部長、比較社会文化研究院長、言語文化研究院長、健康科学センター長及び留学生センター長から推薦された教授各 1 人をもって充てる。

3　兼任の教員は、総長が任命する。

4　兼任の教員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター委員会）

第 9 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　センターの教員人事に関すること。

(2)　教員の研究業務に係る重要事項に関すること。

(3)　共同利用に係る業務の重要事項に関すること。

(4)　研究員等に関すること。

(5)　研究生等に関すること。

(6)　センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。

(7)　センターの自己点検・評価に関すること。

(8)　その他センターの管理運営に関すること。

3　前項第 1 号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則

として、センターに設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、センターの教育研究に関係する部局の教授会において行うことができる。

第 10 条　センター委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長及び副センター長

(2)　総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(3)　第 7 条の部長

(4)　センターの専任の教授

(5)　各学部から選ばれた教授　各 1 人

(6)　比較社会文化研究院及び言語文化研究院の教授のうちから選ばれた者　各 1 人

(7)　健康科学センターの教授のうちから選ばれた者　1 人

(8)　留学生センターの教援のうちから選ばれた者　1 人

(9)　学務部長

(10)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 5 号から第 8 号まで及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 11 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 12 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 13 条　センターに関する事務は、学務部各課等の協力を得て、教育企画課において処理する。

（雑則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2　九州大学高等教育総合開発研究センター規則（平成 16 年度九大規則第 42 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3　この規則施行の際現に旧規則の規定に基づき、副センター長に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4　この規則施行後最初に任命される第 8 条第 1 項の兼任の教員の任期は、同条第 4 項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

5　この規則施行後最初に任命される第 10 条第 1 項第 5 号から第 8 号まで及び第 10 号の委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

786　九州大学産業技術数理研究センター規則

（2007（平成 19）年 4 月 1 日施行）

九州大学産業技術数理研究センター規則

平成 18 年度九大規則第 44 号
施　　行：平成 19 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、産業技術数理研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、数学と他分野との融合研究を実施するとともに、産業界と連携して研究交流及び人材育成を推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　数学と他分野との融合研究の開拓と実施に関すること。

(2)　産業界との人材交流を通じた産学連携研究テーマの発掘と研究推進に関すること。

(3)　社会的要請に基づく戦略的研究テーマの開拓と研究推進に関すること。

(4)　産業界との人材交流の促進に関すること。

(5)　機能数理に係る人材育成の支援に関すること。

(6)　数理的問題に係る技術相談に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推

薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 6 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　数理学研究院長

(3)　経済学研究院、理学研究院、数理学研究院、医学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院及び情報基盤研究開発センターの教授又は准教授のうちから当該部局の長が推薦した者　各 1 人

(4)　理学部等事務長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

（議事）

第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 9 条　センター委員会が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、当分の間、理学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

787　九州大学加速器・ビーム応用科学センター規則

（2007（平成 19）年 4 月 1 日施行）

九州大学加速器・ビーム応用科学センター規則

平成 18 年度九大規則第 45 号
施　　行：平成 19 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、加速器・ビーム応用科学センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、量子ビームを安定的に供給し、量子ビームの利用者に対する教育研究上の支援及び安全教育を行うとともに、加速器及び量子ビームに係る研究開発を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　加速イオン、ガンマ線その他の量子ビームの供給に関すること。

(2)　量子ビームを利用した基礎研究及び応用研究の支援に関すること。

(3)　前 2 号の業務を有効に実施するための加速器開発並びにビーム利用の手法及び応用技術の研究に関すること。

(4)　量子ビームの利用者に対する安全確保及び安全教育に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 8 条に規定するセンター運営委員会（以下次条及び第 7 条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、

前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（施設）

第 6 条　センターに、次の施設を置く。

(1)　FFAG 加速器施設

(2)　ガンマ線照射施設

（箱崎分室）

第 7 条　センターに、箱崎分室を置く。

2　箱崎分室に、分室長を置く。

3　分室長は、センターの教授及び准教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、センター長が任命する。

4　分室長は、箱崎分室の業務を掌理する。

5　分室長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6　分室長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第 8 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 9 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　箱崎分室長

(4)　センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者　4 人

(5)　理学研究院及び工学研究院の教授又は准教授のうちから選ばれた者　各 1 人

(6)　数理学研究院、システム情報科学研究院及び農学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者　1 人

(7)　人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院及び言語文化研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者　1 人

(8)　医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者　1 人

(9)　芸術工学研究院、総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者　1 人

(10)　理学部等事務長及び工学部等事務部長

(11)　その他センター運営委員会が必要と認めた者

2　前項第 4 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生

じた場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 10 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 11 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（施設運営委員会等）

第 12 条　第 6 条の各施設及び箱崎分室に、当該施設又は分室の運営を円滑に行うため、施設運営委員会又は分室運営委員会を置く。

2　前項の運営委員会に関し必要な事項は、センター運営委員会が定める。

（事務）

第 13 条　センターに関する事務は、当分の間、理学部等事務部の協力を得て、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命されるセンター長、副センター長及び分室長の任期は、第 4 条第 3 項本文、第 5 条第 3 項本文又は第 7 条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3　九州大学量子線照射分析実験施設規則（平成 16 年度九大規則第 51 号）は、廃止する。

788　九州大学フロンティア研究センター規則

（2007（平成 19）年 11 月 1 日施行）

九州大学フロンティア研究センター規則

平成 19 年度九大規則第 30 号

施　行：平成 19 年 11 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、フロンティア研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、人類が安心して快適に生活するために必要となる理想の科学技術について、時代に先駆けて研究提案できるようなフィールドを提供し、人に優しい科学技術を確立することを目指すとともに、センターにおける研究活動を通じて、将来の科学技術を担う人材を育成することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　快適な環境を追及する技術の研究に関すること。

(2)　環境に限りなくやさしいエネルギー技術の研究に関すること。

(3)　生活を豊かにするソフトマテリアル技術の研究に関すること。

(4)　快適性を実現するデバイス技術の研究に関すること。

(5)　安心して暮らせる情報社会基盤技術の研究に関すること。

(6)　その他人類が安全にそして安心して暮らせる社会を維持するための基盤となる科学技術の研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授

(3)　理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、システム LSI 研究センター、水素利用技術研究センター及び未来化学創造センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者各 1 人

(4)　特定大型研究支援室長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第8条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第9条　センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第10条　センターに関する事務は、当分の間、特定大型研究支援室において処理する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成19年11月1日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される副センター長並びに第7条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、第5条第3項本文及び第7条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

789　九州大学炭素資源国際教育研究センター規則

（2008（平成20）年4月1日施行）

九州大学炭素資源国際教育研究センター規則

平成19年度九大規則第70号

施　　行：平成20年4月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、炭素資源国際教育研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、国内外における産官学連携の下に、石炭等の炭素資源を地球環境に負荷を与えることなくエネルギー及び化学原料として有効利用するための学際的で総合的な研究を行うとともに、将来において当該研究を担う人材を育成するこ

とを目的とする。

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　炭素資源に係る総合的・学際的な基礎研究及び応用研究に関すること。

(2)　炭素資源に係る地球環境に負荷を与えないエネルギー変換の研究に関すること。

(3)　炭素資源に係る地球環境に負荷を与えない化学変換及び有効利用の研究に関すること。

(4)　炭素資源の利用に伴う環境問題に係る多角的研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター委員会（以下次条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、九州大学の教授のうちから、センター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長及び副センター長

(2)　センターの教授及び准教授

(3)　経済学研究院、理学研究院、工学研究院、総合理工学研究院、応用力学研究所先導物質化学研究所及び産学連携センターの教授又は准教授のうちから選ばれた者各 1 人

(4)　筑紫地区事務部長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第８条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

２　委員長は、センター委員会を主宰する。

第９条　センター委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

２　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第10条　センターに関する事務は、当分の間、筑紫地区事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

790　九州大学感性融合デザインセンター規則

（2009（平成21）年４月１日施行）

九州大学感性融合デザインセンター規則

平成16年度九大規則第44号

施　　行：平成16年４月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第13条第２項の規定に基づき、感性融合デザインセンター以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、人間の感性を芸術的・科学的に捉え、表現することの高度な教育研究を行うとともに、芸術的感性と諸科学との融合による新しい価値を創造し得る学際的教育研究を進進することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　芸術的感性と論理的思考を融合させた芸術的・科学的に高度な表現技術についての教育研究に関すること。

(2)　人間の感性情報を科学的に捉え、処理し、デザインに結びつける教育研究に関すること。

(3)　芸術的感性と諸科学との融合による学際的研究の企画及び実施に関すること。

(4)　研究成果の発表及び産業界への普及に関すること。
(5)　センターの学際的研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター委員会（以下次条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、センター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　センター長の選考に関すること。
(2)　センターの教員人事に関すること。
(3)　教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
(4)　共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
(5)　研究員等に関すること。
(6)　研究生等に関すること。
(7)　センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
(8)　センターの自己点検・評価に関すること。
(9)　その他センターの管理運営に関すること。

3　前項第 2 号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則として、センターに設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、センターの教育研究に関係する部局の教授会において行うことができる。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長及び副センター長
(2)　センターの教授及び准教授
(3)　芸術工学部事務部長

(4)　その他センター委員会が必要と認めた者

2　前項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員会）

第 10 条　センター委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

（兼任の教員）

第 11 条　センターに、第 2 条に定めるセンターの目的を達成するため、兼任の教員を置くことができる。

2　兼任の教員は、九州大学の教員のうちから、センター長の申出に基づき、総長が任命する。

3　兼任の教員の任期は、1 年とし、再任することができる。

（事務）

第 12 条　センターに関する事務は、当分の間、芸術工学部事務部において処理する。

（雑則）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、 センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に九州大学感性融合創造センター規則（平成 15 年 10 月 1 日施行。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、センター長及び副センター長並びにセンター委員会の委員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は第 5 条第 3 項本文及び第 6 条第 3 項本文並びに第 8 条第 2 項本文の規定にかかわらず平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附　則（平成 18 年度九大規則第 58 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年度九大規則第 59 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

791　九州大学水素エネルギー国際研究センター規則

（2009（平成 21）年 8 月 1 日施行）

九州大学水素エネルギー国際研究センター規則

平成１６年度九大規則第 55 号
施　　行：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：平成 21 年 8 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、水素エネルギー国際研究センター（以下「センター」いう。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、水素の製造、貯蔵及び利用並びに社会における水素の安全性確保並びに水素エネルギーシステムに関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と、環境と調和した高度エネルギー利用社会における当該技術の利用について調査研究と技術の確立を目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　水素製造技術の研究に関すること。
(2)　水素貯蔵技術の研究に関すること。
(3)　水素エネルギーの変換と利用技術の研究に関すること。
(4)　水素利用における安全性確保の研究に関すること。
(5)　水素に係る再生可能エネルギーシステムの研究に関すること。
(6)　水素エネルギーシステムの社会受容性向上に関する研究に関すること。
(7)　水素利用技術の研究成果の産業界への普及に関すること。
(8)　水素エネルギーシステムの教育に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 5 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は再任されることができる。

（副センター長）

第 4 条の 2　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の

推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 6 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長及び副センター長

(2)　センターの教授及び准教授

(3)　工学研究院及び総合理工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者　各 2 人

(4)　工学部等事務部長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、 出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 9 条　センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年度九大規則第 66 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年度九大規則第 68 号）

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年度九大規則第 15 号）

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

792　九州大学シンクロトロン光利用研究センター規則

（2009（平成 21）年 8 月 1 日施行）

九州大学シンクロトロン光利用研究センター規則

平成 21 年度九大規則第 16 号

施　　行:平成 21 年 8 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、シンクロトロン光利用研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、シンクロトロン光を活用したマテリアル研究等を通じ、人類が直面するエネルギー・環境問題の解決のための研究を推進し、この分野における人材を育成するとともに、他機関との共同研究等を推進し、センターの共同利用を促進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　シンクロトロン光支援マテリアル研究に関すること。

(2)　九州大学ビームライン及び分析付帯装置（佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに設置。）を活用した共同研究及びセンターの共同利用に関すること。

(3)　センターの学術的研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター運営委員会（以下次条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、九州大学の教授及び准教授並びに第 10 条に規定する協力教員である教授及び准教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、

前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 7 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、生体防御医学研究所、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び高等教育開発推進センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者　各 1 人

(4)　企画部長及び学術研究推進部長

(5)　その他センター運営委員会が必要と認めた者

2　前項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 9 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（協力教員）

第 10 条　センターに、第 2 条に定めるセンターの目的を達成するため、協力教員を置くことができる。

2　協力教員は、九州大学の教員のうちから、センター長の申出に基づき、総長が任命する。

3　協力教員の任期は、2 年とし、再任することができる。

（事務）

第 11 条　センターに関する事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、当分の間、学術研究推進部学術研究推進課において処理する。

（雑則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項はセンター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

793　九州大学先端融合医療創成センター規則

（2009（平成 21）年 8 月 1 日施行）

九州大学先端融合医療創成センター規則

平成 21 年度九大規則第 17 号

施　　行：平成 21 年 8 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、先端融合医療創成センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、医薬分野と他分野との医療に関する先端的融合研究を実施するとともに、当該研究分野における産学官連携及びオープンイノベーションを推進し、人々の健康維持と安心安全な社会の実現に資することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の号に掲げる業務を行う。

(1)　最適な創薬、診断及び治療を一体化として推進するための基礎研究及び臨床研究・開発に関すること。

(2)　創薬、診断及び治療を一体として推進するための知識を備えた人材の育成に関すること。

(3)　産学官連携及びオープンイノベーションによる医療に関する先端的融合研究開発の推進に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、次条に規定するセンター委員会の推薦により総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　基本的な運営方針に関すること。

(2)　研究計画の決定に関すること。

(3)　研究体制に関すること。

(4)　財務に関すること。

(5)　人材育成に関すること。

(6)　産学連携に関すること。

(7)　運営及び研究活動の評価に関すること。

(8)　その他センターの運営に関すること。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教授及び准教授（センターの特任教授及び特任准教授を含む。）のうちから選ばれた者

(4)　レドックスナビ研究拠点支援室長

(5)　その他センター委員会が必要と認めた者

2　前項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　センターの運営に関し、指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター委員長が委嘱する。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、当分の間レドックスナビ研究拠点支援室において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営等に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

794　九州大学伊藤プラズマ乱流研究センター規則

（2009（平成 21）年 10 月 1 日施行）

九州大学伊藤プラズマ乱流研究センター規則

平成 21 年度九大規則第 38 号

施　　行:平成 21 年 10 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、伊藤プラズマ乱流研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、プラズマ乱流研究を体系的に推進するとともに、非平衡科学との研究体系を形成し、核融合プラズマの制御及びプラズマ非線形科学について研究することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　プラズマ乱流研究に係る理論・シミュレーション・実験の研究の統合及び推進に関すること。

(2)　国際共同研究の実施並びに国際研究拠点及び国際キャリアパス拠点の形成に関すること。

(3)　プラズマ乱流研究に係る双方向国際教育の高度化に関すること。

(4)　プラズマ乱流研究に係る研究成果の普及に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学の主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名した者をもって充てる。

（研究統合会議）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの管理運営その他重要事項を審議し、及び研究の統合を図るため、研究統合会議を置く。

2　研究統合会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長
(2)　センターの教授のうちから選ばれた者　３名
(3)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干名

3　前項第２項及び第３項に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第６条　研究統合会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2　議長は、研究統合会議を主宰する。

第７条　研究統合会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　研究統合会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　研究統合会議が必要と認めたときは、研究統合会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第８条　センターに関する事務は、筑紫地区事務部において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、研究統合会議の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

795　九州大学有体物管理センター規則

（2010（平成 22）年 4 月 1 日施行）

九州大学有体物管理センター規則

平成 21 年度九大規則第 64 号
施　　行：平成 22 年 4 月 1 日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、有体物管理センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、九州大学（以下「本学」という。）において研究成果として創作又は取得された有体物（著作物を除く。以下「成果有体物」という。）の管理、有効活用及び移転に関する研究開発を行うとともに、成果有体物を全学的に管理及び活用することにより、本学の教育研究の進展に資することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　成果有体物の管理、活用及び移転に係る研究開発に関すること。

(2)　成果有体物の全学的管理及び活用に関すること。

(3)　成果有体物を活用した産学官連携及び研究プロジェクトの推進に関すること。

(4)　成果有体物の管理、活用及び移転に係る教育・人材育成に関すること。

(5)　成果有体物の管理、活用及び移転に係る情報収集・広報に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターにセンター長を置く。

2　センター長は、本学の教授のうちから第 6 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の教授のうちからセンター委員会が推薦し、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、当該副センター長への就任時におけるセンター長の任期の終期を超えることはできない。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者

(4)　知的財産本部の教員（特任教授、特任准教授及び兼任教員を含む。）のうちから、知的財産本部長が推薦した者　1 人

(5)　学術研究推進部長

(6)　農学部事務長

(7)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号、第 4 号及び第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（成果有体物の管理等）

第 10 条　成果有体物の管理・利用許諾等の取扱については、九州大学知的財産取扱規則（平成 16 年九大規則第 93 号）第 22 条から第 25 条までの規定によるものとする。

（事務）

第 11 条　センターに関する事務は、当分の間、学術研究推進部産学連携課及び農学部事務部において処理する。

（雑則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

796　九州大学分子システム科学センター規則

（2010（平成 22）年 4 月 28 日施行）

九州大学分子システム科学センター規則

平成 22 年度九大規則第 3 号

施 行：平成 22 年 4 月 28 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、分子システム科学センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、分子システム科学における研究を体系的に推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　分子システムの設計及び機能性素構造の開発と集積化に係る研究に関すること。

(2)　分子システムによるエネルギー変換及び物質変換における方法論開拓に係る研究に関すること。
(3)　生体分子システムと人工分子の融合及びソフト界面の構造・物性制御に係る研究に関すること。
(4)　分子システム化学関連分野における海外の研究拠点との連携推進に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　副センター長
(3)　センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者　7 人
(4)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 9 条　センターに関する事務は、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 4 月 28 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 1 項の副センター長の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

797　九州大学日本エジプト科学技術連携センター規則

（2010（平成 22）年 8 月 1 日施行）

九州大学日本エジプト科学技術連携センター規則

平成 22 年度九大規則第 14 号

施　　行：平成 22 年 8 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、日本エジプト科学技術連携センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、エジプト日本科学技術大学（以下「E-JUST」という。）と連携して、E-JUST の教育研究を支援するとともに、エジプトとの研究協力及び学術交流を推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　E-JUST 電子・通信工学専攻における教育研究の支援に関すること。

(2)　共同研究のための研究者受入及び教員の派遣に関すること。

(3)　E-JUST の運営に関する研修プログラムの開発・実施に関すること。

(4)　E-JUST からの留学生受入プログラムの開発・実施に関すること。

(5)　日本語、日本文化、日本事情教育及びアラビア語、中東事情、中東文化教育プログラムの開発・実施に関すること。

(6)　E-JUST とのダブルディグリープログラムの開発・実施に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学（以下「本学」という。）の教授のうちから第 6 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の教授のうちからセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教授及び准教授

(4)　理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者　1 人

(5)　工学研究院長及びシステム情報科学研究院長

(6)　国際部長

(7)　工学部等事務部長

(8)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を

求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 4 条第 1 項のセンター長及び第 5 条第 1 項の副センター長の任期は、第 4 条第 3 項本文及び第 5 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

798　九州大学応用知覚研究センター規則

（2010（平成 22）年 9 月 1 日施行）

九州大学応用知覚研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 15 号

施　　行：平成 22 年 9 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九州大学規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、応用知覚研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、知覚に関する基礎的研究を実施するとともに、人工現実、実時間コミュニケーション、精神物理学及び脳科学の観点から応用を視野に入れた知覚研究を推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　人工現実及びコミュニケーションの質を高めるための精神物理学に基づいた知覚研究及び開発に関すること。

(2)　人工現実、コミュニケーション及び精神物理学研究を一体として推進するための知識を備えた人材の育成に関すること。

(3)　応用的知覚研究を社会に還元するための活動に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）

に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者　3 人

(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター委員長が委嘱する。

第 6 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 7 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、芸術工学部事務において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営等に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、同条 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

799　九州大学プラズマナノ界面工学センター規則

（2010（平成 22）年 10 月 1 日施行）

九州大学プラズマナノ界面工学センター規則

平成 22 年度九大規則第 31 号

施　行：平成 22 年 10 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、プラズマナノ界面工学センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、プラズマとナノ界面の相互作用に係る基礎と応用に関する体系的研究を推進することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　プラズマとナノ界面の相互作用を中心としたプラズマ基礎工学の研究に関すること。

(2)　プラズマを用いた有機系及び無機系の新デバイスの研究並びに新材料の開発に関すること。

(3)　プラズマを用いた太陽電池、燃料電池、廃棄物処理等の開発及び無害化の研究並びにナノ物質のリスク評価に関すること。

(4)　放電プラズマ、電磁界操作等を用いた医療・バイオ関連の研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、九州大学の教授のうちから、センター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教員

(4)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 4 号に掲げる委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合

の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、委員長が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 9 条　センターに関する事務は、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 1 項の副センター長の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

800　九州大学先端医療イノベーションセンター規則

（2010（平成 22）年 10 月 1 日施行）

九州大学先端医療イノベーションセンター規則

平成 22 年度九大規則第 32 号

施　行：平成 22 年 10 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、先端医療イノベーションセンター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、産官学が協同体制を構築しながら、先端医療分野における研究開発から臨床研究・臨床試験までを一貫して実施するオープンイノベーション拠点として、企業参加型の臨床研究の円滑な推進、臨床導入の橋渡し、治験を含む臨床

試験の支援、 教育訓練による人材育成等を行うことで、我が国における医療・福祉環境の向上と国際競争力を有する技術力の保持・発展及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　先端医療分野における医薬品・医療機器等の研究開発に関すること。

(2)　先端医療分野における医薬品・医療機器等の臨床研究・臨床試験の実施に関すること。

(3)　先端医療研究の実用化を推進する人材を育成するための教育研修の実施に関すること。

(4)　先端医療研究の成果を活用するための各種支援及び産業界、地方自治体等との連携に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学（以下「本学」という。）の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター運営委員会の推薦により、 総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の職員のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 7 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターに置かれる各部門の長

(4)　馬出地区研究支援室長

(5)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 9 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（学外アドバイザー）

第 10 条　センターに、センターの運営に関し指導・助言を求めるため、学外アドバイザーを置くことができる。

2　学外アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

（センター評議委員会）

第 11 条　センターに、センターの運営に関する中長期的な方針等について、センター長の諮問に応じるため、 センター評議委員会を置く。

2　センター評議委員会の組織、議事の手続その他の必要な事項は、別に定める。

（事務）

第 12 条　センターに関する事務は、当分の間、特定大型研究支援センター馬出地区研究支援室において処理する。

（雑則）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 4 条第 1 項のセンター長及び第 5 条第 1 項の副センター長は、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、第 4 条第 3 項本文及び第 5 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

801　九州大学 EU センター規則

（2010（平成 22）年 12 月 1 日施行）

九州大学 EU センター規則

平成 22 年度九大規則第 49 号
施　行：平成 22 年 12 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、九州大学 EU センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、九州大学（以下「本学」という。）の学生及び職員の欧州連合（以下「EU」という。）に対する知識と理解を深める活動を行うとともに、本学が総括幹事校として、西南学院大学及び福岡女子大学と連携して設置する EU インスティテュート・イン・ジャパン九州（以下「EUIJ 九州」という。）の活動を支援することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　EU に係る研究・教育活動に関すること。
(2)　EU との学術・教育交流活動に関すること。
(3)　EU に係るアウトリーチ活動に関すること。
(4)　国内及び国外の EU インスティテュート等との連携を推進すること。
(5)　EUIJ 九州の組織運営及び活動の支援に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、本学の教授のうちから第 6 条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の教授のうちからセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するた

め、センター委員会を置く。

第 7 条　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教授及び准教授

(4)　国際交流推進機構の副機構長（以下「副機構長」という。）

(5)　法学研究院長及び経済学研究院長

(6)　国際部長

(7)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター委員会に委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 9 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、国際部国際企画課及び国際交流推進室において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 4 条第 1 項のセンター長は、同条第 2 項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

802　九州大学免疫機構研究センター規則

（2010（平成 22）年 12 月 1 日施行）

九州大学免疫機構研究センター規則

平成22年度九大規則第50号
施　行：平成22年12月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、免疫機構研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、免疫応答の根幹を為す細胞高次機能の制御機構を解明し、免疫難病の新しい治療法及び予防法を開発することを目的とする。

（業務）

第3条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　免疫細胞の動態制御機構の研究に関すること。

(2)　免疫細胞の発生・分化・活性化の制御機構の研究に関すること。

(3)　免疫学的記憶のメカニズムの研究に関すること。

(4)　創薬の標的分子の構造解析に関すること。

(5)　ヒト免疫応答及び悪性腫瘍の免疫療法の研究に関すること。

（センター長）

第4条　学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成21年2月23日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第5条　学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　5人

(3)　センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第6条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第7条　センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議

決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか､センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

803　九州大学環境発達医学研究センター規則

（2011（平成 23）年 1 月 1 日施行）

九州大学環境発達医学研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 76 号

施　　行：平成 23 年 1 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、環境発達医学研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）を安定的に実施するとともに、エコチル調査から得たデータを基にした疾患発症メカニズムを解明し、環境発達医学を確立することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、 次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　エコチル調査に関すること。

(2)　環境発達医学の研究に関すること。

(3)　環境要因による疾患に対する臨床応用及び環境発達医学の専門的人材の育成に関すること。

(4)　環境発達医学の成果を活用するための各種支援及び産業界、 地方自治体等との

連携に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学（以下「本学」という。）の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第 5 条　学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第 6 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 7 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターの教授及び准教授

(4)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 9 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（学内外アドバイザー）

第 10 条　センターに、センターの運営に関し指導・助言を求めるため、学内外アドバイザーを置くことができる。

2　学内外アドバイザーは、学内外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

（事務）

第 11 条　センターに関する事務は、学術研究推進部、筑紫地区事務部の協力を得て、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 4 条第 1 項のセンター長は、同条第 2 項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 目までとする。

804　九州大学癌幹細胞研究センター規則

（2011（平成 23）年 2 月 1 日施行）

九州大学癌幹細胞研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 79 号

施　　行：平成 23 年 2 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、癌幹細胞研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、癌幹細胞及び癌幹細胞微小環境を標的とした新しい腫瘍制御技術を確立することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　癌幹細胞の制御に係る臨床研究に関すること。

(2)　癌幹細胞の同定及び解析に関すること。

(3)　癌幹細胞システムの解析に関すること。

(4)　癌幹細胞の次世代異種移植モデルの開発に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成21年2月23日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第5条　学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授

(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第6条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第7条　センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第8条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成23年2月1日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第5条第2項第3号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

805　九州大学リスクサイエンス研究センター規則

（2011（平成23）年4月1日施行）

九州大学リスクサイエンス研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 140 号
施　　行：平成 23 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、リスクサイエンス研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、有害な化学物質をはじめとする多種多様なリスク要因について、統括的かつ学際的な教育研究を行うリスクサイエンス学を確立することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　生化学、生理化学及び分子生物学的手法等により化学物質の核内受容体を介したシグナル毒性の分子メカニズムの解明に関すること。

(2)　遺伝情報発現経路解析及び計算科学的手法により化学物質のシグナル毒性伝達の分子マッピングの解明に関すること。

(3)　構造生物学的に化学物質によるシグナル毒性の原因となる核内受容体との結合親和性構造要因の解明に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教員

(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の委員は、再任されることができる。

5　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

6　センター委員会アドバイザーは、学内外の有識者のうちからセンター長が委嘱す

る。

第６条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第７条　センター委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第８条　センターに関する事務は、理学部等事務部において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

806　九州大学ヌクレオチドプール研究センター規則

（2011（平成 23）年４月１日施行）

九州大学ヌクレオチドプール研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 141 号

施　　行：平成 23 年４月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第 13 条第２項の規定に基づき、ヌクレオチドプール研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、ヌクレオチドプールの恒常性維持に寄与する分子の同定及び機能解析を行い、多様な環境ストレスに対する生物応答の制御機構を解明することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　ヌクレオチドプールの恒常性維持機構の研究に関すること。

(2)　修飾ヌクレオチド及びシグナル伝達機構の研究に関すること。

(3)　ヌクレオチドプールの恒常性破綻の病態解明及び制御に関すること。

（センター長）

第4条　学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成21年2月23日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第5条　学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　4人

(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第6条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第7条　センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第8条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

807　九州大学エピゲノムネットワーク研究センター規則

（2011（平成23）年4月1日施行）

九州大学エピゲノムネットワーク研究センター規則

平成 22 年度九大規則第 142 号
施　　行：平成 23 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、エピゲノムネットワーク研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、個体の発生及び疾患等の過程におけるエピゲノム修飾の変化及び制御ネットワークを解明し、がん治療、再生医療及び創薬等に活用することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　エピゲノムの制御ネットワークの研究に関すること。

(2)　個体の発生及び細胞の分化並びに疾患におけるエピゲノムの変化及び制御の研究に関すること。

(3)　エピゲノミクス技術の開発及び臨床研究への応用に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　4 人

(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 6 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 7 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議

決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか､センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

808　九州大学アジア保全生態学センター規則

（2011（平成 23）年 5 月 1 日施行）

九州大学アジア保全生態学センター規則

平成 23 年度九大規則第 2 号

施　行：平成 23 年 5 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、アジア保全生態学センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、アジアを主たる対象に地球規模での生物多様性変動について、最先端の観測及び評価技術並びに生物多様性の保全及び持続的利用を一体化した国際的かつ学際的な教育研究を行うアジア保全生態学を確立することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　生物多様性及び生態系サービスの統合的研究に関すること。

(2)　植物及び動物の種多様性及び遺伝子多様性の研究に関すること。

(3)　森林生態系、陸水生態系及び海洋生態系の機能、多様性及び持続的利用の研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）

に規定する主幹教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター運営委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

2　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授

(3)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の委員は、再任されることができる。

5　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター運営委員会が必要と認めた場合には、センター運営委員会に、センター運営委員会アドバイザーを置くことができる。

6　センター運営委員会アドバイザーは、学内外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 6 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

第 7 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、理学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 2 項第 3 号の委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

809　九州大学ヒトプロテオーム研究センター規則

（2011（平成 23）年 6 月 1 日施行）

九州大学ヒトプロテオーム研究センター規則

平成 23 年度九大規則第 5 号

施　行：平成 23 年 6 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、ヒトプロテオーム研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、個体の発生及び疾患等の過程におけるプロテオームの変化及び制御ネットワークを解明し、がん治療、再生医療及び創薬等に活用することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　プロテオーム制御のネットワークの研究に関すること。

(2)　疾患における細胞機能制御ネットワークの研究に関すること。

(3)　個体の発生及び細胞の分化における制御ネットワークの研究に関すること。

(4)　プロテオーム技術の開発及び臨床研究への応用に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　4 人

(3)　センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第６条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第７条　センター委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第８条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成23年６月１日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第５条第２項第２号及び第３号の委員の任期は、同条第３項本文の規定にかかわらず、平成25年３月31日までとする。

810　九州大学創薬育薬最先端研究基盤センター規則

（2011（平成23）年８月１日施行）

九州大学創薬育薬最先端研究基盤センター規則

平成23年度九大規則第11号

施　　行：平成23年８月１日

（趣旨）

第１条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第１号。以下「学則」という。）第13条第２項の規定に基づき、創薬育薬最先端研究基盤センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、アンメットニーズの高い難治性疾患を対象とした創薬及び育薬に関する最先端技術の研究開発を通じて、独創的な新薬開発を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　基本的な難治性疾患モデルの開発研究に関すること。

(2)　難治性疾患発症メカニズムの解明の研究に関すること。

(3)　難治性疾患に係るスクリーニング法の開発及びその応用による医薬品シーズの探索の研究に関すること。
(4)　難治性疾患に係る創薬シーズの化学合成による修飾及び適正化に関すること。
(5)　難治性疾患に係る薬物動態解析、時間薬理及び医薬品送達システム技術等の有効性・安全性の確保に係る研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　4 人
(3)　センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、国内外の製薬企業及び関連教育研究機関等の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 6 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 7 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

811　九州大学ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター規則

（2011（平成 23）年 10 月 1 日施行）

九州大学ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター規則

平成 23 年度九大規則第 39 号

施　行：平成 23 年 10 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、ムハマド・ユヌス氏が提唱するソーシャル・ビジネスを中心に、国内外における多様な形態のソーシャル・ビジネスの研究を行うとともに、この分野における人材の育成及び社会・地域との連携活動を推進し、国内外における社会的問題の解決に貢献することを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　ソーシャル・ビジネスの研究及び効果的な教育法の研究開発に関すること。

(2)　ソーシャル・ビジネスに関する社会・地域連携活動の実施に関すること。

(3)　ソーシャル・ビジネスに関する情報発信並びに国内外機関との連携及び交流に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、理事及び副学長のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

（センター運営委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 6 条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　センターの教授

(3)　第 9 条第 1 項に規定する協力教員である教授
(4)　言語文化研究院長、システム情報科学研究院長及び農学研究院長
(5)　経済学府産業マネジメント専攻長
(6)　学術研究推進部長
(7)　その他センター運営委員会が必要と認めた者

2　前項第 7 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 7 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター運営委員会を主宰する。

3　センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第 8 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（協力教員）

第 9 条　センターに、第 2 条に定めるセンターの目的を達成するため、協力教員を置く。

2　協力教員は、九州大学の教員のうちから、センター長の申出に基づき、総長が任命する。

3　協力教員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

（事務）

第 10 条　センターに関する事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、学術研究推進部産学連携課において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項はセンター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 6 条第 1 項第 7 号の委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

812　九州大学バイオメカニクス研究センター規則

（2011（平成23）年11月1日施行）

九州大学バイオメカニクス研究センター規則

平成23年度九大規則第69号

施　行：平成23年11月1日

（趣旨）

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、バイオメカニクス研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、バイオメカニクス、生体材料学及び臨床医療工学（以下「バイオメカニクス等分野」という。）を基盤にして、生体の巧みな機構を解明し、その成果を反映させて優れた機能を有する医療デバイスの実用化技術を確立することを目的とする。

（業務）

第3条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　バイオメカニクス等分野の連携に基づく生体関節潤滑機構の解明並びに高機能人工軟骨の試作及び評価に関すること。

(2)　バイオメカニクス等分野の連携に基づく臨床応用研究に関すること。

(3)　バイオメカニクス等分野における他の国際拠点との連携推進に関すること。

（センター長）

第4条　学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成21年2月23日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（副センター長）

第5条　学則第26条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2　副センター長は、センターの教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター委員会）

第6条　学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長
(3)　センターの教授及び准教授から選出された者　7 人
(4)　その他センター委員会が必要と認めた　若干人
3　前項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。
5　センター委員会アドバイザーは、学内外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。
第 7 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
2　委員長は、センター委員会を主宰する。
第 8 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
（事務）
第 9 条　センターに関する事務は、工学部等事務部において処理する。
（雑則）
第 10 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。
附　則
1　この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 1 項の副センター長の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。
3　この規則施行後最初に任命される第 6 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

813　九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター規則

（2012（平成 24）年 1 月 1 日施行）

九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター規則

平成 23 年度九大規則第 73 号
施　　行：平成 24 年 1 月 1 日

（趣旨）

第3章　国立大学法人九州大学の発足

第1条　この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、次世代燃料電池産学連携研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、九州大学（以下「本学」という。）が保有する幅広い温度領域に対応した革新的材料のシーズを活用し、産学官連携により次世代型燃料電池の実用化に向けた研究開発を推進することを目的とする。

（業務）

第3条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　産学官連携による次世代型燃料電池の研究開発に関すること。

(2)　次世代型燃料電池分野の技術指導及び実用化支援に関すること。

(3)　次世代型燃料電池に係る技術の基礎研究及び萌芽研究に関すること。

(4)　次世代型燃料電池分野における他の国際拠点との連携推進に関すること。

(5)　次世代型燃料電池分野の人材育成に関すること。

（センター長）

第4条　学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、本学の教授のうちから、第6条に規定するセンター運営委員会（以下次条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3　センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センター長は、再任されることができる。

（副センター長）

第5条　学則第26条の規定により、センターに、副センター長を置くことができる。

2　副センター長は、本学の教員のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3　副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（センター運営委員会）

第6条　学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第7条　センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センターに置かれる各部門の長

(4)　第 12 条第 1 項に規定する協力教員である教授及び准教授
(5)　工学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者　2 人
(6)　水素エネルギー国際研究センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 2 人
(7)　知的財産本部の教授及び准教授のうちから選ばれた者　1 人
(8)　その他センター運営委員会が必要と認めた者　若干人

2　前項第 5 号から第 8 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条　センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター連営委員会を主宰する。

第 9 条　センター運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（評議委員会）

第 10 条　センターに、センターの運営に関する中長期的な方針等について、センター長の諮問に応じるため、評議委員会を置く。

2　評議委員会の組織、議事の手続その他の必要な事項は、別に定める。

（技術委員会）

第 11 条　センターに、次世代型燃料電池分野の中長期的な技術課題について、関連企業等と協議するため、技術委員会を置く。

2　技術委員会の組織、議事の手続その他の必要な事項は、別に定める。

（協力教員）

第 12 条　センターに、第 2 条に定めるセンターの目的を達成するため、協力教員を置く。

2　協力教員は、本学の教員のうちから、センター長の申し出に基づき、総長が任命する。

3　協力教員の任期は、2 年とし、再任することができる。

（顧問）

第 13 条　センターに、センターの運営に関し指導及び助言を求めるため、顧問を置くことができる。

2　顧問は、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

（技術顧問）

第 14 条　センターに、センターの業務に関し技術的な観点から指導及び助言を求めるため、技術顧問を置くことができる。

2　技術顧問は、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

（事務）

第 15 条　センターに関する事務は、当分の間、特定大型研究支援センター伊都地区研究支援室において処理する。

（雑則）

第 16 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 4 条第 1 項のセンター長及び第 5 条第 1 項の副センター長は、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、第 4 条第 3 項本文及び第 5 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

3　この規則施行後最初に任命される第 7 条第 1 項第 5 号から第 8 号までの委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

814　九州大学合成システム生物学研究センター規則

（2012（平成 24）年 1 月 1 日施行）

九州大学合成システム生物学研究センター規則

平成 23 年度九大規則第 74 号

施　　行：平成 24 年 1 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、合成システム生物学研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　センターは、合成生物学及びシステム生物学の知識及び最先端技術を統合し、人工遺伝子回路を組み入れた合成代謝プロセスの設計、細胞内の生体分子ネットワークのシステム数理解析及び生命の機能発現機構をモデルにした生命創発システムの設計に関する基礎研究及び応用研究を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　人工遺伝子回路を組み入れた合成代謝プロセスの設計に係る研究に関すること。

(2)　細胞内の生体分子ネットワークのシステム数理解析の研究に関すること。
(3)　生命の機能発現機構をモデルにした生命創発システムの設計に係る研究に関すること。

（センター長）

第 4 条　学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2　センター長は、九州大学主幹教授制度について（平成 21 年 2 月 23 日総長裁定）に規定する主幹教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（センター委員会）

第 5 条　学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　センターの教授及び准教授から選ばれた者　4 人
(3)　その他センター委員会が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　センターの運営に関し指導・助言を求めるため、センター委員会が必要と認めた場合には、センター委員会に、センター委員会アドバイザーを置くことができる。

5　センター委員会アドバイザーは、学外の有識者のうちからセンター長が委嘱する。

第 6 条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を主宰する。

第 7 条　センター委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第 8 条　センターに関する事務は、農学部事務部において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、

同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

815　九州大学高等教育機構規則

（2006（平成 18）年 6 月 1 日施行）

九州大学高等教育機構規則

平成 18 年度九大規則第 3 号
施　行：平成 18 年 6 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、高等教育機構（以下「機構」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

（機構）

第 2 条　機構は、次に掲げる学内共同教育研究施設等をもって構成する。

(1)　高等教育開発推進センター

(2)　教育改革企画支援室

2　機構に機構長を置き、総長をもって充てる。

3　機構長は、学則第 15 条第 2 項に機構の目的として規定する事項を総括する。

4　機構に副機構長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

5　副機構長は、機構長を補佐する。

（事務）

第 3 条　機構の運営に関する事務は、学務部教育企画課において処理する。

（雑則）

第 4 条　この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　九州大学全学教育機構規則（平成 16 年度九大規則第 56 号）は、廃止する。

816　九州大学学術研究推進支援機構規則

（2011（平成 23）年 4 月 1 日施行）

九州大学学術研究推進支援機構規則

平成 22 年度九大規則第 144 号
施　　行：平成 23 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」と

いう。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、学術研究推進支援機構（以下「機構」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

（機構）

第 2 条　機構は、次に掲げる学内共同教育研究施設等をもって構成する。

(1)　研究戦略企画室

(2)　知的財産本部

(3)　有体物管理センター

(4)　学術研究推進部

2　機構に機構長を置き、理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3　機構長は、学則第 15 条第 2 項に機構の目的として規定する事項を総括する。

（研究戦略会議）

第 3 条　機構に、研究戦略会議を置く。

2　研究戦略会議は、機構の管理運営等に関する重要事項の審議を行う。

（部門）

第 4 条　機構に、機構の業務を円滑に推進するため、次に掲げる部門を置く。

(1)　研究戦略企画部門

(2)　知的財産部門

(3)　事務支援部門

（補則）

第 5 条　この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、将来計画委員会の議を経て、機構長が定める。

附　則

1　この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　九州大学学術研究推進機構規則（平成 16 年度九大規則第 57 号）及び九州大学産学連携推進機構規則（平成 16 年度九大規則第 58 号）は、廃止する。

817　九州大学教育改革推進室規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学教育改革推進室規程

平成 16 年度九大規程第 6 号

施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、教育改革推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　文部科学省の諮問機関の答申等の分析に関すること。

(2)　特色ある大学教育プログラムの申請等に対する支援に関すること。

(3)　教育審議会、全学教育機構委員会及び教育改革推進委員会の任務の支援に関すること。

(4)　その他教育改革の推進に係る支援に関すること。

（組織）

第 3 条　推進室は、室長、副室長、室員及び協力教員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、推進室の業務を掌理する。

（副室長）

第 5 条　副室長は、総長が指名する総長特別補佐をもって充てる。

2　副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

（室員）

第 6 条　室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　協力教員は、教育改革の推進に関し専門的知識を有する教授又は助教授のうちから総長が指名する。

2　協力教員は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

（事務）

第 8 条　推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

（補則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

818　九州大学研究戦略企画室規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学研究戦略企画室規程

平成 16 年度九大規程第 7 号

施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、研究戦略企画室（以下「企画室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　企画室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　科学技術・学術審議会等の答申等の分析に関すること。

(2)　政府の科学技術関係施策の分析及び競争的研究資金獲得の支援に関すること。

(3)　21 世紀 COE プログラムの申請の支援に関すること。

(4)　研究戦略委員会が行う 21 世紀 COE プログラムの活動評価の事前審査に関すること。

(5)　研究戦略委員会が行うリサーチコアの認定及び活動評価の事前審査に関すること。

(6)　学内共通利用施設を利用した公募型研究の活動評価の事前審査に関すること。

(7)　研究体制の企画に対する支援に関すること。

(8)　その他全学的な研究戦略に関すること。

（組織）

第 3 条　企画室は、室長、副室長、室員及び協力教員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、企画室の業務を掌理する。

（副室長）

第 5 条　副室長は、教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　副室長は、室長を補佐し、企画室の業務を整理する。

（室員）

第 6 条　室員は、教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、企画室の業務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　協力教員は、研究の推進に関し専門的知識を有する教授又は助教授のうちから総長が指名する。

2　協力教員は、室長の命を受け、企画室の業務の処理を助ける。

（事務）

第 8 条　企画室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、企画部研究戦略課において処理する。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、企画室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

819　九州大学大学評価情報室規程

（2004（平成 16）年４月１日施行）

九州大学大学評価情報室規程

平成 16 年度九大規程第 11 号

施　　行：平成 16 年４月１日

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第１号）第 16 条第３項の規定に基づき、大学評価情報室（以下「評価室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　評価室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関すること。

(2)　点検・評価活動への支援に関すること。

(3)　「大学評価情報システム」の設計・開発及び管理・運用に関すること。

(4)　学内外への大学情報の提供に関すること。

（組織）

第３条　評価室は、室長、副室長、室員及び協力教員をもって構成する。

（室長）

第４条　室長は、総長が指名する総長特別補佐をもって充てる。

２　室長は、評価室の業務を掌理する。

（副室長）

第５条　副室長は、教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

２　副室長は、室長を補佐し、評価室の業務を整理する。

（室員）

第６条　室員は、教員のうちから総長が指名する。

２　室員は、室長の命を受け、評価室の業務を処理する。

（協力教員）

第７条　協力教員は、評価室の業務に関し専門的知識を有するもののうちから総長が指名する。

2　協力教員は、室長の命を受け、評価室の業務について協力・支援する。

（事務）

第 8 条　評価室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、企画部企画課において処理する。

（補則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、評価室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

820　九州大学安全衛生推進室規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学安全衛生推進室規程

平成 16 年度九大規程第 13 号

施　　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、安全衛生推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）その他関係法令に規定する事項のうち次に掲げるもの

イ　衛生委員会に関すること。

ロ　安全衛生教育に関すること。

ハ　作業環境測定に関すること。

二　労働基準監督署への届出等に関すること。

ホ　健康診断に関すること。

ヘ　衛生管理者、産業医、作業主任者等に関すること。

ト　各事業場との連絡調整に関すること。

(2)　感染症対応マニュアルに関すること。

(3)　労働災害に関すること。

(4)　安全衛生に関する調査等に関すること。

(5)　安全衛生・環境保全委員会の任務の支援に関すること。

(6)　その他安全衛生推進に係る支援に関すること。

（組織）

第３条　推進室は、室長及び室員をもって構成する。

（室長）

第４条　室長は、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

２　室長は、推進室の業務を掌理する。

（室員）

第５条　室員は、職員のうちから総長が指名する。

２　室員は、室長の命を受け、推進室の業務及び事務を処理する。

（事務）

第６条　推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部人事課及び筑紫地区事務部教務課において処理する。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

821　九州大学教育改革企画支援室規程

（2006（平成 18）年６月１日施行）

九州大学教育改革企画支援室規程

平成 18 年度九大規程第２号

施　行：平成 18 年６月１日

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第１号）第 16 条第３項の規定に基づき、教育改革企画支援室（以下「企画支援室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　企画支援室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　教育関係事項に係る全学の中期目標及び中期計画に関すること。

(2)　教育の質の保証に係る企画立案及び支援に関すること。

(3)　社会のニーズ等に対応した教育改革の企画立案及び支援に関すること。

(4)　各部局における教育プロジェクト等の支援に関すること。

(5)　教育関係補助金等の獲得方策に関すること。

(6)　その他全学的な教育改革に関すること。

（組織）

第 3 条　企画支援室は、室長及び室員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は、理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、企画支援室の業務を掌理する。

（室員）

第 5 条　室員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(2)　高等教育開発推進センター長

(3)　高等教育開発推進センターの各部の長

(4)　企画支援室の専任教員

(5)　人文社会系、理工農系及び医系の教員のうちから総長が指名する者　各 2 人

(6)　情報基盤センターの教員のうちから総長が指名する者　1 人

(7)　高等教育開発推進センターの教員及び学術研究員のうちから総長が指名する者　若干人

(8)　学務部長

(9)　学務部教育企画課長

(10)　学務部教育企画課教育企画専門員

(11)　室長の要請に基づき部局（事務局を含む。）の長から推薦された者　若干人

2　室員は、室長の命を受け、企画支援室の業務を処理する。

（事務）

第 6 条　企画支援室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部教育企画課において処理する。

（雑則）

第 7 条　この規程に定めるもののほか、企画支援室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

1　この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2　九州大学教育改革推進室規程（平成 16 年度九大規程第 6 号）は、廃止する。

第 4 節　中期目標・中期計画

822　国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画

国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画

（前文）大学の基本的な目標 九州大学は、世界中の人々から支持される高等教育を一層推進するため、平成 12 年 11 月に「九州大学教育憲章」を制定した。また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進していくため、平成 14 年 1 月に「九州大学学術憲章」を定めた。 九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念を達成するために、教育においては、全学教育、学部専攻教育及び大学院教育を通して活力あふれる一貫教育を展開し、研究においては、学術文化の発展と 21 世紀の人類が抱える様々な問題の解決に貢献するため、卓越した基礎研究の拠点形成を継続的かつ積極的に推進する。また、知の探求・創造・継承と人材育成を通じて、社会貢献、国際貢献を一層促進する。さらに、日本の基幹大学として、多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、これまで積み重ねてきた実績に基づく「新科学領域への展開」と地理的、歴史的必然が導く「アジアをテーマとする研究」を推進し、世界最高水準の教育研究拠点を目指す。 さらに、九州大学は、平成 7 年 3 月に策定した「九州大学の改革の大綱案」に掲げた基本構想、即ち「国	

際的・先端的教育研究拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」を実現するために、学府・研究院制度の導入など多くの改革を進めてきた実績を踏まえ、二つの憲章に掲げる使命・理念を着実に具現化するとともに、九州大学が自律的に進めてきた改革を一層発展させる。特に、学府・研究院制度の下での「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度による戦略的組織編成の基本方針と、大学の戦略的教育研究活動に対する「人・資金・時間・空間」の合理的な優先配分の基本方針を機能させる。	
Ⅰ　中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1　中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。 2　教育研究上の基本組織 九州大学の中期目標を達成するため、別表に記載する学部、学府、研究院及び附置研究所を置く。	
Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1　教育に関する目標 (1)　教育の成果に関する目標 ○「九州大学教育憲章」の理念に基づき、人材育成という教育の原点を踏まえながら、学生の立場に立った教育を進める。ま	Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1　教育に関する目標を達成するための措置 (1)　教育の成果に関する目標を達成するための措置

た、様々な分野において指導的な立場で活躍できる人材に求められる的確で総合的な判断力、それを支える幅広い関心と専門的能力、国際性と倫理性並びに創造力を培う。 ○ これらの取組みに際しては、生命の尊厳を基本理念としつつ、社会と学問の変化に柔軟に対応できる能力と自ら不断に学ぶ能力を重視する。	
1）学士課程 ①全学教育 ○ 大学での学習への適応力並びに学習意欲の早期形成を図るとともに、豊かな教養と外国語能力・情報処理能力及び専門の学習を進めるための基礎能力を培う。	1）学士課程 ①全学教育 ○ 教養教育、外国語教育、情報処理教育、基礎科学教育等のバランスのとれた体系化により、教育成果の向上を図る。 ○ 幅広い分野のカリキュラムを提供することにより、豊かな教養の基盤を形成する。 ○ 充実した外国語教育により、国際化が一層進行する現代社会の様々な要求に応え得る能力の基盤を形成する。 ○ 充実した情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育により、情報化社会の様々な分野で活躍できる基盤を形成する。 ○ 適切な科目提供により、各学部の専門分野を学ぶ上で共通する基礎的な能力を育成する。 ○ 様々な社会体験をさせる教育等により、主体的に進路を選択する能力を養う。
②学部専攻教育 ○ 学問への意欲と基礎的能力に基づく幅広い専門的能力の修得を図るとともに、主体的に	②学部専攻教育 ○ 専門科目を学びながら次第に自らの専攻を定めていく教育システムを確立しつつ、大学院への進学意欲をも高める教育

自らの進路を選択し、指導的立場で活躍できる社会人を育成する。	環境を整備することにより、教育目標に沿った教育成果の向上を図る。 ○ 教育成果の一つとして、各種国家試験の合格率の向上、公的資格の取得率の向上を図る。
2) 大学院課程 ○ 大学院重点化大学の特性を活かしながら、社会人の再教育も含め、新しい分野を開拓できる創造性豊かな優れた研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ職業人を育成する。	2) 大学院課程 ○ 新しい学問分野を切り開き、時代と社会の要請に応え得る各学府の明確な教育目標に沿って、教育成果の向上を図る。 ○ 専門職大学院（医療経営・管理学、ビジネス・スクール、ロー・スクール等）の整備・充実により、高度な専門的知識・能力を持ち指導的立場で社会に貢献する人材を育成する。 ○ 柔軟な教育体制の整備により、大学院教育に対する社会人の多様な期待への対応を図る。
3) 教育の成果・効果の検証 ○ 大学教育の実施状況を多面的な観点から調査することにより、教育目標に沿った教育の成果・効果を検証しつつ教育改善に結びつけるシステムを確立する。	3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 ○ 学部生及び大学院生の履修状況、成績状況、資格取得状況、学位取得状況を定期的に調査し、教育目標に沿った履修がなされているか、全学教育、学部専攻教育、大学院教育のそれぞれの教育成果について包括的検証を行う。 ○ 学生による授業評価結果を分析し、学生の視点からの教育成果を検証する。 ○ 卒業生及び修了生の進路の継続的な調査を実施し、教育成果を検証する。 ○ 卒業生及び修了生を対象とした本学での学習の成果についての調査を実施し、教育成果を検証する。 ○ 雇用者等を対象とした卒業生及び修了生の能力についての調査を実施し、教育成果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標	(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置
1) 学士課程	1) 学士課程
①アドミッションポリシーに関する基本方針 ○ 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って能力と適性等の多面的な評価を行う多様な入学者選抜方法を実施する。	① 学部入学者選抜に関する具体的方策 ○ 教育目標と教育成果の観点から、既定のアドミッションポリシーを再検討し、一層の明確化を図る。 ○ 様々な機会・方法を活用して、アドミッションポリシーの周知・徹底を図る。 ○ AO（アドミッション・オフィス）選抜方式の検証をはじめ、異なる入学者選抜方式の比較を含めた追跡調査を一層充実し、選抜方式の改善を図る。 ○ 高校教育の変化や取組みを注視し、高校との連携協力を促進する。 ○ 文系学部（文学部、教育学部、法学部、経済学部）における学士課程教育の見直しと新しいシステム開発の推移を踏まえながら、入学者選抜の枠組みとその方法について開発を図る。 ○ 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる。
②教育課程に関する基本方針 ○ 高校教育から大学教育への円滑な接続を図るとともに、大学院教育への接続も視野に入れながら、全学教育及び学部専攻教育の教育目標を達成する見地から、教育課程における教育内容や実施形態の体系性を確保する。	②教育課程に関する具体的方策 （高校教育からの円滑な接続） ○ 高校での新学習指導要領に配慮したカリキュラム編成を構築するとともに、必要に応じて、高校教育における履修内容等に留意した科目を充実する。 （教養と専門性の基盤形成） ○ 豊かな教養の基盤となるカリキュラムを提供する教養教育科目を整備・充実する。 ○ 学問を進める上での共通基盤となり、専門教育の準備のために必要な基礎科学科目を整備・充実し、体系化する。

	（国際性の基盤形成） ○ 国際化に伴う現代社会の諸要求に応えられるよう外国語教育を再編・整備し、充実する。 ○ 英語の運用能力向上のため、学生の能力別に TOEFL や TOEIC 等の達成目標を定め、その達成のための支援授業を行う。 ○ 国際化への対応能力を育成するため、英語による授業科目を開講する。 ○ アジアの大学との交流に重点を置く本学の方針を踏まえ、アジア言語の履修を促進するためのカリキュラム改訂を行う。 （情報化社会への対応能力の育成） ○ 情報化社会の中で様々な分野で活躍する基盤を育成するため、情報科学・情報社会学関連の教員と情報基盤センターや附属図書館との連携により、情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育を整備・充実する。 （社会性の育成） ○ 学生が主体的に進路を選択できる能力等を育成するため、インターンシップなどの実施や学生の就業意識の形成に資する授業科目を開設する。 ○ 学生の社会参加を積極的に促進するためのボランティア教育等の授業科目を開設する。 （カリキュラムの広がりと体系性の確保） ○ 全学教育、学部専攻教育を通じ、広い分野の学問への関心を持たせ、次第に自らの専攻を定めていく教育システムとしての「総合選択履修方式」制度の適正な運用を図る。 ○ 幅広く豊かな教養と専門能力を高める方

	策として、主専攻・副専攻制度の導入など、学士課程教育の新しいシステムについて、文系学部を中心に開発を図る。 ○ 学生の自主性を重視し「専門性の高いゼネラリスト」を育成する本学独自の「21世紀プログラム」課程を一層充実させるとともに、その教育経験を全学的に還元する。 （大学院教育への接続） ○ 専門知識の向上や大学院進学意欲の増進を図るため大学院開放科目を整備し適切に運用する。
③教育方法に関する基本方針 ○ 全学教育及び学部専攻教育の教育成果に関する目標が達成できるよう、科目内容に応じた有効な授業形態、授業方法、学習指導法を採用する。	③教育方法に関する具体的方策 （シラバスの活用） ○ 科目選択、履修計画のための情報、学習の指針を明確に示せるようシラバスシステムを一層充実させ、その適正な運用を図るとともに、学外にも公表する。 （授業形態の整備） ○ 少人数教育や、対話・討論型、双方向的な授業を整備・充実する。 ○ フィールドワークなどの体験型授業を整備・充実する。 ○ 外国語教育について、能力別クラス編成を実施する。 （TA の活用） ○ 教育効果を高めるため、効率的に TA（ティーチング・アシスタント）を配置する。
④成績評価に関する基本方針 ○ 科目の教育目標・達成目標に基づいた適正な成績評価基準を定める。	④成績評価に関する具体的方策 ○ 科目分野と各授業科目の達成目標を明確に定め、それに基づく GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の導入など厳格な成績評価を実施する。特に、全学教育において複数の教員が担当する同一科目群、同一科目の成績評価につい

	て、適切な評価指標を設定する。
2) 大学院課程 ①アドミッションポリシーに関する基本方針 ○ 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って、他大学や外国の大学出身者及び職業経験者で、学習能力及び学習意欲を備えた者を積極的に受け入れる。	2) 大学院課程 ①大学院入学者選抜に関する具体的方策 ○ 教育目標と教育成果の観点から、既定のアドミッションポリシーを再検討し、一層の明確化を図る。 ○ 学府ごとに博士後期課程の収容定員の充足を図る具体策を実施する。 ○ 様々な機会・方法を活用して、アドミッションポリシーの周知・徹底を図る。 ○ 教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から、資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる。 ○ 異なる入学者選抜方式の比較を含めた追跡調査体制を整備し、選抜方式の改善を図る。
②教育課程に関する基本方針 ○ 新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程の整備と指導体制の改善を図る。	②教育課程に関する具体的方策 ○ 全学の教育力を活かすために、学府や専攻の壁を外した共通教育プログラム、共通授業科目、外国人留学生共通教育プログラムを検討し、実施する。 ○ 文系分野における博士の学位取得を促進する観点から、カリキュラムの見直しや指導体制の改善を進める。 ○ 国際化への対応能力を育成するために英語による授業科目を開講する。
③ 教育方法に関する基本方針 ○ 教育目標に沿って、新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程を整備する。	③ 教育方法に関する具体的方策 ○ 教育・研究指導内容の充実を図るため、複数教員による指導体制を整備する。 ○ 専門職大学院や各学府に特有の教育目標を実現するために、必要に応じて、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア活動など、体験型の科目を設置する。 ○ アジアの大学との交流に重点を置く本学

④成績評価に関する基本方針 ○ 授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を定める。 ○ 学位授与手続きの簡素化とともに、学位授与率の向上を図る。	の方針を踏まえ、アジア地域の大学への留学を促進する。 ○ 大学教員志望の学生の教育能力育成を図るために、TA の制度を活用する。 ④成績評価に関する具体的方策 ○ 授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を定め、これに基づいて厳格な成績評価を行う。 ○ 成績評価基準や成績評価の実施状況を定期的に点検・評価し、改善を図る。 ○ 指導体制・方法の改善及び学位授与審査等の手続きの簡素化などにより、学位授与の円滑な実施を図る。
(3) 教育の実施体制等に関する目標 1) 教員組織編成に関する基本方針 ○ 柔軟で活力ある教員配置と編成を行うとともに、責任ある実施体制を確保するために、学府・研究院制度を活用する。 ○ 全学教育の責任ある実施体制及び全教員の協力体制を確立する。	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 1) 教員組織編成に関する具体的方策 （教員組織の整備） ○ 学府、学部教育に研究院の枠を超えた教員の参加を可能とする学府・研究院制度を活用し、柔軟な組織編成を行う。 ○ 複数の研究院が参画する学府、学部、全学教育を担当する教員の人事は、学府・研究院・学部の関係者からなる協議会等で調整を行う。 （教育実施体制の整備） ○ 現行の全学教育の委員会制度を、企画・実施・点検・評価が効率的に行われると同時に責任所在が明確なものに改編する。 ○ 全学の全ての教員に担当可能な全学教育授業科目を登録することを義務付け、これを基に全学教育への全学教員出動体制を確立し適正に運用する。 ○ 学生の自主性を重視し「専門性の高いゼ

	ネラリスト」を育成する本学独自の「21世紀プログラム」課程の実施体制を整備・充実する。
2) 教育環境の整備に関する基本方針 ○ 効果的な教育を実施するため、キャンパスごとの実情を踏まえながら、施設・設備や情報基盤等の教育環境を整備・充実し、有効に活用する。	2) 教育環境の整備に関する具体的方策 （教育施設の活用） ○ キャンパスごとの実情を踏まえながら、教育組織の壁を越え、全てのキャンパスの教育施設・設備の効率的な利用を実施する。 （情報技術の活用） ○ 教育活動への支援を向上させるため、情報技術を最大限に活用する。 ○ 遠隔教育や e-learning 等の導入を促進するため、教育用マルチメディアの設備を整備・充実する。
3) 教育の質の向上及び改善に関する基本方針 ○ 全ての教育組織の教育活動を継続的に自己点検・評価し、さらに、定期的に外部評価を実施することにより、改善する。 ○ 全学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）組織を充実させるとともに部局 FD 組織との有機的連携を図る。 ○ 教育内容等改善のための開発研究の支援を行う。	3) 教育の質の向上及び改善に関する具体的方策 （自己点検・評価の継続的実施） ○ 教員教育の内容・方法等についての改善を図るため、目標達成度についての定期的な自己評価・外部評価を実施する。 ○ 各教員組織は、授業担当状況、学生による授業評価、個々の教員による教育活動に係る自己評価等を総合した教員の教育評価制度を確立し、その有効な活用を図る。 ○ 全学教育の質の維持・向上を図るため、全学教育担当教員に対する教育評価制度を確立する。 ○ 全ての授業科目について、学生による授業評価を実施することを教育組織及び担当教員に義務付け、その結果を教員の授業改善に資する制度を確立する。 （FD の充実） ○ 全学 FD 委員会を設置し、系統的な全学

	レベルの FD を企画し、実施する。 ○ 全学 FD 委員会の下に置く全ての教育組織等（全学教育、学部、学科、学府、専攻等）の FD 委員会に、各教育組織等の FD の企画・実施及びその報告を義務付ける。 ○ 全ての教員に年間 1 回以上の FD 企画への参加とその報告を義務付ける。 （教育改善のための研究開発支援） ○ 本学独自の「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）」により、教育内容等改善のための開発研究の支援を強化し、その成果を有効に活用する。
4) 附属図書館の整備と活用に関する基本方針 ○ 附属図書館は、新しい学術情報の在り方に適応する機能を備えるとともに、利用者のニーズに応じて効果的にサービスを提供する。	4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策 ○ 附属図書館は、学生用、研究用、貴重図書等の図書収書基準を制定し、体系的で網羅性のある蔵書構築を行うとともに、学習、調査、研究の目的に対応した閲覧環境を整備する。さらに、電子図書館機能を充実・強化する。また、業務の合理化やキャンパス移転に対応して組織・機構の再編、見直しを行い、利用者サービスの向上を図る。 ○ 全国的に数少ない医学・生物学系の拠点校（外国雑誌センター館）としての全国共同利用の機能をさらに発展させる。 ○ 利用者サービス向上のため、長時間開館を促進する。 ○ アジアをはじめ世界に開かれた大学を実現するため、附属図書館とアジアの大学等図書館との交流を深め、情報資源等の相互利用を推進する。
5) 学内共同教育に関する基本方針	5) 学内共同教育に関する具体的方策 ○ 入学者選抜、高等学校との連携、教育支

○ 全学的な共同教育施設について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。	援、教育方法等の在り方について、総合的な研究開発を行うとともに、全学教育の支援業務を行う。 ○ 外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。 ○ 健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生の保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。 ○ 医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の統合的理解を助長させるため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を育成する。
(4) 学生への支援に関する目標 1) 学生への学習支援に関する基本方針 ○ 学生の立場に立った教育という観点から、学生が心の豊かさとたくましさを備え、円滑な学習を進めることができるように、幅広い支援と修学指導・進路相談を行う。	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 1) 学生への学習支援に関する具体的方策 （修学相談） ○ 教育組織ごとに、入学から卒業まで継続して修学相談等に当たるシステムを確立する。 ○ 全学教育の中に組み込まれた人格形成を促進する科目の履修等とも連携させ、学生生活・修学相談活動を充実する。 （履修指導） ○ 高校教育における履修内容等に留意し、科目選択に関する適切な履修指導を行う。 ○ 全授業担当教員が、授業に関する様々な相談等に応じるオフィスアワーを設定する。 ○ 単位修得不良者の指導体制を充実する。

	（学習指導） ○ 学生へのサービスと教育活動への支援を向上させるために、情報技術を積極的に活用する。 ○ 教育・授業に関する情報取得や意見交換等ができるネットワークシステムを構築し、学生及び教職員が学内外からアクセスできるよう整備する。 （留学指導、進学指導） ○ 短期留学制度による外国の大学への派遣数が増加するように履修指導を充実する。 ○ 学部学生の大学院進学に対する指導体制の充実を図る。
2) 学生への生活支援等に関する基本方針 ○ 生活相談と生活支援・研究活動支援及び課外活動を充実させるとともに、豊かなキャンパス生活向上のための福利厚生施設を充実する。	2) 学生への生活支援等に関する具体的方策 （学生生活支援） ○ 学生センターによる生活相談と生活支援を充実・強化する。 ○ 健康科学センターによる健康相談、メンタルヘルス相談、保健管理、スポーツ相談等諸活動を充実・強化する。 ○ 学生の学業及び課外活動を助成することを目的として設立された「九州大学学生後援会」を発展・充実させる。 ○ 課外活動を支援するための支援組織と施設設備を充実する。 ○ 各キャンパス内の食堂、売店、書店、学生宿舎などの福利厚生施設を整備する。 （経済支援） ○ 大学院生の国際・国内学会での学術発表を経済的に支援する制度を強化する。 ○ 大学院生の留学意欲を高めるため、その基盤となる経済的支援策を強化する。 ○ 学生に対する緊急な経済支援に関する方策を策定する。

	（研究活動支援） ○ 学位取得者を一定期間、寄附金により博士研究員として受け入れる学術研究員等制度を充実する。 （留学生支援） ○ 外国人留学生の生活向上のために、教職員による支援体制、ボランティア体制、各種手引書の作成、オリエンテーションの実施等を改善・強化する。
3) 学生への就職活動支援に関する基本方針 ○ 学生の就職活動への相談体制、支援策を充実させるとともに、その支援機関の充実・整備を図る。	3) 学生への就職活動支援に関する具体的方策 ○ 学部生・大学院生の就職活動への相談体制、支援策を充実する。 ○ 就職活動への支援策を充実させるため、企業が求める人材の調査研究を実施する。 ○ 就職情報室による就職情報の提供と就職支援活動を充実・強化する。
2　研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 1) 目指すべき研究の方向と水準に関する基本方針 ○ 新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。 ○人類の文化活動の根幹を担う研究において、アジアをテーマとした卓越した独創的な研究を推進する。 ○ 国際的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。	2　研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 1) 研究の方向性と重点的に取り組む領域 （方向性の明示） ○ 総合大学における各研究院・附置研究所・研究センター等の使命に基づき、組織の明確な研究理念・目的を掲げ、各分野の特性に配慮して達成目標を明らかにするとともに、目指すべき研究の方向性を示し、構成員への周知・徹底を図る。 （基礎研究の重視） ○ 基礎研究の重要性並びに基礎と応用の不可分性を確認し、各研究院・附置研究所等の特性を活かしながら、多様な分野における個別専門研究を深化・先鋭化及び個性化・独創化するとともに、基礎研

○ 基幹大学の責務として、複雑・不透明な社会の展開に対応する多様な分野の研究を引き続き遂行し、社会のニーズに応える先端的研究成果を目指す。	究と連携・調和した応用研究の先端化を促進する。 （社会貢献） ○ 地域文化の研究及び産官学共同研究等を通して、社会に資する研究を積極的に推進する。 （新科学領域への展開） ○ 個人及び部局の個別専門研究の下で創造された新しい概念を基に、個人研究の枠や部局の垣根を越えた基礎応用結合型の新科学領域への展開を推進する。 （アジア指向） ○ 本学の歴史的・地理的な必然性が導く「アジア」への展開を目指した研究について、文系の研究課題を中心にして全学的に展開する。 （中核的研究拠点） ○ 21 世紀 COE プログラム研究教育拠点をはじめ、世界的最高水準の中核的研究拠点領域を明確に定め、拠点形成を図る。 （リサーチコア、P&P、国家科学技術戦略） ○ 本学の学術研究推進システム「高等研究機構」の下で組織した研究グループ「リサーチコア」により、学際的研究、基礎と応用を融合する研究及び科学技術基本計画に基づく重点研究を戦略的に設定・推進する。 ○ 「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）」により、「優れた成果をあげ、研究拠点形成を担う研究」、「効果的な教育成果をあげるための研究」等、本学の研究戦略に基づく研究を推進する。 ○ 国家科学技術戦略に直結するバイオ、ナノ、環境、IT 等において先端的成果をあ

	げる。 （芸術と諸科学の融合） ○ 九州大学と九州芸術工科大学それぞれが独自に形成してきた成果を基に、芸術的感性と諸科学を融合する新しい研究領域の創造に取り組む。 （生命科学、物質化学、応用力学） ○ 統合生命科学という新分野の COE を構築するために、医学・生命科学領域におけるポストゲノムの先端的研究を積極的に推進するとともに、それを支える大学院教育を充実させる。 ○ 物質化学の先端的研究を展開し、教育に直結する研究体制を構築して、物質化学の COE 形成を図る。 ○ 大洋大気力学、プラズマ材料力学、及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する。また、応用力学分野の学術研究の進展に貢献するため、核融合科学研究所との双方向共同研究や、その他の関連機関との共同研究を実施する。
2）成果の社会への還元等に関する基本方針 ○ 知の創造と人材育成の成果を社会及び世界に向けて常に発信し、人類の福祉と文化の発展並びに世界の平和に貢献する。 ○ 社会の要請に対応して産官学連携研究を推進し、産業の振興、地域・社会の発展に貢献する。	2）成果の社会への還元に関する具体的方策 （社会への還元体制） ○ 総長のリーダーシップの下で産学連携推進機構と国際交流推進機構が主体となり、研究成果の社会への還元と世界への情報発信を戦略的・統一的に推進する。 （組織対応型（包括的）連携研究） ○ 研究成果の還元を社会の要請に応じて機動的かつ実践的に行うために、知的財産本部とリサーチコアが主体となり、企業との組織対応型（包括的）連携研究を推進する。 （情報発信）

	○ 研究成果の社会への還元と世界への情報発信機能を強化・充実するために、教員個人や専門分野別に分類した研究者群（「リサーチクラスター」等）の活動成果のデータベース化と公開を促進する。 （重点的取組） ○ 専門職大学院教育（医療経営・管理学、ビジネス・スクール、ロー・スクール等）と調和・融合した研究を推進し、高度専門職業人の養成と社会連携に寄与する。
3）研究の水準･成果の検証に関する基本方針 ○ 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価・検証する体制を構築し、機能させる。	3）研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 （体制整備） ○ 全学的な自己点検・評価体制を整備し、企画・実施・評価の連携により、専門分野の特性に配慮して、研究の水準と成果に対する評価方法を検討・開発する。 （評価・検証） ○ 研究の水準･成果を評価･検証するため、教員個人及び研究組織等の研究活動に関する自己点検・評価を定期的に行う。
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 1）研究者の配置方針 ○ 大学の基本方針に基づき、部局等の使命を全うするために必要な研究者の配置を優先することを基盤に置き、全学的使命を戦略的・効果的に遂行する要素を加味した研究者の配置を推進する。 ○ 4 重点活動分野（教育、研究、社会貢献、国際貢献）に配慮して、効率的・重点的な研究者の配置を進める。	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 1）研究者の配置に関する具体的方策 （全学的戦略） ○ 学府・研究院制度の下における大学の戦略的組織編成の基本方針に基づき、部局等及び部門等の組織の改編及び研究者の再配置等の見直しを行う。 ○ 大学の基本方針に基づく総長のリーダーシップを機能化するために、全学管理の人員を効果的に活用するシステムを構築し、実施する。 ○ 大学の使命への戦略的対応、部局等の活動に対する全学的視点での援助及び新し

○ 卓越した中核的研究拠点の形成及び発展・充実を図るために、広く国内外から優れた研究者を求め研究拠点に配置する。 ○ 新しい研究分野の創成及び研究の活性化を図るために、研究者の流動化を促進する。 ○ 若手研究者を対象とした助成制度を整備し、育成に努める。	い学問領域への対応等に関しては、戦略的かつ効率的な研究者の配置を行う。 （効率的配置） ○ 研究者の適切な配置を行うために、4 重点活動分野（教育、研究、社会貢献、国際貢献）に対する研究者の活動を統括する評価システムを構築する。 ○ 研究者の研究時間を確保するために、より有効な業務分担方法を検討し、推進する。 （優れた研究者の確保） ○ 研究者の採用に当たっては、公募を原則とし、広く国内外から優れた研究者を求める。 （研究者の流動化促進） ○ 21 世紀 COE プログラム及びリサーチコアの実績を踏まえて、研究者の流動化を促進する。 （若手研究者の育成） ○ 若手研究者を育成するために、有望な萌芽的研究に対する経費の重点配分制度や国内外の研究機関への一定期間の留学制度を整備し、実施する。
2) 研究環境の整備に関する基本方針 ○ 全学的な戦略・方針に基づき、重点的・戦略的な予算配分を行う。 ○ 国際的中核的研究拠点形成をはじめとして、全学的研究戦略を強力に推進するために研究環境を整備する。 ○ 教育研究の活性化を促す競争的研究設備環境を整備する。 ○ 研究設備及び研究資産の効率	2) 研究環境の整備に関する具体的方策 （研究資金の配分システム） ○ 役員会、経営協議会等が定める全学的な戦略・方針に基づき、学内の予算配分を一元的に行い、重点的・戦略的経費の確保や評価に基づく各部局への予算配分方式を充実する。 ○ 寄附金の一部を「九州大学全学協力事業基金」に組み入れ、機動的に研究資金を運用する。 （戦略的・競争的研究環境の整備） ○ 国際的中核的研究拠点を維持・発展させ

的運用を可能とする研究環境を整備する。 ○ 研究交流及び研究公開に関する情報システム環境を充実する。	るための研究環境を整備するとともに、国内外の研究交流を支援する施設・設備の充実を図る。 ○ 「競争的教育研究スペース」制度に基づき学内共同利用が可能な設備等の整備を進め、競争的研究設備の活用を積極的に推進する。 （設備の効率的運用） ○ キャンパスの効率的使用を図るため、学内の研究設備を体系化し、その共同利用の体制を確立して、各組織が保有する設備などの学内共同利用化を推進する。 （研究に関する情報システム） ○ 学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で整理・公開し、有効に利用する制度を整える。 ○ 研究連携の基礎となる教員の研究活動に関する情報ネットワークを構築する。 ○ 電子情報システムを積極的に取り入れた研究環境の整備、図書情報・研究情報の電子化による研究支援体制の充実を図る。 ○ 分散するキャンパスを高速光通信システムを通して接続し、双方向通信システムを実現する。
3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針 ○ 知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。	3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策 （基本方針の決定） ○ 知的財産本部が中心となり、自然科学・人文科学・社会科学に関する知的財産権の取り扱いや帰属に関して、大学経営の倫理的及び社会的視点から総合的に検討し、その方針を決定する。 （活動の推進） ○ 知的財産本部は、知的財産の創出、取得、

	管理及び活用を有効かつ円滑に進める組織として、また、本学の産学連携の一元的窓口として、企画・技術移転・リエゾン・起業支援・デザイン総合・事務部門の活動における経営、企画・戦略立案及び広報活動を推進する。 ○ 企業との組織対応型（包括的）連携研究を進め、知的財産の活用及び創出を促す。
4) 研究の質の向上システム等に関する基本方針 ○ 部局等及び部門等の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。 ○全学的な体制の下で、部局等の研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。 ○ 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるための改革サイクルを確立し、機能させる。	4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 （点検・評価の実施） ○ 全学として教員の教育、研究活動等の成果に対する基本的な評価システムを構築する。 ○ 部局等及び部門等において、研究活動等に対する自己点検・評価体制（外部評価を含む）を構築するとともに、成果の評価方法を確定し、点検・評価を実施する。 （階層的評価体制） ○ 部局等及び全学の委員会等の構成員からなる外部評価を含む階層的な評価体制を構築する。 ○ 中核的研究拠点形成に資するため、全学的体制の下で、人事の円滑な運用と高度化、研究費の確保と有効利用、研究スペースの確保と有効利用、及び研究企画に関する点検・評価を定期的に行う。 （改革サイクル） ○ 自己点検・評価結果を全構成員に周知徹底するとともに、改善計画の立案機能を含んだ改革サイクルを確立する。 ○ 企画・実施・評価部門の連携による改革サイクル機能を強化し、自己点検・評価結果を反映した研究体制の整備及び組織の見直しを行う。

5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針 ○ 全国共同利用施設及び学内共同研究施設等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。	5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 （全国共同施設） ○ 全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供、必要な技術支援業務及び研究を行うとともに、最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。 （役割と機能に基づく活動） ○ 学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を推進する。 ○ 熱帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的、総合的研究を推進する。 ○ 石炭産業を核とする地域産業等に関する文献・資料の収集・整理及び調査研究を推進する。 ○ 学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を推進する。 ○ アイソトープ関係の教育研究を行うとともに、アイソトープの安全管理を総括し、アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用を進める。 ○ 自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営し、分析サービスを提供する。 ○ システム LSI の応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する。

	○ 宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を推進する。 ○ 韓国研究の結節点として機能するため、韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートする。 ○ 次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を推進する。 ○ 先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに、産業化を狙った産学連携プロジェクト研究を企画・推進する。 ○ IT を高度に活用し、芸術的感性の諸科学への融合を促し、独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。 ○ 本学の教育研究の先進化と社会貢献に資するため、超高圧電子顕微鏡を中心とする最先端顕微装置・技術を学内外に提供する。 ○ 教育研究活動によって発生する無機系、有機系廃液及び固形廃棄物を適正に処理する。 ○ 九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し、提供するとともに、自然災害に関する研究を推進する。 ○ 電離気体科学とレーザー科学分野において先端的･国際的研究を目指すと共に、これらの科学技術の融合分野・関連分野に対しても積極的に研究を推進する。

	○ 本学に関わる史料を収集・整理・保存し、大学及び大学の歴史に関した調査研究を行うとともに、本学教員及びその他の者の利用を進める。 ○ 基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的研究を推進する。 ○ 高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成するため、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進する。 ○ 本学をアジア諸国との学術交流の拠点とするため、アジアに係る総合研究等を推進する。 ○ 加速器、イオンビーム及び量子ビームに関する応用研究体制を整備し、西日本地区の拠点として、原子核、量子エネルギー、物質、生命、地球、環境等に関わる研究を推進するための組織の設置に取り組む。 ○ 新しい未踏の領域における物質科学を新エネルギーシステム・物質機能制御・植物質変換化学等の研究分野を中心として集中的・学際的に研究し、九州地区の物性研究の拠点となる組織の設置に取り組む。 ○ 国際化及び情報化に対応し、これまでの産業資料に関する研究を基礎としながら、記録資料管理と記録資料情報に関する総合的研究を行うための組織の設置に取り組む。 ○ 21 世紀の循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を集中的に推進する。

3　その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 1) 社会連携に関する基本方針 ○ 教育研究における社会連携事業に関する基本方針を策定する。 ①教育における社会との連携・協力に関する基本方針 ○ 社会に対して、大学における教育研究の成果をフィードバックするとともに、生涯学習の機会を提供する。 ○ 教育面における大学と社会との連携を強化し、教育の質の向上を図る。 ○ 青少年に対して、人間性、社会性、国際性及び専門性の重要性を啓発するとともに、青少年の大学への夢と高度専門知識の勉学意欲を増進する。 ○ 大学が保有する情報・施設等教育資源を広く社会へ開放する。 ○ 大学に対する社会の要請を積極的に受け入れるため、地域社会との連携を強化する。 ○ 地域の公私立大学等との連携を推進する。	3　その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 1) 社会連携事業を推進するための具体的方策 （実施体制） ○ 社会連携事業計画を策定し、全学的な実施体制を構築するとともに、社会連携事業を体系的に展開するため、「社会連携推進室」の機能を強化する。 ○ 社会連携に関して、情報ネットワークを構築するとともに、広報活動を推進する。 ①教育における社会との連携・協力に関する具体的方策 （成果の公開、生涯学習・リカレント教育） ○ 開学記念日の講演会や国内外の著名な学識者等による公開講演会を継続的に実施し、市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。 ○ 大学公開講座、専門教育講座、セミナー、技術研修会及び資格関係の研修会等を実施し、市民に対し生涯学習の機会を提供するとともに、文化講演会、医療啓発活動、学習会、学外講演会等の講師として貢献する。 ○ 専門職大学院、科目等履修生、研究生、聴講生、専修生制度を利用し、専門職業人のリカレント教育を実施する。さらに、講演・講義・実習指導を通じて、初等・中等教育従事者に最新の研究情報を普及する。 （教育の社会連携） ○ 自治体、企業、NPO などにおけるインターンシップの実施体制を平成 17 年度までに整備するとともに、企業等からの

	非常勤講師の積極的な活用を図る。 （高校生への働きかけ） ○ 講義・講演などによる高等学校等との連携教育及び発達相談・カウンセリング、教科書執筆、大学入試センターへの協力などを積極的に推進する。 ○ 高校生を対象にしたオープンキャンパスを継続的に開催し、大学説明会及び最先端実験施設の公開を行う。また、高校生に対して、様々な社会連携活動の機会を通じて本学の教育研究活動を周知することにより、本学への関心を高める。 （大学施設の開放） ○ 附属図書館及び総合研究博物館は、図書の住民貸出しの拡充、貴重な蔵書や学術標本等の展示公開など教育資源を広く社会へ開放する。 （地域社会との連携） ○ 国・地方公共団体や経済・文化団体、非政府・非営利組織等の審議会・試験委員・研究会等を通じて社会に貢献する。 ○ 公・私立大学間の特別研究学生交流協定及び単位互換協定の拡充を図るとともに、これに基づき、特別研究学生や特別聴講学生の受入れを行う。
②研究における社会との連携・協力に関する基本方針 ○ 地域社会及びアジアを核とした国際社会との研究における連携・協力を推進する。	②研究における社会との連携・協力に関する具体的方策 （実施体制） ○ 産学連携推進機構及び研究戦略委員会を中心にして、社会連携活動への展開を目指した研究等を支援・評価する体制を確立する。 （地域社会に関わる研究） ○ 福岡市、福岡県、北部九州、九州全域など本学が立地する各地域の産業・経済・

	環境・市民生活に関する研究課題への取組みを強化する。 ○ 新キャンパスを中心とする新しい学術研究都市構想の中で、地域活性化に対して責任あるプロジェクトの提案と推進を行うための研究活動とその支援体制を確立する。 ○ 地域の官界、産業界、教育界、NPO、起業関係者などとの関係を強化することにより、新産業創出の環境整備や地域特有の問題の解決などに貢献する。 (アジア規模での社会連携) ○ 地域におけるアジア出身等外国人ビジネスネットワーク形成に寄与することにより、九州・福岡とアジア・海外とのネットワーク強化を図る。
③産学連携推進についての基本方針 ○ ベンチャー型も含めて産官学の共同研究や自然科学系のみならず、人文社会科学系の新しい社会連携活動への展開を目指した研究等を支援し、推進する。 ○ 産官学連携事業を積極的かつ効果的に推進する。	③産学連携推進についての具体的方策 (知的財産本部) ○ 産学連携機能を「知的財産本部」に一元化し、産学連携機能の拡充・整備を行うことにより、産官学連携プロジェクト及び起業家育成事業を推進する。 (国際的産学連携) ○ 上海交通大学との連携など、国際産学連携を推進し、地域経済の発展に貢献する。 (基盤整備) ○ 地域産業ニーズの収集及び客員教授等との緊密な連携により、調査業務体制を強化し、プロジェクトの立案・推進を行う。 ○ 研究者情報の一元化及びデータベース化により、効果的なプロジェクト提案の基盤を整備する。 ○ 技術シーズの特許化・実用化及び産官学連携プロジェクト推進のケース教材を開

	発する。 ○ 特許意識向上のための講習会を実施する。
④利益相反に関する基本指針 ○ 産官学連携に際しての利益相反に対する九州大学の方針及びルールを明確化し、産官学連携の健全な推進を図る。	④ 利益相反に関する指針等の策定 （利益相反） ○ 兼業や責務相反・利益相反の規則を明確にし、ガイドラインを策定して学内に周知徹底させる。 ○ 教職員による兼業等に関する状況報告書の提出、日常的なチェックの実施、問題がある場合の勧告など、一連の手続きの明確化及びマネジメント体制の構築を図る。
2）国際交流･協力に関する基本方針 ○国際交流推進機構において国際交流・協力に関する基本方針を策定する。	2）国際交流・協力に関する具体的方策 （機構・施設の整備） ○ 国際交流推進機構の整備を図るとともに、関連施設の機能の充実強化を図る。
①戦略的国際交流プロジェクトの推進に関する基本方針 ○ 戦略的国際交流プロジェクトを一層推進し、特にアジアの諸大学との交流を活性化させる。 ○ 外国の優れた大学との交流協定締結を通して、良好な競争的協力関係を構築するとともに、教育研究に関する国際競争力を確保するための国際戦略を発展させる。	①戦略的国際交流プロジェクト推進についての具体的方策 （アジア戦略） ○ アジア学長会議の継続的な発展に努めるとともに、外国の有力大学との国際会議を開催することにより、競争的協力関係の構築を図る。 ○ アジア共通の問題意識を共有し、連携協力を行っていくためのネットワークポイント（拠点校）を拡充することにより、協力関係を強化する。 （アジア規模の教育連携） ○ 欧米の二極構造に匹敵しうる第三極としてのアジアの研究者のための、独自の研究者養成プログラム（サマー研修プログラム等）を開発する。 ○ インターネットを利用した遠隔教育や

	e-learning を導入することにより、アジアにおける高度な教育を実施できる体制を整備する。 ○ アジアの諸大学間で教育内容・教育水準に関する基準の共通化を目指す。 （アジア理解） ○ 本学の教職員・学生及び一般市民を対象として、「アジア理解プロジェクト」（講演会の定期的開催・広報誌の発行・アジア関連の書籍提供・メールマガジン配信等）の充実を図る。
② 外国人研究者・留学生の受け入れ及び教職員・学生の海外派遣についての基本方針 ○ 教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から、一層多くの資質の高い留学生を受け入れるとともに、本学学生の留学を積極的に推進する。	②外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策 （支援体制） ○ 国際交流推進室が提供する様々な支援策により、国際交流協定に基づく教員・学生･事務職員等の交流の活発化を図る。 ○ 宿舎の設備の充実により、訪問研究者及び留学生の受入れを促進する。 （留学生受入れ派遣の制度整備） ○ アジア学長会議の参加大学との間で単位互換協定を締結し、学生の相互受入れを促進する。 ○ 欧米からの大学院留学生の受入れを増加させるため、外国人短期留学コース JTW（Japan in Today's World）及び ATW（Asia in Today's World）の教育を充実させるとともに、日仏共同博士課程や日本・欧州連合間留学生交流パイロット・プロジェクトを活用する。 ○ 教育の国際化として、留学生の受入れ及び本学の学生の海外派遣体制を整備するとともに、外国人留学生と日本人学生を対象とした英語による授業を拡充する。

	○ 帰国留学生の協力により、資質の高い留学生を確保するシステムを構築する。 （若手研究者・外国人研究者支援） ○ 国際的視野を有する若手研究者の養成を目的とした海外における学会等での発表を促進する。 ○ 外国人研究者の期限付き招へい制度を確立する。
③教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針 ○ 国際交流推進機構及び各部局は、国際研究交流を積極的に推進するための基本方針を策定する。 ○ 拠点大学にふさわしい規模と内容を持つ国際共同研究及び国際会議を積極的に推進することを通じて、世界規模での大学間の連携を強化する。	③国際共同研究・国際研究会議の推進に関する具体的方策 （実施体制） ○ 国際共同研究・国際会議を推進するため、「国際交流推進室」を軸に全学と各部局との連携のとれた実施体制を整備する。 （国際共同研究） ○ ネットワークポイント締結大学及び各分野の卓越した研究機関との国際共同研究を推進する。 （国際会議） ○ 本学において国際学会、シンポジウム、セミナー、外国人研究者による講演会等を積極的に開催するとともに、海外においてワークショップやセミナーを積極的に実施することにより、国際的規模の研究交流を促進し、研究の質の向上を図る。
④開発途上国に対する協力事業に関する基本方針 ○ アジアを中心とする開発途上国に対する教育研究、技術開発、人材育成を実践的・持続的に展開する。	④開発途上国に対する協力事業に関する具体的方策 （国際協力） ○ 我が国の開発途上国開発支援政策（ODAプログラム等）とタイアップすることにより、開発途上国に対する協力事業を推進する。 ○ 世界銀行、アジア開発銀行、国際協力銀行などの国際開発協力プロジェクトの受

	注を目指し、国際開発協力を促進する。 ○ 独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携協力の下に、アジアを中心とする開発途上国に対して、法整備、農業振興、先端的産業の育成などについてのコンサルティング業務を実施する。 ○ 国際医療協力や JICA 歯学教育コースの充実により国際連携を推進する。 ○ マレーシア及びASEAN諸国においてハブ的役割を果たすことを目指すマレーシア日本技術大学（MJTU）の設立・運営を支援する。
(2) 附属病院に関する目標 1) 患者にやさしく分かりやすい病院システムを構築するとともに、患者の立場に立ったサービスの改善・充実に努める。	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 1) 病院システムと患者サービスの改善・充実に関する具体的方策 （社会に分かりやすい病院） ○ 「社会に分かりやすい病院」を目指し、病院システムの広報活動を積極的に行い、情報公開に努める。 ・ホームページ等により病院診療内容（専門医、治療成績、高度先進医療、患者紹介率、患者安全指標、臨床治験の照会・案内、患者受入れ体制など）を紹介する。 ・携帯電話およびインターネットを利用して患者・一般市民に有用な情報を提供する。 ・外来患者数、平均在院日数、手術件数、高度先進医療など、診療実績および診療コスト情報を提供する。 ・広報誌を充実する。 ○ 各種疾病教室を拡充する。 （患者に分かりやすい病院） ○ 「患者に分かりやすい病院」を目指し、

	臓器関連を基本とする臓器別診療科を編成する。 ○ 診療科細分化の欠点を補い患者の「生活の質」を高めるための総合診療システムを強化する。 （患者を動かさない病院） ○ 「患者を動かさない病院」を目指し、検査部門の一元化を行う。 ○ 臓器別診療科間の診療連携体制を整備する。 （安心・安全・満足の患者サービス） ○ 患者用クリティカルパスをより一層充実させ、説明義務とインフォームドコンセント取得徹底のための体制作りに取り組む。 ○ リスクマネジメントの向上及び安全教育の徹底のため、「医療安全管理部」を強化する。 ○ 患者の待ち時間短縮のため、病院全体での患者予約制を導入する。 ○ 患者・技術職員からの医師・歯科医師の評価システム、患者・医師・歯科医師からの技術職員の評価システム等、利用者からの職員評価体制の整備に向け取り組む。 ○ 市民からのボランティアの受入れを推進する。
2) 九州・アジア・世界に開かれた高度先進医療の診療拠点の形成を目指す。	2) 九州・アジアの高度先進医療拠点とするための具体的方策 （高度先進医療の推進） ○ 基礎臨床統合型研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進するための体制を充実・整備する。 ○ 医学研究院・歯学研究院・生体防御医学研究所の積極的な参画による高度先進医

	療開発を推進する。 （国際連携） ○ 国際交流協定を締結している病院との連携を強化するとともに、IT 技術を活用しての情報交換や医療連携に取り組む。 ○ 国際災害救急医療に対する拠点とするため、災害時緊急医療体制を整備する。
3) 全人的医療を担う医療系人材の育成を目指す。	3) 全人的医療を担う人材育成のための具体的方策 （医療系教育研修体制の整備） ○ 病院統合の利点を活かした病院教育研修体制の統合・整備を行う。 ○ 学生、研修医をはじめ、病院職員などを対象にコミュニケーション技術習得を推進する。 ○ 地域医師の生涯教育に積極的に取り組む。
4) 九州･山口診療園の中核医療機関として地域との連携を強化する。	4) 九州・山口診療園の中核医療機関とするための具体的方策 （救急医療体制の整備） ○ 集中治療部・救急部を高度救命救急医療の中心とし、クリティカルケアセンターを整備する。 ○ 救急部、集中治療部、総合診療部、救急医学講座医師の兼務、各ホットライン医師の兼務によるチーム医療の推進を図る。 ○ 地域との連携強化のため、救急ホットラインを設置する。 ○ 高度救命救急患者や特殊疾患患者の遠隔地からの受入れ体制を整備する。 （地域連携の強化） ○ 退院援助・在宅医療援助の円滑な推進を図るため、「地域医療連携室」を機能強化し、地域医療機関、訪問看護ステーショ

	ン、介護施設との連携体制を強化する。 ○ 病院間、病院・診療所間の円滑な連携を推進するため、患者情報共有化のシステムを構築する。 ○ 兼業の効率的運用により地域社会との連携を推進する。
5) 経営管理を改善し、経営の効率化を図る。	5) 経営の効率化に関する具体的方策 ○ 病院の理念を実現するためにより有効な経営手段の開発・導入を行う。 ○ 病院マネジメントシステムを基盤化するため、病院長専任制度により病院長の権限強化を図る。 ○ 会計、保険診療、法令遵守、安全管理等に関する内部監査を実施する。 ○ 組織横断的な経営改善委員会の権限を強化することによって、医療材料、薬品等の購入、在庫管理等の整理・統一を図る。 ○ 研究医療と保険診療を明確に区分し、研究医療への外部資金の導入を促進する。 ○ 経営の安定化を図るために、病床区分、診療区分、要員配置の効率的運用を行う。
6) 人事の流動性を増し、効率化を図る。	6) 人事の効率化を図るための具体的方策 ○ 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、技術職員等病院職員の人事については、人事委員会あるいは経営会議において検討し、病院長が承認する体制をとるなど，病院職員の適正配置に対する病院長の指導体制を強化する。 ○ 流動性のある弾力的な人事制度の実施 ・主任教授の下に、専門性特化型教授を配置し、診療に権限と責任を持たせる。 ・外部の有用な人材の診療への参加手続きを簡素化し、非常勤臨床教授、非常勤診療担当医などを積極的に活用する。

Ⅲ　業務運営の改善及び効率化に関する目標 1　運営体制に関する目標 ○ 総長、部局長のリーダーシップの下、外部人材の活用も含め、機能的な運営組織の整備を図り、戦略的な学内資源配分に努め、機動的、効率的な組織運営を行う。	Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1　運営体制に関する目標を達成するための措置 （経営戦略の確立） ○ 役員会、経営協議会等において、外部有識者の意見を取り入れつつ、学内資源の有効活用と財政基盤の強化も念頭に置きながら、全学的な経営戦略を確立する。 ○ 総長のリーダーシップの下に、総長補佐体制を構築することにより、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。 （効果的・機動的な運営） ○ 部局長会議を活用し、各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに、部局間調整の円滑な実施を図る。 ○ 各種委員会については、全学的意思決定を効果的・機動的に行える体制を整備するという観点から、総長のリーダーシップの下に、各種委員会の見直し・再編を行う。 （機動的・戦略的な部局運営） ○ 部局長の権限の明確化、部局長補佐の設置等により、部局長補佐体制を強化し、ダイナミックで機動的・戦略的な部局運営を図る。 ○ 教授会の在り方を見直し、審議事項の精選、代議員会の活用等により、機動的な教授会運営を図る。 （教員・事務職員等による一体的な運営） ○ 各種委員会に事務職員等が参画し、一体的な運営を図る。 ○ 高等研究機構、産学連携推進機構、国際交流推進機構及び全学教育機構に教員及び事務職員等を配置した室等を置き、企

	画立案等を一体的に行い、更に機能等を整備・充実する。 （戦略的な学内資源配分） ○ 総長のリーダーシップの下、全学的視点から戦略的な資源配分を行う。 ○ 学内資源の集中管理を進め、間接経費や全学協力事業基金、学内共通利用施設を活用して、重要分野に対する重点的、効果的な配分を行う。 （学外の有識者・専門家の活用） ○ 総長諮問会議等を設置し、外部有識者の意見を大学運営に反映する。 ○ 法務、労務、財務、産学連携、国際交流等、専門性が高い分野への学外有識者、専門家の活用を図る。 （内部監査機能の充実） ○ 「内部監査室」を設置し、監事監査の支援と業務運営に係る内部監査を実施するとともに、監査に関する情報の収集・分析を行い、内部監査機能の充実を図る。 （国立大学法人間の自主的な連携・協力体制） ○ 業務運営を効率的に行うため、必要に応じて大学間で連携・協力して人事交流や会計事務などの共通案件の処理を行えるよう、地域や分野・機能等に応じた連携・協力体制の整備を図る。
２　教育研究組織の見直しに関する目標 ○ 社会のニーズ、教育研究の進展を見据え、役員、部局長等により構成する委員会において、「5 年ごと評価、10 年ごと組織見直し」制度の基本方針に基づき、各組織の見直しを行う。	２　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 （基本方向） ○ 総長のリーダーシップの下、役員、部局長等で構成する委員会において、教育研究組織の見直しに係る基本方針の策定、組織の再編等に係る調整等を行う。 ○ 研究院については、学問体系の変遷・発展動向を考慮し、学術研究における学際

	化の進展及び日進月歩の学問分野に迅速に対応するよう定期的に点検・評価し、部門等の見直しを行う。 ○ 学府・学部については、人材育成ニーズ及び学問の進展に応じて定期的に点検・評価し、専攻及び学科の見直し等を行う。 ○ 附置研究所については、先端的、総合的研究の推進を図るため、定期的に点検・評価し、各研究部門及び研究分野の継続・廃止等を決定するとともに、研究院との教員の流動化の促進に努める。 ○ 学内共同教育研究施設等については、教育施設、教育・研究のサービス施設、研究施設等、機能別に分類して定期的に点検・評価し、教育・研究組織の在り方について見直し等を行うとともに、研究院との教員の流動化の促進に努める。
3　人事の適正化に関する目標 ○ 「教員人事の基本方針」に基づき、業績審査制・任期制、公募制の積極的導入を図り、「知」の創造拠点として活力に富み個性豊かな学術研究を発展させ、かつ産学連携や社会貢献の推進が可能となるよう、柔軟で多様な人事システムを構築する。 ○ 事務職員等については、大学運営の専門職能集団として、教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画することが可能となるよう採用・養成方法等を見直し、資質の向上に努める。	3　教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 1）人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 （教員の業績審査制） ○ 教員の業績等評価について、大学全体の共通的評価項目等の基本的枠組みを構築し、各部局において具体的実施体制や評価方法等を定める。 （事務職員等の業績審査制） ○ 事務職員等の業績等評価について、国家公務員の評価制度や民間企業等における人事考課制度を参考にしつつ、合理的な評価システムを構築する。 （評価結果の活用） ○ 評価の結果は、給与面でのインセンティブ付与や任期付き教員の再任審査の基本的項目の一つとして審査に反映させる等

	の仕組みを設ける。 2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 （人員管理） ○ 中長期かつ全学的な視点から、中央管理、部局配分等の人件費管理全体を一体的に行い、年度毎に適正かつ効率的な人員（人件費）管理を推進する。 3) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 （柔軟な雇用制度） ○ 大学運営を機動的かつ戦略的に展開するために、「総長裁量ポスト」制の活用等により、必要な人員を総長の判断で重点的に配置できる仕組みを推進する。 ○ 高い業績を有し世界的に評価の高い教員は、特例的に定年延長や再雇用が可能となるような制度を平成 16 年度より導入する。 ○ 外部資金の導入を促進し、獲得した資金による期限付雇用や年俸制など、より柔軟な人事制度を平成 16 年度より導入する。 （柔軟な勤務体制） ○ 兼職・兼業の基準を平成 16 年度に作成する。その際、本学として産学連携や社会貢献を積極的に推進できるよう配慮する。 ○ 業績優秀な教員に対するサバティカル制度、一定要件下での裁量労働制等、柔軟かつ弾力的な勤務体制の導入を図る。 ○ 教育研究支援部門においては、専門職大学院の夜間開講等の教育体制に対応するため、多様な勤務時間帯を設定する。 4) 任期制・公募制の導入など教員の流動性

	向上に関する具体的方策 （任期制・公募制） ○ 「教員人事の基本方針」に基づき、教員の採用に当たっては公開公募を原則とし、かつ選考に当たっては学外の専門家の意見を聴くシステムを取り入れるなど、より総合的な判断の下で選考することを原則とする。 ○ 教員の任期制・期限付雇用制については、各分野の教育研究の特性に配慮しつつ推進するとともに、公募制を導入し、実践的識見を有する民間企業の人材等、国内外の優秀な人材を積極的に登用し、流動性の向上を図る。 5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 （外国人・女性等の教員採用） ○ 女性、外国人、他大学出身者等の採用を促進し、これら女性等教員の割合、人数等を本学全体及び部局別に定期的に公表し、教員構成の多様性向上を図る。 6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 （事務職員等の人事制度） ○ 事務職員等の採用は、試験制度によることを原則とするが、法人経営、国際交流、産学連携、医療支援、図書部門、技術部門等の専門分野には、実践的経験や資格等を有する民間人の選考採用が可能となるような制度を導入する。 ○ 大学運営の中核を担い得る事務職員等を育成するための人事システムの導入等を図る。 ○ 事務職員等の資質向上のため、専門研修、民間派遣研修を充実、促進するほか、

	財務会計、人事管理等の国立大学法人間の共通的事項については、九州地域等の国立大学法人で共同研修を実施するシステムを調整する。 ○ 人材養成や組織の活性化の観点から、九州地区国立学校等で実施している広域人事交流制度を、法人化後も引き続き共同して推進する。
4　事務等の効率化・合理化に関する目標 ○ 事務組織の再編、情報化、業務の外部委託等により事務処理の効率化、合理化を推進する。	4　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 （事務組織の機能・編成の見直し） ○ 業務の在り方を点検・評価し、類似・共通業務の一括処理や効果的な外部委託等を進めるとともに、本部事務と部局事務の適正な役割分担を図る。 ○ 職員のより必要性の高い分野への再配置や事務組織の再編等により、事務機能の高度化を推進する。 ○ 電子事務局構想の推進等により、事務情報化を図る。 （複数大学による共同業務処理） ○ 地域大学と事務情報化の連携協力を推進する。 ○ 物品等の一括調達の可能なものについて実施を検討する。 （業務の外部委託） ○ 研究補助、医療、財務、施設関係等の業務の中で外部委託が可能なものについて、費用対効果を勘案して効果的な外部委託を行う。
Ⅳ　財務内容の改善に関する目標 1　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○ 競争的研究資金、受託研究費等外部資金の一層の獲得を図る。また、自律的な大学運営を行うとともに、教育研究水準の一層の向上に資するため、自己収入の増加に努める。	（競争的研究資金の拡充） ○ 競争的資金獲得のための情報収集、支援方策等を講じ、科学研究費補助金等の申請件数の増加を図り、積極的な競争的資金の獲得を目指す。 （外部資金の拡充） ○ 産官学連携の充実強化を行い、外部資金の増加を図る。 （自己収入の確保） ○ 病院収入について、病院運営の効率化・強化を行い、増収を図る。 ○ 公開講座等を充実し、講習料等の増収を図る。 ○ 特許出願件数を平成 19 年までに 150 件に増やし、技術移転を積極的に進め、特許権収入の増加を図る。 ○ 社会に対して果たすべき役割と社会のニーズ等を総合的に勘案して、入学料・授業料の額の設定を行う。
2　経費の抑制に関する目標 ○ 教育、研究、社会貢献、国際交流の充実向上を図りつつ、効率的な大学運営の仕組みを構築し、管理運営経費の一層の抑制を図る。	2　経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ○ 電子事務局構想を推進し、財務会計システムの積極的な電子化を図るとともに、効果的な外部委託により、経費の抑制を行う。 ○ 各部局等ごとに月別の光熱水料を公表し、節水、節電等に関する職員の意識啓発を促し、経費の抑制を行う。 ○ 資材機器の共同利用化、一元的管理を推進し、効率的活用を図り、経費の抑制を行う。 ○ 非常勤講師手当等の支給要件の見直しを行い、経費の抑制を行う。
3　資産の運用管理の改善に関する目標	3　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○ 経営的視点を重視し、資産の効率的・効果的な運用を図るとともに、産官学連携の積極的な推進を踏まえた資産の有効利用を図る。	○ ペイオフ対策の充実を図り、安全確実な利回りの下での外部研究資金等の安定的運用管理を行う。 ○ (株)産学連携機構九州の積極的活用及びホームページを通じた情報提供を行い、大学所有特許権の有効利用に努める。 ○ 講義室や体育施設などの施設設備の貸付制度の見直しを行い、効率的利用の促進に努める。 ○ 学内共通利用施設規則等に基づき、公募・全学的研究戦略及び社会連携・共同研究等による利活用を推進し、利用料を徴収するなど経営的視点からの資産活用を図る。
Ⅴ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1　評価の充実に関する目標 ○ 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価内容及び実施体制等の充実を図り、厳正に実施するとともに、評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。	Ⅳ　自己点検･評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1　評価の充実に関する目標を達成するための措置 1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実 ○ 自己点検・評価の行動計画を策定し、全学的な基本方針の下に、定期的に系統的かつ効果的な評価を実施する。 ○ 自己点検・評価実施体制の見直しを行い、改善・充実を図る。 ○ 点検・評価活動への支援を強化するため、大学評価情報室の業務内容の充実・改善を図るとともに、大学評価情報システムの整備を行う。 ○ 社会に対する説明責任を果たすとともに、本学の点検・評価活動に対する理解を深めるため、自己点検・評価結果や各種評価情報を、刊行物やホームページ等により公表する。 2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつ

	ける取組み ○ 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価結果を、教育研究の質の向上、業務改善及び中期目標・中期計画に反映させるシステムを確立する。
2　情報公開等の推進に関する目標 ○ 九州大学の教育研究活動、運営組織、人事及び財務内容などの状況に関する情報を積極的に社会に提供する。このために、大学と社会のインターフェイス機能を有する情報システムの構築と情報内容の充実を図る。	2　情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 ○ 広報活動を行う全学的システムを確立し、実務担当職員の技能向上等により、広報体制の充実を図る。 ○ 読者アンケート、モニター設置等により、内容の充実した広報誌を発行し、大学と社会の交流を促進する。 ○ 常に新しい充実した内容が掲載されるホームページにより、国内外に向けた広報活動を展開する。 ○ 九州大学記者クラブなどを通じた、全国規模の広報活動を積極的に展開する。 ○ ブランドとしての本学を象徴する印象的で魅力的なイメージ確立のため、ロゴマーク、スクールカラーなどの積極的な活用を図る。 ○ カリキュラムやシラバスなどの教育活動に関する情報を社会に提供する。 ○ 教員の教育研究内容や成果等に関する情報のデータベースの充実を図る。
Ⅵ　その他業務運営に関する重要目標 1　施設設備の整備・活用等に関する目標 ○ 九州大学の教育研究等の目標や経営戦略に基づき、新キャンパスへの統合移転整備を含め、計画的な施設設備の整備	Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1　施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 (1) 新キャンパス統合移転整備 1) 施設設備の整備に関する具体的方策 ○ 「九州大学新キャンパス・マスタープラン 2001」に基づき、第 1 ステージに係

と既存施設設備の有効活用を図る。 ○ 「国立大学施設緊急整備 5 か年計画」に基づく事業の確実な履行を図る。	る統合移転計画を着実に推進し、国の財政措置の状況を踏まえ、第 2 ステージに係る統合移転計画の推進を図る。 ○ 平成 17 年度後期に第 I 期開校を行う。 ○ 国際的、先端的教育研究施設設備を整備するとともに「九州大学学術研究都市構想」における学内タウン・オン・キャンパスの整備を推進する。 ○ 糸島地区の史跡、自然環境の保全はもとより、水や廃棄物に関する環境マネジメントシステムを導入し、環境配慮型キャンパスを実現する。 ○ 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 ○ PFI 事業等の新たな整備手法の導入を推進し、研究教育棟 I 施設整備事業及び国際学生住宅等（生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舎 I ）施設整備事業については PFI 事業として確実に推進する。 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ○ 平成 17 年度の新キャンパス第 I 期開校に合わせて、経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。 ○ 講義室、ゼミ室、会議室等の有効活用を図るための予約システムを導入する。 ○ 「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。 ○ 新キャンパスにおいては、一定割合の全

	学共用スペースを確保する。 (2) 既存キャンパス整備 1) 施設設備の整備に関する具体的方策 ○ 3 病院統合の理念に基づき、新病院の整備を着実に推進する。 ○ 教育研究等の計画に基づき、既存施設設備の点検・評価を実施し、計画的な施設設備の整備を行う。 ○ 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 ○ PFI 事業等の新たな整備手法の導入を推進し、病院地区の総合研究棟改修（旧医学部基礎 A 棟）施設整備事業についてはPFI 事業として確実に推進する。 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ○ 経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。 ○ 講義室、ゼミ室、会議室等の有効活用を図るための予約システムを導入する。 ○ 「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。
2　安全管理に関する目標 ○ 各種災害等の防止のための責任体制を明確にするとともに、その防止に関する総合的計画的な対策を推進する。	2　安全管理に関する目標を達成するための措置 ○ 各種災害に適切に対応するため、学内教職員のみならず周辺住民の被災時の動向も考慮した、学内各施設の特徴を踏まえた地区単位の総合防災計画を策定する。 ○ 各種災害対策マニュアルを作成し、全学及び地区単位での防災訓練の定期的な実

施を図る。

○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を構築し、放射性物質及び核燃料物質並びに危険化学物質等の管理状況を定期的に点検するとともに、安全管理の指針を作成し、安全管理・事故防止の徹底を図る。

○ 学生等が実験・実習する場合における安全マニュアルを作成し、実験系の学部、学府、研究院、附置研究所等においては、定期的・組織的な安全教育を実施することにより事故防止の徹底を図る。

Ⅵ　予算（人件費の見積額を含む。）、収支計画及び資金計画

1.　予算

平成 16 年度～平成 21 年度　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　額
収入	
運営費交付金	281,852
施設整備費補助金	17,868
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	24,090
国立大学財務・経営センター施設費交付金	2,400
自己収入	217,106
授業料及び入学金検定料収入	62,901
附属病院収入	151,853
財産処分収入	0
雑収入	2,352
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	35,676

長期借入金収入	14,887
計	593,879
支出	
業務費	468,562
教育研究経費	266,060
診療経費	141,964
一般管理費	60,538
施設整備費	35,155
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	35,676
長期借入金償還金	54,486
計	593,879

［人件費の見積り］

中期目標期間中総額 256,109 百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）人件費の見積りについては、17 年度以降は 16 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人九州大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

［運営費交付金の算定ルール］

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

Ⅰ〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の

	総額。L（y－1）は直前の事業年度における L（y）。 ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y－1）は直前の事業年度における D（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。） ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y－1）は直前の事業年度における F（y）。 〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕 ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成 15 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外） ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成 15 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外） Ⅱ〔特定運営費交付金対象事業費〕 ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y－1）は直前の事業年度における D（y）。 ⑦「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（y－1）は直前の事業年度における E（y）。 ⑧「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y－1）は直前の事業年度における E（y）。

⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y－1）は直前の事業年度における E（y）。

⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

⑫「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成 16 年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑬「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成 16 年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑭「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑮「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

⑯「附属病院収入」：附属病院収入。J（y－1）は事前の事業年度における J（y）。

運営費交付金＝A（y）＋B（y）＋C（y）

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

A（y）＝D（y）＋E（y）＋F（y）＋G（y）－H（y）

(1) D（y）＝｛D（y－1）×β（係数）×γ

（係数）－D（x）｝×α（係数）+D（x）

(2) E（y）＝E（y－1）×β（係数）×α（係数）

(3) F（y）＝F（y－1）×α（係数）±ε（施設面積調整額）

(4) G（y）＝G（y）

(5) H（y）＝H（y）

D（y）：学部･大学院教育研究経費（②、⑥）を対象。

E（y）：教育研究診療経費（⑦）、附置研究所経費（⑧）、附属施設等経費（⑨）を対象。

F（y）：教育等施設基盤経費（③）を対象。

G（y）：特別教育研究経費（⑩）を対象。

H（y）：入学料収入（④）、授業料収入（⑤）、その他収入（⑫）を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

B（y）＝ I（y）－J（y）

(1) I（y）＝I（y）

(2) J（y）＝J（y－1）＋K（y）

［K（y）＝J’（y）×λ（係数）－J’（y）］

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I（y）：一般診療経費（⑬）、債務償還経費（⑭）、附属病院特殊要因経費（⑮）を対象。

J（y）：附属病院収入（⑯）を対象。（J’（y）は、平成 16 年度附属病院収入予定額。K（y）は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

C（y）＝L（y）＋M（y）

（1）L（y）＝L（y－1）×α（係数）

（2）M（y）＝M（y）

L（y）：一般管理費（①）を対象。

M（y）：特殊要因経費（⑪）を対象。

【諸係数】

α（アルファ）：効率化係数。△1%とする。

β（ベータ）：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ（ガンマ）：教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε（ｲﾌﾟｼﾛﾝ）：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

	λ（ラムダ）：経営改善係数。2%とする。平成 17 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。 注）運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。 　なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17 年度以降は 16 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。 注）施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。 注）施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。 注）自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、本学の近年の実績を考慮し試算した収入予定額を計上している。 注）産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。 注）業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成 16 年度予算に基づき試算した支出予定額を計上している。 注）産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。 注）長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注）運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は 1 とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成 16 年度～平成 21 年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
費用の部	514,393
経常費用	514,393
業務費	468,970
教育研究経費	71,961
診療経費	71,115
受託研究費等	24,011
役員人件費	1,390
教員人件費	191,775
職員人件費	108,718
一般管理費	15,367
財務費用	7,069
雑損	0
減価償却費	22,987
臨時損失	0
収入の部	529,908
経常収益	529,898
運営費交付金	265,500
授業料収益	49,546
入学金収益	8,441
検定料収益	1,845
附属病院収益	151,853
受託研究等収益	24,011
寄附金収益	11,117
財務収益	58

雑益	2,352
資産見返運営費交付金等戻入	6,242
資産見返寄付金戻入	176
資産見返物品受贈額戻入	8,757
臨時利益	10
純利益	15,515
総利益	15,515

注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 16 年度～平成 21 年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
資金支出	600,696
業務活動による支出	483,142
投資活動による支出	56,251
財務活動による支出	54,486
次期中期目標期間への繰越金	6,817
資金収入	600,696
業務活動による収入	534,634
運営費交付金による収入	281,852
授業料及入学金検定料による収入	62,901
附属病院収入	151,853
受託研究収入	24,011
寄附金収入	11,665
その他の収入	2,352
投資活動による収入	44,358
施設費による収入	44,358

その他の収入	0
財務活動による収入	14,887
前期中期目標期間よりの繰越金	6,817

注）施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務･経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注）前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額を含む。

Ⅶ　短期借入金の限度額

○　短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

122 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○担保計画

「病棟・診療棟」、「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

Ⅸ　剰余金の使途

○　決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

Ⅹ　その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 （百万円）	財　源
・元岡団地 研究教育棟Ⅱ ・元岡団地 研究教育棟Ⅲ ・元岡団地 実験研究棟 ・元岡団地 基幹・環境整備 ・元岡団地 実験施設等 ・元岡団地 基幹・環境整備 ・九州大学病院 病棟・診療棟 ・九州大学病院 基幹・環境整備 ・小規模改修 ・九州大学（元岡） 研究教育棟Ⅰ施設整備事業（PFI） ・九州大学病院 脳神経病疾患低浸襲手術システム 腫瘍総合治療管理システム 固定癌解析診断システム ・不動産購入費 ・災害復旧工事	総額 35,155	施設整備費補助金 （17,868） 長期借入金 （14,887） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （2,400）

注 1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況

	等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 注 2）小規模改修について 17 年度以降は 16 年度と同額として試算している。 　なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。
	2. 人事に関する計画 （参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 256,109 百万円（退職手当は除く） ◎教員の人事に関する計画 ○「教員人事の基本方針」及び「教員選考規程」を策定し、教員の多様性・流動性を高め教育研究の活性化を促進する。 ・多様な経歴を持つ者、他大学出身者、女性、外国人等を積極的に採用する。 ・採用等は、公開公募を原則とし、任期制の導入を積極的に推進する。 ・教育研究業績や社会貢献の実績を適切に評価するため業績評価を実施する。 ・業績評価の結果は、給与のインセンティブ附与や任期付教員の再任審査に供する。 ・定年退職教授の後任補充にあたっては、その教育研究分野等について、全学的審議機関（将来計画委員会等）の審議を経たうえで行う。 ○「教員の人員管理要領」を策定し、教員の弾力的配置を可能とするなど、法人化のメリットを活かした人事システムを導入する。

・既定の第 10 次定員削減計画を法人の下でも続行する。
・部局配置教員数の一定率にあたる数の後任補充を凍結し、全学教育や知的財産本部等の本学の戦略的部門に重点的に配置する。
○外部資金（競争的研究費等）の導入を促進し、研究体制の充実を図る。
・本学の研究プロジェクト等を推進し、優秀な研究者を確保するため、外部資金による雇用が可能となるよう「学術研究員」制度を新たに設ける。
・業績顕著で相当の競争的研究費等を獲得した教授は、定年後も「特任教授」として登用し本学の学術研究の活性化を図る。特任教授は年俸制も可能とする。
◎事務職員等の人事に関する計画
○事務職員等は、原則として九州地区の国立大学法人が共同で実施する採用試験の合格者から採用する。
○実務経験や資格を持つ者をもって充てるほうが有用である業務（高度専門業務）には、採用試験によらないことも可能とし，実務専門家の登用を推進する。
○既定の第 10 次定員削減計画を法人の下でも続行する。
○外部委託によるほうがより効率的である業務は、外部委託を推進する。
○九州地区国立大学法人等との人事交流を推進し、人材養成に資するとともに組織の活性化を図る。
○専門研修の充実を図るほか、長期海外研修、民間派遣研修等を充実し、大学の戦略的部門や教育研究における支援能力のレベルアップを図る。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

（PFI 事業）

（元岡）研究教育棟 I 施設整備事業

・事業総額：　14,493,485　千円

・事業期間：　平成 15～29 年度（15 年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20
施設整備費補助金	0	0	815	813	830
運営費交付金	0	0	361	397	380

H21	中期目標期間小計	次期以降事業費	総事業費
848	3,307	7,467	10,774
363	1,501	2,218	3,720

（長期借入金）

（単位：百万円）

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20
長期借入金償還金	2,569	2,996	3,439	3,553	3,663

H21	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
3,956	20,176	39,892	60,068

（リース資産）

なし

4. 災害復旧に関する計画

平成 16 年 8 月に発生した台風 16 号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表（学部、学府、研究院）		表（収容定員）	
学部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 芸術工学部 農学部	平成16年度	文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　980 人 経済学部　1,040 人 理学部　1,134 人 医学部　888 人 （うち医師養成に係る分野 600 人） 歯学部　350 人 （うち歯科医師養成に係る分野 350 人） 薬学部　320 人 工学部　3,228 人 芸術工学部　808 人 農学部　928 人
学府	人文科学府 比較社会文化学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 理学府 数理学府 システム生命科学府 医学系学府 歯学府 薬学府 工学府 芸術工学府 システム情報科学府 総合理工学府 生物資源環境科学府		人文科学府　196 人 （うち修士課程　112 人 博士後期課程　84 人） 比較社会文化学府　220 人 （うち修士課程　100 人 博士後期課程　120 人） 人間環境学府　322 人 （うち修士課程　190 人 博士後期課程　132 人） 法学府　232 人 （うち修士課程　133 人 博士後期課程　99 人） 法務学府　100 人 （うち専門職学位課程　100 人） 経済学府　259 人 （うち修士課程　94 人 博士後期課程　75 人 専門職学位課程　90 人） 理学府　519 人
	人文科学府 比較社会文化学府 人間環境学府 法学府		

研究院	経済学研究院 言語文化研究院 理学研究院 数理学研究院 医学研究院 歯学研究院 薬学研究院 工学研究院 芸術工学研究院 システム情報科学研究院 総合理工学研究院 農学研究院
附置研究所	生体防御医学研究所 応用力学研究所※ 先導物質化学研究所
医療技術短期大学部	看護学科 診療放射線技術学科 衛生技術学科

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

（うち修士課程　302 人
　博士後期課程　217 人）

数理学府　211 人
（うち修士課程　108 人
　博士後期課程　103 人）

システム生命科学府　76 人
（うち博士課程　76 人
（5 年一貫制））

医学系学府　597 人
（うち修士課程　40 人
　博士後期課程　9 人
　博士課程　508 人
　専門職学位課程　40 人）

歯学府　172 人
（うち博士課程　172 人）

薬学府　188 人
（うち修士課程　110 人
　博士後期課程　78 人）

工学府　905 人
（うち修士課程　528 人
　博士後期課程　377 人）

芸術工学府　216 人
（うち修士課程　156 人
　博士後期課程　60 人）

システム情報科学府　384 人
（うち修士課程　230 人
　博士後期課程　154 人）

総合理工学府　556 人
（うち修士課程　328 人
　博士後期課程　228 人）

生物資源環境科学府　559 人
（うち修士課程　322 人
　博士後期課程　237 人）

医療技術短期大学部
　看護学科　80 人

		診療放射線技術学科　40 人 衛生技術学科　40 人
	平成17年度	文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　920 人 経済学部　1,020 人 理学部　1,126 人 医学部　1,048 人 （うち医師養成に係る分野 600 人） 歯学部　350 人 （うち歯科医師養成に係る分野 350 人） 薬学部　320 人 工学部　3,222 人 芸術工学部　808 人 農学部　922 人
		人文科学府　196 人 （うち修士課程　112 人 博士後期課程　84 人） 比較社会文化学府　220 人 （うち修士課程　100 人 博士後期課程　120 人） 人間環境学府　340 人 （うち修士課程　178 人 博士後期課程　132 人 専門職学位課程　30 人） 法学府　197 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　87 人） 法務学府　200 人 （うち専門職学位課程　200 人） 経済学府　256 人 （うち修士課程　94 人 博士後期課程　72 人 専門職学位課程　90 人） 理学府　510 人

		（うち修士課程　300 人 博士後期課程　211 人） 数理学府　210 人 （うち修士課程　108 人 博士後期課程　102 人） システム生命科学府　114 人 （うち博士課程　114 人 （5 年一貫制）） 医学系学府　588 人 （うち修士課程　40 人 博士課程　508 人 専門職学位課程　40 人） 歯学府　172 人 （うち博士課程　172 人） 薬学府　188 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　78 人） 工学府　907 人 （うち修士課程　530 人 博士後期課程　377 人） 芸術工学府　216 人 （うち修士課程　156 人 博士後期課程　60 人） システム情報科学府　383 人 （うち修士課程　230 人 博士後期課程　153 人） 総合理工学府　556 人 （うち修士課程　328 人 博士後期課程　228 人） 生物資源環境科学府　553 人 （うち修士課程　322 人 博士後期課程　231 人）
		文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　860 人

	平成18年度	経済学部　1,000 人 理学部　1,118 人 医学部　1,208 人 （うち医師養成に係る分野 600 人） 歯学部　350 人 （うち歯科医師養成に係る分野 350 人） 薬学部　320 人 工学部　3,216 人 芸術工学部　808 人 農学部　916 人
		人文科学府　196 人 （うち修士課程　112 人 博士後期課程　84 人） 比較社会文化学府　220 人 （うち修士課程　100 人 博士後期課程　120 人） 人間環境学府　358 人 （うち修士課程　166 人 博士後期課程　132 人 専門職学位課程　60 人） 法学府　185 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　75 人） 法務学府　300 人 （うち専門職学位課程　300 人） 経済学府　256 人 （うち修士課程　94 人 博士後期課程　72 人 専門職学位課程　90 人） 理学府　510 人 （うち修士課程　300 人 博士後期課程　210 人） 数理学府　210 人 （うち修士課程　108 人 博士後期課程　102 人）

		システム生命科学府　152 人 （うち博士後期課程　152 人 （5 年一貫制）） 医学系学府　588 人 （うち修士課程　40 人 博士課程　508 人 専門職学位課程　40 人） 歯学府　172 人 （うち博士課程　172 人） 薬学府　188 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　78 人） 工学府　908 人 （うち修士課程　530 人 博士後期課程　378 人） 芸術工学府　216 人 （うち修士課程　156 人 博士後期課程　60 人） システム情報科学府　383 人 （うち修士課程　230 人 博士後期課程　153 人） 総合理工学府　556 人 （うち修士課程　328 人 博士後期課程　228 人） 生物資源環境科学府　553 人 （うち修士課程　322 人 博士後期課程　231 人）
	平成19年度	文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　800 人 経済学部　1,000 人 理学部　1,118 人 医学部　1,208 人 （うち医師養成に係る分野 600 人）

歯学部　350 人
（うち歯科医師養成に係る分野 350 人）
薬学部　320 人
工学部　3,216 人
芸術工学部　808 人
農学部　916 人

人文科学府　196 人
（うち修士課程　112 人
博士後期課程　84 人）
比較社会文化学府　220 人
（うち修士課程　100 人
博士後期課程　120 人）
人間環境学府　358 人
（うち修士課程　166 人
博士後期課程　132 人
専門職学位課程　60 人）
法学府　185 人
（うち修士課程　110 人
博士後期課程　75 人）
法務学府　300 人
（うち専門職学位課程　300 人）
経済学府　256 人
（うち修士課程　94 人
博士後期課程　72 人
専門職学位課程　90 人）
理学府　510 人
（うち修士課程　300 人
博士後期課程　210 人）
数理学府　210 人
（うち修士課程　108 人
博士後期課程　102 人）
システム生命科学府　190 人
（うち博士後期課程　190 人
（5 年一貫制））
医学系学府　588 人

		（うち修士課程　40 人 博士課程　508 人 専門職学位課程　40 人） 歯学府　172 人 （うち博士課程　172 人） 薬学府　188 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　78 人） 工学府　908 人 （うち修士課程　530 人 博士後期課程　378 人） 芸術工学府　216 人 （うち修士課程　156 人 博士後期課程　60 人） システム情報科学府　383 人 （うち修士課程　230 人 博士後期課程　153 人） 総合理工学府　556 人 （うち修士課程　328 人 博士後期課程　228 人） 生物資源環境科学府　553 人 （うち修士課程　322 人 博士後期課程　231 人）
	平成20年度	文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　800 人 経済学部　1,000 人 理学部　1,118 人 医学部　1,208 人 （うち医師養成に係る分野 600 人） 歯学部　350 人 （うち歯科医師養成に係る分野 350 人） 薬学部　320 人 工学部　3,216 人 芸術工学部　808 人

	農学部　916 人
	人文科学府　196 人 （うち修士課程　112 人 博士後期課程　84 人） 比較社会文化学府　220 人 （うち修士課程　100 人 博士後期課程　120 人） 人間環境学府　358 人 （うち修士課程　166 人 博士後期課程　132 人 専門職学位課程　60 人） 法学府　185 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　75 人） 法務学府　300 人 （うち専門職学位課程　300 人） 経済学府　256 人 （うち修士課程　94 人 博士後期課程　72 人 専門職学位課程　90 人） 理学府　510 人 （うち修士課程　300 人 博士後期課程　210 人） 数理学府　210 人 （うち修士課程　108 人 博士後期課程　102 人） システム生命科学府　190 人 （うち博士課程　190 人 （5 年一貫制）） 医学系学府　588 人 （うち修士課程　40 人 博士課程　508 人 専門職学位課程　40 人） 歯学府　172 人 （うち博士課程　172 人）

		薬学府　188 人 （うち修士課程　110 人 博士後期課程　78 人） 工学府　908 人 （うち修士課程　530 人 博士後期課程　378 人） 芸術工学府　216 人 （うち修士課程　156 人 博士後期課程　60 人） システム情報科学府　383 人 （うち修士課程　230 人 博士後期課程　153 人） 総合理工学府　556 人 （うち修士課程　328 人 博士後期課程　228 人） 生物資源環境科学府　553 人 （うち修士課程　322 人 博士後期課程　231 人）
	平成21年度	文学部　640 人 教育学部　200 人 法学部　800 人 経済学部　1,000 人 理学部　1,118 人 医学部　1,208 人 （うち医師養成に係る分野 600 人） 歯学部　350 人 （うち歯科医師養成に係る分野 350 人） 薬学部　320 人 工学部　3,216 人 芸術工学部　808 人 農学部　916 人
		人文科学府　196 人 （うち修士課程　112 人 博士後期課程　84 人）

比較社会文化学府　220 人
（うち修士課程　100 人
博士後期課程　120 人）
人間環境学府　358 人
（うち修士課程　166 人
博士後期課程　132 人
専門職学位課程　60 人）
法学府　185 人
（うち修士課程　110 人
博士後期課程　75 人）
法務学府　300 人
（うち専門職学位課程　300 人）
経済学府　256 人
（うち修士課程　94 人
博士後期課程　72 人
専門職学位課程　90 人）
理学府　510 人
（うち修士課程　300 人
博士後期課程　210 人）
数理学府　210 人
（うち修士課程　108 人
博士後期課程　102 人）
システム生命科学府　190 人
（うち博士後期課程　190 人
（5 年一貫制））
医学系学府　588 人
（うち修士課程　40 人
博士課程　508 人
専門職学位課程　40 人）
歯学府　172 人
（うち博士課程　172 人）
薬学府　188 人
（うち修士課程　110 人
博士後期課程　78 人）
工学府　908 人

		工学府　908 人 （うち修士課程　530 人 博士後期課程　378 人） 芸術工学府　216 人 （うち修士課程　156 人 博士後期課程　60 人） システム情報科学府　383 人 （うち修士課程　230 人 博士後期課程　153 人） 総合理工学府　556 人 （うち修士課程　328 人 博士後期課程　228 人） 生物資源環境科学府　553 人 （うち修士課程　322 人 博士後期課程　231 人）

〔註〕九州大学ホームページ。

823　第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

国立大学法人九州大学

1　全体評価

九州大学は、伊都キャンパスへの統合移転と、新病院の建設という 2 大プロジェクトを推進しており、これらを円滑に推進していくことを重要なテーマとして事業を展開しながら、「教育憲章」、「学術憲章」に掲げられた使命・理念を具現化するために「4＋2＋4 アクションプラン」の行動計画を推進するとともに、5 つの活動指針のもと教育・研究・診療においてアジアに開かれた世界の拠点大学として様々な活動を展開しており、成果を上げている。

中期目標期間の業務実績の状況は、平成 16～19 年度までの評価では、「研究に関する目標」の項目で中期目標の達成状況が「非常に優れている」ほか、それ以外の項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であった。平成 20、21 年度の状況を踏まえた結果、「研究に関する目標」及び「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の項目で中期目標の達成状況が「非常に優れている」ほか、それ以外の項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。業務実績のうち、主な特記事項は以下のとおりである。

教育については、多様な外国語科目の提供や英語科目における習熟度別クラス編成の導入により教育効果が上がっているほか、体験型授業科目を設置し社会との交流による実践的な教育の実施、アジア地域の大学との単位互換による国際的な学生交流の促進等、学外交流に基づく教育活動が活発に行われている。

研究については、アジア地域に隣接する九州地域という視点からの地域文化に関する多彩な研究やアジアの様々な課題に取り組む研究を展開しているほか、多数の企業や公的機関との組織対応型連携の体制の構築等、地域の要請に応える取組を行っている。また、多くの研究拠点が着実に形成されているとともに、個人や部局の垣根を越えた新科学領域への展開を目指す研究を幅広く推進しているなど成果を上げている。

社会連携・国際交流等については、社会人等に対し大学院への入学を支援する「再チャレンジ支援プログラム」の創設、九州地域の産業・経済・環境・市民生活等に関する共同研究を通じた課題解決活動の実施、アジア学生交流プログラムの実施、アジア地域を中心とした開発途上国への協力事業の展開等の取組において効果が現れている。

業務運営については、女性研究者支援に係る諸事業を着実に実施し、女性教員数及び女性教員比率が増加するなど取組の成果が現れており、評価できる。この他、教育研究組織の「5 年目評価、10 年以内組織見直し」制度の導入により、将来構想とその実現に向けた取組が効果的に展開されている。

財務内容については、「教員研究費獲得支援プラン」等の実施により、外部資金及び科学研究費補助金の獲得額が増加するなど取組の効果が現れている。また、効果的な外部委託の実施、資材機器の共同利用化等による経費抑制等により、業務の効率化と経費節減の成果を上げている。

施設設備の整備・活用等については、福岡県、福岡市及び地元自治体や産業界等と連携し、伊都キャンパスを核とした「九州大学学術研究都市」構想を推進するとともに、平成 19 年度の工学系の移転完了に続き、平成 20 年度には全学教育の場となる「センターゾーン」を整備し、平成 21 年度から全学教育を含む新たな教育研究を開始している。

2　項目別評価

Ⅰ．教育研究等の質の向上の状況

（Ⅰ）教育に関する目標

1．評価結果及び判断理由

【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	「教育に関する目標」に係る中期目標（4 項目）のうち、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。
（参考）	
平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。	
【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	「教育に関する目標」に係る中期目標（4 項目）のうち、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

2.　各中期目標の達成状況

①　教育の成果に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	平成 16～19 年度の評価結果は「教育の成果に関する目標」の下に定められている具体的な目標（4 項目）のうち、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○　中期計画「充実した外国語教育により、国際化が一層進行する現代社会の様々な要求に応え得る能力の基盤を形成する」について、外国語教育の充実のため多様な外国語科目の提供や英語科目における習熟度別クラス編成を導入したことは、多種の第 2 外国語が幅広く履修され、また、単位修得状況・成績状況からみて教育効果の向上が確認される点で、優れていると判断される。

○　中期目標で「大学院において研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ職業人を育成する」としていることについて、多数の教育プログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の支援事業にも採択されており、教育成果の向上に寄与するための様々な取組が意欲的に行われていることは、優れていると判断される。

（特色ある点）

○　中期計画で「専門職大学院を整備・充実する」としていることについて、平成18年度から４つの専門職大学院により、それぞれの資源の相互有効活用を図る目的で、専門職大学院コンソーシアムを設置し、これにより専門職大学院の特色ある科目の相互履修等が実施されていることは、特色ある取組であると判断される。

②　教育内容等に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	平成16～19年度の評価結果は「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（8項目）のうち、3項目が「良好」、5項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。 平成20、21年度の達成状況を踏まえた結果は、3項目が「良好」、5 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○　中期目標「大学院課程：新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程の整備と指導体制の改善を図る」について、全学の教育力を総合的に活用する共通教育プログラムの実施や各学府における英語による授業科目の開講が行われていることは、これら取組の一部が科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラム等に採択され、また、開講科目数や受講者数等からも実効的に機能していると認められる点で、優れていると判断される。

○　中期計画で「インターンシップなど、体験型の科目を設置する」及び「アジア地域の大学への留学を促進する」としていることについて、各学府とも体験型授業科目を設置し、社会との交流による実践的な教育を実施していることや、アジア地域の大学との単位互換を伴う国際的な学生交流の促進により交換留学生が増大していること等、学外交流に基づく教育活動が活発に推進されていることは、優れていると判断される。

（特色ある点）

○　中期目標で「高校教育から大学教育への接続、大学院教育への接続を視野に入れた、教育内容や実施形態の体系性を確保する」としていることについて、学士課程において、ボランティア活動の単位認定制度の確立、総合選択履修方式の実施、一定の制限を付した上で大学院開講科目を受講可能とするなど、 総合大学の

教育資源を柔軟に活用し、学生が多様な科目を履修できる環境を提供していることは、特色ある取組であると判断される。

③　教育の実施体制等に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	平成 16～19 年度の評価結果は「教育の実施体制等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（5 項目）のうち、1 項目が「非常に優れている」、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況が良好である」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、1 項目が「非常に優れている」、2 項目が「良好」、2 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育の実施体制」の結果も勘案して、総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○　中期計画で「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）によって、教育内容等改善のための開発研究を支援する」としていることについて、P&P「大学院及び学部教育改善の支援」として、教育に関する重要課題を全学的に定めてその開発を支援し、終了課題については、研究成果発表会を実施することで開発成果を全学的に共有し有効に活用していることは、優れていると判断される。

○　中期目標「附属図書館は、新しい学術情報の在り方に適応する機能を備えるとともに、利用者のニーズに応じて効果的にサービスを提供する」について、電子的サービスの充実や電子的文献サービス提供数の増加、日韓間の文献サービスの活発な利用等、高い充実度を有する電子図書館機能が効果的に機能し、アジア重視の姿勢を反映したアジアの大学図書館との交流活動が意欲的に行われていることは、優れていると判断される。

（特色ある点）

○　教員組織編制に関して、学府・研究院制度を活用し、法務学府（法科大学院）の設置等、種々の柔軟な教員組織の運用を行っていることは、特色ある取組であると判断される。

④　学生への支援に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況がおおむね良好である
（判断理由）	平成 16～19 年度の評価結果は「学生への支援に関する目標」の下に定められている具体的な目標（3 項目）のうち、2 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況が良好である」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、2 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果を総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○　中期計画で「九州大学学生後援会を発展・充実させる」としていることについて、教職員と学生の保護者で構成されている九州大学学生後援会の募集努力等によって、九州大学学生後援会への加入率が増加傾向にあり、加入数が増加したことよって、奨学金枠の拡大、福岡県西方沖地震の被災学生支援等、支援活動が拡大していることは、優れていると判断される。

○　中期計画「学部生・大学院生の就職活動への相談体制、支援策を充実する」について、就職活動の相談及び支援に関する体制を法人化以後大幅に充実・強化し、就職相談件数の増加や博士人材に特化したキャリア支援等の多様な取組が、良好な就職状況につながっていることは、優れていると判断される。

（Ⅱ）研究に関する目標

1．評価結果及び判断理由

【評価結果】	中期目標の達成状況が非常に優れている
（判断理由）	「研究に関する目標」に係る中期目標（2 項目）のうち、1 項目が「非常に優れている」、1 項目が「良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

（参考）

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評価結果】	中期目標の達成状況が非常に優れている
（判断理由）	「研究に関する目標」に係る中期目標（2 項目）のうち、1 項目が「非常に優れている」、1 項目が「良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

2．各中期目標の達成状況

①　研究水準及び研究の成果等に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況が非常に優れている
（判断理由）	平成 16～19 年度の評価結果は「研究水準及び研究の成果等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（3 項目）のうち、2 項目が「非常に優れている」、1 項目が「良好」であったことから、「中期目標の達成状況が非常に優れている」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、3 項目のすべてが「非常に優れている」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「研究活動の状況」「研究成果の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○　中期計画で「地域文化の研究及び産官学共同研究などを通して、社会に資する研究を推進する」及び「アジアへの展開を目指した研究を展開する」としていることについて、地域社会との連携・協力を強化し、九州地域の産業・経済・環境・市民生活等に関する研究に取り組むことで、 共同研究、 技術移転等、 産学連携関係の実績が年々増加していること、また、アジア総合政策センターを設置し、これを基軸に 21 世紀 COE プログラムによる東アジアの大学と東アジア史研究コンソーシアムを構築するなど、アジア地域に隣接している九州地域という視点からの地域文化に関する多彩な研究やアジアの様々な課題に取り組む研究を展開していることは、優れていると判断される。

○　中期目標「国際的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す」について、5 つの戦略的教育研究拠点としての研究センターの設置、21 世紀 COE プログラムとして国家科学技術戦略に直結する事業に 4 件の採択、グローバル COE プログラムとして 2 件の採択、経済産業省大型研究プロジェクトとして 2 件の採択、科学技術振興調整費による「先端融合医療レドックスナビ研究拠点」の採択、また 21 世紀 COE プログラムを端緒とした「水素プロジェクト」（水素利用技術研究センターの設置、産業技術総合研究所との包括連携による研究開発事業、 水素材料先端科学研究センター実験棟の設置）等、各種研究拠点が着実に形成されていることは、優れていると判断される。

○　中期計画で「九州大学と九州芸術工科大学それぞれの成果を基に、芸術的感性と諸科学が融合した研究領域の創造に取り組む」としていることについて、科学技術振興調整費によって「ユーザーサイエンス機構」が設置され、21 世紀 COE プログラム「感性に基づく人工環境デザイン研究拠点」において、感覚的特性の

定着化をテーマに研究と教育が行われ、その成果に基づき大学院修士・博士後期課程に「デザイン人間科学コース」が設置されたことは、優れていると判断される。

○　中期計画で「企業との組織対応型（包括的）連携研究を推進する」としていることについて、企業及び公的機関との組織対応型連携の体制を構築し、現在、50 機関との間で 43 件の多様な組織対応型連携による研究活動を活発に推進するとともに、地域中小企業等からの技術開発支援の要請に応える体制も構築したことは、優れていると判断される。

○　中期計画「個人及び部局の個別専門研究の下で創造された新しい概念を基に、個人研究の枠や部局の垣根を越えた基礎応用結合型の新科学領域への展開を推進する」について、平成 20 年度に「新炭素資源学」が、平成 21 年度に「自然共生社会を拓くアジア保全生態学」がそれぞれ「学際、複合、新領域」分野においてグローバル COE プログラムに採択されており、個人や部局の垣根を越えた新科学領域への展開を目指す研究を幅広く推進するなど成果を上げていることは、優れていると判断される。（平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点）

（特色ある点）

○　中期計画で「海洋大気力学、プラズマ材料力学、及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する」としていることについて、応用力学研究所における全国共同利用研究として、「力学」「大気海洋」「核融合・プラズマ」の 3 分野において、多数の全国共同利用研究を実施していること、また、国際共同研究を多数（32 件）実施していることは、特色ある取組であると判断される。

（顕著な変化が認められる点）

○　中期計画「個人及び部局の個別専門研究の下で創造された新しい概念を基に、個人研究の枠や部局の垣根を越えた基礎応用結合型の新科学領域への展開を推進する」について、平成 16～19 年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成 20、21 年度の実施状況においては、平成 20 年度に「新炭素資源学」が、平成 21 年度に「自然共生社会を拓くアジア保全生態学」がそれぞれ「学際、複合、新領域」分野においてグローバル COE プログラムに採択され、グローバルな視点で若手研究人材を育成するプログラムや俯瞰的リーダーを養成するプログラムを実践している。また、先端融合医療創成センターを設置し、従来のプロジェクトの枠組みを超えた新たな融合プロジェクトを促進するとともに、高度な人材育成を視野に入れた水素エネルギーの研究拠点としての活動を開始するなど、個人や部局の垣根を越えた新科学領域への展開を目指す研究を幅広く推進していることから、「良好」となった。

② 研究実施体制等の整備に関する目標

【評価結果】	中期目標の達成状況が良好である
（判断理由）	平成 16～19 年度の評価結果は「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標（5 項目）のうち、1 項目が「非常に優れている」、3 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況が良好である」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、1 項目が「非常に優れている」、3 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果を総合的に判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

○ 中期計画で「国際的中核的研究拠点を維持・発展させるための研究環境を整備する」としていることについて、大型研究プロジェクトに対する全学的な支援体制として、特定研究支援部を設置し、同部に所属する 5 つの支援室による一元的、機動的な支援が実施されており、また、世界トップレベルの研究施設として「水素材料先端科学研究センター実験棟」が設置され、産業技術総合研究所との連携により、水素プロジェクトの進展に寄与していることは、優れていると判断される。

○ 中期目標「研究交流及び研究公開に関する情報システム環境を充実する」について、情報ネットワークを活用して学術情報を発信・活用するため、国内外からのアクセスが月 10 万件を超える「九州大学研究者情報」とリンクしながら、研究論文等の研究内容を直接に確認できるシステムとして、「九州大学 Seeds 集」や「九州大学学術情報リポジトリ（QIR）」を整備しており、また、附属図書館において、学内の研究成果物を収集・発信する機関リポジトリシステムを構築・運用し約 7,000 件を超えるコンテンツを登録し、 実効的に機能していることは、優れていると判断される。

（顕著な変化が認められる点）

○ 中期計画「システム LSI の応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する」について、平成 16～19 年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成 20、21 年度の実施状況においては、九州大学システム LSI 研究センターにおいて、平成 21 年度からバングラデシュのグラミン銀行と共同で IC カード式電子通帳の実証実験に着手するほか、継続的な省エネルギーシス

テム LSI 技術の研究が評価され、平成 21 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰若手科学者賞を受賞するなどの成果を上げていることから、「良好」となった。

（Ⅲ）その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】　中期目標の達成状況が良好である
（判断理由）　「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標（1 項目）が「良好」であることから判断した。
（参考）
平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。
【評価結果】　中期目標の達成状況が良好である
（判断理由）　「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標（1 項目）が「良好」であることから判断した。

2. 各中期目標の達成状況

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

【評価結果】　中期目標の達成状況が良好である
（判断理由）　平成 16～19 年度の評価結果は「社会との連携、国際交流等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（10 項目）のうち、5 項目が「非常に優れている」、4 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況が良好である」であった。
平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、5 項目が「非常に優れている」、4 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果を総合的に判断した。

＜特記すべき点＞
（優れた点）
○　中期目標で「教育面における大学と社会との連携を強化する」及び「大学が保有する情報・施設等教育資源を広く社会に開放する」としていることについて、社会人等に対し大学院への入学を支援する「再チャレンジ支援プログラム」を創設し就学機会の拡大を図っていること、科学技術関係人材のキャリアパス多様化

促進事業を受託し博士人材に対するインターンシップを推進していること、福岡県図書館協会設立による加盟公共図書館等との相互貸借サービスが行われていること、図書館医学分館による患者家族支援サービス等の医療情報の提供を行っていること等、社会との連携に関する事業が積極的に展開され効果的に機能していることは、優れていると判断される。

○　中期目標「地域社会及びアジアを核とした国際社会との研究における連携・協力を推進する」について、九州地域の産業・経済・環境・市民生活等に関する共同研究等を通じて課題解決活動が実施されていること、九州大学学術研究都市推進機構（OPACK）の設立による水素キャンパス関連研究を展開していること、外国同窓会の設置やアジア重視の姿勢を反映した地域企業との協力によるアジア・海外ネットワークが強化されていることは、地域及びアジアとの連携に関する研究活動が活発に推進され実質的に機能している点で、優れていると判断される。

○　アジアとの交流を中心とした国際交流事業に関して、平成 16 年度からアジア学長会議を主催しており、その参加大学との間でアジア学生交流プログラムを実施し、相互学生受入れ実績が着実に推移している。また、多数の国際会議・学会の開催、一般市民を対象としたアジア理解プロジェクトの実施等、アジア地域との交流も意欲的に推進されていることは、優れていると判断される。

○　中期目標で「教育における国際貢献の観点から、一層多くの資質の高い留学生を受け入れる」としていることについて、アジア学生交流プログラム、短期留学プログラム等の海外派遣・受入れ体制の整備・充実を行い、外国人短期留学コース JTW（Japan n Today's World）等の留学プログラム受入れ・派遣学生数が平成 16 年度 190 名から平成 19 年度 296 名に増加しており、また私費・国費外国人留学生等の受入れ数も毎年度 1,000 名を超えていることは、優れていると判断される。

○　中期目標「拠点大学に相応しい規模と内容を持つ国際共同研究及び国際会議を積極的に推進することを通じて、世界規模での大学間の連携を強化する」について、国際交流プロジェクトの拠点としてアジアの拠点校にブランチオフィスを設置し、日本学術振興会との連携協力による国際的共同研究を 10 機関との間で 7 件実施するとともに、加えて多くのシンポジウムやセミナーを開催していることは、教育研究活動の情報発信を推進し国際的連携の強化が図られている点で、優れていると判断される。

○　中期目標「アジアを中心とする開発途上国に対する教育研究、技術開発、人材育成を実践的・持続的に展開する」について、国際協力機構（JICA）や各種国際機関の協力事業として、国際協力機構との協力の下、歯学教育研修コースにおけ

る研修生受入れや開発途上国への専門家派遣が毎年度一定の実績を維持して実施され、また、国際協力銀行（JBIC）が公示する事業へ採択されたことによる国際協力活動等、アジア地域を中心とした開発途上国への協力事業が意欲的に展開されていることは、優れていると判断される。

（特色ある点）

○　中期計画で「インターネットを利用した遠隔教育等により、アジアにおける高度な教育を実施できる体制を整備する」としていることについて、交流協定締結校である忠南大学校を韓国側拠点校として拠点大学交流方式事業「次世代インターネット技術のための研究開発と実証実験」を実施していること、ビジネススクールにおいて中国及び韓国とのリアルタイム・オンデマンド授業を実施していることは、九州大学の掲げる「アジアにおける拠点大学としての役割」を果たしている点で、特色ある取組であると判断される。

(2) 附属病院に関する目標

臨床教育研修センターを中心に、小児科・産婦人科プログラムを新たに策定して充実を図っており、また、他大学病院と連携した幅広い専門医研修プログラムの構築に取り組んでいる。診療では、臓器別診療科再編成、検査部門の一元化、クリティカルケアセンター等の総合的・集学的センターの設置と整備、クリティカルパスの充実等、医療安全管理部の強化や診療体制の基盤強化に取り組んでいる。

今後、引き続き、中核的医療機関として地域からの要請の高い高度医療を提供するとともに、トランスレーショナルリサーチ（橋渡し研究）拠点として、新たな医療の開発・臨床応用を行うためのさらなる取組が期待される。

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

（教育・研究面）

○　臨床教育研修センターや内視鏡外科手術トレーニングセンター等を整備し、多彩な研修プログラムの充実や研修支援体制整備の充実を図っている。

○　優れた研究者の養成のため、臨床研究従事者全員に講習会の受講を義務づけ、認定された者だけが臨床研究に参加できる「臨床研究認定制度」を導入している。

○　IT 技術を活用した情報交換や医療連携の推進について、アジア・世界に開かれた診療教育拠点形成として「アジア遠隔医療開発センター」を開設し、国内外接続拠点の拡充を図っている。

（診療面）

○　臓器別診療体制を整備するとともに、「禁煙外来」、「漢方外来」等、専門外来を開設している。また、「小児医療センター」においては、診察室や廊下を小児患者

の立場にあわせたデザインとすることによって、財団法人日本産業デザイン振興会のグッドデザイン特別賞を受賞している。

○　救命救急センターの設置や脳卒中ホットラインを活用した救急患者の受入れ等、高度先進医療を担う大学病院としての役割を果たしている。

○　「油症ダイオキシン研究診療センター」を開設し、昭和 43 年のカネミ食用油による食中毒（油症）の治療法開発と発症機序解明を推進している。

（運営面）

○　病院長の強力なリーダーシップの下、年 3 回病院長報告会を開催して病院の経営状況、将来計画等を直接職員に説明し、教職員が一丸となって病院改革・経営の効率化に取り組んでいる。

○　管理会計システムから得られた部門ごとの収益等に関するデータの経年比較（平成 19～20 年度）を行い、改善努力が見られる診療科等については、インセンティブの付与を行うなど、教職員のモチベーションの向上を図っている。

Ⅱ．　業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

［①運営体制の改善、②教育研究組織の見直し、③人事の適正化、④事務等の効率化・合理化］

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　女性研究者支援モデル育成事業の着実な実施にとどまらず、総長裁量経費により「女性研究者リーダー養成」を継続して実施し、学内予算配分でインセンティブ付与の指標の 1 つに女性教員の在籍状況を追加しているほか、「女性研究者養成システム改革加速」事業を着実に実施しており、評価できる。また、これらの取組により平成 21 年度の女性教員数は 202 名（対平成 16 年度比 21 名増）、女性教員比率は 9.0%（対平成 16 年度比 1.2%増）となっている。

○　中長期的ビジョンとして、総長が「4＋2＋4 アクションプラン」を提示し、①4 つの重点活動分野の明確化、②2 つの方向の大学将来構想の明確化、③評価に基づく資金、スペース、人、時間の 4 つの資源の支援の経営指針を明らかにしている。また、職員の業務遂行の基準として、「責任、スピード、専門性、先見性、信頼」を掲げた「5S 運動」を実施している。これらにより、総長を中心としたリーダーシップの確立や意思の共有化の推進等、機能的な大学運営の体制構築のための諸施策を展開している。

○　高度な研究活動を推奨・支援し、活性化することを目的として「主幹教授制度」を導入し、給与面の優遇、研究プロジェクトセンターの設立、外国人教員の雇用経費の措置等を行っている。

○　大学全体の将来構想に基づいた戦略的計画的な運営を推進するため、「九大版バランス・スコアカード（QUEST-MAP）」を策定し、実践している。

○　教育研究組織の「5 年目評価、10 年以内組織見直し」制度の導入により、評価結果に基づき、複数の部局での組織改編や全学の資源配分方針の見直し等、将来構想とその実現に向けた取組が行われている。

○　より効率的・効果的な業務推進を図るため、事務局の組織を再編するとともに、文系地区 5 部局の事務部門を再編・統合するなど、事務機能の高度化を図るとともに、キャンパス移転の進捗状況を踏まえ、「伊都共通事務部」を設置し、伊都キャンパスにおける諸問題に対応している。

○　人事評価について、教員は、大学全体の基本的枠組を設定した上で、各部局でそれぞれの専門領域等に配慮した実施体制や評価方法を工夫し、各部局において平成 20 年度から開始し 3 年ごとに評価を行うこととしている。また、事務職員は、平成 21 年度に「業務遂行支援評価システム実施要領」を制定し実施している。

【評定】　中期目標の達成状況が非常に優れている

（理由）　中期計画の記載 43 事項すべてが 「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるほか、男女共同参画への積極的な取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。

（参考）

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評定】　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　中期計画の記載 43 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

（①外部研究資金その他の自己収入の増加、②経費の抑制、③資産の運用管理の改善）

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　外部資金獲得を戦略的目標として位置付け、個々の教員の競争的外部資金の申請・採択状況を把握し、教員研究費獲得支援プランによる説明会等を実施すると

ともに、部局への予算配分において、科学研究費の応募状況を指標とした「傾斜配分」の実施等により、平成 21 年度の受託研究、共同研究及び寄附金による外部資金額は 121 億 448 万円（対平成 15 年度比 70 億 7,429 万円増）、科学研究費補助金採択は 57 億 5,367 万円（対平成 15 年度比 14 億 1,767 万円増）となっている。

○　経費抑制のため、電子事務局構想の推進、効果的な外部委託の実施、各部局ごとに光熱水料をウェブサイトに公表する意識啓発、資材機器の共同利用化、価格交渉落札方式による契約の実施等に取り組み、平成 15 年度と比較した経費抑制額は、平成 16 年度から平成 21 年度までの累計で 7 億 7,181 万円となっており、取組の効果が現れている。

○　中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

【評定】　　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　　中期計画の記載 14 事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（参考）

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評定】　　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　　中期計画の記載 14 事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

〔①評価の充実、②情報公開等の推進〕

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　大学に関する各種データ及び情報を包括的に示す九州大学ファクトブック（Q-Fact）を作成し、過去 5 年間にわたる経年データの活用、その変化のグラフによる可視化、データから読み取れる特徴や課題の提示により自己点検・評価や外部評価の基礎資料等に活用している。

○　学内の教育関係の各種データを収集・分析し、これらを経年変化にして示すなど、学内の各組織における将来計画策定や評価活動に役立てるためのマネジメント情報の学内公開を推進し、ウェブサイトでの一部学外公開を開始している。また､収集したデータの効率的な利活用を促進する観点からデータベースを開発し、収集したデータの 2 次活用を容易にしている。

○　教員の教育研究活動に関する情報を広く公開している情報データベース「九州大学研究者情報」は、毎年度全学的に更新を行っており、月ごとに 10 万件を超えるアクセス件数を維持している。

○　事務局及び各部局に「スポークスマン」を置き、全学連携組織である「広報部」を組織し、双方向の情報伝達体制を整備している。また、「東京オフィス」や「大阪オフィス」を開設し、同窓会活動の促進や百周年記念事業に向けた広報活動を展開している。さらに、広報誌の充実や、定期的な北海道大学との合同研究発表会等、全国規模の広報活動を展開している。

○　年 6 回発行する広報誌「九大広報」により、「高等研究院」、「百周年記念事業」等、特色ある取組について特集を組み、伊都キャンパスについて、特集号を発行し、オープン・キャンパス等を通じ学内外に幅広く配布、紹介を行っている。

【評定】　　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　　中期計画の記載 12 事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（参考）

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評定】　　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　　中期計画の記載 12 事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

〔①施設設備の整備・活用等、②安全管理〕

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　伊都キャンパスの整備では、「キャンパスマスタープラン 2001」に基づき、平成 19 年度の工学系の移転完了に続き、平成 20 年度には学部 1、2 年次を対象とした全学教育の場となる「センターゾーン」（全学教育関連施設、課外活動施設等計 9 棟）を整備し、平成 21 年度から全学教育を含む新たな教育研究を開始している。また、福岡県、福岡市及び地元自治体や産業界等と連携し、伊都キャンパスを核とした 「九州大学学術研究都市」構想を推進している。

○　施設マネジメントとして、共通施設の情報をウェブサイト上で提供するための「共通施設スペース管理システム」、施設の性能評価やライフサイクルコストを算出するための「施設運営費評価システム」、光熱水量等のエネルギー使用量の管理をするための「エネルギー管理システム」を導入しており、引き続き、計画的な維持管理や省エネルギーへ向けた効果が期待される。

○　薬品の使用履歴、在庫を一括管理する「化学物質（薬品）管理システム」を運用し、全学統一の管理体制を整備している。

○　平成 19 年度の研究費の不正使用防止にかかる取組以降、ヒアリング形式による学内モニタリングを継続実施するとともに、e-Learning を活用して、「適正な研究活動に向けた説明会」を受講できる制度を整え、全教職員が時間と場所を選ばず説明会に参加できるようになり、受講機会を大幅に確保できるよう工夫している。

○　平成 16～19 年度の評価結果において評価委員会が課題として指摘した、学生等の個人情報の流出については、研修会の開催、個人情報保護マニュアルの改訂等に取り組んでいるものの、平成 21 年度監査報告書でも記載されているとおり、規程やマニュアルを十分に理解した適正な個人情報保護に向けた継続的な取組が期待される。

【評定】　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　中期計画の記載 21 事項すべてが 「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（参考）

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評定】　中期目標の達成状況が良好である

（理由）　中期計画の記載 21 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

〔註〕九州大学ホームページ。

第 5 節　管理運営体制と財政

824　研究スーパースター支援プログラム―4＋2＋4 アクションプランの実行―

研究スーパースター支援プログラム

―4＋2＋4 アクションプランの実行―

（2004 年 12 月 3 日）

本年 4 月よりスタートした国立大学法人体制の構築と推進に対する、九州大学構成員の協力と支援に感謝致します。「法人化」という言葉の切り口は多種多様で、例えば、選択と集中、単一と多様、自由と責任・義務、競争と協調、集団と組織等が挙げられます。「集団と組織」ということ一つ捉えても、国立大学時代には各部局の教授会が運営・人事・学務・研究事項に関して基本的に決定権を持ち、九州大学はその様な部局

の集団でした。国立大学法人になり、理事会、教育研究評議会、経営協議会が各々責任を持って任務を遂行することによって、運営・財務も含めた大学に関する全ての事項に、集団としてではなく組織としての評価がより重要となってきました。その意味では、各理事の担当業務はコミットメントを伴っていますし、理事会の長である学長は大学運営・経営にリーダーシップを発揮することと中期目標・計画やロードマップの実行・完遂に向けて、常に全てに責任を負うことになります。

九州大学を教育・研究の世界的拠点として持続的に発展させるためには、教育・研究分野での″九州大学のブランド″作りが不可欠です。″九州大学のブランド″とは何かという定義は、社会が大学に何を求めているかによっても変わってきますが、教育・研究に於ける質の高さと学術的ピークの数、更に国際的認知度と考えても良いでしょう。卓越したブランド力のない大学には、優秀な学生や高度な能力を持つ研究者は集まって来ませんし、社会的波及効果のある産学連携や、実効ある国際交流も行なわれなくなります。

九州大学に於ける国際的に卓越した研究拠点作りには様々な仕掛けが必要です。そのためにはまず、研究レベルとアクティビティーが高く、独創的・創造的な研究者の獲得と研究集団の組織的構築が不可欠です。そのひとつとして執行部が責任を持って、「4＋2＋4 アクションプラン」（総長からのメッセージー法人化を越えて（2004 年 4 月 1 日）参照）の実行を構成員に対して目に見える形で示す必要があります。「研究スーパースター支援プログラム」は、①21 世紀 COE 拠点リーダー、②国内外に於いて専門研究分野のみならず、学術振興や社会連携で目覚しい活躍をし、九州大学の名前を世界レベルで広げ、研究者として確立した（senior）研究者と、③今後、九州大学あるいは日本を背負って立つ可能性がある将来のスーパースターとなることが期待される若手（junior）研究者を、九州大学が積極的に支援する制度です。特に、4＋2＋4 の最後の″4″は、研究費、研究者、研究時間、研究スペースに対する九州大学の積極支援を意味しています。この様な制度は、法人化に於ける″選択と集中″の切り口の実証であると理解していただきたいのです。

「研究スーパースター支援プログラムー4＋2＋4 アクションプランの実行」のための人選は、次のようなプロセスを経て決定致しました。前述しましたように、①21 世紀 COE プログラム拠点リーダー、②研究拠点リーダー（senior 研究者）、③若手研究リーダー（junior 研究者：スーパースター作り）の 3 つのカテゴリーに分け人選致しました。①に関しては、21 世紀 COE プログラムの拠点リーダーです。②に関しては、現在、九州大学の研究のリーダーとして既に大型プロジェクトを展開しているか、その学問的領域や学会で指導的立場にある教員とし、③に関しては、基本的に 45 歳以下で、研究活動が顕著で卓越した研究を現在行なっていると社会的に認知され、現在、研究にもっとも脂が乗り、かつ将来の日本あるいは九州大学を背負って立つ可能性の

ある教員としました。特に、②と③の人選に当たっては、複数の他大学関係者、元九州大学関係者からの情報を重視し、最終確認のために現九州大学関係者とも相談しました。更に慎重を期すために、九州大学ホームページの研究者情報から、候補教員の研究活動、研究費獲得状況、教育・研究成果、社会貢献等を詳細にチェックし、更に研究情報誌、インターネット情報、新聞・テレビ等情報を加味し、候補者を絞り込みました。人選は研究組織、学問領域にも配慮し、他研究機関から推薦が無かった研究領域における junior 研究者に関しては、再度複数の大学関係者に調査を依頼し、情報の確実性を期しました。執行部で絞り込んだ②、③の教員に対して、更に研究戦略委員会で最終チェックをお願いし、本プラグラムの趣旨に沿った相応しい研究者であるかを再確認し、最終的に下記の方々を「研究スーパースター支援プログラム」の支援対象者と決定致しました。今回、支援対象に入らなかった教員の中にも、九州大学には各々の研究分野で世界的に活躍し、今後、日本の研究を背負って活躍することを嘱望されている若手研究者が多数居ることも知っていますが、支援の為の研究費総額、換言すると支援対象者数にも限りのあることをご理解いただき、来年以降の選考に期待していただきたいと思っています。

九州大学は、教育・研究分野に於ける世界的拠点構築のために、10～20 年後を見据え、研究活動が卓越し、将来性のある研究組織と研究者個人に対して積極的に支援する 21 世紀 COE プログラムの九州大学版に先行投資することが不可欠ですし、中期目標・計画を着実に進めていかねばなりません。今後、21 世紀 COE プログラムの将来計画実施に向け、新たな教育・研究拠点構築も「研究戦略拠点構築プログラム」として実現、実行していきます。今回の「研究スーパースター支援プログラム」は、九州大学の世界的な教育・研究拠点作りに対する先行投資プランの一部であると、九州大学の構成員には理解していただきたいと思います。

平成 16 年 12 月 3 日

九州大学総長　梶山　千里

1～3 の支援に対する研究者名は以下のとおりです。

1. 21 世紀 COE 拠点リーダー

藤木幸夫（理学）、新海征治（工学）、前田三男（シス情）、名和田新（医学）、中尾充宏（数理）、松藤泰典（人環）、村上敬宜（工学）、栃原　裕（芸工）

2. 研究拠点リーダー（senior 研究者）

河野俊行（法学）、巌佐　庸（理学）、橋爪　誠（医学）、入江正浩（工学）、堀田善治（工学）、楠田哲也（工学）、安浦寛人（シス情）、都甲　潔（シス情）、割石博之（農学）、赤司浩一（医病）、伊藤早苗（応力）

3. 若手研究リーダー（junior 研究者：スーパースター作り）

山口輝臣（文学）、鏑木政彦（比文）、北川　宏（理学）、岩崎克則（数理）、牟田達史（医学）、兼松　隆（歯学）、片山　勉（薬学）、君塚信夫（工学）、石原達己（工学）、岸田昌浩（工学）、山本元司（工学）、島岡隆行（工学）、高木英行（芸工）、竹田正幸（シス情）、水野清義（総理）、佐々木一成（総理）、立花宏文（農学）、中山敬一（生医）、福井宣規（生医）、竹田　潔（生医）

〔註〕九州大学ホームページ。

825　九州大学高等教育審議会規則

（2006（平成 18）年 6 月 1 日施行）

九州大学高等教育審議会規則

平成 18 年度九大規則第 9 号

施　　行：平成 18 年 6 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 37 条の規定に基づき、高等教育審議会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条　高等教育審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　学部教育及び学府教育に係る基本方針に関すること。

(2)　学部教育と学府教育の連携に係る基本方針に関すること。

(3)　ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に係る基本方針に関すること。

(4)　学位に係る重要事項に関すること。

(5)　教務事務に係る重要事項に関すること。

(6)　その他学部教育及び学府教育に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条　高等教育審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　総長

(2)　理事

(3)　総長特別補佐

(4)　各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、教育学部長、各附置研究所長、病院長、附属図書館長、高等教育開発推進センター長、情報基盤センター長、健康科学センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長

(5)　事務局長

（委員長）

第 4 条　高等教育審議会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2　委員長は、高等教育審議会を主宰する。

（教務委員会）

第 5 条　高等教育審議会に、次に掲げる事項の審議を行わせるため、教務委員会を置く。

(1)　学部教育及び学府教育に係る共通事項に関すること。

(2)　学位に係る具体的事項に関すること。

(3)　教務事務に関すること。

(4)　その他学部教育及び学府教育に関すること。

第 6 条　教務委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(2)　高等教育開発推進センター長

(3)　各学部から選ばれた教授　各 1 人

(4)　各学府から選ばれた教授　各 1 人

(5)　言語文化研究院の教援のうちから選ばれた者　1 人

(6)　健康科学センターの教授のうちから選ばれた者　1 人

(7)　留学生センターの教授のうちから選ばれた者　1 人

(8)　学務部長

(9)　その他委員長が必要と認めた教授　若干人

2　前項第 3 号から第 7 号まで及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員は、総長が任命する。

5　教務委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

6　委員長は、教務委員会を主宰する。

7　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第 7 条　教務委員会に、特定の事項について調査、検討等を行わせるため、次に掲げる専門委員会を置く。

(1)　全学教育専門委員会

(2)　学府共通教育専門委員会

(3)　21 世紀プログラム専門委員会

(4)　教職課程専門委員会

2　前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（全学 FD 委員会）

第 8 条　高等教育審議会に、次に掲げる事項の審議を行わせるため、全学ファカルテ

ィ・ディベロップメント委員会（以下「全学 FD 委員会」という。）を置く。

(1)　全学の FD に関すること。

(2)　部局等の FD に係る連絡調整に関すること。

(3)　授業に係る各教員のコミュニケーション能力の強化に関すること。

(4)　その他全学の FD に係る事項に関すること。

第 9 条　全学 FD 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(2)　高等教育開発推進センター長

(3)　各学部から選ばれた教授　各 1 人

(4)　各学府から選ばれた教授　各 1 人

(5)　言語文化研究院の教授のうちから選ばれた者　1 人

(6)　健康科学センターの教授のうちから選ばれた者　1 人

(7)　留学生センターの教授のうちから選ばれた者　1 人

(8)　学務部長

(9)　その他委員長が必要と認めた教授　若干人

2　前項第 3 号から第 7 号まで及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員は、総長が任命する。

5　全学 FD 委員会に委員長を置き、 総長が指名する理事をもって充てる。

6　委員長は、全学 FD 委員会を主宰する。

7　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第 10 条　全学 FD 委員会に、全学教育に係る FD について調査、検討等を行わせるため、全学教育ファカルティ・ディベロップメント専門委員会（以下「全学教育 FD 専門委員会」という。）を置く。

2　全学教育 FD 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（議事）

第 11 条　高等教育審議会、教務委員会及び全学 FD 委員会（以下「審議会等」という。）は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　審議会等の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 12 条　審議会等が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務）

第 13 条　審議会等に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部教育企画課において処理する。

（雑則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、審議会等の運営等に関し必要な事項は、当該審議会等においてそれぞれ定める。

附　則

1　この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2　九州大学教育審議会規則（平成 16 年度九大規則第 15 号。以下「審議会規則」という。）及び九州大学全学教育機構委員会規則（平成 16 年度九大規則第 16 号。以下「機構委員会規則」という。）は、廃止する。ただし、機構委員会規則第 10 条に規定する各実施部会については、九州大学高等教育開発推進センター規則（平成 18 年度九大規則第 4 号）第 3 条第 2 項に規定する学部共通教育推進部門の業務の一部を行わせるため、平成 18 年度の前学期が終了するまでの間存続するものとする。

3　この規則施行の際現に審議会規則の規定に基づき、教務委員会の委員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4　この規則施行後最初に任命される第 9 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 9 号の委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

826　教員の報奨制度について

（「プレスリリース」　2006（平成 18）年 12 月 15 日）

教員の報奨制度について（研究・産学官連携関係）

概　要

本学教員の研究及び産学官連携活動に関し、全学の研究の活性化と財務上の貢献が特に顕著な教員に対して、総長表彰の副賞として報奨金を授与するものである。

■背　景

全教職員の業績の集積が大学の業績に繋がるものであり、九州大学の飛躍的発展のために、教職員の業績評価とそれに基づくインセンティブの付与が望まれている。

■内　容

本学の教員のうち、当該年度において、次の何れかに該当する外部資金の獲得実績等が特に顕著な者を対象とし、報奨金を授与する。ただし、対象者が人文・社会科学系の場合は、第 1 号から第 7 号に定める獲得額の 2 分の 1 以上に相当する額をもって対象とする。

(1)科学研究費補助金等を 1 億円以上獲得した者
(2)受託研究費を 1 億円以上受入れた者
(3)科学研究費補助金等を 3 千万円以上獲得した者
(4)受託研究費を 3 千万円以上受入れた者
(5)共同研究費を 3 千万円以上受入れた者
(6)科学研究費補助金等、受託研究費及び共同研究費の獲得合計額が 1 億円以上となる者
(7)科学研究費補助金等、受託研究費及び共同研究費の獲得合計額が 3 千万円以上となる者
(8)その他研究及び産学官連携活動に関し、全学の研究の活性化と財務上の貢献が特に顕著であると認められる者

報奨金の額は、上記(1)(2)(6)の該当者には、50 万円、(3)(4)(5)(7)の該当者には、15 万円、(8)の該当者には、50 万円又は 15 万円とする。

実施時期は、平成 19 年 4 月 1 日を予定している。

■効　果

報奨制度の導入により、本学教員の研究及び産学官連携活動に関し、全学の研究の活性化と財務上の貢献が特に顕著な教員に対してインセンティブを付与することができ、今後の研究の活性化と産学官連携活動を推進すると共に、競争的研究資金及び外部資金獲得の増加を図る。

■今後の展開

この制度の対象は、当面、研究及び産学官連携活動を対象としているが、今後、全教職員を対象とした業務貢献者に対してインセンティブを付与することについて、検討する。

教員の報奨制度について(ベストティーチャー賞)

概　要

九州大学では、全学教育科目の授業において、他の教員の模範となる授業の実践、優れた教科書や教材の作成・提供、教育改善への貢献及び全学教育の実施・運営に顕著な功労があった教員を表彰し、本学の教育目標達成並びに教育の質の向上・改善を図ります。

■背　景

本学では、従来から学生による授業評価や教員による自己点検評価を行ってきておりますが、それらの結果を共有したり、他の教員の模範となる授業を実践された教員を高く評価・顕彰する場がありませんでした。

また、一方では、平成 14 年の中央教育審議会答申（「新しい時代における教養教

育の在り方について」）において、教養教育の重視が叫ばれ、その再建が強く求められるなど、近年、教養教育の重要性が再認識されてきています。このような状況下において、教養教育を意義のあるものとして真にその充実と質の向上を図るためには、全学教育の実施責任体制を整備することと併せて、熱意と情熱を持って真摯に教育にとりくんでいる教員を高く評価し、顕彰することが何よりも必要であるという全学の総意を得ました。

■内　容

表彰の種類は、「全学教育優秀授業賞」と「全学教育功労賞」の 2 種類となっております。

「全学教育優秀授業賞」は、全学教育科目において優れた授業を実践したと認められた教員を 10 名程度表彰するもので、教員及び学生からの推薦により、毎学期、選考委員会において選考することとしております。

「全学教育功労賞」は、①優れた教科書を著した教員、②優れた教材を作成・提供し、教育改善に貢献があった教員又は③全学教育の実施運営に顕著な功労があった教員を、合わせて 5 名程度表彰するものです。優れた教科書を著した教員及び優れた教材の作成・提供した教員にあっては、教員からの推薦により、全学教育の実施運営に顕著な功労があった教員にあっては、全学教育専門委員会委員からの推薦により、年度毎に選考委員会において選考することとしております。

選考結果は、選考委員会の委員長が総長へ報告し、総長が表彰候補者を決定します。

被表彰者には、開学記念日に表彰状を授与するとともに、報奨金として 15 万円を支給することとしています。

■効　果

他の教員の模範となる教員を表彰することによって、本学の教育目標達成並びに教育の質の向上及び改善を図ることを目的としております。

また、表彰の対象となった活動内容については、被表彰者から授業参観、使用された教科書・教材の提供、九州大学教育情報等への寄稿、全学 FD 等の研修会における講演等への協力を得て、本学の教育活動に活用することにしております。

■今後の展開

表彰された優れた教育活動の事例を集積し、これらを教員間で共有しながら活用することは、本学教員全員が全学教育を理解する契機となり、全学教育全体の質の大いなる向上に結びつくものと期待されます。

827　活力に富み国際競争力のある大学・大学院の構築に向けて

（「プレスリリース」　2007（平成19）年2月26日）

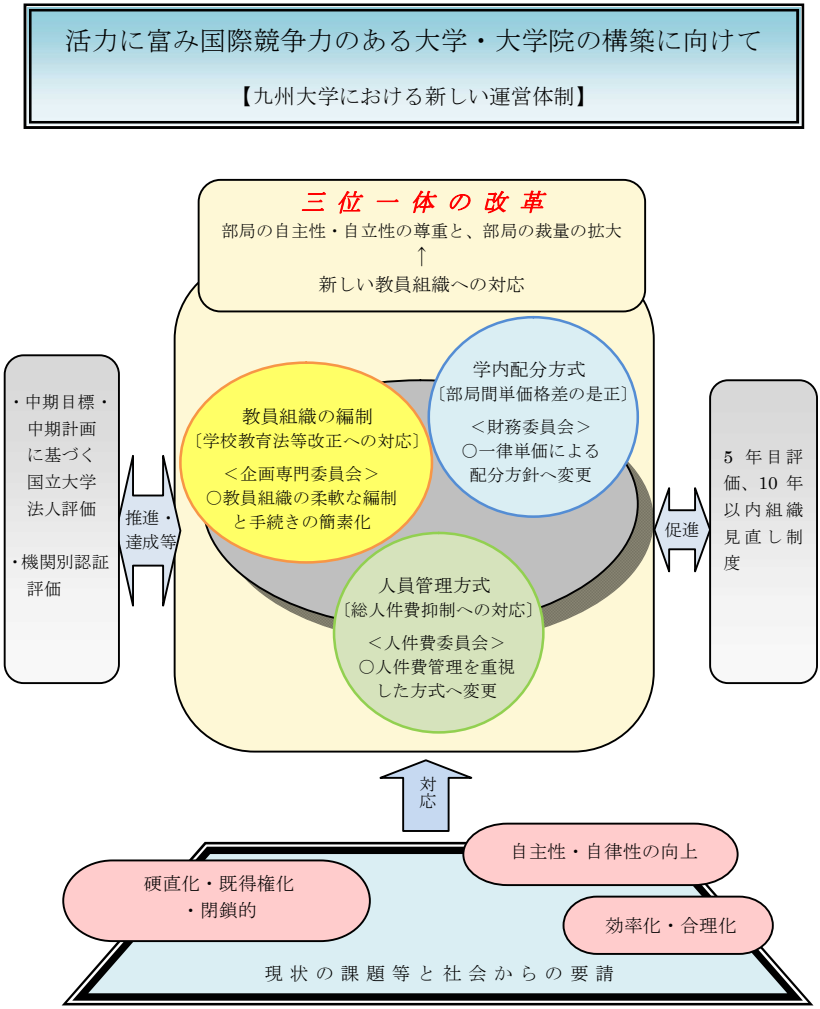

828　教員組織の改編等に係る学内手続の見直し

（「プレスリリース」　2007（平成 19）年 2 月 16 日）

教員組織の改編等に係る学内手続きの見直し【概要】

―教育研究の進展等に応じた柔軟な組織編制や、

部局の自主的・自律的な取組への対応―

背景：大学設置基準等の改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）

【改正の趣旨（講座制・学科目制に関する規定を削除）】

各大学において、それぞれの目的・理念に基づいて、各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制が確保されることが必要であることから、具体的な教員組織の編制は、各大学において、当該大学や学部等の目的を達成するための教育研究の活性化が図られるよう、自由に設計できることとされた。

なお、講座制・学科目制に関する規定の削除は、各大学が、これらを採ることを否定するものではなく、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採ることも可能とされている。

【参考：本学における現行の教育研究組織】

○平成 12 年 4 月　学府・研究院制度を導入

学府及び研究院では大講座制、学部では大学科目制を採用

・学内規則

「九州大学学則」

本学に置く組織等として、学部及び学科、学府及び専攻、研究院及び部門、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター、情報基盤センター、学内共同教育研究施設、学部等の附属施設、機構、推進室等及び事務組織を規定

「九州大学の講座及び学科目に関する規則」

本学の学部又は学科に置く学科目（医学部保健学科にあっては、講座。）並びに大学院の学府の専攻に置く講座及び研究院の部門に置く講座の種類その他必要な事項を規定

教員組織の改編等に係る学内手続きの見直し

大学設置基準等の改正を踏まえ、本学では、教育研究の活性化が図られるよう学府・研究院制度の基本的な仕組みは維持しながら、大学や学部等の目的を達成するための教員組織の改編等に係る学内手続きの見直しを行う。

※教員組織改編等の学内手続き見直しイメージ・・・別紙 1

【学内手続きの見直しに伴う効果】

大学や学部等の目的を達成するための教育研究の更なる活性化

・教育研究の質の保証を図りつつ、教育研究の進展等に応じた柔軟な教員組織の編制による、機動的な教育研究の展開

部局長のリーダーシップに基づいた部局の自主的・自立的な取組の促進

・教員組織編制に係る意思決定の迅速化と、業務負担の軽減

学内組織改編等手続きの見直しイメージ　　別紙

【学生定員及び学位の変更並びに経費要求を伴わない組織改編】

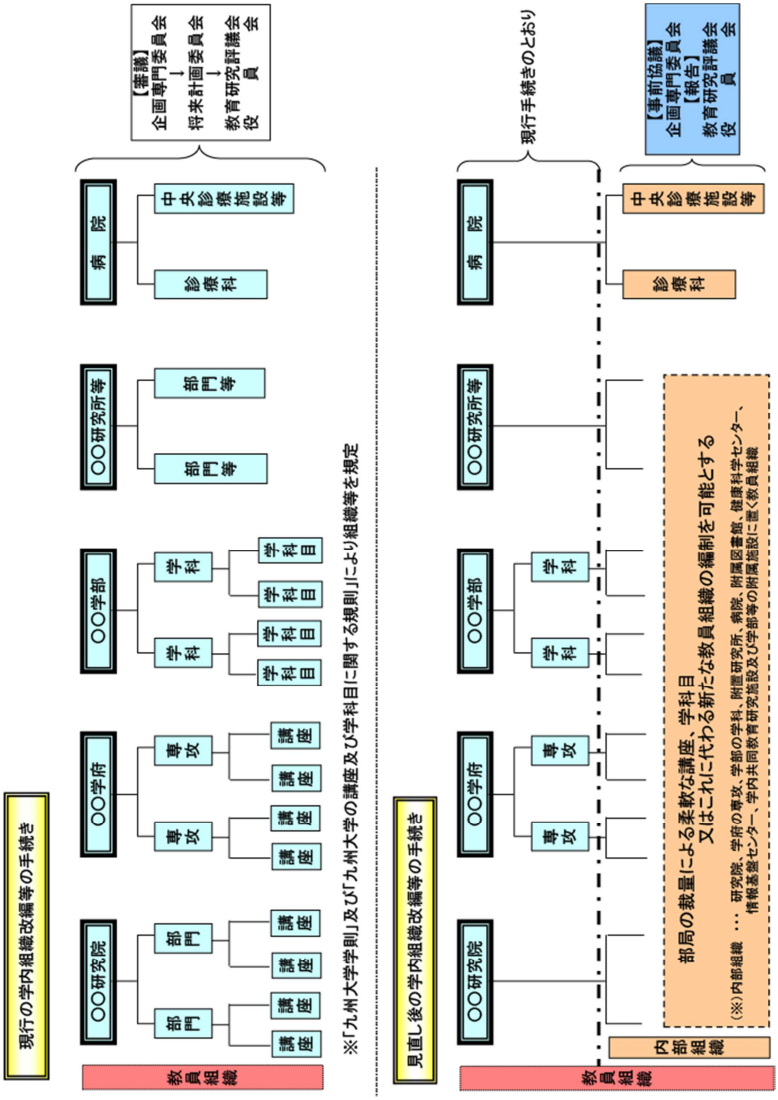

※破線以下は、その教員組織の編成方針（配置人員の範囲内）を企画専門委員会へ事前協議（現在の学内審議用の書式）を行った後、教授会（学府・研究院・学部企画調整協議会での協議を含む）等での承認をもって行う。

※学科及び専攻の教育を責任もって担当する研究院等を規則で明確化する。
※部局は教員組織について、内規で定めるとともに学内外に公表する。
※大学は、設置基準上の職種別の選任教員数を各部局からの報告により確認等を行い、必要に応じて助言等を行う。

829　教員の人員（人件費）管理について

（「プレスリリース」　2007（平成19）年2月16日）

教員の人員（人件費）管理について［概要］

Ⅰ　導入の趣旨

平成 19 年度実施の新しい教員組織を契機に、現行の人員管理方式から、人件費管理を重視した方式へ変更することにより、部局の自主性・自律性の尊重と部局の裁量を拡大し、もって部局の組織改革や弾力化、活性化を図ろうとするものである。

Ⅱ　導入の背景

1　現行の教員の人員（人件費）管理は、法人化前の定員管理と同様、全学的に職種別の人員数により行っており、組織改革を含め、部局の裁量による人員配置のやり繰りを行う等のインセンティブに欠ける方式となっていること。

2　法人化後の国立大学の財務運営は、非常に厳しいものとなっており、特に人件費については、効率化係数による削減、「行政改革の重要方針」（H17. 12. 24 閣議決定）に基づく総人件費削減への対応等から厳しさを増す一方であり、さらには地域手当の支給率の引き上げへの対応等から、現在の凍結率（5%）では維持できないこと。

Ⅲ　新たな管理方式

1　部局別に「人員のポイント総数」と「人件費積算額」を設定する人件費管理方式とする。

2　毎年度、各部局の職種毎の配置人員数をポイント数値化し、その合計数から一定の凍結ポイントを控除した数を「部局人員のポイント総数」として提示し、併せて、各部局の配置人員数に基づき算出した部局基準積算額を調整し、「部局人件費積算額」として提示する。

3　各部局は、職種及び教員数について、「部局人員のポイント総数」及び「部局人件費積算額」の範囲内で柔軟に運用できることとする。

4　現在員の状況等により、「部局人員のポイント総数」又は「部局人件費積算額」を超えて運用せざるを得ないと認められる場合は、「全学留保分」により調整することとするが、原則として、今中期計画期間末（平成 21 年度末）までには、「部局人員のポイント総数」及び「部局人件費積算額」以内となるよう、部局において人事計画を策定することとする。

Ⅳ　全学留保分（人件費で今後対応すべき金額）及びポイントの控除

1　現行の管理方式では、財務上の課題や全学管理人員等の全学的課題への対応については、大学全体でやり繰りが可能であったが、人件費管理を重視した方式へ変更した場合、これらの人件費で今後対応すべき事項については、「全学留保分」として、部局に提示する前に確保する。

2　「部局人員のポイント総数」算出の際は、次の割合に相当するポイントを控除する。

①　現在実施している、財務上の課題対応及び全学管理人員の「基礎数」に係る凍結分 5%相当に対応するポイント

②　全学管理人員の「運用数」に対応する部局配置人員の約 2%相当に対応するポイント

※　②については、激変緩和措置として、今中期計画期間末までの 3 年で除し、平成 19 年度から平成 21 年度までの間、1 年あたり 0.67%相当に対応するポイントを控除することとする。

教員の人員（人件費）管理イメージ図

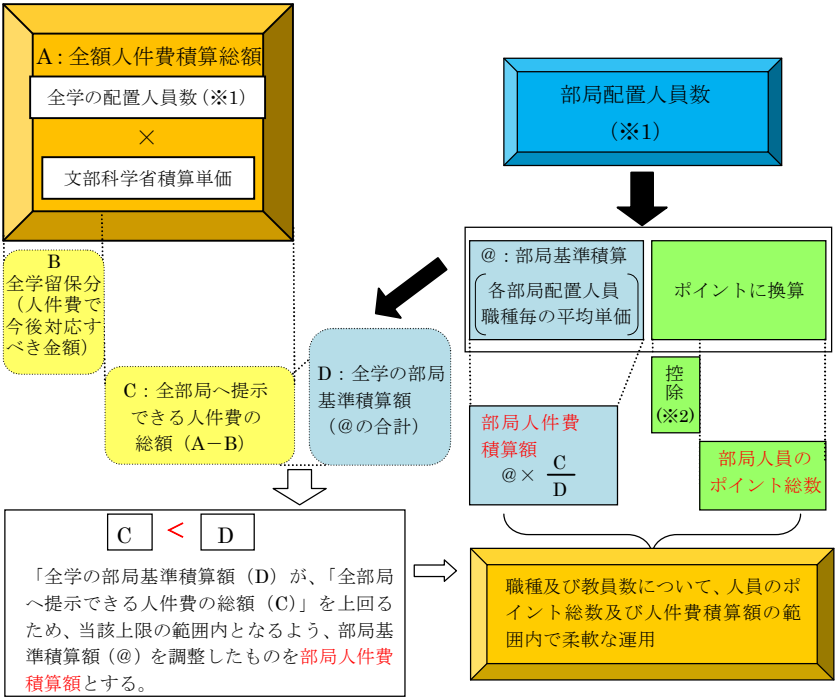

（※1）人員削減及び概算要求等による増減後の人員数
（※2）現行の 5%凍結及び全学管理人員の運用数に相当するポイント

新たな学内配分方式について

【配分イメージ】

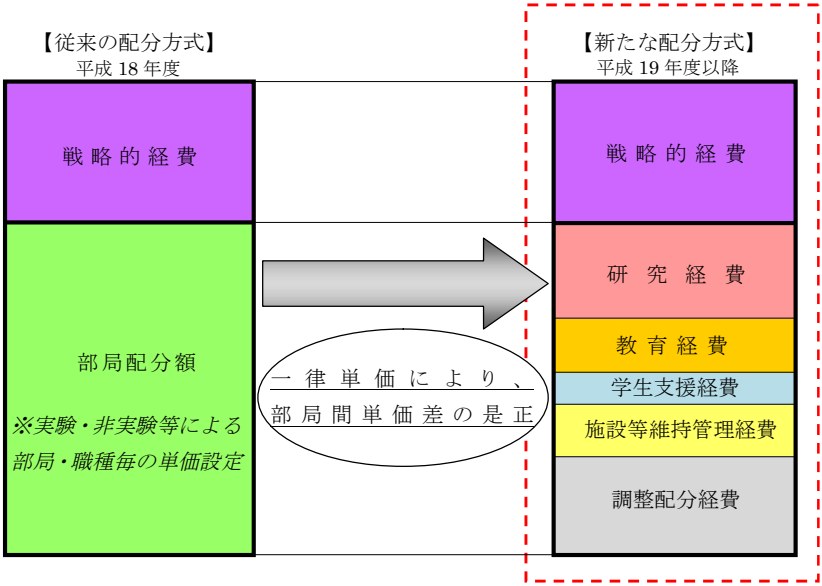

【配分方式】
・COE の構築を目指す先端的・学術的分野の教育研究等の活性化を図るための戦略的経費を確保
・基盤的な教育研究等を支えるための標準的な積算区分として、「研究経費」、「教育経費」、「学生支援経費」、「施設等維持管理経費」を明確化
・部局の将来構想に柔軟に対応するため、部局・職種毎の単価設定を廃止し、一律単価に員数、施設面積を乗じ算出
・部局の運営に支障を来さぬよう「調整配分経費」を配分
・運用にあたっては、部局の将来構想を踏まえ、配分総額の範囲において弾力的に使用可能

830　九州大学学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則

（2007（平成 19）年 4 月 1 日施行）

九州大学学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則

平成 18 年度九大規則第 41 号

施　　行:平成 19 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 3 条第 2 項及び第 6 条第 6 項の規定に基づき、学部及び学府（以下「学部等」という。）の教員組織の編制その他必要な事項を定めるものとする。

（学部の教員組織）

第 2 条　学部の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

(1)　学部には、その教育研究上の目的を達成するため、学部及び学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

(2)　学部は、学科（教育学部及び法学部にあっては、学部。以下同じ。）の教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組識を編制するものとする。

（学府の教員組織）

第 3 条　学府（専門職大学院を除く。以下この条において同じ。）の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

(1)　学府には、その教育研究上の目的を達成するため、学府及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

(2)　学府は、専攻の教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

（専門職大学院の教員組織）

第 4 条　専門職大学院の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

(1)　専門職大学院には、その種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

(2)　専門職大学院は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

（学部及び学府の教員）

第 5 条　学部等の教員は、原則として、次条に規定する責任部局の教員がこれを兼ねるものとする。

（責任部局）

第 6 条　別表の左欄に掲げる学科及び専攻の教育研究上の責任部局は、同表の右欄に掲げる部局とする。

（公表等）

第 7 条　学部等の教員組織については、学部長及び学府長が定め、公表するものとする。

附　則

1　この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2　九州大学の講座及び学科目に関する規則（平成 16 年度九大規則第 9 号）は、廃止する。

831　九州大学全学教育実施規則

（2007（平成 19）年 4 月 24 日施行）

九州大学全学教育実施規則

平成 19 年度九大規則第 2 号

施　行:平成 19 年 4 月 24 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学（以下「本学」という。）の全学教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（統括）

第 2 条　全学教育の実施に当たっては、高等教育開発推進センター（以下「センター」という。）が統括する。

（登録等）

第 3 条　本学の全ての教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）は、各教員が担当可能な全学教育科目の授業科目に応じて、第 6 条の全学教育科目部会に登録するものとする。

2　各授業科目の担当教員（以下「授業担当教員」という。）は、前項の登録に基づき、次条の全学教育運営会議において決定する。

3　第 1 項の登録の手続その他必要な事項は、高等教育開発推進センター長（以下「センター長」という。）が別に定める。

（全学教育運営会議）

第 4 条　センターに、全学教育の実施に係る次に掲げる事項を企画・実施するため、全学教育運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(1)　カリキュラムの編成に関すること。

(2)　シラバスの作成に関すること。

(3)　授業担当教員の割り振りに関すること。

(4)　授業の実施に関すること。
(5)　学期末試験の実施及び成績評価に関すること。
(6)　既修得単位等の学外学修成果に基づく全学教育科目への認定に係る成績評価等に関すること。
(7)　その他全学教育の実施に関すること。
2　運営会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。
(1)　センターの共通教育推進部長
(2)　センターの共通教育推進部の兼任教員
(3)　センターの専任教員のうちからセンター長が指名する者
(4)　次条の実施調整会議の議長
(5)　その他運営会議が必要と認めた者
3　運営会議に議長を置き、共通教育推進部長をもって充てる。
4　議長は、運営会議を主宰する。
5　運営会議の運営等に関し必要な事項は、運営会議が定める。
第５条　運営会議に、全学教育の実施に係る調整を行うため、全学教育科目の区分（九州大学全学教育科目履修規則（平成 16 年度九大規則第 88 号）第２条に規定する区分をいう。）に応じて、実施調整会議を置く。
2　各実施調整会議に議長を置き、当該実施調整会議の構成員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
3　各議長は、当該実施調整会議を主宰する。
4　各実施調整会議の名称その他必要な事項は、別に定める。
（全学教育科目部会）
第６条　センターに、第３条の教員が登録する組織として、授業科目の区分に応じて、全学教育科目部会（以下「科目部会」という。）を置く。
2　各科目部会に部会長を置き、当該科目部会に登録した教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
3　各部会長は、当該科目部会及び次条の授業担当者会議を主宰する。
4　各科目部会の名称その他必要な事項は、別に定める。
第７条　各科目部会に、当該科目部会に係る全学教育の実施に関し協議するため、授業担当者会議を置く。
2　各授業担当者会議は、当該授業担当者会議を置く科目部会の授業担当教員により構成する。
3　各授業担当者会議の運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。
（雑則）
第８条　この規則に定めるもののほか、全学教育の実施に関し必要な事項は、センタ

一長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

832　九州大学人事委員会規則

（2009（平成 21）年 10 月 1 日施行）

九州大学人事委員会規則

平成 21 年度九大規則第 26 号

施　　行:平成 21 年 10 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 37 条の規定に基づき、人事委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条　人事委員会は、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議する。

（組織）

第 3 条　人事委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　総長

(2)　理事

(3)　副学長

(4)　各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、教育学部長、各附置研究所長、病院長、附属図書館長、高等教育開発推進センター長、情報基盤研究開発センター長、健康科学センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長

(5)　事務局長

2　前項に掲げる委員のほか、総長が指名する総長特別補佐を委員に加えることができる。

（委員長）

第 4 条　人事委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2　委員長は、人事委員会を主宰する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した理事がその職務を代行する。

（人事制度企画委員会）

第 5 条　人事委員会に、人事制度の検討、企画及び立案を行わせるため、人事制度企画委員会を置く。

第６条　人事制度企画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(2)　人文科学研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、法務学府長及び教育学部長のうちから総長が指名する者　１人

(3)　理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長のうちから総長が指名する者　３人

(4)　医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長及び生体防御医学研究所長のうちから総長が指名する者　１人

(5)　比較社会文化研究院長、言語文化研究院長及び高等教育開発推進センター長のうちから総長が指名する者　１人

(6)　総合理工学研究院長、応用力学研究所長、先導物質化学研究所長及び健康科学センター長のうちから総長が指名する者　１人

(7)　病院長

(8)　教授のうちから総長が指名する者　若干人

(9)　事務局長

(10)　総務部長

(11)　財務部長

(12)　その他委員会が必要と認めた者

2　前項第２号から第６号まで、第８号及び第12号の委員の任期は、２年の範囲内で、総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員は、総長が任命する。

5　人事制度企画委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

6　委員長は、人事制度企画委員会を主宰する。

7　人事制度企画委員会に副委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。

8　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（人員管理委員会）

第７条　人事委員会に、人員の管理、運用及び人件費計画を行わせるため、人員管理委員会を置く。

第８条　人員管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者

(2)　人文科学研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、法

務学府長及び教育学部長のうちから総長が指名する者　1 人

(3)　理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長のうちから総長が指名する者　1 人

(4)　医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長、生体防御医学研究所長及び病院長のうちから総長が指名する者　1 人

(5)　比較社会文化研究院長、言語文化研究院長及び高等教育開発推進センター長のうちから総長が指名する者　1 人

(6)　総合理工学研究院長、応用力学研究所長、先導物質化学研究所長及び健康科学センター長のうちから総長が指名する者　1 人

(7)　事務局長

(8)　その他総長が必要と認めた者　若干人

2　前項第 2 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員の任期は、2 年の範囲内で、それぞれ総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員は、総長が任命する。

5　人員管理委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

6　委員長は、人員管理委員会を主宰する。

7　人員管理委員会に副委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。

8　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第 9 条　人事委員会、人事制度企画委員会及び人員管理委員会（以下「人事委員会等」という。）は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　人事委員会等の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 10 条　人事委員会等が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（総長の出席）

第 11 条　総長は、人事制度企画委員会及び人員管理委員会（以下「人事制度企画委員会等」という。）に随時出席し、審議に加わることができる。

（ワーキンググループ等）

第 12 条　人事制度企画委員会等に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

（事務）

第 13 条　人事委員会等に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部人事課において処理する。

（補則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、人事委員会等の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附　則

1　この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。

2　平成 21 年 8 月 31 日において、九州大学予算管理委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日施行。以下「予算委員会規則」という。）の規定に基づき、人件費委員会の委員に任命されている者は、この規則の第 8 条の規定に基づき人員管理委員会の委員に任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、予算委員会規則による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。